

転換期の島田市における 農業経営と社会

2019 年度

地域経済フィールドワーク実習報告書

東京大学農学部
環境資源科学課程
農業・資源経済学専修

2020 年 1 月

はしがき

日本の製茶会社のトップ10のうち、3社は静岡県に本社があり、さらにそのうち2社の本社が島田市にある。つまり、島田市は日本を代表する茶の生産地である。本報告書は、「地域経済フィールドワーク実習」を履修した大学三年生が、島田市で茶やその他の作物について農業生産者の皆様を訪ねて聞き取りを行った結果をまとめたものである。

聞き取り調査こそ2019年8月6日～9日の4日間という短さであったが、そこに辿りつくまで、2018年12月から始まる長い準備期間があった。専門課程に進み、農業の勉強を始めたばかりの実習生が、指導補助の大学院生（以下TA）の助けを借りながら、自身の問題意識を質問票の形にするには大変な努力が必要だった。また、聞き取り後の報告書執筆も、長い文章を書いたことのない実習生にとっては、苦勞の連続だったと思われる。

実習の主担当として、最後まで報告書を書き上げた実習生の成長に祝意を表するとともに、初学者の拙い質問に根気強くお付き合いいただいたばかりか、実習生に温かく接してくださった島田市の農業生産者の皆様に深く感謝したい。この実習と報告書の主役は農業生産者の皆様である。実習生が調査報告書の執筆を通し、島田市の農業の輝かしい歴史の証人となることを祈る。

聞き取り調査に先だって行った5月の予備調査では、森下伸弘様他JAおおいがわ島田営農経済センターの皆様、岡村暁子様を始めとする897.4茶屋の皆様にお世話になった。また、ふじのくに茶の都ミュージアムで永谷隆行先生、そして静岡大学の附属地域フィールド科学教育研究センター稲垣栄洋先生に、茶の特性や世界農業遺産「静岡の茶草場農法」について教えていただいたことは、学生がその後の聞き取りをする上での指針となった。そして、学生にとっては、何よりも株式会社まるとう茶園の茶工場で、法月秀登様を始めとする皆様に、荒茶の製造過程と共にお茶の入れ方をご教示いただいたことが、緑茶を身近に感じるきっかけになった。大学入学を機に一人暮らしを始め、日本茶を大人数で楽しむのは久しぶりだったという学生も多かったのではないかな。

また、8月9日の機関調査に際し、下田吉昭農業振興局長他JAおおいがわ藤枝統括本部の皆様と島田市役所市民協働課の松村竜次郎課長、堀崎大二郎様に大変お世話になった。

実習の締めくくりにあたる現地報告会では、島田市茶業振興会主催の茶業大会にて大勢の観衆を前に報告をさせていただくという大変晴れがましい機会を得た。茶業大会で染谷絹代市長に調査と報告について温かいお言葉を賜り、さらに夏の実習の際にご挨拶に伺った牛尾伸吾副市長と谷河範夫産業観光部長、そして聞き取りでお世話になった農業生産者の皆様に再びお目にかかれたことは、学生にとって大きな思い出になったのではないだろうか。

実習の受け入れを島田市役所をお願いした際には、稲垣先生と静岡県庁経済産業部農業局お茶振興課世界緑茶班西川博班長のお力添えをいただいた。実習後には4人の実習生が西川班長にお声をおかけいただき、11月の世界お茶まつりで茶草場農法をテーマにしたポスター報告をさせていただいた。西川班長に紹介された『子どもお茶小事典』（静岡県編著）は実習の教科書になった。その後、島田市出身の茶業史の泰斗大石貞男先生のご著書にも手を伸ばしたが、教員も実習生も未だに『子どもお茶小事典』を卒業できていない。

我々にとって何よりも幸運であったのは、実習の核である聞き取りの実施に際し、農林課の堀井直樹課長に農業者の生の声を聞く、地域を知るという実習の趣旨を深くご理解いただいたことであった。茶業振興室の宮地正枝室長、根岸宣之主査、農林課農業係の森下泰敬係長にも手厚いご支援を賜った。夏の聞き取り調査に際しては身成地区の島田市野外活動センター山の家にお世話になった。帰路においては、さすき園の大塚隆秀社長に多大なご支援を賜った。また、合宿については、農林課のほかにも、柴田葉子様他観光課の皆

様より有形無形のご支援を賜った。猛暑の中、訪問先も多く、移動距離の長い調査だったにもかかわらず、一人の病人も出さず、無事聞き取りを終えることができたのは島田市の皆様に温かく見守っていただいたおかげである。改めて御礼申し上げる。最後に激務の傍ら、敏腕を振るって、数々の我侷なお願いに対応して下さった茶業振興室の池田梨左主事には心よりの感謝を申し上げます。池田主事には学内の報告会にご足労いただいた上、報告書の原稿の下読みもお願いした。この実習自体が池田主事の作品かもしれない。

最後に、顧問の安藤光義先生と副担当の竹田麻里先生、そしてTAの石川清貴さん、河原玄さん、中田敢士さんからなるティーチングスタッフに深く感謝する。私はあらゆる意味で力が足りず、縦のものを横にするだけで主担当らしいことは何もせず、大変ご迷惑をおかけしたが、実習生が何とか報告書を書き上げたのは皆様のご尽力によるものである。

近年、海外で凄まじい日本産緑茶のブームが起きている。主担当の私も、実習直前の海外出張でその一端を目のあたりにする機会を得た。一方、国内の状況は正反対である。緑茶の価格が低迷する一方、ほうじ茶や和紅茶が人気を呼んでいる。緑茶人気は、海外と国内で「ねじれ」の状況にある。

島田市の生産者はこうした茶況を見据え、直販や和紅茶、ほうじ茶の生産等数々の先進的な取り組みを行ってきた。市役所も国内市場ばかりでなく、海外市場進出を見据え、有機農業の推進（茶栽培では日本独自の農薬を使用するため、検疫が大きな障壁になる場合もある）など、生産者の取組を支援する政策の数々を打っている。一方で、牛尾副市長からは、茶生産の最先端に行く島田市といえども全ての経営がいつも順調ではないとのお言葉を調査前にいただいた。島田市も原発事故の風評被害、生産力の高い九州の台頭といった静岡県茶業を取り巻く状況と無縁ではない。

大石先生が日本トップレベルの品質と太鼓判を押した島田市の茶ですらも、品質の高いものをただひたすら作ってればよいという時代は終わり、生産者自身が消費者に向かって直接アピールを求められる時代になってきた。裏を返せば、島田市は、茶業における旧来の流通体制の終わりを迎え、大きな転換期を迎えつつあると言えるのかもしれない。

実習が終わった今も、「生産者がお茶を生産し、加工して、販売するという当たり前のことがなぜ難しいのでしょうか」という大塚社長の言葉が頭から離れない。茶の独自性はあるかもしれないが、独自性のない作物はない。生産者と消費者をいかに結んで、生産者にいかに多くの利益を還元するか。それは、農業経済学における普遍的課題である。

地域経済フィールドワーク実習主担当
戸石 七生

2019年度 地域経済フィールドワーク実習 実施記録

1. 参加者

学部3年生 (11名)

折原優太 近藤諒一郎 住田悠 山下智也 宇都宮涼 倉部りり子 竹田駆
岩坂卓潔 馮智顕 松永悠希 松原秀平

オブザーバー

鄧辰潔 張思佳 清水里紗

大学院生ティーチング・アシスタント (3名)・大学院生補助員 (1名)

石川清貴 河原玄 中田敢士 渡辺愛

教員 (3名)

安藤光義 (教授) 戸石七生 (准教授) 竹田麻里 (助教)

2. 日程

2018年12月6日～	農村調査概論
2019年1月17日	
2019年4月10日	2019年度地域経済フィールドワーク実習開講
5月22～23日	予備調査 (全員参加)、島田営農経済センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、丸東製茶、897.4茶屋、静岡大学農学部附属地域フィールド科学教育研究センター (文部科学省認定教育関係共同利用拠点) 訪問
8月6～9日	本調査 (全員参加、生産者、並びに関係機関の調査)、交流会
1～2日目	生産者訪問、聞き取り
3日目	生産者訪問、聞き取り、交流会 (於: 魚喜代)
4日目	宿にて解散、関係機関調査 (島田市役所市民協働課、JAおおいがわ)
10月23日～	補足調査 (補足調査用質問票を郵送、FAX・郵送で回答を依頼)
11月13日	
11月10日	世界お茶まつりポスター報告 (一部参加、於グランシップ)
2020年1月20日	報告会 (於東京大学農学部弥生講堂アネックス)
1月31日	島田市茶業大会での現地報告会 (全員参加、於夢づくり会館)

近年の地域経済フィールドワーク実習（学生農村調査）報告書

1976 年度	喜連川町の農業構造	(栃木県塩谷郡喜連川町)
1977 年度	大栄町の農業構造	(千葉県香取郡大栄町)
1978 年度	小川町の農業経営の分析	(栃木県那須郡小川町)
1979 年度	玉村町の農業経営	(群馬県佐波郡玉村町)
1980 年度	干潟町の農業経営	(千葉県香取郡干潟町)
1981 年度	神栖町の農業構造	(茨城県鹿島郡神栖町)
1982 年度	東庄町の農業構造	(千葉県香取郡東庄町)
1983 年度	大滝村の経済と生活	(埼玉県秩父郡大滝村)
1984 年度	岩間町農業の現状と分析	(茨城県西茨城郡岩間町)
1985 年度	多古町の農業経営	(千葉県香取郡多古町)
1986 年度	三春町の農業経営	(福島県田村郡三春町)
1987 年度	富岡町の農業経営	(福島県双葉郡富岡町)
1988 年度	富里町の農業経済	(千葉県印旛郡富里町)
1989 年度	変貌する神川町農業	(埼玉県児玉郡神川町)
1990 年度	山田町の農業構造	(千葉県香取郡山田町)
1991 年度	佐倉市農業の現状と課題	(千葉県佐倉市)
1992 年度	海上町の農業構造	(千葉県海上郡海上町)
1993 年度	白子町農業の現状と展望	(千葉県長生郡白子町)
1994 年度	甘楽町の農業白書	(群馬県甘楽郡甘楽町)
1995 年度	湯津上村の農業白書	(栃木県那須郡湯津上村)
1996 年度	北浦村の農業白書	(茨城県行方郡北浦町)
1997 年度	鹿沼市農業の現状と展望	(栃木県鹿沼市)
1998 年度	昭和村農業	(群馬県利根郡昭和村)
1999 年度	北橋村農業	(群馬県勢多郡北橋村)
2000 年度	遠野市附馬牛町を中心とした農業と地域社会	(岩手県遠野市)
2001 年度	農家の経営と暮らし	(福島県相馬郡飯舘村)
2002 年度	岩井市農業	(茨城県岩井市)
2003 年度	中山間地域農業の展開と展望	(群馬県吾妻郡吾妻町)
2004 年度	挑戦する角田農業	(宮城県角田市)
2005 年度	大規模野菜生産地域の農業経営	(千葉県銚子市)
2006 年度	地域農業の多様な展開	(長野県飯田市)
2007 年度	山梨県南アルプス市における農業と経済	(山梨県南アルプス市)
2008 年度	長野県伊那市の農業経営と農村問題	(長野県伊那市)
2009 年度	茨城県水戸市の農業経営	(茨城県水戸市)
2010 年度	大規模畑作地帯における農業経営とその展開	(群馬県沼田市利根町)
2011 年度	伊佐沢における農業・農村活動と地域活動	(山形県長井市)
2012 年度	八丈島の経済活動と暮らし	(東京都八丈町)
2013 年度	雫石町の農業と地域社会	(岩手県雫石町)
2014 年度	鮫川村の食と農を活かしたむらづくり	(岩手県鮫川村)
2015 年度	豪雪中山間地域の農業振興と地域活性化	(新潟県十日町市)
2016 年度	茨城県八千代町の農業経営	(茨城県八千代町)
2017 年度	千葉県南房総市の農業経営と展望	(千葉県南房総市)
2018 年度	山梨県南アルプス市の農業と地域経済	(山梨県南アルプス市)

目次

はしがき	i
2019 年度 地域経済フィールドワーク実習 実施記録.....	iii
近年の地域経済フィールドワーク実習（学生農村調査）報告書タイトル一覧	iv
目次.....	v
第 1 部 島田市について	
序章 対象地域と調査の概要 山下智也・松永悠希・宇都宮涼	1
第 2 部 農業経営と地域社会	
第 1 章 茶園の賃貸借についての分析 折原優太	18
第 2 章 茶生産者における技術と意思決定権の継承時期についての考察 馮智顕.....	29
第 3 章 島田市の農業における女性参画の実態 松永悠希	45
第 4 章 島田市における 6 次産業化の現状と展望 岩坂卓潔.....	61
第 5 章 消費者への直接販売 住田悠	70
第 6 章 島田市の農業経営におけるふるさと納税返礼品の提供の決定要因 山下智也....	80
第 3 部 環境と農業	
第 7 章 島田市の茶生産における有機農法導入の要因分析 竹田駆.....	95
第 8 章 茶生産者の茶草場農法選択要因の分析 近藤諒一郎.....	106
第 9 章 茶草場農法における労働量 倉部りり子	117
第 10 章 茶草場農法に対する茶生産者の認識 宇都宮涼	126
第 11 章 世界農業遺産に対する茶生産者の認識と期待 松原秀平	137
補論 1 茶草場農法体験記 倉部りり子	147
補論 2 JA おおいがわにおける部門間のバランスと連携に向けた取り組み 清水里紗.....	151
ポスター 1 島田市の茶草場農法に関する意識調査.....	154
松原秀平・近藤諒一郎・石川清貴・河原玄	
ポスター 2 島田市の茶草場農法の実態に関する調査	155
宇都宮涼・倉部りり子・中田敢士	
あとがき 石川清貴・河原玄・中田敢士	156

序章 島田市の概要

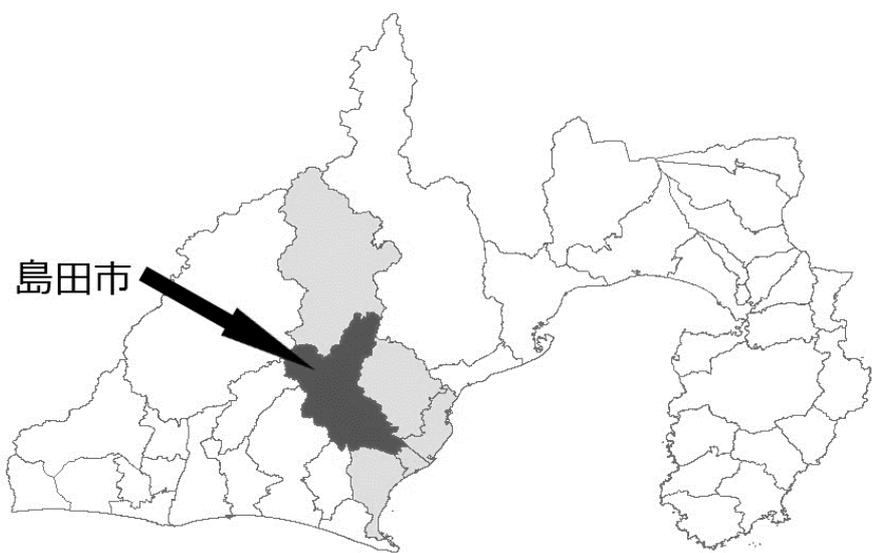
山下智也・松永悠希・宇都宮涼

1. 島田市の基本情報

1) 地理

(1) 地理と地形

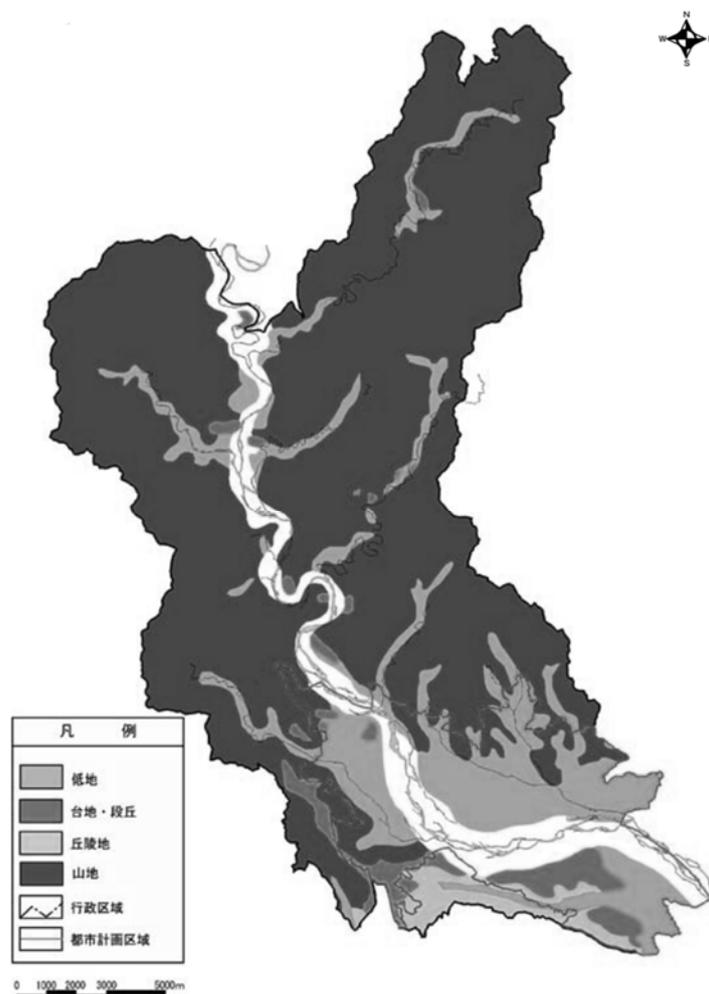
島田市は静岡県のほぼ中央の志太榛原地域に位置する(地図0-1-1)。志太榛原地域は明治期の静岡県志太郡および榛原郡とおおむね対応しており、市町村の合併・再編成を繰り返しつつも地域の一体感を維持している。島田市は、南アルプスから続く北部の山間地域と南部の牧之原台地、そしてその2つに挟まれた大井川の扇状地から形成されており(地図0-1-2)、南アルプスを水源とし駿河湾へとそそぐ大井川は、島田市の変化に富んだ地形を形成するとともに市を東西に二分している。北は川根本町に接し、東は静岡市及び藤枝市に接している。西は浜松市、森町及び掛川市、南西部は菊川市、南は牧之原市に接し、東南部で吉田町及び大井川をはさんで焼津市に接している。



地図 0-1-1 志太榛原地域と島田市

出所) 竹田麻里作成

注 1) 色の着いている部分が志太榛原地域



地図 0-1-2 島田市の地形区分図

出所) 島田市都市計画マスタープランより抜粋

現在の島田市は平成17年の旧島田市と金谷町の合併、平成20年の川根町の編入を経て成立しており(地図0-1-3)、元々の地形的な違いもあって島田地区(旧島田市)、金谷地区(旧金谷町)、川根地区(旧川根町)はそれぞれ異なる農業構造や茶のブランドを有している。

後述のような温暖な気候に加え、水はけのよい土壌や大井川をはじめとした豊かな水資源により、島田市の環境はお茶づくりに適したものとなっている。茶葉は日照時間等の気候条件により成分に変化が生じるため加工方法が違ってくるが、島田市ではそれぞれの地域の特性を活かした様々な茶が作られている。大井川の上流域の山間地では朝夕の川霧が直射日光を遮るため、川根茶に代表される普通煎茶が主流である。一方、大井川の下流域では、太陽光を多く浴びた茶葉による深蒸し煎茶が作られている。

序章 島田市の概要



地図0-1-3 島田市の3つの地区

出所) 竹田麻里作成

島田市はかつて東海道の宿場町として栄えた土地であり、国道1号線や東名高速道路、東海道本線などが市を横断している。東京からは新幹線と東海道本線を乗り継ぎおよそ1時間半、自動車利用では東名高速道路吉田インターチェンジもしくは新東名高速道路島田金谷インターチェンジを利用しておよそ3時間で到着する。平成21年には島田市と牧之原市に跨る静岡空港（富士山静岡空港）が開港し、国内外への利便性が高まっている。

(2) 観光資源

観光名所としては、大井川鐵道のSLや蓬莱橋が知られている。

大井川鐵道は蒸気機関車（SL）の動態保存（運用可能な状態で整備・保存すること）を全国に先駆けて行い、SLの年間走行日数も日本一である。SLは新金谷駅―千頭駅（川根本町）間37.2kmを約1時間20分かけて走り、レトロな車内や大井川沿いののどかな車窓風景が支持を集めている。

蓬莱橋はもともと牧之原台地の開墾のために大井川に架けられた農業用の橋であるが、平成9年に「世界一長い木造歩道橋」としてギネスブックにも登録され観光客を集めている。その全長は897.4mに達する。

その他にも、お茶の歴史や文化を学ぶことができるふじのくに茶の都ミュージアムや、川根温泉、田代の郷温泉が観光名所として挙げられる。金谷茶まつりや「帯まつり」として知られる島田大祭などの伝統行事も数多く存在している。

2) 気候

島田市は中部山岳地域の南側に位置し、駿河湾の影響を受けた温かな太平洋岸式気候である。年平均気温は約15℃であり、九州と同等の暖かさである(図0-1-1)。冬に雪が降ることは平地ではほとんどないが、北部の山間部の標高が高い地域では数cmの降雪が記録されることもある。冬の季節風は山間部では弱い、大井川下流域では北西の季節風の影響により晴天で乾燥した日が続く。春から秋にかけては太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となる。

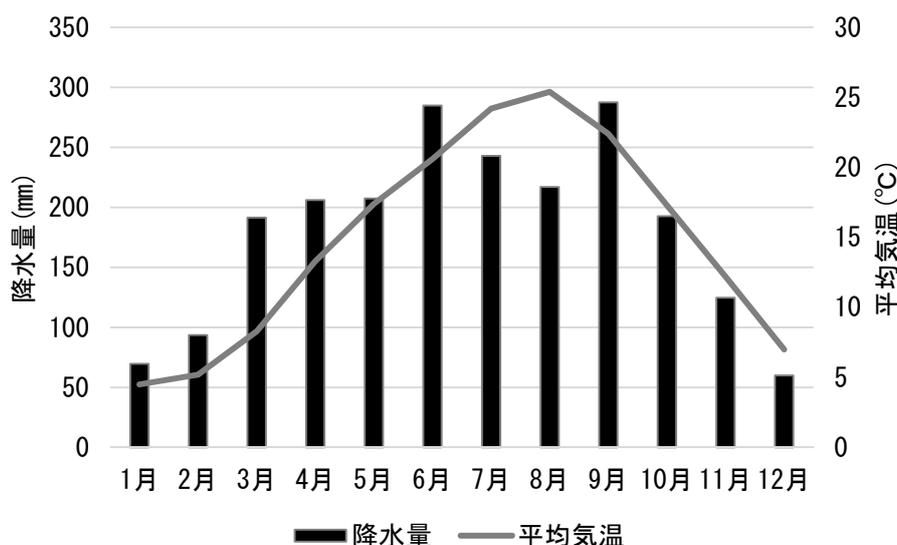


図0-1-1 島田市近郊の月別降水量および平均気温 (年・月ごとの平年値)

出所) 気象庁観測データより筆者作成

注1) 観測地点は菊川牧之原のアメダス(菊川市 倉沢北緯34度47.1分・東経138度08.3分地点)

注2) 平年値は1981年から2010年の30年間の観測値の平均をもとに算出している

3) 歴史

(1) 島田市の歴史

島田市の丘陵地には縄文時代の遺跡が多く分布しており、人々が古くから居住していたことがうかがえる。室町時代から江戸時代にかけては島田鍛冶と呼ばれる刀鍛冶集団が居住し、戦国時代には駿河国を領有した今川氏、隣国の武田氏、北条氏に刀を供給していたことが知られている。

江戸時代には、東海道の難所として知られる大井川の両岸の宿場町として島田宿と金谷宿が栄えた。江戸の防衛と駿府城の外堀としての位置づけから大井川に橋はかけられず渡し舟も禁止されていたため、大井川を渡る際には川越人足を雇う必要があった。大雨などで川の通行が禁止される際には旅行者は必ず島田宿か金谷宿に逗留する必要があったことから、これらの宿場町は大いに繁栄した。「箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川」という一節により大井川を越えることの困難さが伝えられている。また、川根地域では江戸

序章 島田市の概要

時代に大井川の上・中流域に広まったとされる茶の栽培が次第に盛んとなり、高級茶の産地としての地位を確立していった。

戊辰戦争の後、最後の徳川幕府将軍慶喜が駿府に蟄居したことは島田市の茶生産に大きな影響を与えた。将軍の警備を行っていた新番と呼ばれる旧幕臣たちが徳川家に従い牧ノ原台地の開墾を始めたことにより、牧ノ原台地は全国有数の茶産地となった。また、大井川の渡し舟が許可されたことで職を失った川越人足も同時期に牧之原台地に入植し茶生産を開始した。

第二次世界大戦後の昭和23年に市制執行し誕生した旧島田市は、昭和30年に六郷村、大津村、大長村、伊久身村と、昭和36年に初倉村と合併し面積を拡大した。平成17年には旧島田市と金谷町という双子都市が合併し、新たな島田市が誕生した。平成20年に川根町と合併し人口およそ10万人の都市となった島田市は、大井川の中核都市としての役割を担っている。

(2) 島田市出身の偉人

1921年に島田市で生まれた大石貞男は、1957年から静岡県茶業試験場に在籍し、1968年から1977年までの9年間同試験場長を勤めた。茶の生理生態や多収性の解明に関する研究に取り組み「おおいわせ」「やまかい」等の優良茶品種を育成する傍ら、地域の特色ある茶業史や食文化に関する独自の考察を自著で行った。その功績を認められ、日本茶業技術協会賞（1978年）、茶業功績者表彰（1994年）、茶文化功労賞（1997年）など数多くの茶業にまつわる表彰を受けた。

大石貞男は戦後の茶産業において産地の実態に即した茶生産の技術と経営を研究し、試験研究と農家の生産技術向上の架け橋となり戦後の近代茶生産技術の基礎を築いた。また、産地の歴史や伝統的栽培技術、製茶技術に学ぶ姿勢を貫き、地域の特徴ある茶生産こそが経営の安定化につながることを提唱した。

参考文献

大石貞男（2014）『大石貞男著作集2 静岡県茶産地史』農村漁村文化協会。

気象庁「菊川牧之原 平年値（年・月ごとの値、1981年から2010年）」

http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_amd_ym.php?prec_no=50&block_no=1335&year=&month=&day=&view=（2020年1月14日閲覧）。

島田市（2010）「島田市都市計画マスタープラン」

https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/1/0/1/8/8/2/_/4.pdf（2019年12月30日閲覧）。

2. 人口と産業

1) 島田市の主な産業と人口

表 0-2-1A に全国、静岡県、島田市の人口構成を示す。2015 年の国勢調査によると、島田市の人口は 98,112 人であり、65 歳以上人口割合は 29.5%と全国平均よりもやや高い。地区別にみると(表 0-2-1B)、金谷地区、川根地区では共に 30%を超え、特に山間地に位置する川根地区は 42.0%と中山間地域の平均 35%を大幅に上回る水準であり、高齢化が進行している。産業に関しては農林業をはじめ、製造業、観光業が発達している。特に、農業算出額の約 7 割をお茶が占め、全国有数のお茶の産地でもある島田市では、茶・コーヒー製造業が地域の基盤産業の一つとなっており、全国的な競争力を有する産業でもある。

表 0-2-2A の産業分類別就業者比率を見ると、第一次、第二次産業の就業者比率は全国、静岡県平均よりも高く、第三次産業就業率は平均よりも低い。第一次産業に関しては、島田市のなかでも農家世帯比率の高い金谷地区、川根地区で特に就業者比率が高いが(表 0-2-2B)、全国的傾向と同様に農業就業人口の減少、高齢化による農業の衰退が懸念される。

表 0-2-1A 島田市・静岡県・全国の世帯数と人口 (平成 27 年)

単位：世帯・人、(%)						
	島田市		静岡県		全国	
総世帯数	34,310		1,429,600		53,448,685	
農家世帯数	2,855	(8.3)	61,093	(4.3)	2,155,082	(4.0)
人口	98,112		3,700,305		127,094,745	
男	47,806		1,820,993		61,841,738	
女	50,306		1,879,312		65,253,007	
65歳以上人口	28,840	(29.5)	1,021,283	(27.8)	33,465,441	(26.3)

出所) 平成27年国勢調査、2015年農林業センサス

表 0-2-1B 島田市の地区別世帯数と人口 (平成 27 年)

単位：世帯・人、(%)								
	島田地区		金谷地区		川根地区		島田市全体	
総世帯数	26,401		6,248		1,661		34,310	
農家世帯数	1,652	(6.3)	741	(11.9)	462	(27.8)	2,855	(8.3)
人口	74,281		18,962		4,869		98,112	
65歳以上人口	20,686	(27.8)	6,108	(32.2)	2,046	(42.0)	28,840	(29.5)

出所) 平成27年国勢調査、2015年農林業センサス

表 0-2-2A 島田市・静岡県・全国の産業別就業者数 (平成 27 年、15 歳以上の就業者)

単位：人、(%)						
	島田市		静岡県		全国	
総数	51,219		1,865,154		58,919,036	
第一次産業	3,338	(6.5)	70,905	(3.8)	2,221,699	(3.8)
第二次産業	18,589	(36.3)	600,751	(32.2)	13,920,834	(23.6)
第三次産業	29,292	(57.2)	1,193,498	(64.0)	42,776,503	(72.6)

出所) 平成27年国勢調査

序章 島田市の概要

表 0-2-2B 島田市の地区別産業別就業者数（平成 27 年、15 歳以上の就業者）

単位：人、（%）

	島田地区	金谷地区	川根地区	島田市全体
総数	38,578	9,959	2,682	51,219
第一次産業	1,837 (4.8)	1,032 (10.4)	469 (17.5)	3,338 (6.5)
第二次産業	14,029 (36.4)	3,696 (37.1)	864 (32.2)	18,589 (36.3)
第三次産業	22,712 (58.9)	5,231 (52.5)	1,349 (50.3)	29,292 (57.2)

出所) 平成27年国勢調査

2) 島田市の農業と人口

表 0-2-3 に島田市における農家数の地区別内訳を示す。いずれの地区においても販売農家のうち農業所得を従とする第 2 種兼業農家の戸数が最も多くなっており、専業農家数がそれに続く。総世帯数が最も多い島田地区では総農家数も最も多いが、販売農家数の割合に関しては他の 2 地区に比べ小さく、自給的農家が多いという特徴がみられる。

表 0-2-3 島田市の地区別農家数（平成 27 年）

単位：戸

地区	総農家数	販売農家				自給的農家
		総数	専業農家	兼業農家		
				第1種	第2種	
島田地区	1652	939	285	191	463	713
金谷地区	741	499	139	155	205	242
川根地区	462	310	94	74	142	152

出所) 2015年農林業センサス

農家人口の構成は表 0-2-4 に示されるように、島田市全体で 15 歳未満人口が 10%を切っており、3 地区で比較するとその比率は島田地区が最も多く、川根地区で最も少ない。表 0-2-1 から川根地区は人口全体の高齢化比率が高いことが特徴的であったが、農家における子供の少なさも顕著である。

表 0-2-5A より、農業における年齢別就業人口比率は全国や静岡県の傾向と同様で、就業者の 65 歳以上の比率が 6 割程度と高く、他産業と比べても高齢化が目立つ。農業は島田市において比較的集積度が高い産業ではあるが、減少傾向にある就業者や高齢化率の高さなど、持続性に課題がある就業構造である。表 0-2-5B で市内をさらに地区別で比較すると、川根地区の農業人口の高齢化率は圧倒的に高い。他の 2 地区の 65 歳以上人口割合が 60%前後であるのに対し、川根は 70%近くと市全体に先駆けて農業者の高齢化が進んでいるのが特徴である。また、生産年齢人口割合は金谷地区が最も高いことがわかる。

序章 島田市の概要

表 0-2-4 島田市の地区別農家人口（平成 27 年）

単位：人、（％）

	島田地区		金谷地区		川根地区		島田市全体	
総数	3,769		2,077		1,068		6,914	
男 0～14歳	168	(4.5)	82	(3.9)	35	(3.3)	285	(4.1)
15歳～	1,702	(45.2)	956	(46.0)	489	(45.8)	3,147	(45.5)
女 0～14歳	164	(4.4)	83	(4.0)	35	(3.3)	282	(4.1)
15歳～	1,735	(46.0)	956	(46.0)	509	(47.7)	3,200	(46.3)

出所) 2015年農林業センサス

表 0-2-5A 性別年齢階級別の農業就業人口（平成 27 年、販売農家）

単位：人、（％）

	島田市		静岡県		全国	
総数	3,254		57,322		2,096,662	
男	1,648	(50.6)	29,217	(51.0)	1,087,617	(51.9)
15～29歳	57	(1.8)	804	(1.4)	41,695	(2.0)
30～49歳	163	(5.0)	2,751	(4.8)	103,972	(5.0)
50～64歳	400	(12.3)	6,771	(11.8)	242,666	(11.6)
65歳～	1,028	(31.6)	18,891	(33.0)	699,284	(33.4)
女	1,606	(49.4)	28,105	(49.0)	1,009,045	(48.1)
15～29歳	22	(0.7)	371	(0.6)	22,019	(1.1)
30～49歳	113	(3.5)	2,188	(3.8)	83,665	(4.0)
50～64歳	488	(15.0)	7,680	(13.4)	271,970	(13.0)
65歳～	983	(30.2)	17,866	(31.2)	631,391	(30.1)

出所) 2015年農林業センサス

表 0-2-5B 性別年齢階級別の農業就業人口（平成 27 年、販売農家）

単位：人、（％）

（島田市の地区別内訳）

	島田地区		金谷地区		川根地区	
総数	1,747		1,018		489	
男	860	(49.2)	530	(52.1)	258	(52.8)
15～29歳	31	(1.8)	21	(2.1)	5	(1.0)
30～49歳	79	(4.5)	74	(7.3)	10	(2.0)
50～64歳	201	(11.5)	132	(13.0)	67	(13.7)
65歳～	549	(31.4)	303	(29.8)	176	(36.0)
女	887	(50.8)	488	(47.9)	231	(47.2)
15～29歳	11	(0.6)	10	(1.0)	1	(0.2)
30～49歳	61	(3.5)	42	(4.1)	10	(2.0)
50～64歳	275	(15.7)	150	(14.7)	63	(12.9)
65歳～	540	(30.9)	286	(28.1)	157	(32.1)

出所) 2015年農林業センサス

3) 調査先の世帯の特徴 (家族経営のみ)

ここでは、調査対象 36 経営体のうち、家族経営農家 29 戸 (一戸一法人も含む) の状況を示し、島田市の農家全体の状況と比較する。表 0-2-6 に示したとおり、調査対象農家の世帯員数は平均 4 人であり、うち農業に従事している者は平均 3 人であった。これは島田市全体の傾向と大きく変わらない。次に、図 0-2 に調査先世帯の年齢構成を示す。島田市の販売農家の傾向と同様に、調査対象農家でも 65 歳以上の世帯員は全体の 4 割を占めているが、30~49 歳の割合は島田市全体と比べると 10%ほど高くなっている。一方、15~29 歳と 50~64 歳の人口が他の年齢化気球に比べると極端に少ないことから、調査対象農家の世帯員は世代間の偏りがあるといえる。

表 0-2-6 調査先世帯 (家族経営のみ) の特徴

単位：世帯、人／世帯

		調査先	島田市 (平成27年)
農家世帯数		29	2,855 (販売農家1,748)
世帯 当 たり	人員数	4.07	3.96
	農業従事者数	3.10	2.71
	農業就業者数	2.9	1.86

出所) 2015年農林業センサス、質問票

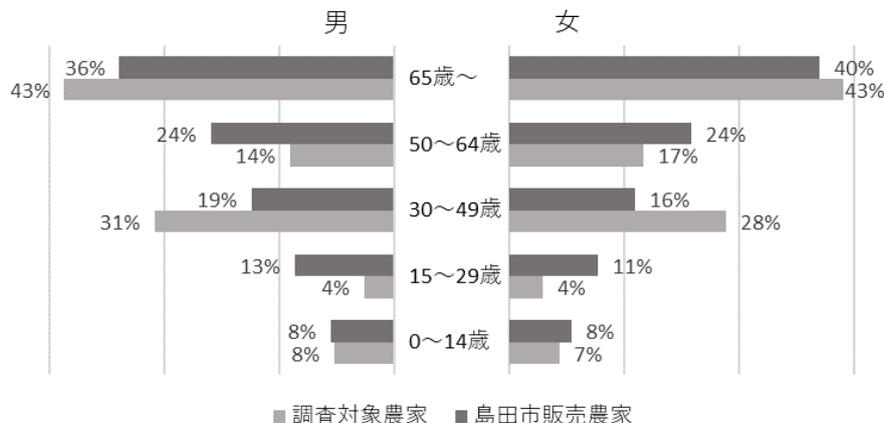


図 0-2 農家世帯員の性別年齢構成 (平成 27 年)

出所) 2015 年農林業センサス、質問票

注) 調査対象農家は年齢不詳 (男性 9 人、女性 7 人) を除く

参考文献

総務省「平成 27 年国勢調査」。

農林水産省「2015 年農林業センサス」。

島田市「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/9/7/4/7/5/_/kanseijinkoubijyon.pdf (2020 年 1 月 3 日閲覧)。

3. 農業

1) 農地

表 0-3-1 に島田市の耕地種類別経営耕地面積を示した。農林業センサス（2015 年）によると、島田市における 2015 年の茶の作付面積は 1,954ha であり、耕地総面積が 2,455ha であることから、経営耕地面積の観点からは、島田市の農業は茶業が中心であることが読み取れる。なお、表 0-3-1 に示された樹園地の総面積よりも茶の作付面積の方が大きく、みかんの栽培面積を考慮すると、島田市の樹園地のほとんどを茶が占めていると考えられる。

表 0-3-2 に島田市の経営耕地面積規模別経営体数を示した。2005 年から 2015 年にかけて 3.0ha 以上の経営面積の経営体数が大きく増加しており、経営耕地の集積が進んでいる。

表 0-3-1 島田市の耕地種類別経営耕地面積

経営耕地総面積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)
2,455 (100%)	443 (18.7%)	62 (2.4%)	1,950 (78.9%)

出所) 農林業センサス（2015 年）より筆者作成

表 0-3-2 島田市の経営耕地面積規模別経営体数

	0.3ha 未 満	0.3~ 0.5ha	0.5~ 1.0ha	1.0~ 1.5ha	1.5~ 2.0ha	2.0~ 3.0ha	3.0~ 5.0ha	5.0~ 10.0ha
2005 年	92 (3.6%)	598 (23.5%)	798 (31.4%)	432 (17.0%)	242 (11.0%)	280 (3.3%)	98 (3.9%)	3 (0.1%)
2010 年	9 (0.3%)	179 (6.7%)	484 (18.2%)	426 (16.0%)	371 (13.9%)	674 (25.3%)	463 (17.4%)	56 (2.1%)
2015 年	3 (0.1%)	127 (5.4%)	368 (15.6%)	311 (13.2%)	305 (12.9%)	595 (25.2%)	558 (23.7%)	90 (3.8%)

出所) 農林業センサス（2005 年・2010 年・2015 年）より筆者作成

注) ()内は全体に占める割合。2005 年の数値は川根町分を含む

2) 農業経営

まずは、島田市における農業経営の全体像を捉えたい。表 0-3-3 に島田市の農業経営体数を示した。

表 0-3-3 島田市の農業経営体数

	法人化していない 家族経営体数	法人化している 経営体数	農業経営体数
島田市 (2015 年)	1,773 (98.6%)	24 (1.3%)	1,799 (100%)
静岡県 (2015 年)	32,879 (97.5%)	685 (2.0%)	33,730 (100%)
全国 (2015 年)	1,358,468 (96.7%)	31,919 (2.3%)	1,404,488 (100%)

出所) 農林業センサス(2005 年・2010 年・2015 年)より筆者作成

注) ()内は全体に占める割合

島田市の農業経営体数は減少傾向にあり、2005年と比べて2015年は31.6%減少している。2015年は依然として家族経営が中心であり、全国や県と比べてその比率は高い。

表0-3-4に島田市の農産物販売金額規模別農家数の動向を示した。2005年と比べて2015年では、販売金額が100万円～300万円の農家が減少しているものの、1000万円以上の農家も減少している。

表0-3-4 島田市の農産物販売金額規模別農家数

販売金額	2005年		2010年		2015年	
	数	(%)	数	(%)	数	(%)
販売なし	121	(4.8%)	50	(2.3%)	55	(3.1%)
～50万円	238	(9.4%)	339	(15.5%)	325	(18.6%)
50～100万円	264	(10.4%)	326	(14.9%)	248	(14.2%)
100～200万円	410	(16.1%)	392	(17.9%)	294	(16.8%)
200～300万円	321	(12.6%)	255	(11.6%)	168	(9.6%)
300～500万円	375	(14.7%)	258	(11.8%)	203	(11.6%)
500～1000万円	431	(16.9%)	329	(15.0%)	266	(15.2%)
1000万円～	383	(15.1%)	242	(11.1%)	179	(10.2%)
計	2,543	(100%)	2,191	(100%)	1,738	(100%)

出所) 農林業センサス(2005年・2010年・2015年)より筆者作成

注) 数値は農家戸数、()内は全体に占める割合。2005年の数値は川根町分を含む

図0-3-1に島田市の農業経営者の年齢内訳を示した。農業経営者は55歳～79歳に多く、

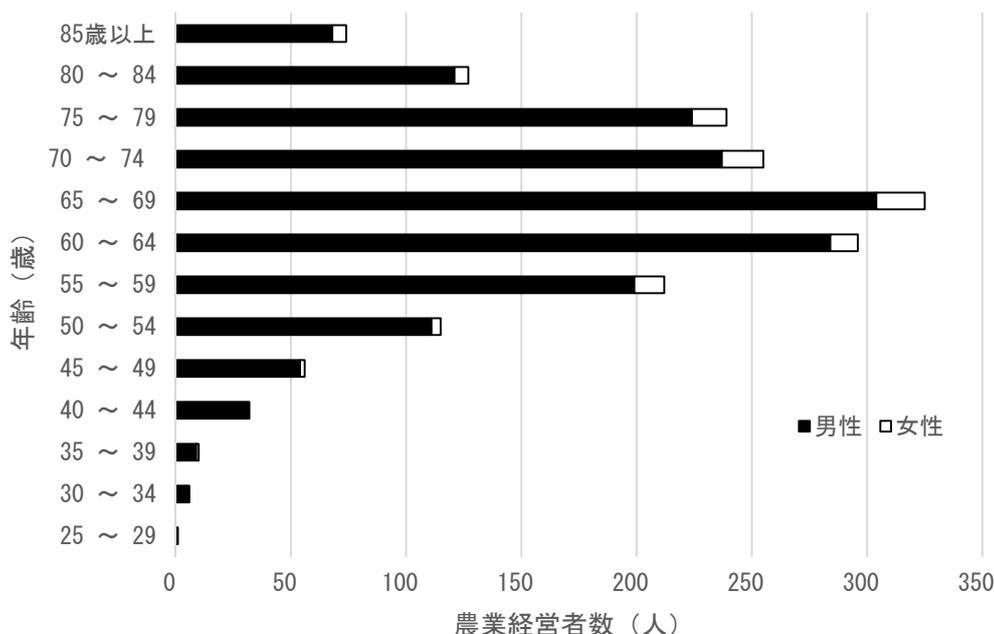


図0-3-1 島田市における農業経営者の年齢内訳

出所) 農林業センサス(2015年)より筆者作成

高齢化が進んでおり、後継者問題や意思決定権の委譲の問題が生じていると考えられる（第2章）。また、女性経営者の割合はどの年齢層においてもわずかであるが、農業経営体を代表していなくても農業経営に参画している女性も存在する（第3章）。

表 0-3-6 に島田市の農業産出額（推計）を示した。静岡県経済産業部農業局お茶振興課（2018）によると、2016年の島田市における茶産出額は48億円であることから、農業産出額の観点からも島田市の農業は茶業が中心であることが読み取れる。なお、茶産出額は生葉産出額と荒茶産出額を合計した金額となっている。その他にも、特産品である神座みかんやしいたけ、転作作物である冬レタスの生産も盛んである。表 0-3-7 は、温州みかん・その他柑橘・レタス・生椎茸の生産状況を示している。

表 0-3-6 島田市の農業産出額（推計）

計	米	野菜	果実	花き	工芸 農作物	畜産	加工 農産物	その他
849	66	158	37	35	328	34	180	11
(100%)	(7.8%)	(18.6%)	(4.4%)	(4.1%)	(38.6%)	(4.0%)	(21.2%)	(1.3%)

出所) 市町村別農業産出額（2017年）より筆者作成

注) 単位は1,000万円。()内は全体に占める割合

表 0-3-7 島田市における温州みかん・その他柑橘・レタス・生椎茸の生産状況

	温州みかん		その他柑橘		レタス		生椎茸
	栽培経 営体数	栽培 面積	栽培経 営体数	栽培 面積	作付経 営体数	作付 面積	生産量
島田市	150	42	41	x	155	119	48
静岡県	6,094	4,206	2,234	556	1,314	657	1,436
全国	50,842	30,799	36,770	15,971	33,700	15,331	66,957

出所) 農林業センサス（2015年）、静岡県森林・林業統計要覧（平成30年度版）、特用林産物生産統計調査（2014年）

注) 単位は、栽培面積・作付面積はha、生産量はt。表中でxは秘匿処理が施されている値を示す

次に、茶にフォーカスし島田市の農業経営を捉えたい。前述の通り、経営耕地面積と農業産出額のどちらの観点からも、島田市の農業は茶業が中心であると言える。茶業の特徴として、流通経路が多岐にわたり、ブレンドや二度の加工が行われることが挙げられる。静岡県における茶（煎茶）の生産・加工・流通の流れを図式化すると図 0-3-2 のようになる。茶生産者が収穫する葉は生葉と呼ばれ、1年の中で何番目かの収穫かによって一番茶・二番茶・三番茶・秋冬番茶と区別される。収穫後すぐに、生葉の酸化を止めるため、蒸したり揉んだりといった加工が行われる。そうして一次加工された茶を荒茶と呼ぶ。また、これら一次加工を行う施設は茶工場と呼ばれ、その利用形態は各生産者によって様々であり、個人の茶工場を所有し生産から一次加工までを生産者自身で行う場合もあれば、複数の生産者で茶工

場を所有し共同利用する場合が多い。加えて、茶工場を持つ茶商に生葉を売るケースもある。荒茶は、火入れや合組（ブレンド）といった二次加工が行われる。こうして完成した二次加工品を仕上茶と呼び、消費者が最終的に消費する茶として市場で販売される。

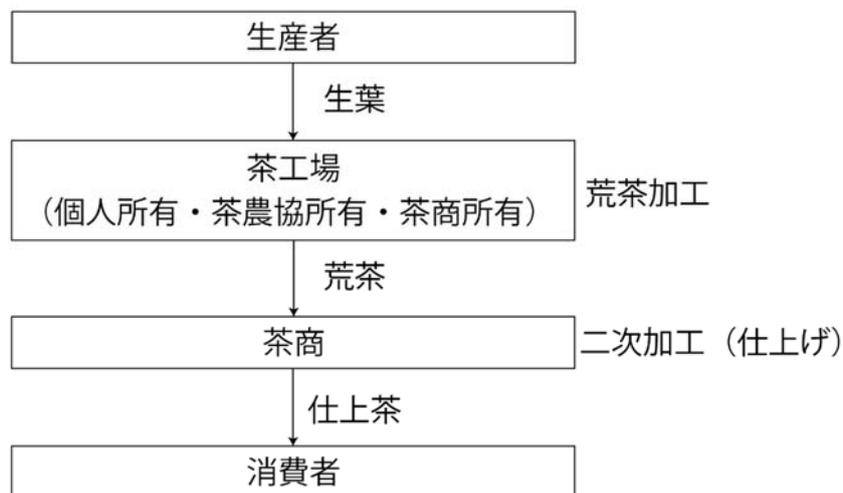


図 0-3-2 生産者から消費者への茶の流通経路

出所) 全国茶生産団体連合会・全国茶主産府県農協連絡協議会 (n. d.) をもとに筆者作成

茶業の経営形態を図式化すると図 0-3-3 のようになる。藤田 (2011) は茶業の経営形態を、生葉を生産して販売する「生葉売り」、複数の生産者が生産した生葉を共同製茶工場で加工する「共同製茶」、生産した生葉を個人で所有する茶工場で加工して販売する「自園自製」に分類しているが、個人で二次加工まで行い直接販売を行う「自園自製自販」を行っている場合もある (第5章)。

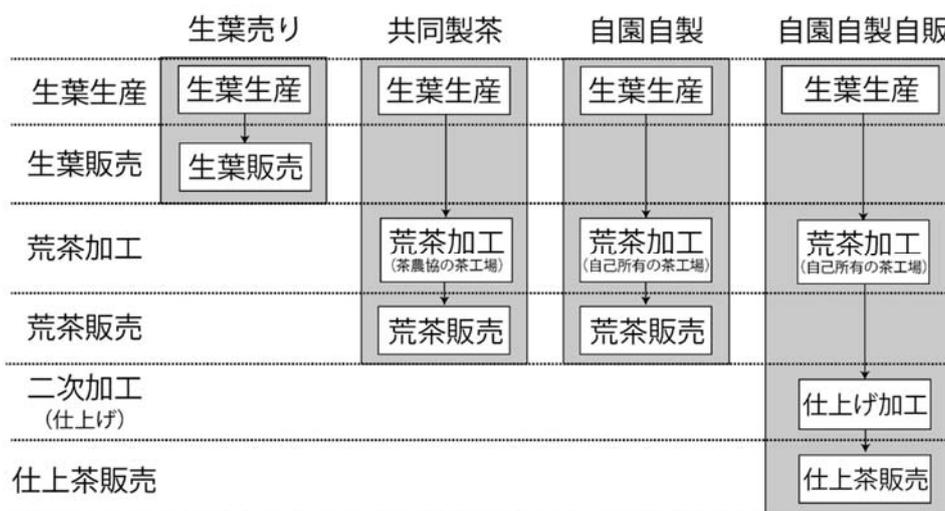


図 0-3-3 茶業の経営形態

出所) 藤田 (2011) をもとに筆者一部加筆

3) 「島田市緑茶化計画」と茶生産者の経営多角化

島田市では「島田市緑茶化計画」というプロジェクトにより、茶商だけではなく生産者や市内外の様々な業種と連携し、茶生産関連産業のプロモーションを行っている。

表 0-3-8 に島田市の農業経営体による農業生産関連事業の内訳を示した。農業生産関連事業を行っている 388 経営体のうち、約 92%が消費者への直接販売を行っており、農産物の加工は約 14%の経営体が行っている。それ以外にも、茶業の 6 次産業化（第 4 章）や、ふるさと納税の利用（第 6 章）によって経営多角化を行っている経営体も存在する。また、海外向けに茶の有機栽培を行っている生産者もおり（第 7 章）、様々な方法で販路の拡大を図っていることがわかる。

表 0-3-8 島田市の農業経営体による農業生産関連事業の内訳

農業生産 関連事業を行う 実経営体総数	農産物の 加工	消費者に 直接販売	貸農園・ 体験農園等	観光農園	その他
388 (100%)	53 (13.7%)	358 (92.3%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)	3 (0.7%)

出所) 農林業センサス (2015 年) より筆者作成

注) () 内は全体に占める割合。

4) 茶草場農法

かつては里山の管理のため刈りとった草を肥料として用いる農法が日本の各地で見られたが、化学肥料の導入や都市化の影響によって里山の管理がされなくなり、人の手の加わった草原である半自然草地は失われていった。

しかし、静岡県の一部の地域では、農業生産性向上のために刈ったススキやササを茶園の畝間に敷きこむ農法が維持され今日まで半自然草地が保全されてきた。

この伝統的な農法と自然保護の効果が評価され、2013 年には、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度である世界農業遺産（GIAHS）の 1 つに島田市他、掛川市・牧之原市・菊川市・川根本町の 4 市 1 町を対象とした「静岡の茶草場農法」が認定された（稲垣、2016）。

また、茶草場農法の維持、拡大を目的として、静岡県及び認定地域市町で構成する協議会において「茶草場農法実践者認定制度」が設けられた。なお、この認定制度は、「世界農業遺産『静岡の茶草場農法』推進協議会が生物多様性を保全する世界農業遺産『静岡の茶草場農法』の実践者を認定することで、環境保全への啓発、静岡茶ブランドのイメージ向上及び茶草場農法の維持・拡大と地域産業の活性化に資することを目的に茶草場農法を実践する生産者を認定する制度」であって、生産される製品を世界農業遺産として認定するものではない（島田市、2017）という点には注意が必要である。また、この認定制度では、「経営している茶園面積」に対する「管理している茶草場の面積」の割合に応じて茶生産者を区分し、その区分に応じた認定シールを製品につけることができる（島田市、2017）。

島田市でも、世界農業遺産の認定に伴い茶草場農法実践者認定制度を推進してきた（第 8 章、第 9 章、第 10 章、第 11 章）。2019 年 2 月 5 日時点での島田市内の認定制度取得状況

序章 島田市の概要

は表 0-3-9 の通りであるが、第 2 次島田市茶業振興基本計画では 2025 年度までに認定者数を 23 まで増やすことが目標とされている。

なお、本報告書においては、認定を受けている生産者とそうでない生産者を区別して議論するため、「茶草場農法実践者認定を取得し世界農業遺産の定める茶草場農法を行っている生産者」を「茶草場農法認定実施者」、「茶草場農法実践者認定の有無にかかわらず茶草場農法を行っている生産者」を「茶草場農法実施者」、「茶草場農法を行っていない生産者」を「茶草場農法非実施者」と表記する。

表 0-3-9 島田市内の「静岡の茶草場農法実践者認定制度」の取得状況

	一葉	二葉	三葉
家族経営	2	1	5
茶農協	2	3	0
法人	2	0	1

出所) 島田市 (2018)

注) 経営茶草場面積に占める管理茶草場面積の比率は、5%未満認定なし、「一葉」が 5～25%、「二葉」が 25～50%、「三葉」が 50%超である。

4. 実習の概要

1) 調査日程

今回の調査に先立って 2019 年 5 月 22 日 (水)、23 日 (木) に予備調査として島田営農経済センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、丸東製茶、897.4 (やくなし) 茶屋、静岡大学農学部附属地域フィールド科学教育研究センターでヒアリング調査を行った。その後、予備調査の結果や先行研究をもとに各自の仮説を設定し、本調査のための質問表を作成した。

本調査は 8 月 6 日 (火) から 9 日 (金) に実施した。事前に送付した質問表をもとに、生産者を訪問しヒアリング調査を行った。さらに、8 月 9 日 (金) には、島田市役所市民協働課と J A おおいがわにおいて関係機関調査を行った。その後、10 月から 11 月にかけて補足調査用質問表を作成し、FAX と郵送による補足調査を行った。

2) 調査回答者の概要

本調査では、市から紹介を受けた 36 経営体に対し、調査を行った (調査エリアと 36 経営体数の内訳と分布については表 0-4-1、地図 0-4-1 を参照)。36 経営体のうち、5 つの茶農協については、回答者個人の家族経営についても調査を行った (表 0-4-2)。このため、調査対象の経営体の総数は 41 となっている。表 0-4-3 に調査対象の経営耕地面積を示した。経営耕地面積からみると、調査経営体の農業の中心は茶業であり、稲作や畑作を行っている経営体も存在する。

序章 島田市の概要

表 0-4-1 訪問先の分布

旧地区名	エリア名	訪問先数
島田	島田	3
島田	六合	1
島田	初倉	4
島田	伊久美	4
金谷	金谷	8
金谷	五和	9
川根	川根	7
—	島田市全体	36

出所) 質問表より筆者作成



地図 0-4-1 調査エリア

出所) 筆者作成

表 0-4-2 調査対象の内訳

家族経営	株式会社	有限会社	農事組 合 法人	専門農協	企業参入 法人	合同会社	その他
23	5	4	3	3	1	1	1

出所) 質問表より筆者作成

表 0-4-3 調査対象の経営耕地面積

	所有地 (a)				借入地 (a)				総経営耕地 (a)			
	合計	田	畑	茶園	合計	田	畑	茶園	合計	田	畑	茶園
平均 値	380	17	9	354	300	38	7	255	690	65	17	608
標準 偏差	23.1	5.2	5.0	22.9	27.5	11.6	5.3	25.3	34.7	12.7	6.2	32.9

出所) 質問表より筆者作成

注) 欠損値があったため n=31 である。

参考文献

- 稲垣栄洋・楠本良延 (2016) 「静岡の茶草場農法」『農村計画学誌』 35(3) : 365-368。
 伊藤園 (2017) 「お茶百科」 <http://www.ocha.tv/> (2020年1月5日閲覧)。
 加納昌彦・納口るり子 (2014) 「静岡県荒茶流通における農協と茶幹旋業者の連携」
 『農業経営研究』 52(1-2) : 83-88。
 静岡県経済産業部農業局お茶振興課 (2018) 「静岡県茶業の現状」
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-340/documents/chagyonogen.jo30.pdf>

序章 島田市の概要

(2020年1月6日閲覧)。

島田市 (2017) 「静岡の茶草場農法実践者認定制度」

https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/tyakusa_ninntei.html (2020年1月5日閲覧)。

島田市 (2018) 「世界農業遺産「静岡の茶草場農法」実践者が認定されました」

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/ninteisya.html> (2020年1月5日閲覧)。

第2次島田市茶業振興基本計画

https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/1/1/2/2/1/7/_/keikakuhonbun.pdf (2020年1月3日閲覧)。

藤田洋平. 「茶業農家をとりまく環境変化と経営形態についての考察」. 『農林業問題研究』 47.2 (2011): 214-219。

第1章 茶園の賃貸借についての分析

—地理的条件と社会的人間関係の観点から—

折原優太

1. 農地を取り巻く現状と課題設定

本章では、島田市における茶園の賃貸借について、地理的条件と社会的な人間関係の2つの視点から分析を行う。

近年、農業人口が減少する中で、農地の所有者が離農してしまった後、農地をどのように扱うかは非常に重要な問題である。現在、その中心は他の農業者との貸借となっている。そうした中で、農地の賃貸借については、水田についての研究は数多く行われているが、樹園地についての研究はまだ少ない。樹園地の賃貸借についての研究である、松岡ら(2013)によれば、担い手不在地域では、樹園地の貸借はほとんど使用貸借で行われており、その目的は規模拡大による所得増ではなく、樹園地の荒廃化を防ぐためというものとなっている。また、借り入れが必ずしも収益性や作業効率の改善に結びついていないとされており、樹園地の貸し借りにより借り手が利益を得られていない地域があることが明らかにされている。

一方、こうした地域の条件だけでなく、農地の貸借条件は日常の人間関係によって規定されることも示されている。例えば、東城(1992)は農地集積プロセスにおいて、地代競争よりもむしろ「日常生活における個別的・社会的関係」を基礎にするインフォーマルなプロセスを重要な手段とされていることを指摘している。また、吉田(2009)は農地移動プロセスについて社会関係の視点から分析を行った。その結果によると、農地移動プロセスは社会関係の視点から集落内や近隣の社会関係によって農地集積を行なった近隣型、近隣や同一集落だけでなく地区内での結びつきや結社縁によって農地集積を行なった結社縁型、先の2つに加え、農業委員会や農業開発公社などを通じた農地集積を行なった間接縁型の3つに分類することができるとしている。経営の特徴として、間接縁型、結社縁型、近隣型の順に経営規模が大きく、農地移動件数が多く、経営者の年齢が若いとしている。

これらのように、農地集積プロセスにおける貸し手借り手の社会的関係について、水田や畑についての分析は行われているが、樹園地、特に茶園についての分析はあまり行われていない。また、今回の調査地である静岡県島田市は、農業産出額の50%以上がお茶に関するもので、総耕地面積のうち60%以上が茶園となっていることから、同地域における茶園に関する調査は重要である。

そこで、以上のような先行研究を踏まえ、本調査では以下の2つを調査の仮説とする。

仮説 I : 茶園の土地的な特徴により、貸借の条件・目的が異なる。

仮説 II : 茶園の貸借条件は人間関係により強く規定され、貸借相手と旧知の関係性であると地代の交渉がしにくく高い地代となる。

仮説 I については予想される結果として、「傾斜地の多い地域では借り手に有利な条件での

貸借が多くその目的は農地保全である一方で、平地の多い地域では貸し手に有利な条件での貸借が多くその目的は規模拡大となる。」を設定した。

以上を分析することにより、茶園における農地流動化について考察する。

2. 調査地の概要

調査地である静岡県島田市は、静岡県の中部に位置する都市である。島田市の農業は、茶業が中心となっている。現在の島田市は、2000年代初頭に旧島田市、金谷町、川根町の3つの市町村が合併してできたものである。現在は島田地区、金谷地区、川根地区の3つの地区に分類されている。大きく分けると北部の川根地区は山地が多い地形、南部の島田・金谷地区は大井川により形成された扇状地および牧之原台地の平坦な地形からなっている。

3. 調査対象と分析手法

調査はアンケートと聞き取り調査により行った。調査項目は借り入れを行なっている茶園について、農地の所在地（旧市町村区分）、面積、契約期間、10aあたり地代、使用可能な機械、借り入れの際植えられていた茶樹をどうしたか、貸借相手との関係性、貸借している理由、契約内容への満足の有無についてである。

分析は以下の手順で行った。

(1) 茶園の賃貸借条件と地理的条件についての分析

アンケート調査により農地の借り入れがあると回答のあった経営体のうち、筆ごとの契約内容についての回答を得た14の経営体、65の茶園賃貸借契約を調査対象とした。

農業経営体を旧市町村区分（現島田、金谷、川根地区）で分類し、地域ごとにアンケート内容の集計を行い、賃貸借条件と目的についての特徴付けを行った。

(2) 茶園の賃貸借条件の人間関係からの分析

(1)と同じ調査対象について分析を行った。調査対象の農業経営体を、茶園の貸借相手ごとに分類し、貸借の条件と目的との関連性を分析する。契約内容に満足していないと回答のあった契約については、さらに、満足していない要因、不満を改善できない要因について調査を行い、これを取りまとめた。

4. 分析結果

表 1-1 地域別経営体数と茶園賃貸借契約数

	経営体数	茶園賃貸借契約数
島田	5	22
金谷	5	22
川根	4	21

出所) 聞き取り調査より筆者作成

(1) 茶園の賃貸借条件の地理的条件による分析

まず表 1-1 に調査対象の地域別の内訳を示す。調査対象は各地域にはほぼ同数存在する。

図 1-1 に調査対象の茶園の総経営耕地面積に対する借り入れ耕地面積の割合を示した。

第1章 茶園の賃貸借についての分析

各経営体に A～N の記号を割り当て、図 1-1 に表記している。全体としては、4%から 50% 以上まで経営体ごとに借入れの割合は様々である。地区ごとに見ると、経営間の差は金谷地区が最も大きく、次点で島田地区、川根地区と続いている。

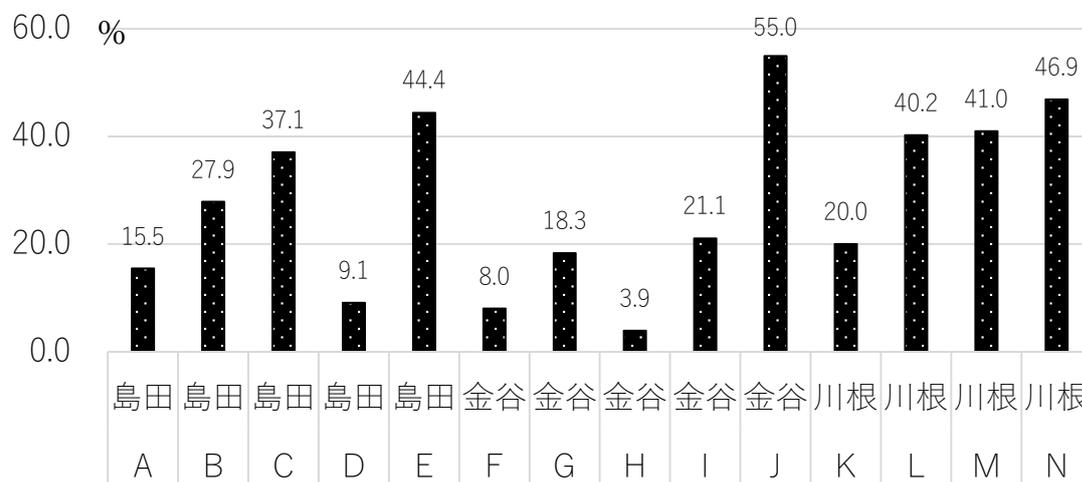


図 1-1 茶園の経営耕地面積に対する借り入れ耕地面積の割合
出所) 聞き取り調査より筆者作成

次に契約期間について図 1-2 にまとめた。地区ごとに最も割合が高いものを見ていくと、島田地区では期間設定なし、金谷地区では 10 年契約、川根地区では 5 年契約となっている。比較的島田地区では期限を設けない貸借が多いのに対し、金谷・川根地区では 5～10 年での契約期間を設けた契約が多い。

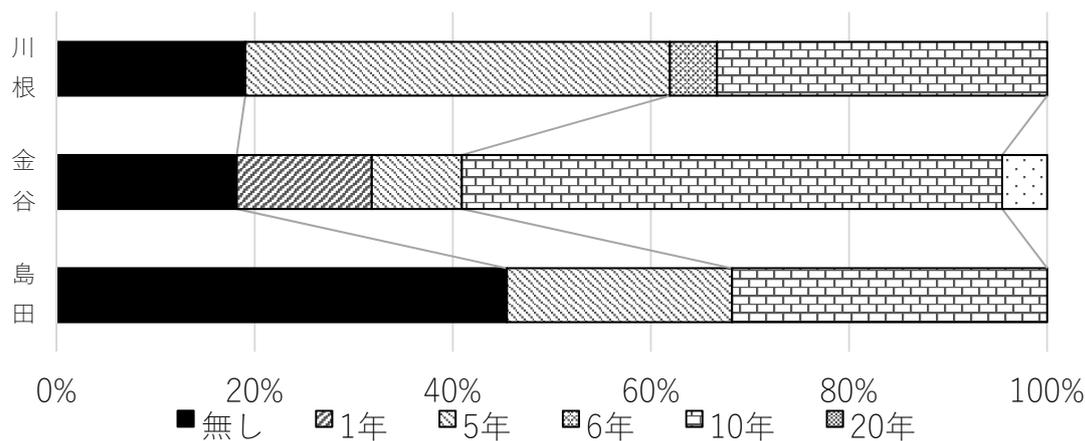


図 1-2 地域別契約年数
出所) 聞き取り調査より筆者作成

次に、10a あたり地代について図 1-3 にまとめた。分布を見るとどの地域も地代はない代わりにお茶などを送るといふ物納での契約や、使用貸借が多くなっている。20000 円以

第1章 茶園の賃貸借についての分析

上の地代での契約は島田・金谷地区にしかない。地代の平均値で見ると、金谷地区（9864円）、島田地区（7932円）、川根地区（3810円）の順で大きくなっている。

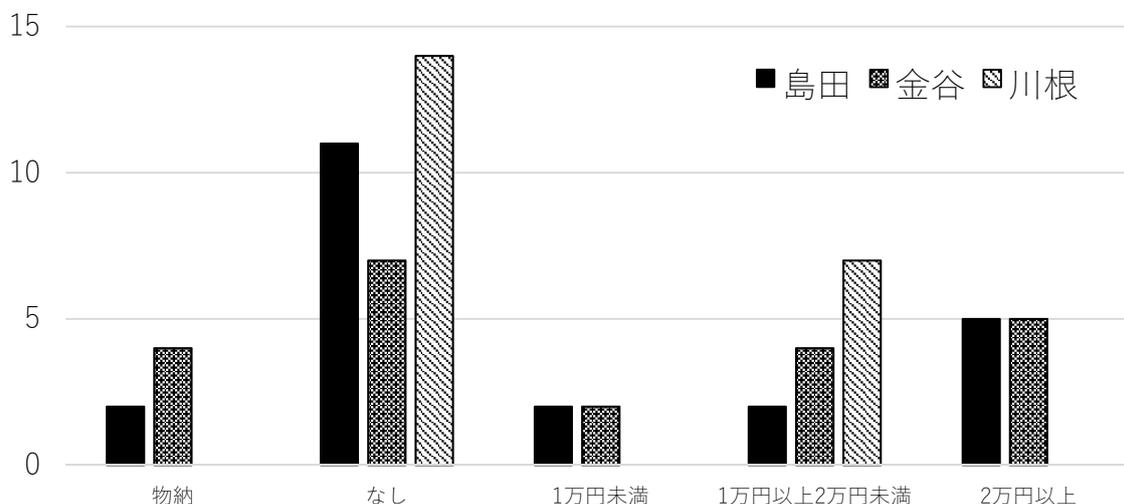


図 1-3 地区別 10a あたり地代

出所) 聞き取り調査より筆者作成

次に、図 1-4 に圃場で使用可能な機械について、地区ごとに割合でまとめた。選択肢は、乗用型機械、レール走行式機械、可搬式機械、手摘みのみ可能、の 4 つを用意していたが、実際の回答では乗用型機械と可搬式機械の 2 つの回答のみであった。乗用型機械の使用により効率的な生産を行えることを前提とし、乗用型機械が使用可能である茶園を条件の良い茶園と定義した。

図 1-4 を見ると、乗用型機械が使用可能な茶園の割合は、島田地区で 35%程度、金谷地区で 90%以上、川根地区で 60%程度となっており、金谷>川根>島田の順で条件の良い茶園の割合が高くなっている。

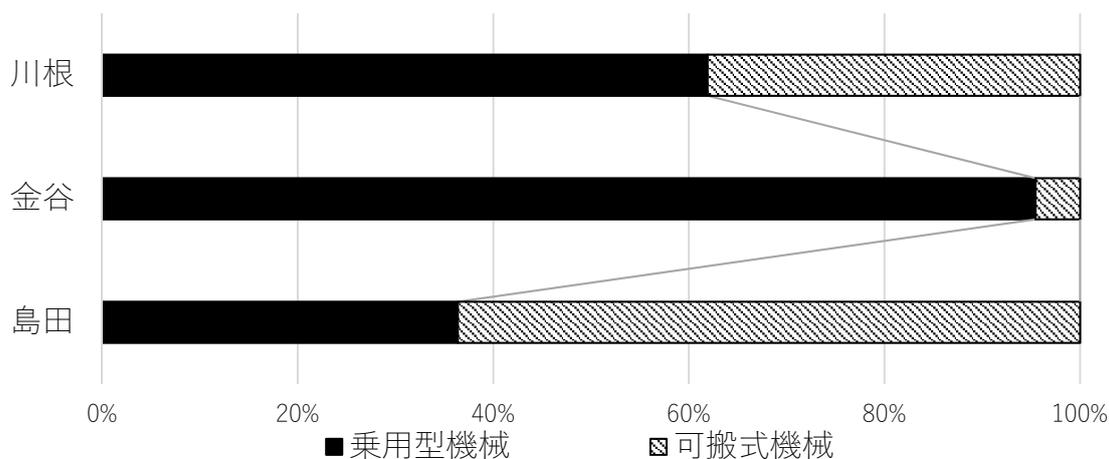


図 1-4 地域別借り入れ茶園で使用可能な機械

出所) 聞き取り調査より筆者作成

第1章 茶園の賃貸借についての分析

次に、図1-5に地区別に借り入れの際の茶の樹の植え替え割合をまとめた。島田・金谷地区ではおよそ30～40%程度の貸借茶園で植え替えが進んでいるが、川根地区では10%程度しか植え替えが進んでいないことが読み取れる。

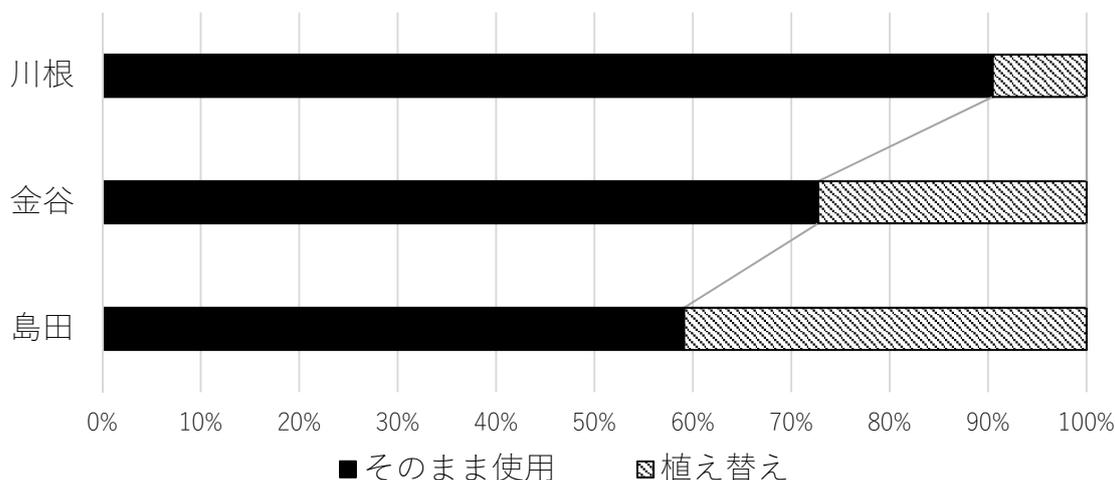


図1-5 地区別借り入れ地の茶樹植え替え割合

出所) 聞き取り調査より筆者作成

次に、図1-6に貸借相手について地域ごとに割合でまとめた。貸借相手の選択肢として用意したのは、親族、友人、知人、茶工場仲間、樹園値が隣の相手、JAや農業委員会からの紹介（以下紹介と表記）の6つである。島田地区は、知人からの貸借がかなり多い。金谷地区では、知人からの貸借も多いが、樹園地が隣の相手からの貸借もかなり多い。茶工場仲間からの貸借は、川根地区のみで回答があった。他にも川根地区では樹園地が隣の相手からの貸借も多くなっている。

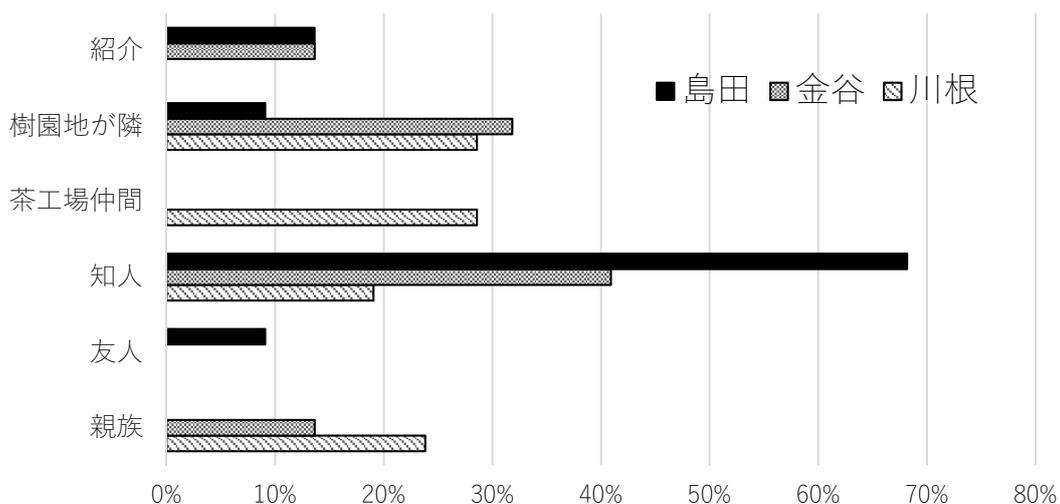


図1-6 地区別貸借の契約相手の属性（地区ごとに割合で表記）

出所) 聞き取り調査より筆者作成

第1章 茶園の賃貸借についての分析

次に、図1-7に地区別で貸借理由をまとめた。島田・金谷の両地区では規模拡大を目的とした貸借が40%以上の割合で行われており、比較的拡大志向が強い。特に金谷地区では60%程度の契約が規模拡大のために行われている。一方、川根地区では、茶園を荒らしたくないという農地保全を目的とした貸借が30%程度行われており、農地保全目的の貸借がない島田、金谷地区と大きく異なる。

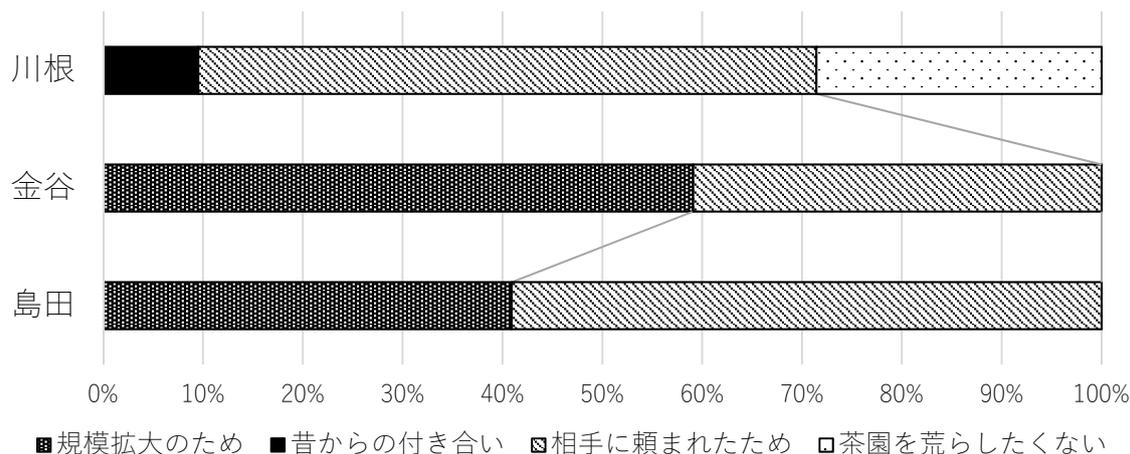


図1-7 地区別貸借理由

出所) 聞き取り調査より筆者作成

(2) 茶園の賃貸借条件の人間関係による分析

表1-2 契約相手ごとの契約件数

契約相手	親族	友人	知人	茶工場仲間	樹園地が隣	紹介
契約件数	8	2	28	6	15	6

出所) 聞き取り調査より筆者作成

次に、茶園の賃貸借の条件を貸借の相手の観点から分析する。表1-2に契約相手ごとの契約件数をまとめた。知人相手の契約が半数近くを、次点で樹園地が隣の相手からの貸借が多く、この2つで7割弱の契約を占めている。

まず図1-8に、契約相手の属性ごとに契約期間を取りまとめた。茶工場仲間や友人、知人は契約期間を設定していない場合が40~50%と高い割合となっている。これに対して、親族や樹園地が隣、紹介は5年以上での契約期間の設定が90%前後となっている。

第1章 茶園の賃貸借についての分析

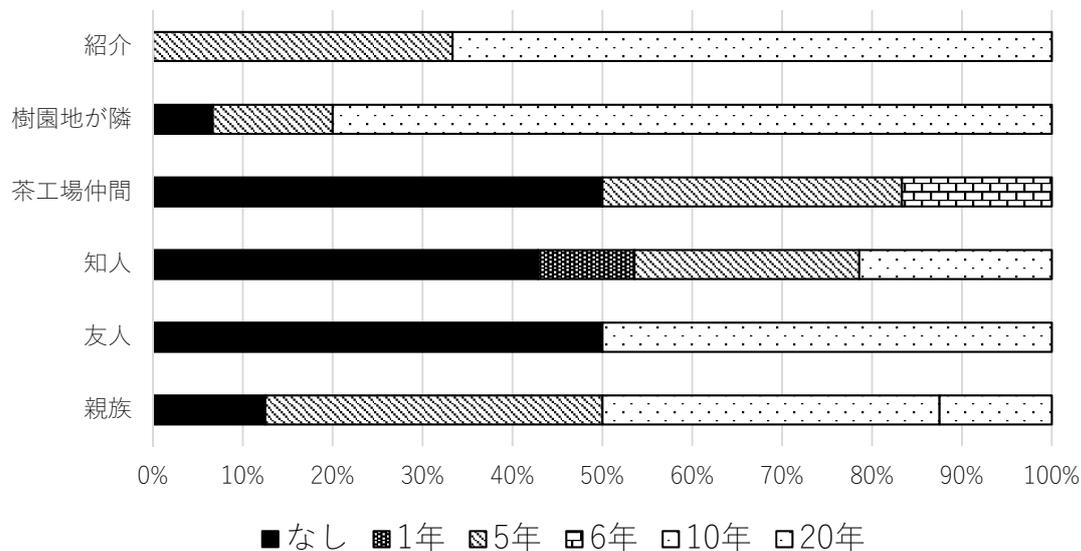


図 1-8 契約相手の属性別契約年数

出所) 聞き取り調査より筆者作成

次に、図 1-9 に契約相手の属性別に 10a あたり地代を集計した。友人、茶工場仲間、樹園地が隣の相手からの貸借では、10000 円を超えた地代の発生する契約がない。これに対し、親族、知人、紹介の属性を持つ相手からの貸借では、10000 円を超えた地代が発生している。また、平均値の点でも、友人 (0 円)、茶工場仲間 (1667 円)、樹園地が隣の相手 (1767 円) との貸借では非常に低い地代で、親族 (6250 円)、知人 (11429 円)、紹介 (10833 円) を通じての貸借では、比較的高い地代での契約となっていることが見て取れる。

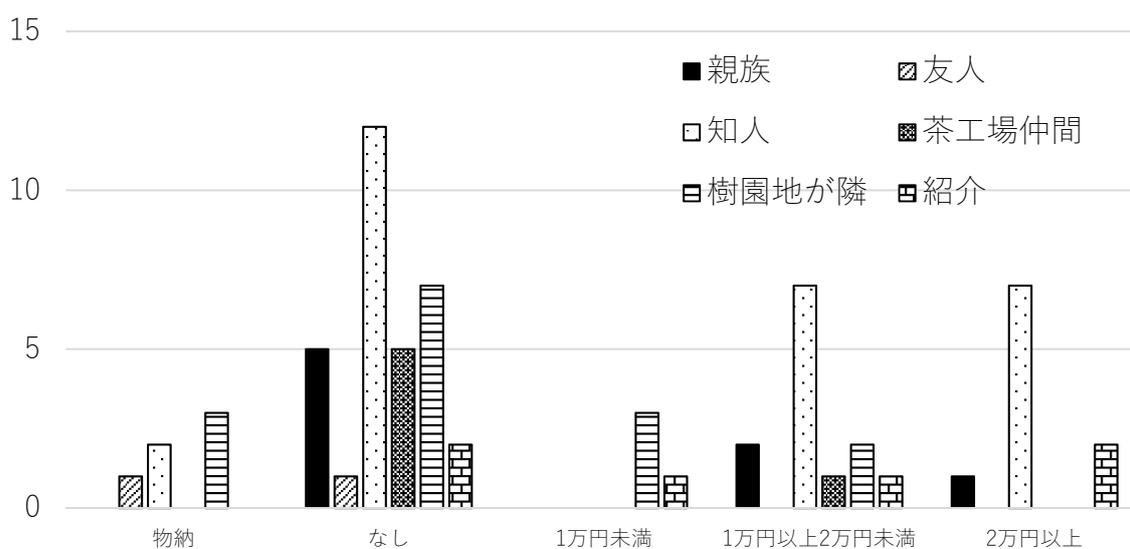


図 1-9 契約相手の属性別 10a あたり地代

出所) 聞き取り調査より筆者作成

第1章 茶園の賃貸借についての分析

次に、図 1-10 に、契約相手の属性別に貸借理由を集計した。紹介での契約であると規模拡大が目的の貸借が多く、拡大志向の経営体が積極的に契約を結ぼうとしていることがうかがえる。樹園地が隣の相手や知人、友人、親族が相手だと、相手から頼まれたという理由での契約が多い。茶工場仲間が貸借相手である場合は、樹園地を荒らしたくないという理由が8割以上を占めているのに加え、この理由は他の契約相手での契約には見られない。

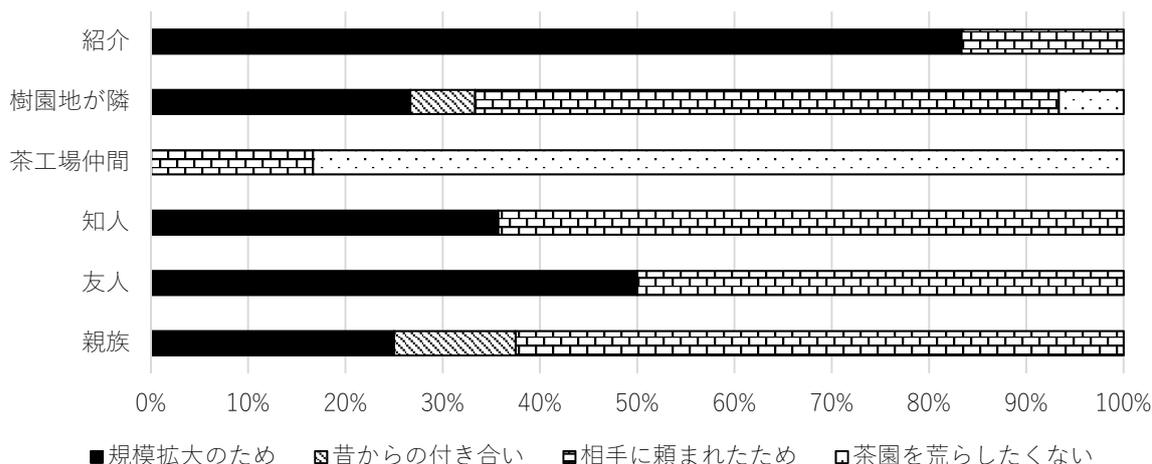


図 1-10 契約相手の属性別貸借理由

出所) 聞き取り調査より筆者作成

表 1-3 契約内容に不満があると回答のあった契約条件

相手との関係性	契約年数	10aあたり地代	貸借している理由	満足していない要因	不満を改善できない理由
親族	なし	なし	相手に頼まれたため	日照時間など土地条件が悪い	
知人	1	4万円	規模拡大のため	仕事が大変	茶畑の場所
知人	1	4万円	規模拡大のため	地代が高い	条件交渉しにくい関係性
知人	1	4万円	規模拡大のため	地代が高い	条件交渉しにくい関係性
知人	5	2万円	相手に頼まれたため	地代が高い	条件交渉しにくい関係性
茶工場仲間	6	1万円	相手に頼まれたため	利益が出ない土地	条件交渉しにくい関係性
茶工場仲間	なし	なし	茶園を荒らしたくない	日照条件など土地条件が悪い	茶工場の収量を維持するために辞められない
茶工場仲間	なし	なし	茶園を荒らしたくない	日照条件など土地条件が悪い	茶工場の収量を維持するために辞められない
茶工場仲間	なし	なし	茶園を荒らしたくない	日照条件など土地条件が悪い	茶工場の収量を維持するために辞められない

出所) 聞き取り調査より筆者作成

また、貸借の契約条件について満足しているかどうかについての聞き取り調査も行なった。契約内容について満足していないと回答があったのは9件の契約であった。表 1-3 はこれらの契約についてまとめたものである。契約において満足していない要因としては概ね土地条件の問題と地代の問題の2つに分けられる。土地の条件の問題では、日照時間などの生産性に関わる要素や、単純に作業が大変となる場所に茶園があることなどが満足できていない要因に挙げられている。地代はその高さが問題となっており、改善できない理由としては条件交渉がしづらい関係性であることが挙げられている。地代を問題としている契約は知人を相手としたもののみとなっている。このことと、知人相手の地代は高くなる傾向

にあることから、知人という距離感の相手とは潜在的に地代の交渉がやりにくくなっていることが示唆される。

5. 考察

上記の分析結果に基づいて、仮説 I、II について検証を行う。

(1) 仮説 I について

4 (1) の分析結果より各地域の特徴は次のようにまとめられる。金谷地区は、最も茶園の条件がよく、地代も高くなっており、貸借の目的は規模拡大が中心となっている。一方、他2つの地域について、茶園の条件については島田地区より川根地区の方が良いが、地代は川根地区の方が低くなっている。貸借の目的は、茶園を荒らしたくないという回答が川根地区のみであり、他2つの地区との差が見られた。このことから、川根地区では農地保全目的での貸借が多いと考えられるが、そのほかにも茶工場の収量を維持することが目的になっている場合もあり、同地域の茶工場の共同利用の重要性がうかがえる。これらの結果は仮説 I と概ね一致している。ただし、どの地域においても農地の借り手は貸し手に頼まれたため貸借をしている場合が多く、また、どの地域も使用貸借が中心となっていることは注意が必要である。茶園の条件については川根地区が島田地区より良いという結果が出ており、これは仮説と矛盾するが、今回の分析では使用可能な機械という1つの側面からしか検討できておらず、土地の肥沃さや、日照時間、気候など他の茶園の条件についても考慮すると異なった結果が出ると考えられる。

また、拡大志向のある島田、金谷地区で借り入れている茶園の茶樹の植え替えが進んでいることから、拡大志向の経営体はより効率的で品質の高い茶を作るために、茶樹植え替えのコストを支払う負担を受け入れていることが示唆される。

(2) 仮説 II について

4 (2) の分析から、以下のことがわかる。

地代が特に高いのは知人、紹介を通じての契約の2つの属性であり、親族、友人、茶工場仲間、樹園地が相手の隣の属性を持つ相手との貸借は相対的に地代が低い。したがって、仮説 II 「旧知の仲であるほど地代の交渉がしにくく、地代が高くなる」とは必ずしも言えないということがわかった。しかし、属性ごとにそれぞれ特徴があり、仮説の前半部分である「茶園の貸借は人間関係により強く規定され」という部分はある程度認められる。

親族、友人、樹園地が隣の相手との貸借はいずれも、相手から頼まれたという理由が5～6割程度であるため、貸し手から高額な地代を要求される可能性が低いと考えられる。紹介で貸借関係に至った相手については、借り手側の貸借の理由の8割以上が規模拡大のためということもあり、地代競争の意識が働き、比較的高い地代になっていると考えられる。知人については、親族や友人、樹園地が隣の相手と同様に、貸借理由が相手に頼まれたため6割以上を占めているにもかかわらず、地代が高くなっている。これについては、知人がその他の属性に比べて幅広い関係性を含んでいると考えられ、この関係性をさらに詳細に把握することができれば、同じ知人という属性の中でも、地代の低いグループと高いグループとに分かれる可能性がある。茶工場仲間からの貸借については、表 1-3 にあるように、茶工場の収量を維持するために耕作を止めることができないといった特別な理由もあり、組織

の一員としての立場により、貸借を行わざるを得ない場合もありその立場の重要性も考えられる。

6. おわりに

(1) まとめ

本調査では、2つの仮説を設定し、そのそれぞれについて以下のような結果が得られた。

仮説 I：茶園の土地的な特徴により、貸借の条件・目的が異なる。

結果 I：傾斜地の多い地域では地代が比較的安く借り手に有利な貸借が多く、農地保全の目的が強い。平地の多い地域では地代が比較的高く貸し手に有利な貸借が多く、規模拡大の目的が多い。ただし、どの地域においても、相手に頼まれた契約が多く、使用貸借が過半数を占めていることには留意する必要がある。

仮説 II：茶園の貸借条件は人間関係により強く規定され、貸借相手と旧知の関係性であると地代の交渉がしにくく高い地代となる。

結果 II：旧知の仲であると考えられる親族、友人、樹園地が隣の経営体との貸借に比べ、貸借により新たな関係性が構築される紹介による契約の方が高い地代となる傾向にある。また、知人は旧知の仲であると考えられるが、前述の3つの属性と比較し地代が高い。したがって一概に旧知の仲であるか否かによって地代交渉がしにくく地代が高くなるとは言えない。

(2) 今後の課題

今回の調査では、農地貸借における借り手側の意識についてのみの聞き取りに終わったが、1つの契約について、貸し手と借り手の双方向から調べることで、貸し手と借り手の意識の違いが分かり、その間に生じる摩擦の調整に寄与できると考えられる。

茶工場の共同利用をしている相手とは、ほかの属性の相手との貸借では見られない、樹園地を荒らしたくないという理由での貸借が行われており、この特異性が茶工場のどのような特性から来ているのかを、他の農事組合法人などと比較することで明らかにできると考えられる。また、茶工場同士での比較もすることによって、農地流動化の推進のためより柔軟なアプローチができるのではないだろうか。

また、3-(2)でも述べたように、貸借相手の属性として、知人という選択肢がかなり幅広い相手を含んでしまったため、契約の特徴がよく見えなかった。これは、コミュニケーションをとる頻度や、知り合ってからどのぐらいの期間が経ったかなどの数値化による分類を行うことによってより詳細な分析が可能になると考えられる。また、貸借契約を結んだ時期によって地代が高止まりしている可能性も考えられるため、これも考慮に入れる必要がある。

参考文献

松岡淳、山藤篤、坂本文造(2013)「労働力構造脆弱化の進行下における樹園地流動化の特徴—愛媛県における「担い手不在地域」を事例として—」『農林業問題研究』190:13-24。

第1章 茶園の賃貸借についての分析

吉田国光(2009)「北海道大規模畑作地帯における社会関係から見た農地移動プロセス」
『地理学論評』82(5):402-421。

吉田国光、市川康夫、花木宏直、栗林賢、武田周一郎、田林明(2010)「大都市近郊における
社会関係からみた稲作農家の農地集積形態」『地学雑誌』119(5):810-825。

東城眞治(1992)「大規模稲作経営の農地集積とインフォーマル・プロセスの意義」『農業
経営研究』30(3):1-9。

第2章 茶生産における後継者の技術習得と意思決定権継承の 両時期についての考察

馮 智顕

1. 背景

近年、我が国の農業就業者は減少傾向で推移し高齢化が進行している。「農林業センサス」によれば、基幹的農業従事者は2000年時点で240万人存在し平均年齢は62.2歳だったが、2014年には168万人、平均年齢66.8歳となっている。また、全国の農家のうち、「同居後継者がいる」と回答した農家の割合は、2005年時点の44.19%に対し2015年には29.87%となっており、後継者不足が深刻化していることが分かる。今後高齢農業者のリタイアが増加すると見込まれることから、農業における荒廃農地や後継者のいない農家の農地について担い手による有効活用を図るとともに、将来における我が国の農業を支える人材となる青年層の新規就農者を確保し定着を促進することが喫緊の課題となっている。

この問題に対し、江川(2012)は、就農支援は就農までの支援である入り口対策と就農後の定着段階の支援である出口対策に分類できるとし、公的機関や農協の支援においては、入り口対策は充実しつつあるものの就農者の就農後の定着をサポートする出口対策の取組が不十分であることを示している。また、相馬・木南(2011)は経営継承の課題の一つに「従業員の欲求のマネジメント」を挙げ、従業員の「成長したい」という自己実現欲求に応える等、後継者の定着を図るにあたって経営者が従業員の就農意欲を醸成する必要性を示している。さらに、角田・佐藤(2003)は農外就業者が就農した動機に「自分で意思決定が可能」などの「農業の魅力」を重視する傾向が強まっていることを示し、就業条件整備以上に、適切な期間での能力養成や意思決定権の委譲が後継者の就農意欲の醸成にとって重要な事項であることを主張している。

我が国の農業後継者問題の実状についてこうした議論を踏まえると、深刻化する後継者問題を検討するにあたって外せない視点が就農後の定着という段階であり、定着のためには、適切な能力養成や意思決定権委譲によって就農者を内発的に動機づけることが重要であると考えられる。農業一般において後継者問題が深刻化しているなか、茶生産においても同様の事態が進行している。農林水産省の「作物統計」によれば、全国の荒茶栽培面積は、生産者の高齢化等により零細茶園を中心に減少しており、平成14年の5万haから平成26年の4.4万haへと減少している。茶生産という分野においても、後継者の能力養成や意思決定権の委譲の観点から後継者就農後の定着対策を考えることには意義があると考えられる。

2. 先行研究と課題

1) 先行研究

田口(2000)は家族農業経営において、親は後継者にどのようなタイミングで生産技術に関する意思決定権を継承させていくのがよいのかという問題について、後継者の技術習得

の時期と技術に関する意思決定権継承の時期の関係が重要とした上で、親は後継者が技術を習得したことを契機にその技術に関する意思決定権を継承するのが望ましいと主張した。その理由として、①技術に関する意思決定権継承の時期が後継者の技術習得の時期より早い場合は決定ミスによるリスクが増大することが懸念されること、②技術に関する意思決定権継承の時期が後継者の技術習得の時期より遅い場合は後継者が習得した技術を発揮する機会を失うこと、③後継者が技術を発揮できないために経営参画への意欲を失うなどの問題が生じることが懸念されること、等を挙げている。

その上で、親から後継者への技術に関する意思決定権継承の適期について検討するためには、まず後継者の技術習得の時期およびその技術に関する意思決定権継承の時期についての実態を把握し、二つの時期が一致しない要因について検討する必要があるとして調査・分析を行っている。

調査方法としてはまず、ナシ、トマト、ナスの各栽培における技術を剪定、土作り、防除、灌水と分類し、技術ごとに、技術関与、技術習得、意思決定関与、意思決定権継承のそれぞれに到るまでの年数を後継者に回答してもらい、技術習得と意思決定権継承の時期の前後関係を把握している。次に、技術の特性を判断基準の有無、収益に及ぼす影響の大小、作業の人数必要度・重労働性、の観点から分類し、それらの特性が二つの時期の前後関係の要因となっていることを指摘した。

結論として、後継者が技術習得前から意思決定をする場合、技術の特性要因として、明確な判断基準の存在、収益に及ぼす影響の低さ、重労働度や人数必要度が高さ、技術の頻繁な更新といった要因が挙げられ、後継者が技術習得後しばらくして意思決定をする場合は、逆のことが要因として挙げられた。その上で、親は二つの時期の不一致を考慮した後継者の育成を経営管理の課題の一つとして取り組む必要があると論じている。

2) 課題

以上は一般的な家族園芸作経営に焦点を当てたものであるが、茶生産の分野においては同様の研究は進んでいない。茶農家には、生葉生産と荒茶加工の双方を一貫して営む者が多い。生葉生産においては主に、摘採、防除、土壌改良、整枝などの技術が、荒茶加工においては主に、生葉の仕入れ、加工工程の管理、販売の管理などの技術が必要とされ、茶生産は農業の中でも経営能力に占める技術的能力のウエイトが大きい。そこで本章では、まず、技術に関する意思決定権の継承時期に対する後継者の評価を調査し、後継者の不満を避けるために適切な意思決定権継承時期を明らかにする。次に、適切な意思決定権継承時期を実現する手立てを考察するため、技術習得や意思決定権継承の時期を左右する技術特性等の要因を明らかにする。最後に、後継者定着にとって適切な経営権継承時期の探究に繋げるため、技術に関する意思決定権継承と経営権継承の間での時期や契機の違いを明らかにする。

3. 仮説と検証手法

1) 仮説

設定した課題を明らかにするため、本章では以下のような仮説を設定する。

①「技術習得の時期と意思決定権継承の時期の前後関係によって、後継者が意思決定権継承時期に対して抱く適正感が異なる」、②「茶生産における技術習得の時期や意思決定権継承時期によって、後継者の経営参画への意欲が異なる」

承の時期は、当該技術の特性の認識に影響されている」、③「経営継承までにかかる期間は、前職の有無や就農時年齢により差がある」。

なお、仮説②について具体的には田口(2000)を参考に、「作業が重労働度、人数必要度が高いと認識されている作業ほど、就農してから作業に関わり始めるまでの期間が短い」、「作業の適期や作業方法についての判断基準があると認識されている作業ほど、就農してから作業に関わり始めるまでの期間や作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間が短い」、「意思決定権の継承時期は、技術習得の時期に影響を受けるが、その期間の差は収益に及ぼす影響に対する認識に影響されている」の3点を検証した。

2) 検証方法

以上の仮説を検証するため、静岡県島田市内の34戸の茶農家に調査票を用いた聞き取り調査を行った。まず、茶栽培に関する技術を「摘採」、「防除」、「土壌改良」、「整枝」に、製茶に関する技術を「生葉の仕入れ」、「加工工程の管理」、「販売の管理」に分類し、各技術について「作業の適期や作業方法についての判断基準の有無」、「意思決定とその決定に基づく作業の良し悪しが収益に及ぼす影響の大小」、「作業において人数が多く必要か否か」、「作業が重労働か否か」について回答してもらった。次に、現経営者に対し自身が継承を受けたときの経験をもとに、各技術について「就農から作業に関わり始めるまでの期間」、「作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間」、「就農してから経営主の意思決定に意見できるようになるまでの期間」、「意思決定に意見をできるようになってから意思決定を任せられるまでの期間」の4期間について年数を回答してもらった。最後に、各技術の意思決定権継承のタイミングに対する評価について、a「適切なタイミングだった」、b「もう少し勉強した上で継承したかった」、c「もっと早く継承したかった」の中から選択してもらった。以上に加え、経営主の前職の有無と、就農前の職歴があれば具体的職種を回答してもらった。

集計結果をもとに、各技術における前述の4期間から「就農から技術習得」、「就農から意思決定権継承」の2期間について年数毎の分布図を作成し、平均年数を算出する。「就農から技術習得」、「就農から意思決定権継承」の2期間については、その前後関係も明らかにする。その後、上記の期間の長短と作業特性に対する認識の関係、2期間の前後関係と意思決定権継承のタイミングに対する評価の関係を分析する。

4. 調査結果の概要

1) 経営者の前職の有無

前職の有無について回答した20人の経営者のうち、11人が前職有り、9人が学卒での就農であった。前職有りとは回答した経営者の前職はIT企業やアパレル企業、金融機関、生協組合等多様であった。学卒就農者には高卒者のみならず農林大学校出身者も存在していた。

2) 各技術における特性認識

技術の特性に対する認識について以下の結果が得られた。

(i) 作業の適期や作業方法についての判断基準の有無

「作業の適期や作業方法についての判断基準の有無」については表2-1に見られるように、「土壌改良」において回答者の24%が「判断基準が無い」と回答した一方で、他の技術においては回答者の100%が「判断基準が有る」と回答している。

表 2-1 技術に関する判断基準の有無

	有	無	未回答	回答に占める無の割合
摘採	19	0	2	0
防除	18	0	3	0
土壌改良	13	4	4	0.24
整枝	19	0	2	0
生葉の仕入れ	4	0	17	0
加工工程の管理	15	0	6	0
販売の管理	12	0	8	0

出所) 質問票より筆者作成。以下同断

(ii) 意思決定とその決定に基づく作業の良し悪しが収益に及ぼす影響の大中小

「意思決定とその決定に基づく作業の良し悪しが収益に及ぼす影響の大中小」については、大を1、中を0、小を-1とし合計値を回答数で割ることで平均的な影響度を測り、表2-2を作成した。生葉生産においては、「土壌改良」が突出して影響度が低いと認識されており、影響度は、「摘採」≒「整枝」≒「防除」>「土壌改良」の順となった。荒茶加工においては、影響度は、「加工工程の管理」>「販売の管理」>「生葉の仕入れ」の順となった。「作業の適期や作業方法についての判断基準の有無」で「土壌改良」が唯一「判断基準が無い」との回答を得たことを考えると、「土壌改良」における「意思決定とその決定に基づく作業の良し悪しが収益に及ぼす影響」が小さいという経営者の認識が、「作業の適期や作業方法についての判断基準」をわざわざ設けない傾向に繋がっていると見ることもできる。

表 2-2 技術に関する収益に及ぼす影響 (n=21)

	大	中	小	未回答	平均的影響度
摘採	16.5	2.5	1	1	0.76
防除	13	4	1	3	0.67
土壌改良	7	5	5	4	0.12
整枝	14	4	1	2	0.68
生葉の仕入れ	3	0	1	17	0.5
加工工程の管理	12	2	1	6	0.73
販売の管理	10	1	2	8	0.62

(iii) 作業において人数が多く必要か否か

「作業において人数が多く必要か否か」については表2-3に見られるように、生葉生産においては「摘採」が突出して人数必要度が高いと認識されており、人数必要度は「摘採」>「整枝」≒「防除」≒「土壌改良」の順となった。荒茶加工においては「生葉の仕入れ」が突出して人数必要度が低いと認識されており、人数必要度は、「販売の管理」≒「加工工程の管理」>「生葉の仕入れ」の順となった。

表 2-3 技術に関する必要人数の多寡

	必要	不必要	未回答	回答に占める不必要の割合
摘採	17	2	2	0.11
防除	6	12	3	0.67
土壌改良	4	12	5	0.75
整枝	7	12	2	0.63
生葉の仕入れ	0	3	18	1
加工工程の管理	4	11	6	0.73
販売の管理	5	8	8	0.62

(iv) 作業が重労働か否か

「作業が重労働か否か」については表 2-4 に見られるように、生葉生産においては、「摘採」が突出して重労働と認識されており、重労働度は「摘採」>「防除」≒「土壌改良」>「整枝」の順となった。荒茶加工においては、重労働度は「加工工程の管理」>「生葉の仕入れ」≒「販売の管理」の順となった。

表 2-4 技術に関する労働強度

	重労働	重労働でない	未回答	回答に占める重労働でないの割合
摘採	18	2	1	0.1
防除	14	5	2	0.26
土壌改良	13	5	3	0.28
整枝	12	7	2	0.37
生葉の仕入れ	1	2	18	0.67
加工工程の管理	8	7	6	0.47
販売の管理	4	9	8	0.69

3) 各技術における技術習得／意思決定までの期間の傾向

(i) 就農から作業関与

「就農から作業に関わり始めるまでの期間」については、生葉生産においては図 2-1 のようなグラフ分布になっている。どの技術も 0~1 年に回答が集中しており、5 年や 10 年といった回答は例外である。このことから、生葉生産においてはどの技術にも、就農後 0~1 年目に同時的に携わり始めることが分かる。荒茶加工においても 0~1 年に回答が多いが「販売の管理」については、5 年や 7 年といった回答も例外的とは言えない程度に存在している。次に表 2-5 の平均値を見てみると、「就農から作業に関わり始めるまでの期間」は、生葉生産においては「防除」が突出して長く、「防除」>「摘採」≒「土壌改良」≒「整枝」の順となった。荒茶加工においては「販売の管理」が突出して長く、「販売の管理」>「生葉の仕入れ」>「加工工程の管理」の順となった。

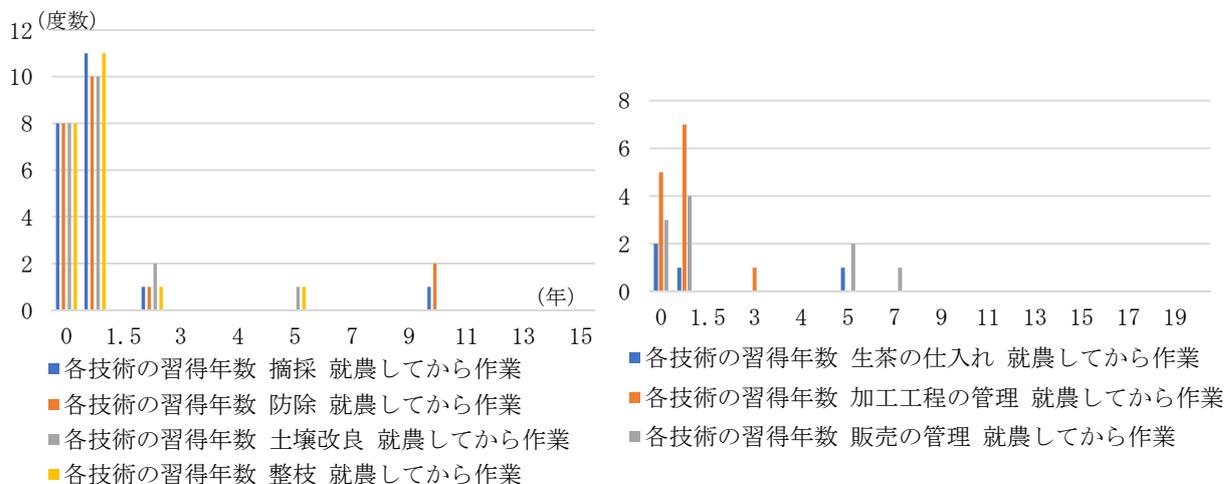


図 2-1 就農から作業関与までの期間

表 2-5 就農から作業関与までの平均期間 (年)

		就農から作業関与まで
生葉生産	摘採 (n=21)	1.10
	防除 (n=21)	1.52
	土壤改良 (n=21)	0.91
	整枝 (n=21)	0.86
荒茶加工	生葉の仕入れ (n=4)	1.5
	加工工程の管理 (n=13)	0.77
	販売の管理 (n=12)	3.58

(ii) 作業関与から作業習得

「作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間」については、生葉生産においては、図 2-2 のような右裾引き型のグラフ分布になっている。荒茶加工においては、0~1 年との回答が比較的多いものの、2 年以上 10 年以下の範囲で回答が散らばっている。

次に表 2-6 の平均値を見てみると、「就農から技術を習得するまでの期間」は、生葉生産においては、「摘採」が突出して短く、長いほうから「土壤改良」 > 「防除」 ≒ 「整枝」 > 「摘採」の順となった。荒茶加工においては、「生葉の仕入れ」が短く、「加工工程の管理」が長い。長いほうから「加工工程の管理」 > 「販売の管理」 > 「生葉の仕入れ」の順となった。

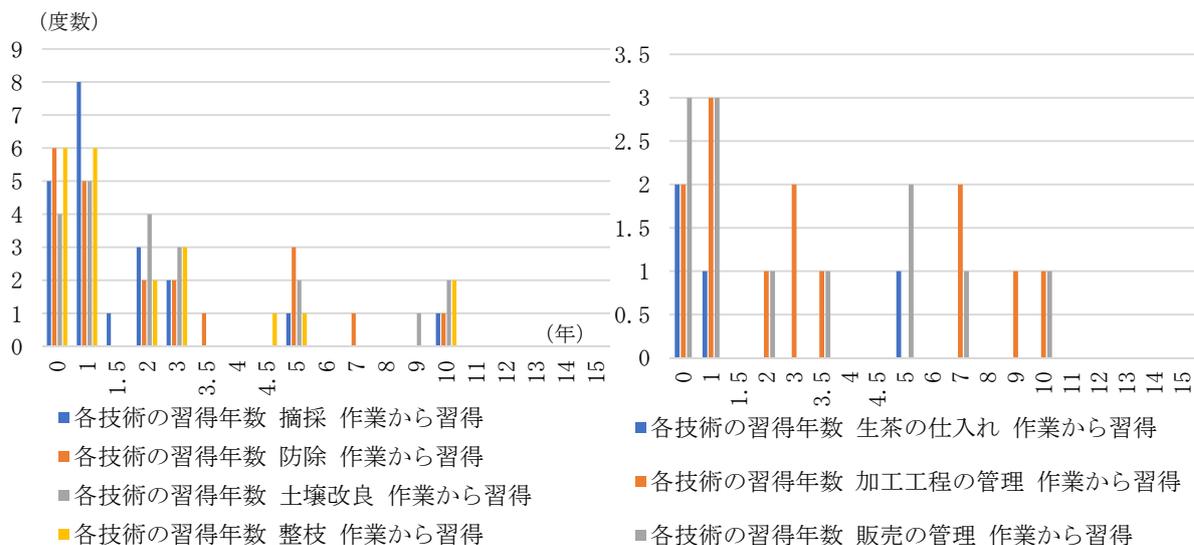


図 2-2 作業関与から技術習得までの期間

表 2-6 作業関与から技術習得までの平均期間 (年)

		作業関与から習得まで
生葉生産	摘採 (n=21)	1.74
	防除 (n=21)	2.41
	土壌改良 (n=21)	2.91
	整枝 (n=21)	2.31
荒茶加工	生葉の仕入れ (n=4)	1.5
	加工工程の管理 (n=13)	3.65
	販売の管理 (n=12)	2.96

(iii) 就農から意見参画

「就農してから経営主の意思決定に意見できるようになるまでの期間」については、図 2-3 に見られるように、生葉生産においては就農から 3 年以内に意見できるケースが多いが、4 年以上 15 年未満にも回答が散らばっている。荒茶加工においても就農から 3 年以内に意見できるケースが多いが、「加工工程の管理」や「販売の管理」では、4 年以上 20 年以下にも回答が散らばっている。

次に表 2-7 の平均値を見てみると、「就農してから経営主の意思決定に意見できるようになるまでの期間」は、生葉生産においては「防除」と「土壌改良」が長く、「整枝」と「摘採」が短い。長いほうから「防除」≧「土壌改良」>「整枝」≧「摘採」の順となった。荒茶加工においては「生葉の仕入れ」が短く、「販売の管理」が長い。長いほうから「販売の管理」>「加工工程の管理」>「生葉の仕入れ」の順となった。

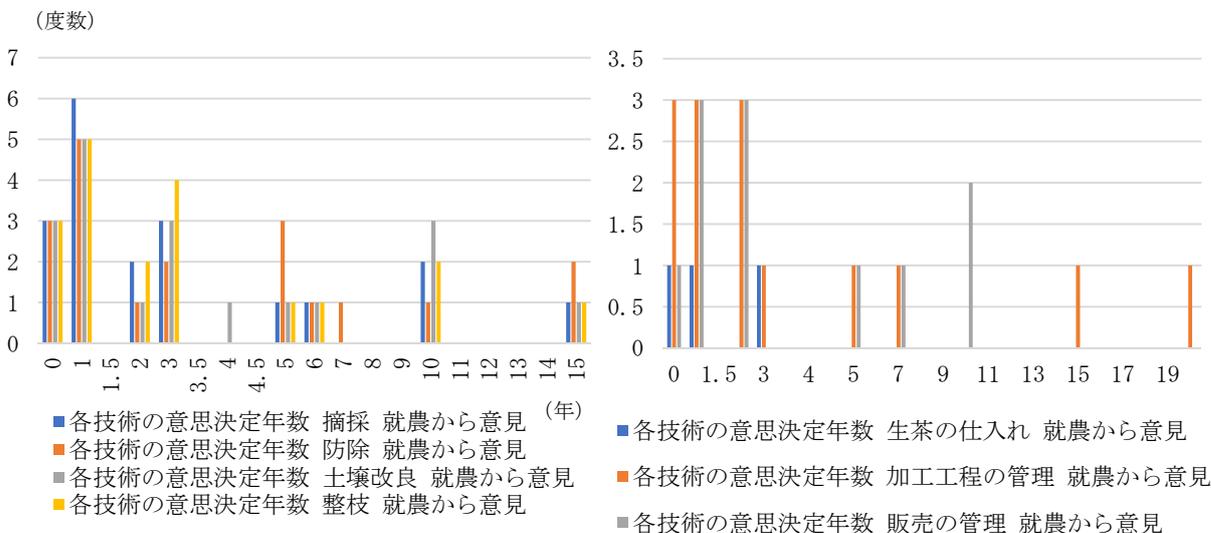


図 2-3 就農から意見参画までの期間

表 2-7 就農から意見参画までの平均期間 (年)

		就農から意見参画まで
生葉生産	摘採 (n=19)	3.42
	防除 (n=19)	4.26
	土壌改良 (n=19)	4
	整枝 (n=19)	3.53
荒茶加工	生葉の仕入れ (n=3)	1.33
	加工工程の管理 (n=13)	3
	販売の管理 (n=12)	3.67

(iv) 意見参画から意思決定権継承

「意思決定に意見をできるようになってから意思決定を任されるまでの期間」については、図 2-4 に見られるように生葉生産においては意見参画から 0~1 年で意思決定を任されるケースが多いが、2 年以上 20 年以下にも回答が散らばっている。荒茶加工においては「生葉の仕入れ」では意見参画から 3 年以内に意思決定を任されるケースが多いが、「加工工程の管理」や「販売の管理」では、0~1 年と 5 年以上の層に二極化していると捉えられる。

次に表 2-8 の平均値を見てみると、「意思決定に意見をできるようになってから意思決定を任されるまでの期間」は、生葉生産においては 4 技術とも約 3 年と横並びである。荒茶加工においては「生葉の仕入れ」が短く、「販売の管理」が長い。長いほうから「販売の管理」 > 「加工工程の管理」 > 「生葉の仕入れ」の順となった。

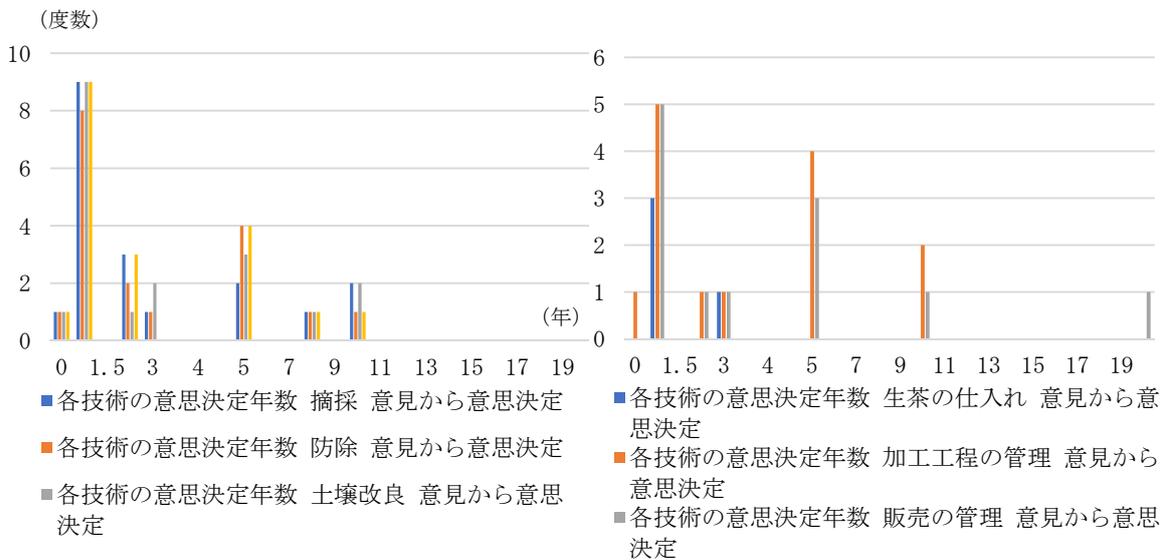


図 2-4 意見参画から意思決定権継承までの期間

表 2-8 意見参画から意思決定権継承までの平均期間 (年)

		意見参画から継承まで
生葉生産	摘採 (n=19)	2.95
	防除 (n=18)	2.94
	土壤改良 (n=19)	3.16
	整枝 (n=19)	2.79
荒茶加工	生葉の仕入れ (n=4)	1.5
	加工工程の管理 (n=14)	3.57
	販売の管理 (n=12)	4.58

5. 仮説検証

1) 仮説①「技術習得の時期と意思決定権継承の時期の前後関係によって、後継者が意思決定権継承時期に対して抱く適正感が異なる」について

図 2-5 は、生葉生産における 4 技術について、横軸「技術習得から意思決定権継承までの期間」と縦軸「後継者による意思決定権継承タイミングに対する評価」の関係を示したグラフである。なお、各技術の「意思決定権継承のタイミングに対する評価」については、a「適切なタイミングだった」、b「もう少し勉強した上で継承したかった」、c「もっと早く継承したかった」の中から選択してもらい、a を 0、b を -1、c を 1 として評価している。

グラフを参照すると、程度の差はあるものの 4 技術とも、横軸「技術習得から意思決定権継承までの期間」が長ければ長いほど c「もっと早く継承したかった」との回答が多く、横軸「技術習得から意思決定権継承までの期間」が短ければ短いほど b「もう少し勉強した上で継承したかった」という回答が多い傾向にあることが分かる。4 技術における散布図の様子に注目すると、4 技術とも技術習得後 1~4 年で意思決定権の継承が行われた場合、継承

時期に対する不満を抱く後継者はいない。また、「土壌改良」や「整枝」において「技術習得から意思決定権継承までの期間」が10年近くになってc「もっと早く継承したかった」との回答が現れるのに対し、「摘採」や「防除」においては、5~8年でc「もっと早く継承したかった」との回答が現れる。このことから4技術の中でも「摘採」と「防除」においては、意思決定権移譲が遅いことに対する後継者の不満が現れる場合、早期に現れやすいと考えられる。

ところで、「就農してから意思決定を任されるまでの期間」が「意思決定権継承のタイミングに対する評価」に影響すると考えるのも自然である。そこで生葉生産における4技術について、横軸「就農してから意思決定を任されるまでの期間」と縦軸「後継者による意思決定権継承タイミングに対する評価」の関係を示したグラフも作成した(図2-6)。このグラフを参照すると、確かに横軸「就農してから意思決定を任されるまでの期間」と縦軸「後継者による意思決定権継承タイミングに対する評価」は相関関係にあることが分かる。他方、「就農してから意思決定を任されるまでの期間」一年あたりの「意思決定権継承のタイミングに対する評価」への影響度は、「技術習得から意思決定権継承までの期間」一年あたりの「意思決定権継承のタイミングに対する評価」への影響度と比較した場合、「摘採」においてほぼ同等、その他の3技術においては小さいということが分かる。

ここから、経営者が後継者の動機付けのために意識すべき期間は「就農してから意思決定を任されるまでの期間」というよりも、「技術習得から意思決定権継承までの期間」であるということが言えるだろう。

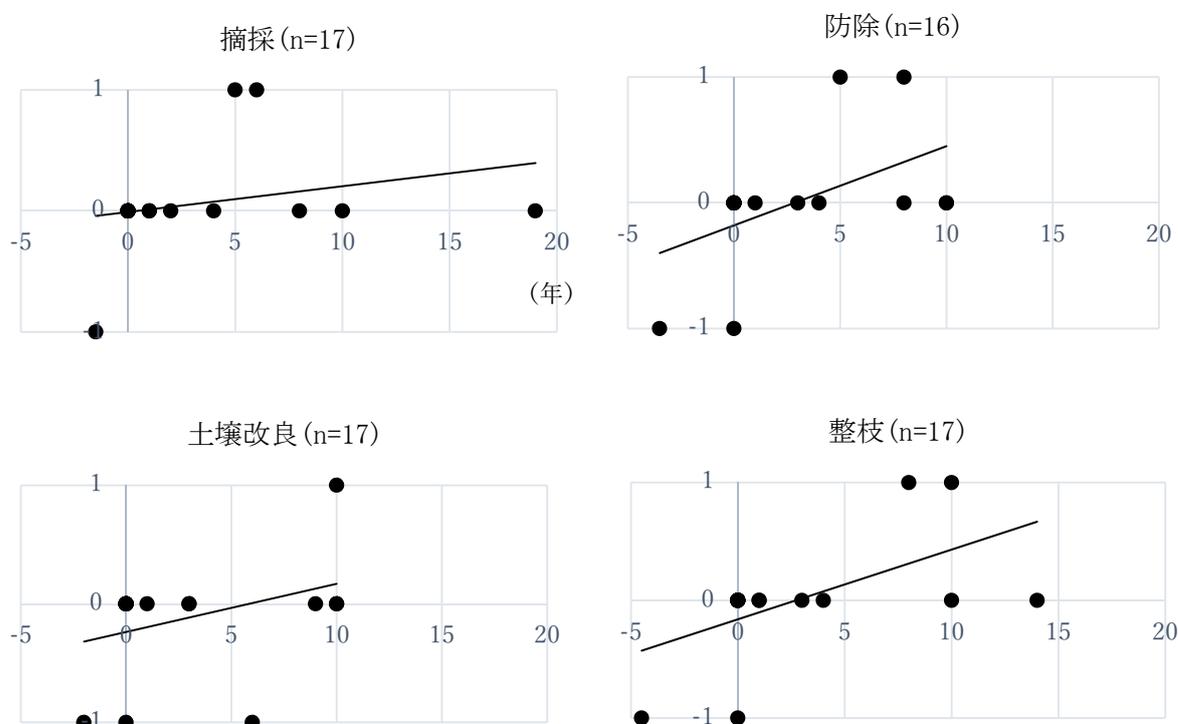


図2-5 技術習得から意思決定権継承までの年数と継承時期に対する評価 (生葉生産)

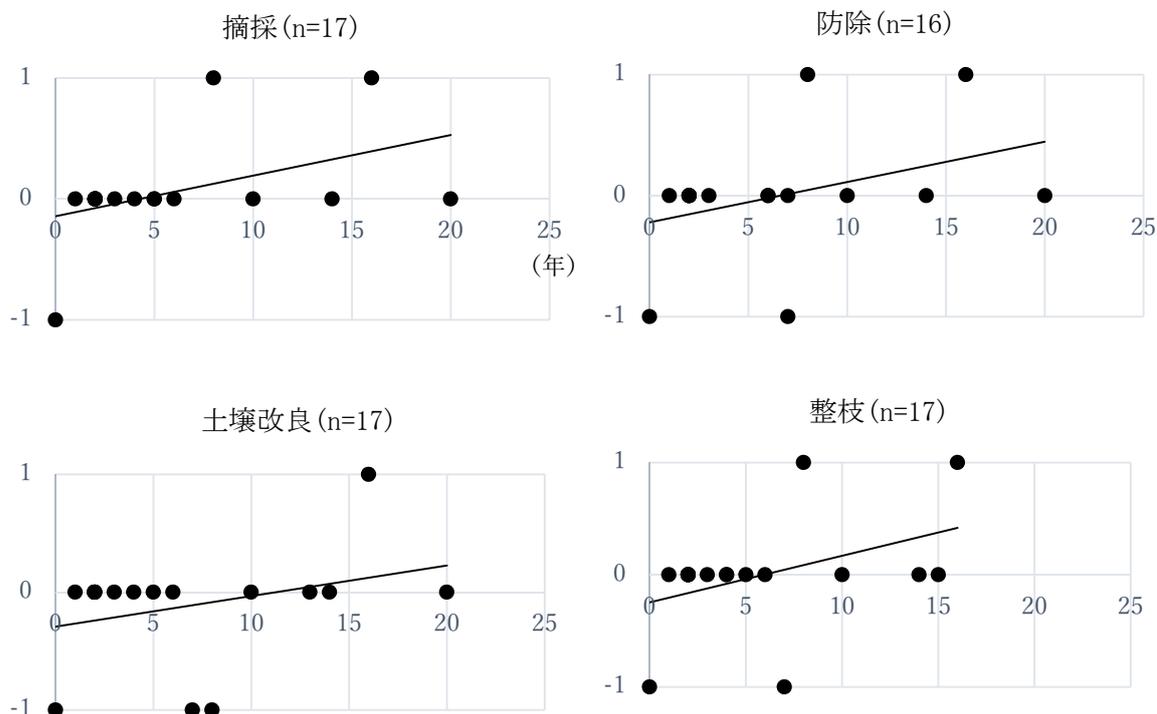


図 2-6 就農から意思決定権継承までの年数と継承時期に対する評価（生葉生産）

2) 仮説②「茶生産における技術習得の時期や意思決定権継承の時期は、当該技術の特性の認識に影響されている」について

(i) 「作業が重労働度、人数必要度が高いと認識されている作業ほど、就農してから作業に関わり始めるまでの期間が短い」について

まず、作業の重労働度について技術毎の序列を見ていくと、生葉生産については「摘採」>「防除」≒「土壌改良」>「整枝」の順であった。荒茶加工においては「加工工程の管理」>「生葉の仕入れ」≒「販売の管理」の順であった。次に、人数必要度については生葉生産については「摘採」>「整枝」≒「防除」≒「土壌改良」の順であった。荒茶加工においては、人数必要度は「販売の管理」≒「加工工程の管理」>「生葉の仕入れ」の順であった。以上から、田口の論文で同一の性質を持つとして統合されていた重労働度と人数必要度という指標は両者間で技術毎の序列が異なるため、分けて考える必要があるということが分かる。

他方、「就農してから作業に関わり始めるまでの期間」については、生葉生産においては「防除」>「摘採」≒「土壌改良」≒「整枝」の順であった。荒茶加工においては、「販売の管理」>「生葉の仕入れ」>「加工工程の管理」の順であった。ここで、重労働度と「就農してから作業に関わり始めるまでの期間」の関係、人数必要度と「就農してから作業に関わり始めるまでの期間」の関係の双方を考えると、両関係とも明確な関係性は見られない。したがって、「作業が重労働度、人数必要度が高いと認識されている作業ほど、就農してから作業に関わり始めるまでの期間が短い」訳ではないということが言える。

(ii) 「作業の適期や作業方法についての判断基準がある、と認識されている作業ほど、就農してから作業に関わり始めるまでの期間や作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間が短い」について

まず、判断基準について、「土壌改良」においては回答者の24%が「判断基準が無い」と回答した一方で、他の技術においては回答者の100%が「判断基準が有る」と回答している。

「就農してから作業に関わり始めるまでの期間」については、生葉生産においては、「防除」>「摘採」≒「土壌改良」≒「整枝」の順となった。荒茶加工においては「販売の管理」>「生葉の仕入れ」>「加工工程の管理」の順となった。

「作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間」については、生葉生産においては、長いほうから「土壌改良」>「防除」≒「整枝」>「摘採」の順となった。荒茶加工においては長いほうから「加工工程の管理」>「販売の管理」>「生葉の仕入れ」の順となった。

以上から「土壌改良」が唯一、「判断基準が無い」との回答があり、かつ、「作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間」が生葉生産で最も長い。このことから、生葉生産において、「判断基準の有無」が「作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間」の短長に影響していると考えられる。また、その場合、荒茶加工における「加工工程の管理」と「販売の管理」は「土壌改良」よりもさらに「作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間」が長い、これは加工や販売は工夫の余地が大きい、自分のやり方を確立するまでの期間が長いからであると推察できる。

また「判断基準の有無」と「就農してから作業に関わり始めるまでの期間」の間には明確な関係はないと言える。

(iii) 「意思決定権の継承時期は、技術習得の時期に影響を受けるが、その間の差分は、収益に及ぼす影響に対する認識に影響されている」について

「就農してから作業に関わり始めるまでの期間」と「作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間」を足し合わせることで、「就農してから技術を習得するまでの期間」を求めることができる。また、「就農してから経営主の意思決定に意見できるようになるまでの期間」と「意思決定に意見をできるようになってから意思決定を任されるまでの期間」を足し合わせることで、「就農してから意思決定を任されるまでの期間」を求めることができる。表2-9は、それぞれの期間に要する平均年数、および「作業関与から意見参画までの期間」、「技術習得から意思決定権継承までの期間」の2期間における平均年数を表している。また、図2-7は、生葉生産の各技術において「摘採」を例に、調査対象となった経営体毎の「就農してから技術を習得するまでの期間」と「就農してから意思決定を任されるまでの期間」を表している。なお荒茶加工においてはサンプル数が不足しているため、図は作成していない。

図を参照すると、上下の分布の型からほとんどの経営体が作業関与の後に意見参画が行っているため、意見参画時期は作業関与時期の早晩に影響を受けていることが見て取れる。また、ほとんどの経営体において技術習得の後に意思決定権の継承が行われており、意思決定権継承時期は技術習得時期の早遅に影響を受けていることが見て取れる。

表2-9を参照すると、「就農してから技術を習得するまでの期間」は、長い方から「防除」≒「土壌改良」>「整枝」≒「摘採」の順になっている。「就農してから意思決定を任され

るまでの期間」は、長い方から「防除」≧「土壌改良」>「摘採」≧「整枝」の順になっている。両期間の技術順序を比較すると、「就農してから意思決定を任されるまでの期間」は「就農してから技術を習得するまでの期間」と関係があると考えられる。なお、3つ目の表を参照すると「就農してから技術を習得するまでの期間」は「整枝」が「摘採」よりも長い。が、「就農してから意思決定を任されるまでの期間」は「摘採」が「整枝」よりも長い理由としては、「技術習得から意思決定権継承までの期間」において「摘採」が4技術の中で最も長く、「整枝」に約0.4年長いことが挙げられる。

表 2-9 技術習得と意思決定に要する期間とその差分（年）（n=17）

	技術習得			意思決定			差分
	就農から 作業関与	作業関与 から習得	総期間	就農から 意見参画	意見参画 から継承	総期間	
摘採	1.10	1.74	2.83	3.42	2.95	6.37	3.54
防除	1.52	2.41	3.93	4.26	2.94	7.21	3.28
土壌改良	0.91	2.91	3.81	4	3.16	7.16	3.35
整枝	0.86	2.31	3.17	3.53	2.79	6.32	3.15

意思決定権継承時期は技術習得の時期に大きく影響されるが、「技術習得から意思決定権継承までの期間」は各技術等しいわけではない。したがって、技術習得の時期についての技術間順序と、意思決定権継承時期についての技術間順序は完全に一致していない。以下では「技術習得から意思決定権継承までの期間」を規定するものは、「意思決定とその決定に基づく作業の良し悪しが収益に及ぼす影響の大中小」の認識であるという仮説の真偽を確かめる。

生葉生産における「技術習得から意思決定権継承までの期間」は長い方から「摘採」>「土壌改良」>「防除」>「整枝」である。他方、意思決定とその決定に基づく作業の良し悪しが収益に及ぼす影響の大中小の認識から得た「収益影響度」は高い方から「摘採」>「整枝」≧「防除」>「土壌改良」であった。「技術習得から意思決定権継承までの期間」についての技術間順序と「収益影響度」についての技術間順序は一位の摘採を除き一致していない。そのため、「収益影響度」が「技術習得から意思決定権継承までの期間」を規定しているとは言い難い。

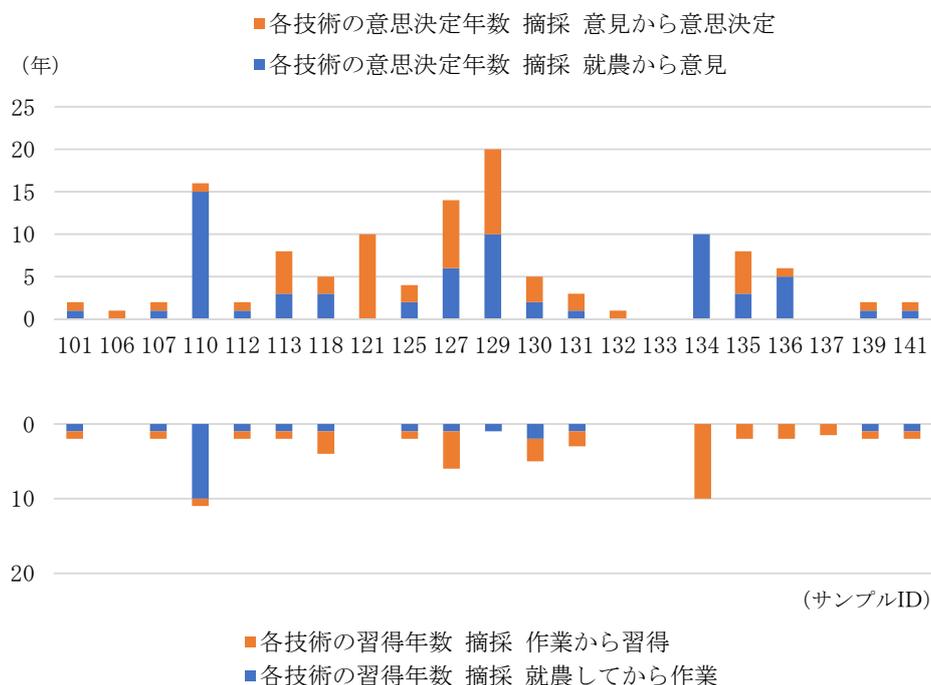


図 2-7 意思決定までの期間と技術習得までの期間の比較（生葉生産、摘採）（n=21）

3) 仮説③「経営継承までにかかる期間は、前職の有無や就農時年齢により差がある」について

表 2-10 は、前職の有無別に、就農年齢、経営継承年齢、就農から経営継承までの期間を示している。この表を参照すると、前職がある経営主の「経営継承した年齢の平均」は 36 歳、前職のない経営主の「経営継承した年齢の平均」は 42.2 歳と前職の有無によって、「経営継承した年齢の平均」は約 6 歳差があることが分かる。この約 6 歳差の理由は、「就農した年齢の平均」は前職のある経営主の方が 2.4 年ほど高いものの、「就農してから経営継承までの平均年数」が前職のある経営主では 8.78 年、前職のない経営主が 17.4 年と 2 倍近い年数差があるからである。前職の有無で「就農してから経営継承までの平均年数」に大きな差が見られるのは、前職がある経営主の中には、何らかの形で家業である茶生産の経営を継承し存続させることが喫緊の課題となった結果、就農して早期に経営継承をすることを求められた者が前職のない経営主と比較して多いからであると考えられる。

また、回答者全体の「就農してから経営継承までの平均年数」と 1)-(iii)の生葉生産段階の 4 技術における「就農してから意思決定を任されるまでの期間」を比較すると、前者が 11.87 年であるのに対し、後者は 4 技術とも 6~8 年の間であり技術に関する意思決定権継承の方が経営継承よりも早いことが分かる。このことから一般的に茶農家においては、技術に関する意思決定の委譲を完了した後に経営全体の継承を行うということが言える。

表 2-10 前職の有無と就農から経営継承までの期間（年）

前職	有 (n=9)	無 (n=5)	全体 (n=14)
就農してから経営継承までの平均年数	8.78	17.4	11.87
就農した年齢の平均	27.22	24.8	25.93
経営継承した年齢の平均	36	42.2	37.8

図 2-8 は、横軸「経営主が就農した年齢」と縦軸「就農してから経営継承までの年数」の関係を表したグラフである。グラフを参照すると、横軸「経営主が就農した年齢」が低ければ低いほど、縦軸「就農してから経営継承までの年数」が長い傾向にあることが分かる。このことから、茶農家においては先代である親や子の高齢度を基準に経営継承が生じやすいことが考えられる。このことや 1)-(iii)での分析から、「就農してから技術に関する意思決定権継承までの年数」には「就農してから技術を習得するまでの期間」、つまり経験やスキルの習得が主に影響していた一方で、「就農してから経営継承までの年数」には後継者の就農時年齢が大きく影響しているということが言える。

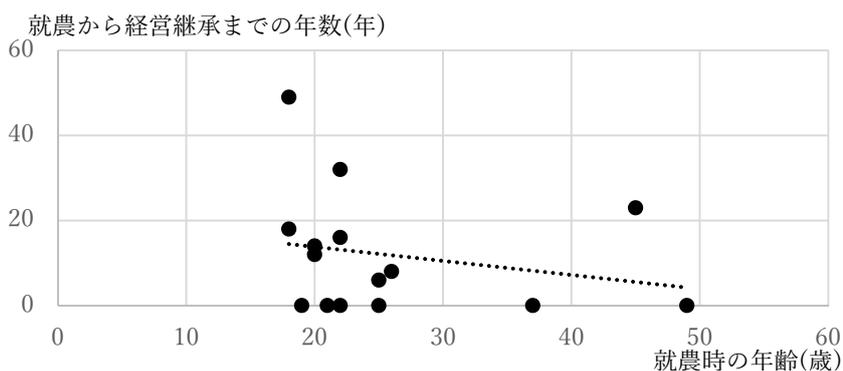


図 2-8 就農時の年齢と就農から経営継承までの年数の関係 (n=15)

6. まとめと考察

本章では、茶生産における後継者の技術習得と意思決定権継承の時期の実態を分析し、以下の仮説の検証を行った。①「技術習得の時期と意思決定権継承の時期の前後関係によって、後継者が意思決定権継承時期に対して抱く適正感が異なる」②「茶生産における技術習得の時期や意思決定権継承の時期は、当該技術の特性の認識に影響されている」③「経営継承までにかかる期間は、前職の有無や就農時年齢により差がある」。

仮説①については、生葉生産の4技術とも、技術習得から意思決定権継承までの期間と継承時期の主観的評価の間に相関関係が存在し、技術習得後1~4年の意思決定権継承ならば、継承時期に不満を抱く後継者はいなかった。また、特に「摘採」と「防除」においては、意思決定権移譲が遅いことに対する後継者の不満が現れる場合、早期に現れやすいという傾向等が明らかとなった。

仮説②については、調査結果から立証することは困難であるが、生葉生産において「判断基準の有無」が「作業に関わり始めてから技術を習得するまでの期間」の短長に影響している可能性、また、意見参画時期が作業関与時期の早晩に、意思決定権継承時期が技術習得時

期の早晩に影響を受けていること、さらに、「収益影響度」が「技術習得から意思決定権継承までの期間」を規定しているとは言い難いこと等が示唆された。

仮説③については、前職の有無により「就農してから経営継承までの平均年数」に2倍近い年数差があること、技術に関する意思決定権の委譲を完了したのちに経営全体の継承を行うということ、「就農してから技術に関する意思決定権継承までの年数」には経験やスキルの習得が主に影響していた一方、「就農してから経営継承までの年数」には後継者の農業従事経験よりも就農時年齢の方が大きく影響しているということが明らかとなった。

以上の分析より、経営者は後継者が抱く継承時期への不満を避けるにあたり、後継者の技術習得後5年以内の意思決定権委譲を目指すことが有効であると言えるだろう。生葉生産の4技術の中でも特に「摘採」と「防除」においては、意思決定権移譲が遅いことに対する後継者の不満が現れる場合、早期に現れやすい傾向があるため、技術習得後早期に意思決定権委譲を行うことがより望まれる。

また、茶農家の経営全体の継承は継承時期が各技術に関する意思決定権継承の時期に比べて5年前後遅く、何らかの形で先代が経営を続けられない、もしくはそのような状況が迫って初めて継承が行われる傾向にあると想定できる。「技術の習得」等、経験やスキルがある程度重視される「技術毎の意思決定権継承」の時期に比べ、親のライフコースに依存的な「経営全体の継承」の時期においては後継者の抱く継承時期に対する不満は、大きいかもしれない。よって、経営全体の移譲において、適切な時期を明らかにする研究は有益である。

参考文献

- 相馬寿成・木南莉莉 (2011) 「農業の経営継承におけるナレッジマネジメントに関する研究」『地域学研究』 41(4):943-955。
- 江川章 (2012) 「多様化する新規就農者の動向と就農支援の取組体制」『農林金融』 14:732-745。
- 田口留奈 (2000) 「家族園芸作経営の生産過程における継承問題」『現代日本農業の継承問題』 4(4):137-148。
- 角田毅・佐藤了 (2003) 「農業後継者の就農行動と経営継承問題」『現代日本農業の継承問題: 経営継承と地域農業』 (2): 31-40。
- 農林水産省 (2015) 「農林業センサス」。
- 農林水産省 (2015) 「農業の構造改革の推進」『平成26年度 食料・農業・農村白書』。
- 農林水産省 (2016) 「作物統計」。

第3章 島田市の農業における女性参画の実態

松永悠希

1. はじめに

日本の農業就業人口は年々減少しているが、そのなかで女性が占める割合は半数を下回るようになった。農家人口では女性割合が50%台を維持していることを踏まえると、女性の農業離れは確実に進んでいる（表3-1）。近年、女性の社会進出が増え、農業においても担い手としての女性の役割や可能性へ期待が高まる反面（柏尾2019）、未だに女性の活躍をばむ問題が多く残されているといえよう。

なかでも家事・育児・介護といった生活面の労働負担は女性の農業参画を制約するものとして無視できない要因と考えられている。2012年に農林水産省が女性農業者を対象に実施した「女性の農業へのかかわり方に関するアンケート調査」では、直面する生活上の課題として、30～40代では「農業と家事・育児の両立」を、50代以上では「農業と介護の両立」を挙げる割合が高くなっている。

一方、農業における女性の活躍推進に向けた支援事業は近年実施され始めてはいるが、実態としては女性に寄り添った支援組織や活動はまだまだ十分なものではなく、固定的な性別役割分業にもとづく男性中心のビジネスモデルが農村社会では根強い（中道2019）。

また、女性農業者の就業条件改善や意欲増大を図るための有力な手法として期待されている家族経営協定は、全国的に締結農家数が増加しているとはいえ、取り決め内容としては農業経営に関するものが主であり、生活面の役割分担を協定内容に設定することは依然として少ない（表3-2）。家族経営協定の普及は評価すべき一方で、農家女性が抱える課題を解決する手段として十分に機能を発揮できているかは疑問である。

表3-1 全国の農家女性人口の推移（単位：千人）

	1970	1980	1990	2000	2010	2015
農家人口	26,596	21,366	17,296	10,467	6,503	4,880
うち女性	13,739	10,966	8,875	5,338	3,294	2,448
女性の割合	51.7%	51.3%	51.3%	51.0%	50.7%	50.2%
農業就業人口	10,352	6,973	5,653	3,353	2,606	2,097
うち女性	6,337	4,300	3,403	1,788	1,300	1,009
女性の割合	61.2%	61.7%	60.2%	53.3%	49.9%	48.1%
基幹的農業従事者数	7,109	4,128	3,127	2,400	2,051	1,753
うち女性	3,857	2,092	1,505	1,140	903	749
女性の割合	54.3%	50.7%	48.1%	47.5%	44.0%	42.7%

出所) 中道(2018)表1

第3章 島田市の農業における女性参画の実態

表 3-2 家族経営協定の取り決め内容

取り決め内容	平成30年
農業経営の方針決定	92.8%
労働時間・休日	92.7%
農業面の役割分担（作業分担、簿記記帳等）	81.2%
労働報酬（日給・月給）	74.9%
収益の配分（日給・月給以外の利益の分配）	69.3%
経営移譲（継承を含む）	54.1%
生活面での役割分担（家事・育児・介護）	44.8%

出所) 農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」平成31年調査結果

本章では、静岡県島田市の家族経営農家における女性の農業参画の実態を把握し、農業に関与する女性を増やすための手がかりを探るべく、農業経営主の配偶者に焦点を当て、その農業関与に影響を与える要因について分析する。ここでは特に経営内の働き手、家族経営協定の有無、家庭内労働への関与状況、なかでも育児・介護への関与状況が配偶者の農業関与と相関があると仮説を立て、検証を行う。

2. 調査概要

1) 女性農業者を取りまく状況

今回聞き取り調査を実施した静岡県島田市では、農業従事者に占める女性の割合は全国的に見ても比較的高い（表 3-3）。しかし、表 3-4 に示されるように農業従事者数・農業就業人口・基幹的農業従事者数において女性の占める割合は減少しており、全国的な傾向と一致している（2005年から2010年にかけて農業者人口が増加しているのは、2005年と2008年に行われた島田市合併によるものと考えられる）。

表 3-2 農業従事者に占める女性の割合（全国における静岡県と島田市の位置づけ）

和歌山	47.5%	静岡	46.1%	岡山	45.1%	大分	44.6%	群馬	44.0%
山口	47.3%	鳥取	46.0%	全国	45.0%	大阪	44.5%	石川	43.8%
愛知	47.1%	愛媛	46.0%	福島	45.0%	富山	44.5%	兵庫	43.8%
青森	46.6%	高知	45.7%	岐阜	44.9%	秋田	44.4%	福井	43.7%
島田市	46.6%	佐賀	45.6%	長崎	44.9%	栃木	44.4%	京都	43.7%
広島	46.5%	北海道	45.6%	東京	44.9%	三重	44.3%	新潟	43.7%
長野	46.5%	福岡	45.5%	香川	44.8%	埼玉	44.1%	滋賀	43.3%
徳島	46.4%	宮崎	45.5%	千葉	44.8%	山形	44.1%	奈良	43.3%
岩手	46.2%	神奈川	45.3%	島根	44.7%	茨城	44.0%	沖縄	37.7%
山梨	46.2%	熊本	45.1%	鹿児島	44.7%	宮城	44.0%		

出所) 2015年度農林業センサスより作成

第3章 島田市の農業における女性参画の実態

表 3-4 島田市における女性農業者人口の推移（単位：人）

	2000	2005	2010	2015
農業従事者数	4,984	4,027	6,495	4,730
うち女性	2,422	1,970	3,091	2,204
女性の割合	48.6%	48.9%	47.6%	46.6%
農業就業人口	3,180	2,768	4,135	3,254
うち女性	1,790	1,523	2,105	1,606
女性の割合	56.3%	55.0%	50.9%	49.4%
基幹的農業従事者数	2,406	2,338	3,762	2,963
うち女性	1,233	1,190	1,820	1,386
女性の割合	51.2%	50.9%	48.4%	46.8%

出所) 各年次農林業センサスより作成

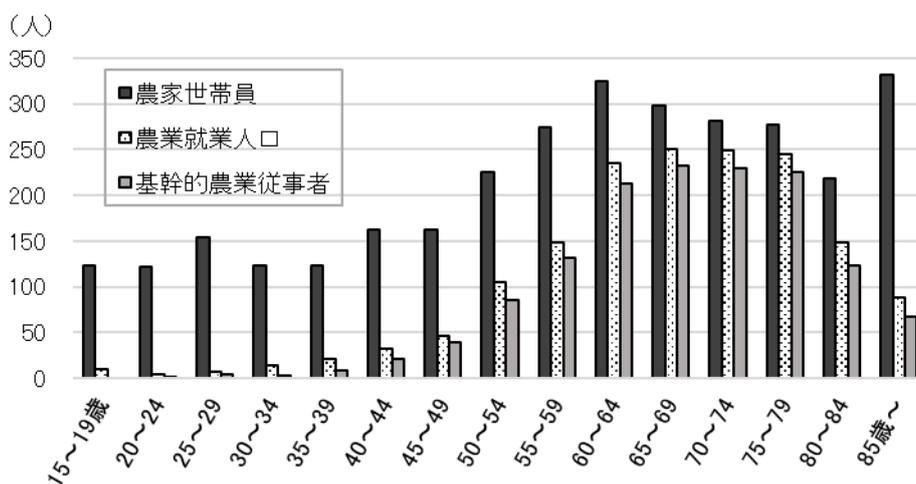


図 3-1 島田市における販売農家の年齢別女性世帯員

出所) 2015 年度農林業センサスより作成

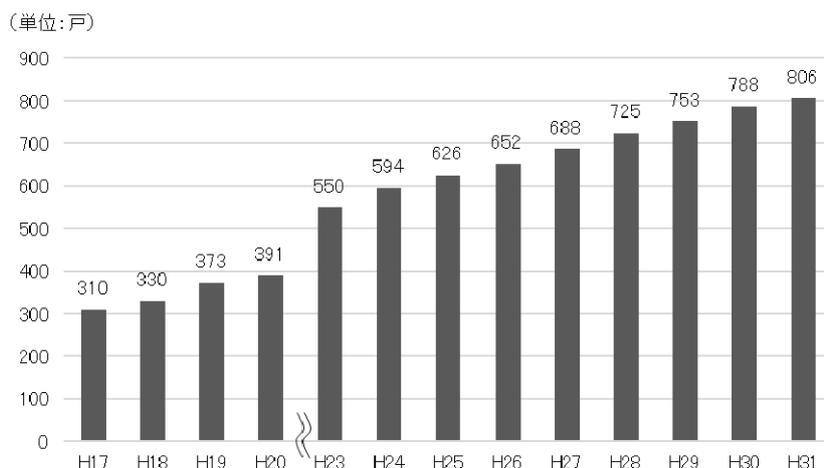


図 3-2 静岡県における家族経営協定締結農家数の推移

出所) 農林水産省 「家族経営協定に関する実態調査」 各年次結果より作成

第3章 島田市の農業における女性参画の実態

農業に関与する女性世帯員を年齢別に詳しく見ると、図3-1にあるように50代後半まで農家世帯員数と農業従事者数に大きな差がある。すなわち、農家に属しながら農業に主に従事しない女性が一定数いることを示しており、60～64歳までは一貫して農業就業人口・基幹的農業従事者が少なくなっている。これは農業以外の分野で主に職に就いていることや、育児・介護に専念していることなどが考えられる。また、80歳を過ぎると世帯員数に対して農業従事者が大幅に減少していることから、高齢になると農業からリタイアして介護される側となることも十分に考えられる。

図3-2は、静岡県において家族経営協定を締結している農家数の推移を表したグラフであるが、14年間で締結数が2倍以上になっている。販売農家数自体は減少傾向にあることを踏まえると、農家全体で家族経営協定締結の機会が増えているといえる。とはいえ、平成27年の静岡県総農家数が約6万戸であることを考えると、締結農家数はまだ全体の1割程度である。

2) 調査対象農家の概要

本章において分析対象となる農家の概要は表3-5の通りである。島田市での聞き取り調査を行った36の生産者のうち、7法人を除いた29戸から、筆者の設定した質問への回答が得られた。これらの農家の経営主は1戸を除き全て男性であり、女性経営主の農家を含め、配偶者がいる28戸を主に分析の対象として扱う。分析対象には法人が2戸含まれるが、経営主の配偶者も法人内で農業に従事しているため、一部の家族経営に特化した分析では除外することもあるが、基本的に他の農家と同様に扱う。

28農家のうち、女性配偶者が全く農業に従事していないとみられる農家は1戸のみであった。残りのすべての配偶者は何かしら農業に関与しているとみられ、年間農業労働日数が少なくとも10日以上はあった。非農業従事者である配偶者は農業以外の職業に就いておらず、専業主婦であると推察することができる。また、半数以上の農家では、経営主の配偶者が育児ないし介護に関与していたが、育児期にあたる女性は経営主の配偶者に限らず、経営主の娘や息子の妻などが含まれ、その平均年齢は47歳と若いことがわかる(表3-6)。

次の小節では経営主と配偶者がそれぞれ農業経営・生活面においてどのように関与しているか具体的に見ていき、両者の協業状況や女性の農業参画の実態を明らかにする。

表3-5 調査対象農家の概要

聞き取り対象農家数	36 (29)
配偶者がいる農家数	28
女性対象質問への回答数	19

出所) 質問票より作成

注) 括弧内は有効回答数

表 3-6 対象 28 農家の女性世帯員の概要

属性	人数(人)	平均年齢(歳)	属性	人数(人)	平均年齢(歳)
経営主の配偶者・女性経営主	28	59.25	女性世帯員	46	58.02
うち農業従事者	27/28	59.25	うち農業従事者	42/46	58.90
育児・介護に関与している	15/28	54.77	育児期にあたる女性	16/46	47.06

出所) 質問票より作成

3) 経営主と配偶者の協業状況

質問票では家族経営で農業に関わっている家族構成員を対象に、農業経営面 14 項目、生活面 5 項目の各作業について「1: 中心となって関与している」「2: ある程度関与している」「3: 全く関与していない」の 3 段階評価から選択してもらった。(調査先は茶の生産者であり、その多くが経営内で茶葉の加工も行っているため、加工に関しては荒茶加工、仕上げ加工、二次加工の 3 項目に区分している。) 回答者は経営主である生産者がほとんどであり、その場合は配偶者の分も経営主が代理として回答している。回答が空欄となっている箇所は、全家族構成員に関して空欄であれば、その農家で行っていない活動と判断して計上していないが、1 人でも関与している構成員がいれば「3: 関与していない」としてカウントしている。また、全家族構成員に関して「3: 関与していない」が選択されていた場合は、その農家で行っていない活動と判断し、計上していない。以上を踏まえ、項目ごとに関与している度合いの回答数を集計した結果が図 3-3、図 3-4 の通りである。

図 3-3 から、経営主は農業経営面のほとんどの項目について「中心となって関与している」と回答していることがわかるが、会計や雇用労働者の確保、雇用者への指示においてはその割合が少なくなっている。また、生活面の項目は経営主が中心となって関与する場合は 4 割を切り、家事に関しては特に関与の度合いが低い。

対照的に、図 3-4 からわかるように配偶者は農業経営面の項目に関しては「中心となって関与している」との回答は非常に少なく、「ある程度関与している」か「全く関与していない」が約 8 割を占める。特に、作付けや経営の計画といった作業に関してその傾向が顕著である。経営主では関与の度合いが比較的良かった会計や雇用労働者の確保に加え、収穫・摘採作業、出荷、販売活動では配偶者の関与が多くみられた。経営方針に関わる作業にあまり関与していない代わりに、人との交流やコミュニケーション能力を必要とするような対外的な活動に従事することが多いとわかる。一方、生活面の労働に関しては家計、家事、育児すべて配偶者が中心となって関与している割合が高く、介護に関与している程度も高い。

以上より、農業面は経営主の方が関与が多く、特に経営方針に関わる作業は男性が主体となる一方、金銭管理は配偶者が中心となり、加工や販売といった活動では女性の特性が生かされやすく参画が進んでいることが明らかとなった。また、配偶者は農業面の関与度合いが経営主より低い代わりに生活面の作業を全体的に負担する傾向があり、家族経営農業において明確な性別分業が生じていることが窺える。

第3章 島田市の農業における女性参画の実態

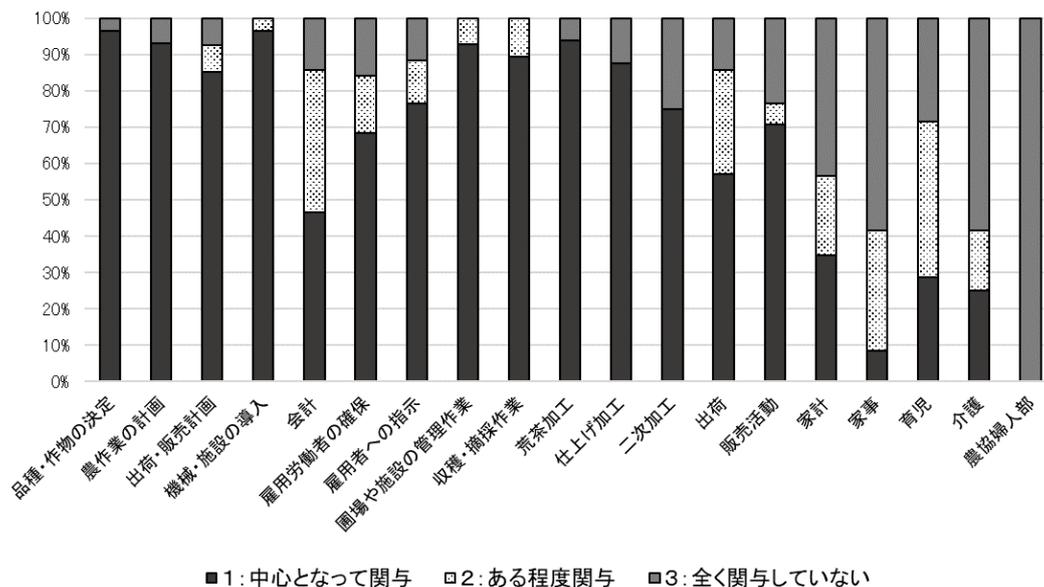


図 3-3 家族経営農家における経営主の農業面と生活面の関与状況 (n=28)

出所) 質問票より作成

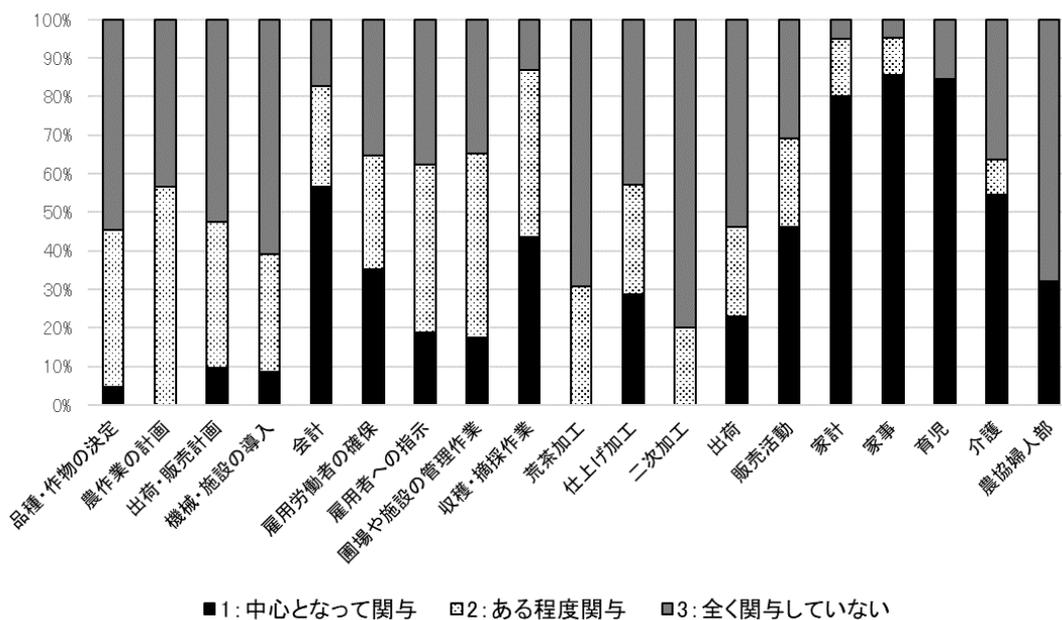


図 3-4 家族経営農家における配偶者の農業面と生活面の関与状況 (n=28)

出所) 質問票より作成

4) その他の調査結果

ここでは、女性配偶者がいる農家における家族経営協定の締結状況(表 3-7)や保育・介護施設の利用状況(表 3-8)、女性対象の質問で得られた回答などをまとめる。農業における協業や労働時間について、話し合えないし協定を締結していると回答した農

第3章 島田市の農業における女性参画の実態

家は半数以上であったのに対し、非農業面（家計・育児・介護といった生活面）においてルール決めを行っている農家は少なく、約8割が話し合いをしていないと回答した。余暇や労働報酬に関しても話し合いが進んでいないと見られる（表3-7）。また、「現在の協業状況に満足しているか」という質問に対して「満足」と回答した女性配偶者は15人中8人であり、「満足していない」とほぼ同じ割合となった（次頁図3-5）。

表3-7 家族経営協定の締結状況（n=28）

内容		話し合いのみ	家族経営協定	話し合いなし
農業面	協業	39.3%	28.6%	32.1%
	労働時間	29.6%	29.6%	40.7%
非農業面	協業	14.8%	7.4%	77.8%
	労働時間	14.8%	7.4%	77.8%
余暇		14.8%	7.4%	77.8%
労働報酬		11.1%	7.4%	81.5%

出所) 質問票より作成

表3-8 保育・介護施設の利用状況（n=19）（単位：戸）

過去に利用していた	10戸
現在利用している	保育1戸・介護2戸
利用していない	6戸

出所) 質問票より作成

所属する女性団体やネットワークの有無に関して、所属があると回答した女性配偶者は24人中11人であったが、所属団体として最も多く挙げられていたのは農協婦人部（9人）であった。他にはアグリレディース（農林事務所が開催した農業女性セミナーのOGによる研修活動グループ）や、ふじのくに農業女性ゆめ未来ネットワーク、ふじのくに農山漁村ときめき女性（農山漁村の中で優れた技術や感性を持ち、地域で活躍している女性が県に認定される）といった県内のネットワークに加え、農林水産省による農業女子プロジェクトに参画している方もいた。また、女性が主体となった農産物加工所（さんぼ茶屋、やまゆり、さくら茶屋）や茶工場の奥さん方のつながりなども重要な女性コミュニティである。

図3-6では、女性配偶者が今後農業において取り組みたい活動についての回答を示しているが、消費者との交流や直売、農産加工などが上位を占め、六次産業に関わる活動に興味を持っている女性が多く見受けられる。これは前小節で明らかになった配偶者の農業関与における傾向と類似しており、加工や販売という活動と女性の能力や役割に関係があると考えられる。

農業参画する女性として希望する支援について質問したところ、保育園と自宅（あるいは農作業場所）が離れており交通の便が悪かったという子育て時代の経験から、子供の送り迎えのサポートを求める声があった。これは、島田市の農家女性においても農業と育児の両立という面で課題を抱えていることを示唆している。

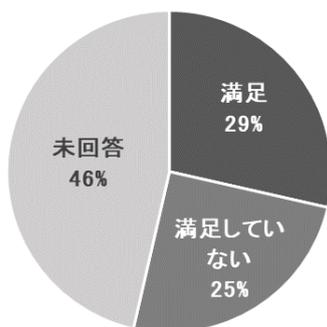


図3-5 配偶者の協業に対する満足状況 (n=28)
出所) 質問票より作成

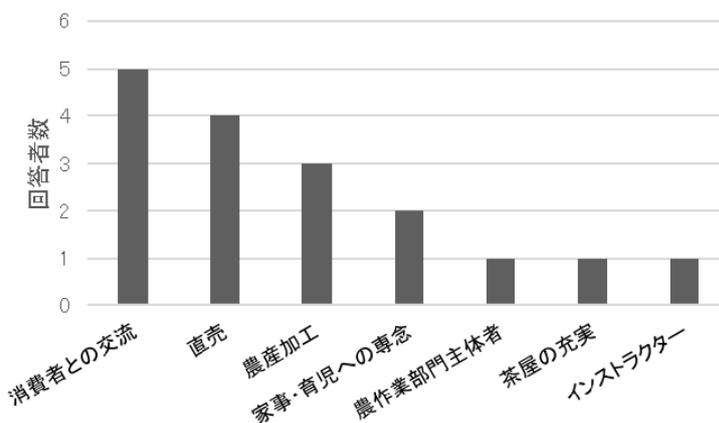


図3-6 女性が今後取り組みたい活動 (n=12)
出所) 質問票より作成

3. 分析・考察

1) 分析方法

本節では、農業関与が高い女性がどのような環境・条件にあるのか、あるいは女性の農業参画においてどのような課題があるのかを明らかにするため、農業 関与に影響を与える要因を複数の観点から分析する。そこで、農業面・非農業面の各項目に対する経営主と配偶者の関与状況について得られた回答から分析指標を作成した。3段階の選択肢に対し、「1：中心となって関与している」「2：ある程度関与している」「3：全く関与していない」の順に2点、1点、0点として農業面・非農業面それぞれの平均を計算し、得られたスコアを「農業関与度」「非農業関与度」とした。関与度は0～2の数値で表されるため、2に近いほど関与度が高く、0に近いほど関与度が低いことを示す。ただし、この点数は、関与している項目の数で割って得た平均であるため、厳密には「関与している作業の多様性」を意味する。したがって、農業従事者の程度を測る指標として、この「農業関与度」に加え、全農家共通で回答された「年間農業労働従事日数」も用いている。「年間農業労働従事日数」が多ければ、

農業に多くの時間を費やしていることから農業従事の程度は高いと考えることができる。一方、「農業関与度」が高いことは多くの作業項目に携わっていることを意味するので、農業参画が進んでいると捉えられる。

分析対象の28農家のうち、関与状況に関する回答や年間農業労働日数の回答が得られなかった農家が数戸あったため、これらの分析ではサンプルサイズが異なる。

2) 仮説設定

第1節でも少々触れたが、女性配偶者の農業関与に影響を与える要因として、以下の4つの仮説を想定した。

- ①1戸あたりの働き手（雇用労働者数、家族内農業従事者数）が多いほど配偶者の農業関与は減る。
- ②家族経営協定の締結、特に非農業面（生活面）のルール決めがある場合は協業が進み、配偶者の農業関与が高くなる。
- ③家庭内労働の負担が多い、つまり非農業面（生活面）の関与が高いと配偶者の農業関与が減る。
- ④育児・介護の有無、保育・介護施設の利用有無は配偶者の農業関与に影響する。つまり、育児・介護が制約となり農業関与が少なくなる。

3) 雇用労働力および家族内労働力と農業関与の関係

図3-7、図3-8から、雇用労働者数、家族内農業従事者数ともに配偶者の農業関与度や農業労働日数と相関は見られない。配偶者の関与する作業の多様性は、農業における人手の数とは独立しており、労働日数も労働者数が多いからといって減るわけではない。また、図3-9に示されるように経営耕地面積と労働者数には若干の正の相関がみられた。すなわち扱う農地が広がるほど多くの人手が必要になる傾向がある。しかし、人手の多少にかかわらず配偶者は一定程度農業に関与していることから、経営主の配偶者が農業経営において持ちうる役割は単なる代替可能な労働力ではない可能性が考えられる。

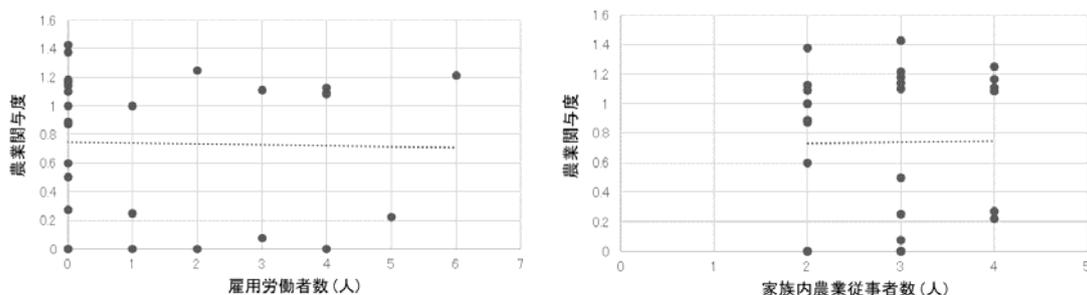


図3-7 経営内の働き手と配偶者の農業関与度の関係 (n=24)

出所) 質問票より作成

第3章 島田市の農業における女性参画の実態

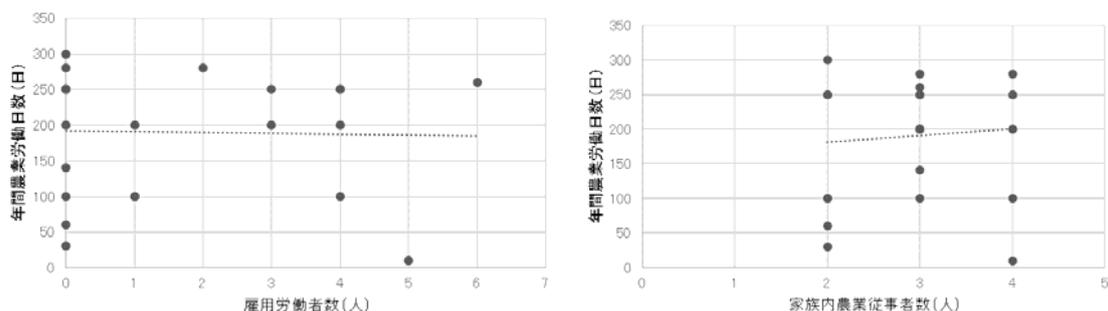


図 3-8 経営内の働き手と配偶者の年間農業労働日数の関係 (n=24)

出所) 質問票より作成

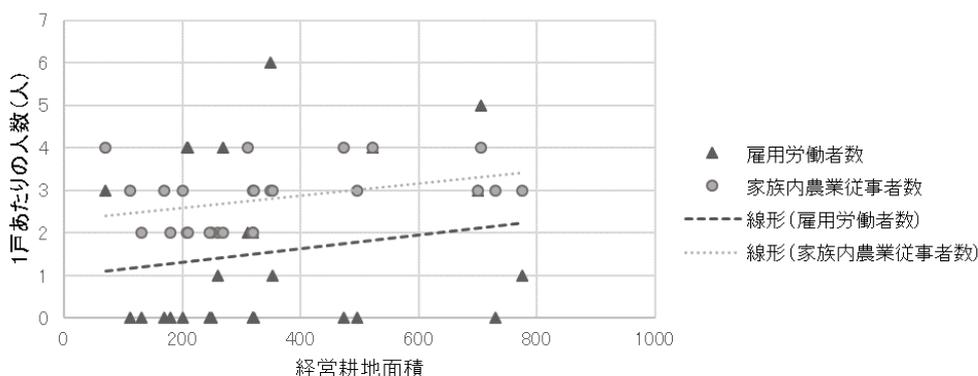


図 3-9 経営耕地面積と働き手の関係 (n=26)

出所) 質問票より作成

4) 家族内ルールと農業関与の関係

農業・非農業面に関する家族内のルール決めの有無と配偶者の年間農業労働従事日数の関係を調べた。取り決めの項目としては表 3-7 にも示したように「協業」「労働時間」と設定した。どちらか一方の項目に関して話し合い、協定の締結がなされていれば、それぞれ「話し合いあり」「協定あり」に含めている。図 3-10 から、農業での協業ないし労働時間に関して話し合いをしていない農家では配偶者の平均農業労働日数が 145 日と全体平均 200 日と比べても低く、話し合いをしている農家平均に比べると約 80 日も少ないことがわかった。対して、非農業面においては家族経営協定を締結している農家の配偶者の平均農業労働日数が全体の半分以下という結果となった。しかし、これは非農業面の協業ないし労働時間に関して協定という明確な文書化をしている農家戸数が 2 戸しかなく、かつ従事日数のデータがあったのは 1 戸だったため、1 戸分のみ反映した数値となる。表 3-7 からわかるように、非農業面では話し合いをしていない農家が圧倒的に多い。

次にルール決めの有無と配偶者の農業・非農業関与度平均の関係を調べた。図 3-11 に示されるとおり、農業面の話し合いをしている農家ほど農業関与度が高く、非農業関与度が低い。逆に非農業面では話し合いがあるほど非農業関与度が高くなっており、農業関与度に関しては有意な差は見られなかった。これらの結果からは家族内のルール決め自体が配偶者

第3章 島田市の農業における女性参画の実態

の関与度に影響を与えているかを判断することは難しい。これは、ルール決めをする家計とそうでない家計でそもそも経営方針や作業内容が異なり、配偶者の農業・非農業関与度に違いをもたらしている可能性が考えられるためである。むしろ、この関与状況の違いによって、家族内の役割分担や就業環境についてのルール決めを行う必要性、問題意識に差が生じるということである。例えば、非農業面に主に従事し、配偶者の農業関与が元々少ない家計では農業面の役割分担について話し合う必要がないこと、配偶者が農業面と非農業面共に高く関与している場合は特に負担が大きいため非農業面の協業や労働時間について取り決めをする傾向があることが推測される。

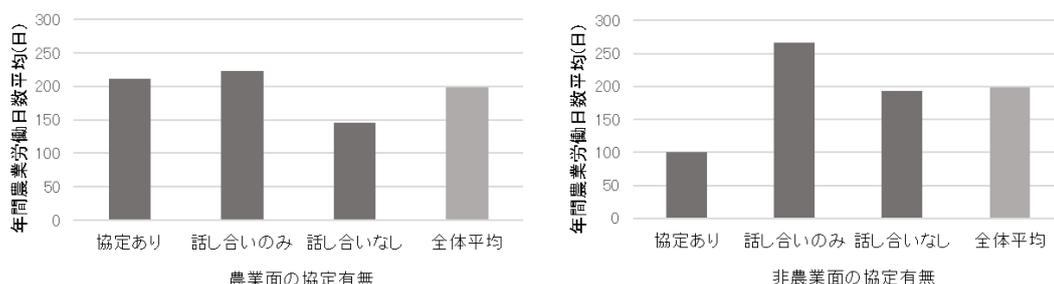


図 3-10 農業面(左)・非農業面(右)の協定の有無と配偶者の年間農業労働日数の関係 (n=24)

出所) 質問票より作成

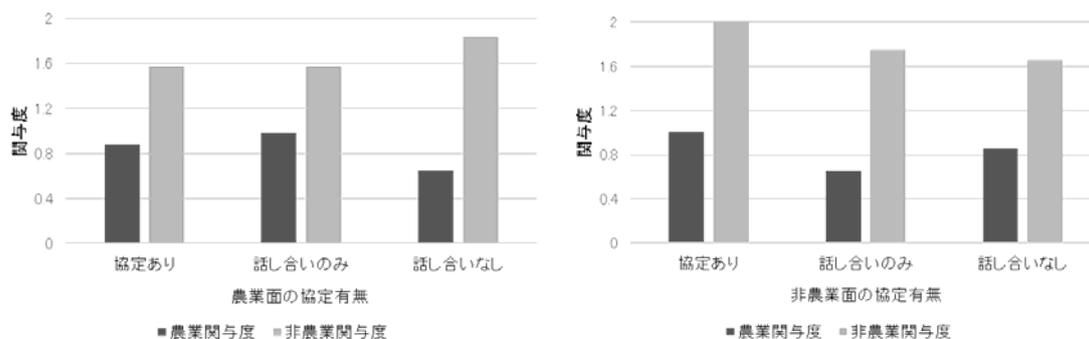


図 3-11 農業面(左)・非農業面(右)の協定の有無と配偶者の非農業関与度の関係 (n=24)
出所) 質問票より作成

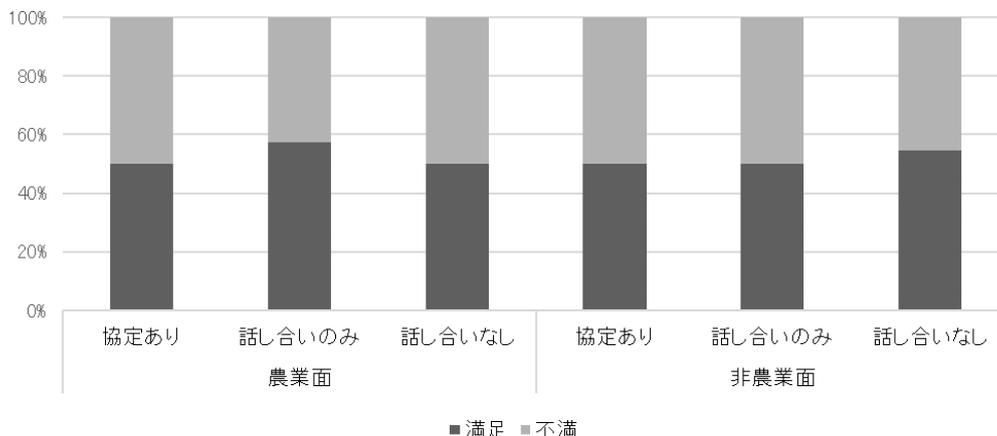


図 3-12 農業面・非農業面の協定有無と配偶者の協業への満足状況の関係 (n=15)
出所) 質問票より作成

ここで、家族経営協定の効果を検証すべく、家族内のルール決めにより配偶者が協業に対する不満が解消されるか分析したところ、図 3-12 のようになった。家族内ルールの話し合いの状況によって、配偶者の協業満足度が変わると予想していたが、実際にグループ分けをして比較すると、農業面・非農業面の両方に関して協定の有無、話し合いの有無によって配偶者の協業満足状況は影響されないように見える。すなわち、話し合いをしていたとしても配偶者が協業状況に不満を持つ人は一定数おり、話し合いをしていなくても協業状況に満足である人も一定数いる。今回の聞き取りでは配偶者の満足状況に対する理由に、家族経営は会社勤めよりも融通が利くから満足と回答がある一方で、繁忙期の家事負担が大きい、休日が少ないから不満といった回答も見られた。すなわち農業経営の忙しさには波があり、常に同じ協業状態が維持されるとは考えにくいことから満足状況も一概には言えない可能性が示唆される。そもそも満足に感じる内容も個人差がある上、経営状況や協定の内容などの他の要因も関係してくると考えると、協定締結による影響を測るためには締結前後の満足度の変化を調べる必要があったと考える。また、協定を締結する目的が農家によって異なることも考えられ、締結した動機や理由について調べればより詳しい分析ができたであろう。

5) 家庭内労働と農業関与度の関係

すべての仮説の前提として、非農業面の関与が高いと農業面の関与が低くなると考えていたが、図 3-13 にあるように両方の関与が高い配偶者が多い。すなわち、農業関与度が高い配偶者は非農業関与度も高い傾向があり、家庭内労働に幅広く関与していることが負担となり農業関与が減るといった傾向はみられない。また、ここでの関与度はあくまで3段階の指標であり実際の家庭内労働は不明であること、家庭内には配偶者以外の女性もおり必ずしも配偶者に家庭内労働が集中しているわけではないことから、農業関与と非農業関与は負の相関があるとはいえないのである。では両方の関与度が高いと負担が大きくなり協業に不満を感じるのかというと、満足に感じている配偶者も多い。しかし、非農業関与度が最大の状態では、配偶者の農業関与度が一定を超えると皆不満と回答する特徴が見られた。

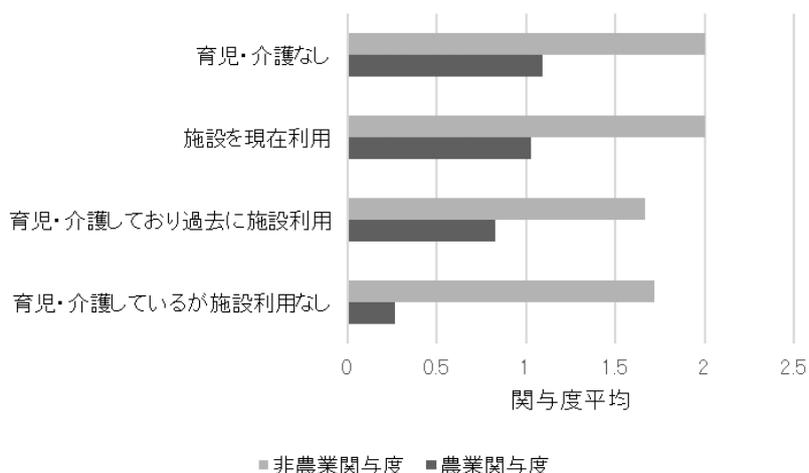


図 3-14 育児・介護状況と配偶者の農業・非農業関与度の関係 (n=27)
出所) 質問票より作成

4. まとめ

本章では、島田市における農家女性の現状を把握し、女性配偶者の農業関与に影響を与える要因について様々な観点から検証した。家族経営農家における女性は働き手の数に関係なく多様な作業に関与している場合が多く、なかでも女性の参画が特に進んでいる分野があることがわかった。配偶者は農業経営における重要な労働力であると同時に、その役割は雇用労働力などと代替可能な性質のものにとどまらず、経営の一画を担うものであることも示唆された。しかし、育児・介護への関与が女性の農業参画を阻んでいることは明らかであり、保育・介護施設の利用は女性の農業関与を促進する可能性があることもわかった。一方、家庭内労働全般の関与度と農業労働の関与度には想定していたようなトレードオフの関係はみられず、農業と生活面の両方に一定以上携わっている配偶者が多かった。ただし、両方の関与が共に高い配偶者に関しては負荷が特に大きく、協業状況に対する不満をもたらしやすいことが示唆された。育児・介護に関しては農業との両立が特に難しくなりうるが、家事に関しては協業状況に拘わらずすべての配偶者が基本的に行っている項目であるため、両立という点において差が生じることは少ないと考えられる。しかし、繁忙期になると農業における作業が増え、家事との両立は確かに大きな負担となるという声もあったので、女性の農業参画を推進するうえでは対処すべき課題の一つといえる。協業状況に対する配偶者の満足度に関しては、配偶者が望む働き方や経営主との関係性など、今回の調査では把握できなかった要因を分析する余地があった。

女性の就労意欲を向上させると期待される家族経営協定の締結有無に関しては、農業関与との相関は多少見られたものの、本調査では締結による効果を測定することができなかったため、これを明らかにするためには配偶者の農業関与状況とルール決めの因果関係を調べるのが課題になる。家族経営協定の締結は、すでに協業状況にあるなかで家庭内もしくは経営内にあるルールが明文化される場合がほとんどであり、未就農女性の農業参画への意欲を直接に促進するものとは考えにくい。ただし、締結によってすでに農業に関与して

いる女性の協業状況が改善されるのであれば、図 3-6 に示されるような今後取り組みたい活動への関与を後押しする可能性は十分に考えられる。

このように、本章では農業関与に影響する要因を分析したが、どの分析においても各要素と農業関与状況の因果関係が反転しうることが示唆された。経営の労働力不足、家庭内労働、育児・介護、いずれの要因も女性の農業関与を促進するあるいは阻害する条件とはなるが、同時に、現在の関与度や貢献度によりこれらの条件がどちらに働くのか調整可能だということである（配偶者が経営で忙しいあるいは欠かせない人なら、家事は家族と分担する、育児・介護は外部サービスを利用する等）。また、経営参画するかしないかは女性の意欲も関係しており、経営に参画したい人は条件の良し悪しに拘わらずすでに参画している人もいるし、したくない人が家庭に専念することに何ら問題はない。重要なのは、すでに農業参画しているあるいはその意欲がある女性がおかれている条件を改善し、従来の性別分業をなくしていくことで女性農業者が働きやすい環境をつくることである。

具体的に経営内で実行できることとして、就業条件や協業状況の見直し、家族経営協定をすでに締結している場合はその内容の定期的な見直しが考えられる。特に、農業において取り組みたいことがある女性であれば、家事・育児・介護といった家庭内労働を全面的に負担していると不満に感じるはずなので、農業における協業だけでなく非農業面での役割分担を進めることは大事である。一つのステップとしては、家族経営協定内に非農業面の役割分担に関する事項を設定することが挙げられ、この有無だけでも配偶者のモチベーションが大きく異なってくると考えられる。また、実際に経営改善や配偶者の意欲向上に成功した先進的な事例の認知を促進することで、より実践的な内容を取り込み、協定の効果を引き出すことができるだろう。

このような家庭内での改善努力の他に、外的な支援体制の整備も重要になってくる。例えば農業との両立において特に負荷となる育児・介護の社会的サポートに関して、島田市ファミリー・サポート・センターによる子供の送迎代行サービスや、農協女性部の助け合い組織によるデイサービスといった現行サービスの充実と利用促進が望まれる。さらに、今回女性農業者への聞き取りで「子育てしながらゆとりある農業ができることをアピールしたい」、「女性農業者のコミュニティで同じ境遇にいる仲間の話が自分の役に立った」と話す方がいたことから、女性農業者の間で体験談やノウハウの交換ができる場を充実させることは女性農業者が抱える課題の解決に大変役立つと考えられる。調査先農家のうち約半数の配偶者が女性農業者のコミュニティに所属していなかったが、このようなネットワークの一員となり情報交換が盛んになることで、家庭との両立を図りつつ農業や地域社会において自身の能力を活かし、意欲をもって働くためのヒントが多く得られると期待される。すでにある女性コミュニティとして島田市には女性主体の農産加工施設などが複数存在し、多くの女性配偶者が家族経営農業の傍ら地域活性に貢献してきた一方、現在は構成員の高齢化が課題となっている。このような女性が活躍できる場や組織の価値を再認識し、その育成や発足を支援することが持続的な農家女性の活躍推進に求められる。

参考文献

- 宮城道子(1997)「農業経営における女性の選択肢拡大」『農村生活研究』98:12-17。
- 中道仁美(2019)「男性中心の農村・農業における女性支援」『農業と経済』2019・1/2 合併号:p16-23。
- 杵淵祐衣(2019)「第6章南アルプス市における農業経営主の配偶者の役割」『山梨県南アルプス市の農業と地域経済—2018年度地域経済フィールドワーク実習報告書』。
- 斎藤一治(1997)「女性の側面からみた家族農業経営の課題と家族経営協定の意義」『村落社会研究』3(2):22-34。
- 川手督也(1994)「家族経営協定の今日的意義と課題」『農村生活研究』38(3):15-20。
- 農林水産省：各年次農林業センサス。
- 農林水産省(2012)「女性の農業への関わり方に関するアンケート調査」。
- 農林水産省(2018)「農業における女性の活躍推進について」。
- 農林水産省(2019)「家族経営協定に関する実態調査 平成31年調査結果」。

第4章 島田市における6次産業化の現状と展望

岩坂 卓潔

1. 課題設定の背景と仮説

近年、農林漁業の6次産業化がさかんに謳われている。農林水産省の定義によると、6次産業化とは、「1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」であり、「農山漁村の所得の向上や雇用の確保」を目的としている。若者の農業離れによる生産者の後継者不足、安い外国産農産物との競争激化などにより農業経営が厳しい状況に追いやられるとともに、東京一極集中が進み農村の過疎化や衰退が問題視されている現在、国や地域行政は6次産業化を積極的に進めることで農業経営、農村を活性化しようとしている。

先行研究によると、6次産業化の一環である農商工連携は農産物の高付加価値化、循環型経済による地域活性化をもたらしたことが明らかにされている（林、2012）。また、茶産地において、特徴的な茶品種の導入、それを活かす生産・販売戦略により産地ブランド化を達成できた事例や、関係者が産地組織を形成し、双方向の情報流通ができたため、川下側のニーズを川上側の生産に反映できたという事例もある（加納・納口、2008）。

このように農商工連携や産地組織の結成はメリットが大きいように思われる。一方、農林水産省（農林水産省、2018）は6次産業化の課題として以下のような課題を挙げている。

- ・生産、加工、販売の各段階に課題がある（加工原材料を含む農林水産物の安定的確保、加工技術・ノウハウの習得、新たな販路の開拓・確保）
- ・経費の増加、経済状況による売り上げの変動幅が大きいことにより、持続的・安定的な経営が困難
- ・新商品開発、市場開拓、販売方法の工夫、地域内閣事業者の連携など多くの事柄が必要

静岡県島田市では、「島田市緑茶化計画」と謳い、茶産業の活性化を通して市の地域経済を盛り上げようとしている。6次産業化に対しても積極的に動いており、農産物の出張販売に対する補助、直売所の設置などの支援を行っている。

では、これらの取り組みの結果として、島田市ではどの程度6次産業化が進んでいるのだろうか。現場の生産者は市の取り組みに応じて積極的に6次産業化を進めているのか、それとも上記の農林水産省の挙げる課題に直面しているのか。6次産業化に積極的に取り組んでいる生産者が多いならば、そのメリットが認識されているのであろうが、取り組みが十分になされていないのであれば、生産者の視点からすると6次産業化にあたり何らかの障壁や課題があるのではないか。今回の調査では、これらの疑問を解消すべく、生産者の方に質問票を用いた聞き取り調査を行い、6次産業化を進めていくための経済的・技術的障壁や、手間に見合う収益を得られるのかといった問題について明らかにすることを目的に、以下の仮説を立てた。

- ① 6次産業化を始めた要因には経営外部のものと内部のものがあり、多くの生産者は主に経済的な要因によっている。反対に、趣味・関心により6次産業化をしている生産者は、比較的、労働生産性が低い。
- ② 6次産業化をしている生産者は、行政の取り組みを積極的に利用している場合や比較的年齢が若い場合が多い。
- ③ 6次産業化を始めない要因は、荒茶販売で十分な収益を得ているため必要性が薄いことや、労働力・資金・時間が不足していることが大きい。後者の場合は、行政の支援や企業・近隣生産者からの誘いなどのきっかけがあれば始めるインセンティブになる。

茶業においてはほとんどの生産者が荒茶加工にも携わっているため、「6次産業化」という言葉の定義が曖昧となるが、本章においては以下のおよびに定義する。茶は一般的に生葉収穫→荒茶加工→仕上げ加工→二次加工（お茶菓子などの製品への加工）の順に行われ、その各段階で生産者から茶商を通して、または直接的に消費者や小売業者に届けられる。加工は農協や茶商、茶工場が一貫して行う場合や、生産者が独自に、または地域コミュニティでまとめて行う場合が多い。今回はこうした実態を踏まえ、「6次産業化」を荒茶加工より先の「仕上げ加工、二次加工、自販のいずれかに経営を拡大すること」と定義した。

2. 調査概要

2019年8月に36経営体の生産者に質問票をもとに聞き取り調査を行った。先の定義に基づき、調査対象者を「6次産業化をしているかどうか」で分類し、それぞれに対しその意思決定に影響する要因を調査した。36経営体の6次産業化の現状は表4-1の通りである。

表 4-1 調査先の6次産業化の現状

6次産業化をしている	24/36 経営体
仕上げ加工をしている	9/24 経営体
二次加工をしている	7/24 経営体
自販をしている	24/24 経営体

出所) 質問票より作成

表 4-1 で示した通り、6次産業化をしている24経営体全てにおいて自販が行われている。すなわち、仕上げ加工・二次加工を行なっている生産者は必ず合わせて自販も行なっているということになる。他方、自身で仕上げ加工や二次加工は行わずに自販を行っている生産者も数多くあるが、これは、加工工程を外部委託している場合や荒茶を商品として直接消費者に販売している場合などと考えられる。この結果を受けて、仕上げ加工・二次加工を行なっている生産者については、独自の販路を開拓できたから加工を始めたのか、加工を始めたから独自の販路を開拓したのかという疑問が生じる。のちに詳しく見るが、6次産業化を始めた外部要因に「直売所の設置」「企業との提携」「人脈」をあげた生産者は6経営体である。しかしながら、現在自販に活用している販路について回答してもらった図 4-1 を参照すると、インターネットやイベント出展など、加工をしてから開拓したと思われるものが多い。

第4章 島田市における6次産業化の現状と展望

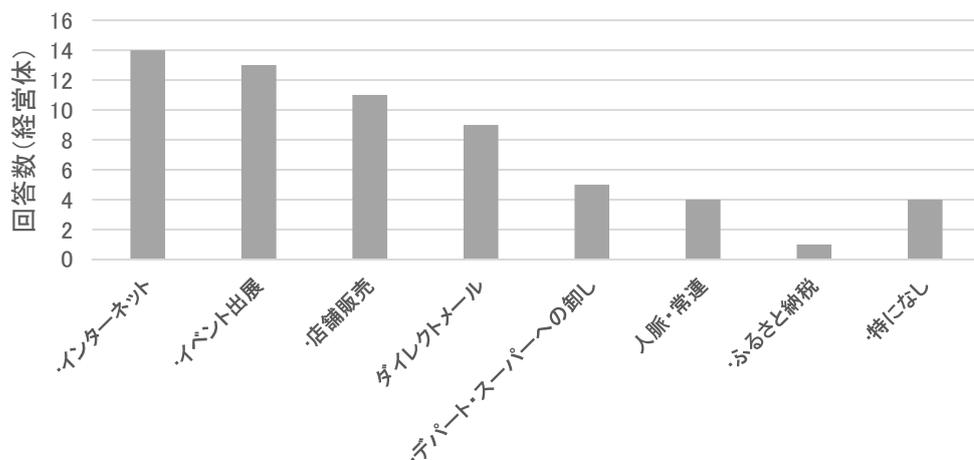


図 4-1 自販に活用している販路（複数選択可）

出所) 質問票より作成

3. 調査結果・分析

1) 6次産業化をしている生産者に関して

仮説①に関して、6次産業化を始めた要因は経済的なものが多いかどうかについて検証していく。まず、6次産業化を始めたきっかけについて外部要因と内部要因に分けて調査した。経営外部の要因について当てはまる選択肢を選び、選んだものを順位付けしてもらった。結果は図 4-2 の通りである。外部要因として、「人脈・コミュニティ」や「家族構成員の意向」といった経営者を取り巻く人的環境によるものが「従来の方法で稼げなくなった」や「市場価格が高かったから」といった経済的要因よりも上位に挙げられている。また、「島田市緑茶化計画が始まったから」や「企業と提携したから」といった要因の影響は少なく、行政や企業といった日常生活において遠い存在よりも、身近な存在の方が経営方針に影響することが伺える。

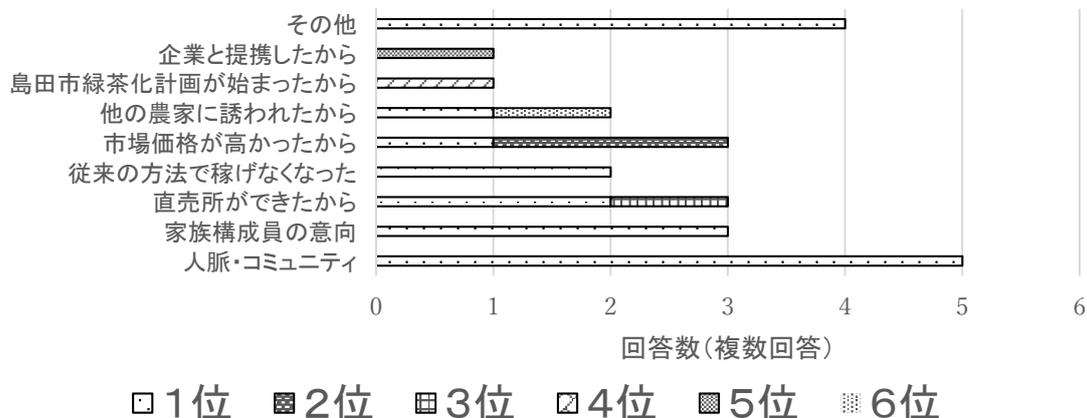


図 4-2 6次産業化を始めた外部要因 (n=18)

出所) 質問票より作成

一方、経営内部の要因について同様に分析したところ、図4-3のような結果が得られた。内部要因は「さらなる収益が見込めたから」や「経営リスク分散のため」といった経済的要因が上位に来ている。経済的な外部要因があまり挙げられていなかったことと比較すると、生産者は市場の長期的な動向を予測し、自発的に経営状態を改善しようとしていると考えられる。また、「自販や加工に興味・関心があったから」が2番目に、「地域を盛り上げたかったから」が4番目に挙げられているが、このことは、経営における意思決定は経済的な利益のみで左右されるわけではなく、生産者自身の内面や生き方といった要素にも大きく影響されることを示している。人は必ずしも経済原則にのみ従って行動するわけではなく、「ホモエコノミカス（合理的な経済人）」という旧来の経済学的定義では実際の人間の行動を完全には把握していないとわかる（セイラー、2016）。

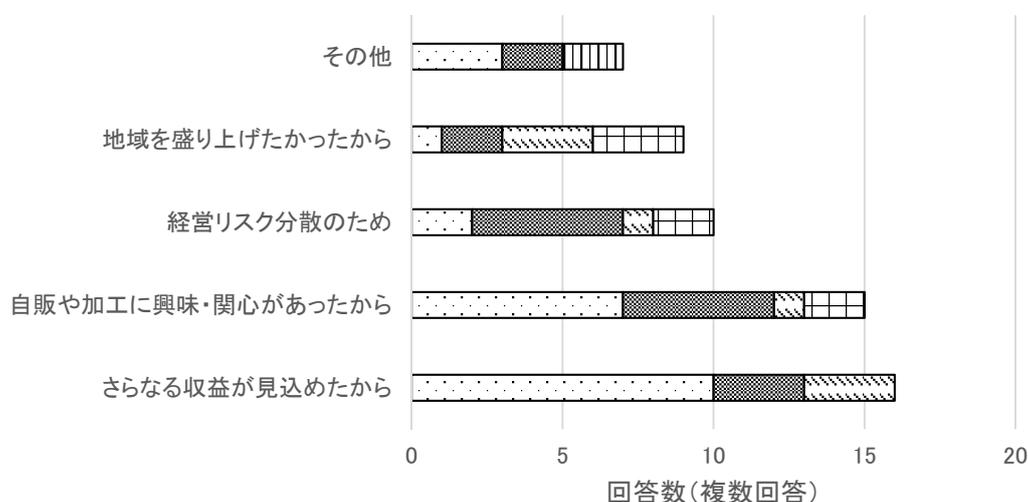


図4-3 6次産業化を始めた内部要因 (n=24)

出所) 質問票より作成

さらに、全体を比較すると、外部要因よりも内部要因の方が回答者数・回答数ともに多い。このことから、経営判断において、内部からの影響が比較的大きいと推察される。加えて、「家庭内で6次産業化を始める際に主体となったのは誰か」という質問に対しては17経営体中8経営体が「経営主」と回答しており、経営主の意向が最も反映されやすいとわかる。また、「経営主」以外と回答した9経営体のうち6経営体は女性が主体となったと挙げており、女性が積極的に6次産業化に関する意思決定に関わっていることがうかがえる。

次に、「6次産業化を始めた主な要因が趣味・関心の生産者は、比較的労働生産性が低い」について検証する。6次産業化をしている生産者全体と「自販や加工に興味・関心があったから」を1位および2位に挙げている生産者（以下、「趣味・関心で始めた生産者」とする）、6次産業化をしていない生産者について、総販売額/合計労働日数、荒茶販売額/合計労働日数（円/日）を比較すると、表4-2のようになった。趣味・関心で始めた生産者は6次産業化をしている全体に比べて労働生産性が低いことがわかる。仮説が支持された。なお、表4-1に示した調査先分類に比べてサンプルサイズが小さい。これは販売額や年間労働日数の回答に欠損があるものを差し引いたためである。

表 4-2 労働生産性の比較

	総販売額/年間労働日数 (円/日)	荒茶販売額/年間労働日数 (円/日)
6次産業化をしている	18170.3 <10>	18589.8 <7>
趣味・関心で始めた生産者	12168.7 <6>	13685.7 <3>
6次産業化をしていない	8945.6 <3>	8945.6 <3>

註1: <>内はサンプルサイズ(経営体)

註2: 年間労働日数は経営内の農業従事者について足し合わせたもの(e.g. 経営主、配偶者、息子)

出所) 質問票より作成

続いて、仮説②「6次産業化をしている生産者は、行政の取り組みを積極的に利用している場合や比較的若い場合が多い」を検証する。「行政の支援を利用したか」という問いに対して「はい・いいえ」で利用の有無を、自由回答でその内容を答えてもらい、内容を分類したところ、図4-4のような結果が得られた。仮説に反し、過半数の生産者は行政の支援を利用していないとわかった。先ほどの議論で見たように、6次産業化を始めるきっかけとしては経営者の趣味による部分が多く、行政の取り組みというより経営者を取り巻く身近な人的環境がきっかけになることから、行政の支援は6次産業化を始めるきっかけではなく、むしろ経営を改善し継続させる上で重要な要因になっているのではないかと考えられる。

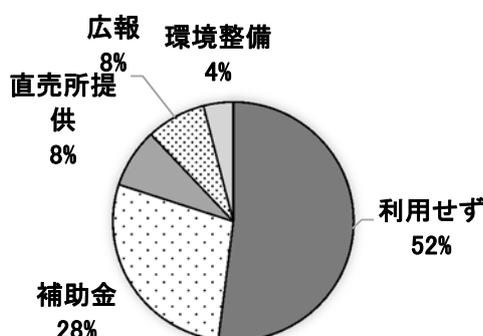


図 4-4 行政の支援を利用しているか (n=25)

出所) 質問票より作成

また、それぞれの生産者の家族構成員の年齢を調査すると、表4-3のような違いが見られた。6次産業化をしている生産者の方が平均年齢は低い。また、表4-4に6次産業化を始めた際に主体となった人物の当時の年齢の平均を示した。39.9歳とライフステージにおける若い段階で始めることがわかる。以上から、仮説②が支持された。ここで、趣味・関心で始めた生産者を、6次産業化をしている生産者全体と比較すると、平均年齢はより高いが、主体の当時の年齢は低いという結果になった。趣味・関心を選ぶことと年齢の間に相関はないと考えられる。

表 4-3 年齢分布状況

	平均年齢(歳)	標準偏差	母数(人)
全生産者	58.1	15.9	93
6次産業化をしている	55.4	15.8	64
趣味・関心で始めた生産者	57.7	15.1	28

出所) 質問票より作成

表 4-4 6次産業化を始めた当初の主体の年齢の比較

	主体の当時の年齢(歳)	標準偏差	母数(人)
全生産者	39.9	10.3	17
趣味・関心で始めた生産者	33.9	5.3	7

出所) 質問票より作成

2) 6次産業化をしていない生産者に関して

仮説③-1「6次産業化を始めない要因は、荒茶販売で十分な収益を得ているため必要性が薄いことや、労働力・資本力・時間が不足していることが大きい」について検証する。6次産業化をしていない要因を大きく2つに分けて考えたが、まず前者については、先に示した表4-2を参照する。6次産業化をしていない生産者は(サンプルサイズは小さいものの)6次産業化をしている生産者より荒茶販売額/合計労働日数が低く、仮説に反する結果となった。一方で、総販売額/合計労働日数も6次産業化をしている生産者の方が高いことは、参入障壁を無視して考えると、こうした生産者にも6次産業化をする経済的なインセンティブがあることを示している。

続いて後者の6次産業化をしたくてもできない生産者について、当てはまる要因を選択肢から順位づけしてもらった結果を図4-5に表す。最も多く挙げられた要因は順に資金不

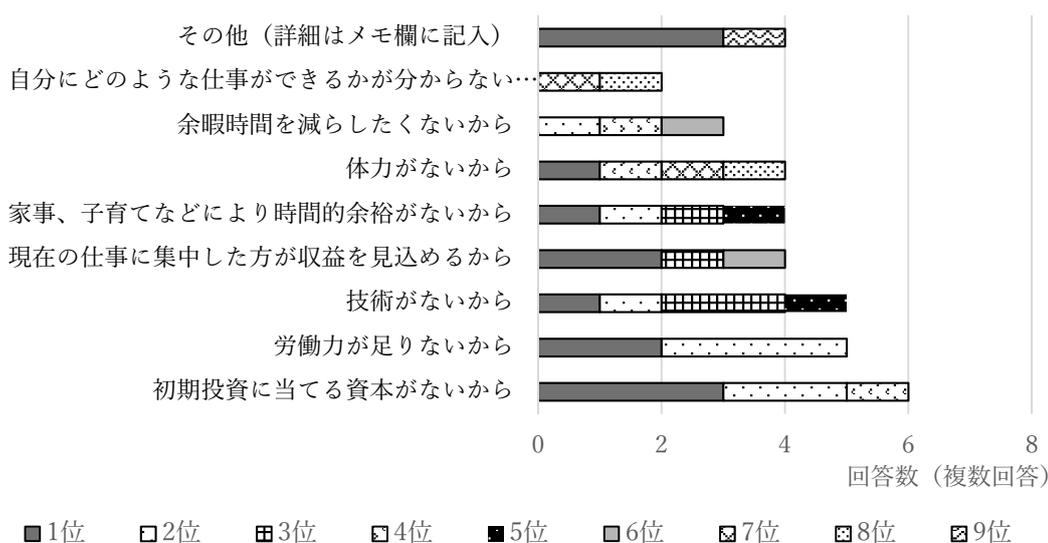


図4-5 6次産業化を始めない要因(n=8)

出所) 質問票より作成

足、労働力不足であり、想定通りであったが、労働力不足よりも、むしろ資金や技術の不足、現在の仕事に集中したほうが収益を見込めるなどの機会費用の問題が優先的に挙げられた。とはいえ、総じて仮説を支持する結果となった。

最後に③-2「経営多角化の障壁のため6次産業化をしていない生産者も、行政の支援や企業・近隣生産者からの誘いなどのきっかけがあれば始めるインセンティブになる」について検証する。「近隣生産者などに誘われた場合、共同で仕上げ加工や二次加工、自販を始める可能性はあるか」、「企業に誘われた場合、仕上げ加工などを始めるか」という質問に対する結果を表4-5および表4-6に示す。これらより、経営状況(金銭面、労働力など)との兼ね合いで意思決定が行われ、無条件で6次化に踏み切る経営体はないとわかった。一方、「仕上げ加工や二次加工、自販を行う上で協力している企業や生産者があるか」という問いに対する結果は、回答した28経営体のうち7経営体が近隣生産者、11経営体が企業と協力しており、単独で行っている生産者は7経営体となった。近隣生産者や企業と協力体制を築くことは6次産業化を継続する要因となると考えられる。したがって、こうした生産者が6次産業化を始める条件があるとすれば、それは、経営資源にある程度の余裕があり、後押しをしてくれる連携や協力環境が身近にあるということである。

表4-5 近隣生産者から誘われた場合

始める	0 経営体
その時余裕があれば始める	4 経営体
始めない	2 経営体

表4-6 企業から誘われた場合

始める	0 経営体
その時余裕があれば始める	4 経営体
始めない	1 経営体

出所) 表4-5、表4-6ともに質問票より作成

次に、「行政の支援を知っているか、利用したいか」という問いに対する回答は表4-7(次頁参照)のようになった。それぞれのケースについて詳しく見ていく。まず、「知っているが、利用しようとは思わない」と答えた生産者は、「アドバイス支援について知っているが親会社があるから不要」と述べている。このような例外を除くと、行政の支援の内容を知っていながら利用したいと思わない生産者はいない。また、「知らなかったが、自分に利用できそうなものがあれば利用したい」と回答した生産者のうち2経営体が6次産業化を始めない理由として「初期資本不足」を第一に挙げている(残り2経営体は理由は無回答)。図4-4より、行政の支援で最も利用されているのは「補助金」であったため、こうした行政の支援の内容が生産者にわかりやすく伝われば、6次産業化を始める可能性がある。

以上の結果から、企業や近隣生産者からの誘い、行政の支援はインセンティブにはなるが意思決定は経営に余裕があることが条件になること、こうしたきっかけが労働力不足や初

期資本不足などの障壁を解消すれば、六次化に踏み切るきっかけになる可能性が高いことが示され、仮説③-2は支持された。

表4-7 行政の支援を知っているか、利用したいか

知っているが、利用しようとは思わない	1経営体
知っているが、利用の仕方がわからない	2経営体
知らなかったが、自分に利用できそうなものがあれば利用したい	4経営体
知らなかったし、利用しようとは思わない	0経営体

出所) 質問票より作成

4. 結論

本章では、「島田市緑茶化計画」を謳い茶業の活性化を推進している島田市において、生産者が6次産業化を始める要因や参入障壁について分析した。その結果、比較的若い層を中心に6次産業化に取り組んでいる生産者が多く存在し、その多くは経済的要因から6次産業化を始めていることがわかった。また、経済的な要因だけでなく趣味・関心から6次産業化を始める生産者も多く存在し、そうした生産者には労働生産性を向上させる余地が多く残されている。また、6次産業化をしている生産者の方が労働生産性は高く、6次産業化を始めることには経済的なメリットがあると思われる。一方、6次産業化には資本力・労働力不足などの障壁が存在し、必ずしも6次産業化を始めたいと考えている生産者が始められるとは限らない。以上のことが調査結果の分析から明らかになった。

近隣農家や企業との協力は6次産業化を継続する上で重要となるが、行政の支援により企業との協力関係を構築した生産者は10経営体のうち1経営体に過ぎない。生産者・企業を結びつける役割を行政主導で進めていくことで、生産者の6次産業化への参入障壁が解消されれば、今まで以上に6次産業化が活発化すると考えられる。実際、島田市緑茶化計画に対する要望を生産者に対し自由に回答してもらったところ、「行政と茶業を盛り上げていけるのは素晴らしいことだと思う」、「とてもいいことをやってくれている」といった好意的な意見がある一方、「個人の農家への説明不足」、「内容がわからない」、「販売面の強化や工法の不足」といった意見も挙げられていた。こうした意見を踏まえ、行政の取り組みを小規模な生産者まで伝え、地域全体を巻き込む必要性が高いと思われる。行政、生産者双方からのコミュニケーションを活発化するような仕組みを作り、茶業、延いては地域全体をより一層盛り上げていくことが期待される。

参考文献

- 加納昌彦・納ろり子 (2008) 「新品種を用いた茶産地ブランド戦略と地域組織化-静岡県内2産地を事例として」『農業経営研究』46:69-74。
- 林丈雄 (2012) 「地方都市部の地場産業と中山間地域の農業による農商工連携」、『農村計画学会誌』31:219-224。
- リチャード・セイラー (2016) 『行動経済学の逆襲 (遠藤真美・訳)』早川書房。
- 農林水産省 (2012) 「6次産業化を推進するに当たっての課題の抽出と解決方法の検討」。
- 農林水産省食料産業局産業連携課 (2018) 「6次産業化・農商工連携の現状と課題」。
- 農林水産省 (2019) 「農林漁業の6次産業化」 <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki>

第4章 島田市における6次産業化の現状と展望

/6jika.html(2020年1月5日閲覧)。

第5章 消費者への直接販売

住田 悠

1. はじめに

1) 茶業における消費者への直接販売の重要性

食料成熟社会におけるフードシステムの課題として、(1) 生産者所得の問題 (2) 情報の非対称性、という二つの問題がある。生産者所得の問題とは、原材料費が最終飲食費に占める割合の減少を指す。情報の非対称性とは一般的に、複雑なフードシステムにおいて消費者が食品について十分な知識を得られないことを指す(荏開津・鈴木、2015)。これは同時に、生産者が消費者のニーズや嗜好性を把握することが難しくなることも示唆している。

茶業は加工段階が多いという特徴を持ち、茶商などの流通業者が介在する間接流通が大半を占めている。このため、上記のフードシステムの課題は茶業でも同様に存在すると考えられる。茶生産者の所得について、佐々木(1995)は、個人製茶経営では収益率の高い仕上げ・小売りまで行うことが高所得を確保するのに必要だと述べている。

2) 「第2次島田市茶業振興基本計画」における直接販売の位置付け

静岡県島田市で2018年度に策定された、「第2次島田市茶業振興基本計画」において、消費者への直接販売は、「稼ぐ茶業」を実現するための一施策として位置付けられている。島田市は、消費者への直接販売を「消費者の声を聞き、これからの農業経営に活かしていくための活動」とし、推進していく方針を示している。

3) 研究課題

消費者への直接販売についての先行研究では、直売所を活用することが生産者にどのような影響を与えるかを焦点にしているものが多い。飯田・高橋・林(2004)の研究によって、農村部の直売所を活用することにより、営農意欲が向上していることが明らかになった。その要因として、収益性の向上といった経済面のメリットだけでなく、「顧客の反応を確かめられる」といった精神面でのメリットが大きいことも指摘されている。同様に、益崎・山路(2010)によると、都市農業においても直売所への参加は営農意欲の向上に繋がっていることが指摘されている。

しかし、先行研究は主に消費者に直接販売をすることが生産者に与える影響を調査対象としているため、消費者への直接販売を始める動機や、直接販売を維持・拡大する動機を調査対象にしているものは少ない。同時に、先行研究は主に直売所という一つの直売チャンネルに焦点を当てており、ネット販売やイベント出店といった他の直販チャンネルの実態について十分な調査が行われていない。

4) 本研究の目的

上記のような社会問題と研究課題を受け、本研究では消費者への直接販売における動機に焦点を当てることにした。茶業において、どのような生産者がどのような動機で消費者へ

の直接販売を開始・拡大しようと考えているのかを分析する。

直接販売を行うことによる影響を理解することは大切だが、消費者への直接販売を推進するためには、直接販売を開始するかしないかを意思決定するときに、どのような期待値を持ち、それらが達成されているのかを理解する必要があると言える。同時に、直接販売を一度始めたとしてもそれが維持されなくては、直接販売による恩恵を生産者が継続的に受けることはできなくなるため、どのような条件下で生産者が直接販売の維持・拡大に積極的となるのかを理解することも重要である。

2. 仮説設定と分析方法

1) 仮説設定

本調査に当たり、直接販売の開始時に当たっての動機について仮説Ⅰ～Ⅳを、直接販売の継続・拡大に当たっての動機について仮説Ⅴ・Ⅵをそれぞれ設定した。

- 仮説Ⅰ：生産規模の小さい生産者は、直接販売において生産者側が価格決定権を有することに対する期待値が高い。
- 仮説Ⅱ：有機栽培を行なっている生産者は、直接販売においてブレンドせずに販売できることで差別化できることへの期待値が高い。
- 仮説Ⅲ：茶業以外の収入を得ている生産者では、販路多様化によるリスク分散への期待値が大きい。
- 仮説Ⅳ：直接販売を始めない主な要因は、労働力不足である。
- 仮説Ⅴ：直接販売の維持・拡大意思の大きさは、直接販売を行うメリットに対する期待値を実感値が上回るかに依存する。
- 仮説Ⅵ：複数の直接販売チャンネルを導入している場合、それはチャンネル間シナジーが存在するからである。

2) 仮説検証の方法

(1) 仮説Ⅰ～Ⅲの検証方法

仮説Ⅰ～Ⅲについては、直接販売を現在行なっている生産者に対して、①取引が小口でも茶葉の取引額が安定していること、②販売経路を増やすことで、経営のリスク分散を行えること、③ブレンドせずに販売することで、市場に出回っているありふれた茶製品と差別化できること、という3つのメリットに対し、直接販売開始前に期待値がどの程度あったかを4段階評価で聞き取り調査を行った。4段階評価の選択肢は、期待値が高い順に、1：高い、2：どちらとも言えない、3：低い、4：考えたこともない、となっている。これらの結果を、仮説Ⅰでは年間生葉生産量、仮説Ⅱでは有機栽培の実践有無、仮説Ⅲでは、茶業以外での収入の有無、とそれぞれクロス集計を行った。

(2) 仮説Ⅳの検証方法

仮説Ⅳについては、直接販売を行なっていない生産者に対して、その理由を自由回答で聞き取りを行った。

(3) 仮説Vの検証方法

仮説Vについては、仮説I～IIIの検証で用いた3つのメリットに追加して、④消費者のニーズ・嗜好を把握し、お茶作りに活かすことができること、⑤ブレンドせずに自分の茶葉を消費者に届けられることで、自分の茶葉に対する消費者からのフィードバックを得てモチベーションに繋がること、⑥消費者との直接的な交流を楽しみたい、という合計6つのメリットに対して、期待値と実感値を4段階評価で聞き取りを行った。追加で、直接販売の維持・拡大に積極的かについて4段階評価で聞き取り調査を行った。この設問における4段階評価は、1：積極的、2：やや積極的、3：やや消極的、4：消極的、となっている。

各メリットに対する実感値の大きさの合計値と、各メリットに対する期待値と実感値の差の合計値それぞれについて、直接販売の維持・拡大に対しての積極的とクロス集計を行い、その上で結果を比較した。

(4) 仮説VIの検証方法

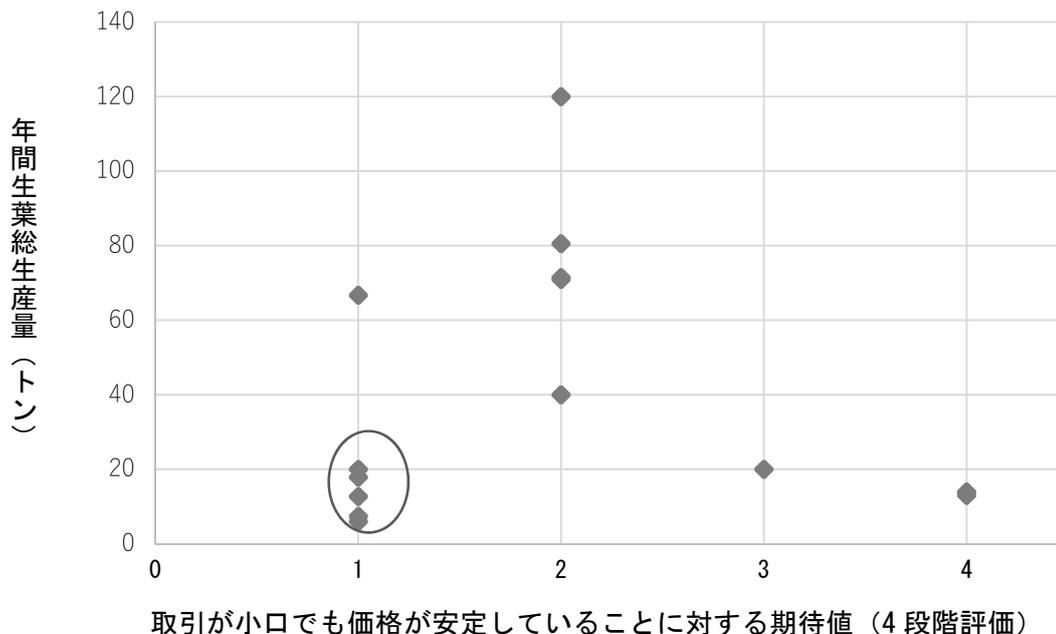
仮説VIについては、消費者の直接販売に用いているチャンネルについて聞き取り調査を行った。その結果をもとに、どのチャンネルとどのチャンネルを同時に採用している場合が多い、もしくは少ないのかを集計した。

また、各チャンネルの導入理由を自由回答で聞き取りを行った。この回答を利用し、なぜ特定の2つのチャンネルを採用しているのか、もしくは採用していないのかを定性的に論じる。

3. 分析結果

1) 生産者の属性と、直接販売を開始する動機の関係性

(1) 生産規模と取引価格の安定性に対する期待値の関係性



取引が小口でも価格が安定していることに対する期待値 (4段階評価)

図 5-1 年間生葉総生産量と取引における価格安定性への期待値の関係性 (出所) 調査票より筆者作成 (n=13)

図5-1は、縦軸に年間生葉総生産量を取り、横軸に「取引が小口でも価格が安定していること」に対する期待値をプロットした散布図である。期待値は、1：高い、2：どちらとも言えない、3：低い、4：考えたことがない、となっている。

図5-1より、年間生葉総生産量が約20トン以下の生産者の9戸中6戸がこのメリットに対する期待値が高いと回答している。また、期待値が高いと回答した7戸のうち、6戸の年間生葉生産量は約20トン以下だった。取引に価格安定性を直売実施前に考えたこともなかったと答えたのは1戸のみだった。これは、年間生葉総生産量が約20トン以上の生産者5件のうち1件のみがこのメリットに対する期待値が高いと回答したことと比較すると、生産が小規模な生産者は、価格決定権に対する期待値が高いことが示唆される。

(2) 有機栽培の実践有無と差別化への期待値の関係性

表5-1 有機栽培の実践有無と差別化への期待値の関係性

	有機栽培を 導入している	有機栽培を 導入していない
高い	3	4
どちらとも言えない	1	3
低い	1	1
考えたことがない	1	1

(単位：人)

出所：調査票より筆者作成 (n=15)

「ブレンドせずに販売することで、市場に出回っているありふれた茶製品と差別化できること」に対する期待値を、有機栽培導入生産者と非導入生産者に分けて集計した結果を表5-1に表した。

有機栽培を導入している生産者5人のうち、3人が期待値は高いと回答している。対して、有機栽培を導入していない生産者8人のうち、その半分である4人が期待値は高いと回答している。有機栽培を実施しているか否かで、「消費者に茶葉をブレンドせずに販売することによって差別化できること」に対する期待値は大きく変わらないことが読み取れる。

(3) 茶業以外の収入有無とリスク分散に対する期待値

茶業以外でも収入を得ている生産者と、得ていない生産者のそれぞれについて、「販売経路を増やすことで、経営のリスク分散を行える」に対する期待値を集計した結果を表5-2に示した。

茶業以外でも収入を得ている生産者では、10人中3人が期待値は高いと回答し、4人が期待値は低いと回答している。それに対し、茶業以外での収入を得ていない生産者では、5人中2人が期待値は高いと回答したが、期待値は低いと答えた人は0人だった。この比較により、茶業以外の収入があるかどうかで、販路多様化によるリスク分散に対して高い期待値を持つかどうかは変わらないといえるが、茶業外の収入がある生産者の方がリスク分散に対して低い期待値を持ちやすいことが読み取れる。

表 5-2 茶業以外の収入有無とリスク分散に対する期待値

	茶業以外の 収入あり	茶業以外の 収入なし
高い	3	2
どちらともいえない	2	2
低い	4	0
考えたことがない	1	1

(単位：戸)

出所：調査票より筆者作成 (n=15)

2) 消費者への直接販売を行っていない理由

表 5-3 消費者への直接販売を行っていない理由 (自由回答)

理由	人数
労働力が足りないから	3
販売は問屋の領域だから	1
茶の評価をつけるのは問屋であるべきだから	1
性分に合わないから	1

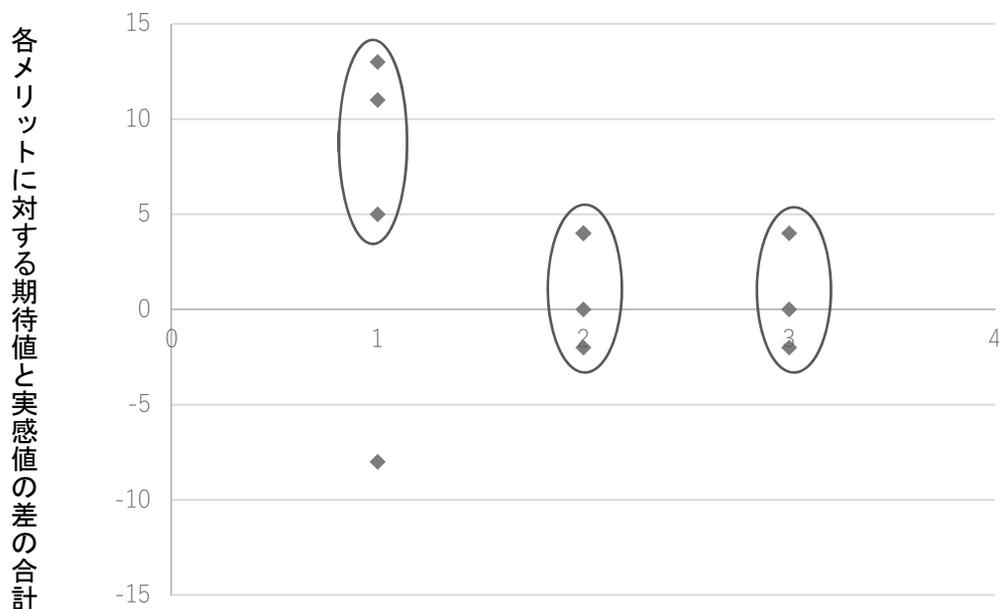
(単位：人)

出所：調査票より筆者作成 (n=4)

消費者への直接販売を行っていない理由を自由回答で調査し、その結果を表 5-3 にまとめた。消費者への直接販売を行っていない理由として、最も多くの生産者が挙げている理由は労働力不足である。1人ずつの回答ではあるが、販売は問屋の領域である、茶の評価をつけるのは問屋であるため自分で価格をつけるのが憚られる、といった茶業特有の理由も見られた。また、消費者の直接販売では当然のことながら消費者とコミュニケーションを取る必要があるが、それが性分に合わないと言った声も得られた。

3) 直接販売に対する期待値・実感値の差と、直接販売の維持・拡大意思との関係性

各メリットに対する期待値と実感値の差の合計と、直接販売の維持・拡大への積極性の関係性を図 5-2 にまとめた。ここでは、期待値と実感値の差の合計が大きいほど、期待値以上の結果を体感していることを示す。図 5-2 より、当初の期待値を上回るメリットを感じられている生産者は、直接販売の維持・拡大への積極性が高いことが読み取れる。



消費者への直接販売の維持・拡大に積極的かどうか (4段階評価)

図5-2 期待値と実感値の差と、直販の維持・拡大への積極性の関係
出所) 調査票より筆者作成 (n=11)

4) 販売チャネル間の関係性

(1) 各販売チャネルの導入理由

表5-4 各販売チャネルの導入理由 (自由回答)

	人数	理由
ネット販売	10	遠方客用 (1) 顧客とやり取りする手間を省くため (1) 定期購入用 (2) PR するため (2)
その他通販	10	直接お客様の声を聞けるため (1) 知り合いのため (2)
イベント出店	12	新規顧客の獲得 (4) 売上げの確保 (2)
店舗販売	8	売上げの確保 (1) 趣味 (2)

(単位: 人)

出所: 調査票より筆者作成 (n=16)

消費者に直接販売を行う販売チャネルの導入理由を表5-4にまとめた。ネット販売は、遠方客や、常連客の定期購入用に導入したという理由での導入が多かった。その他通販は、電話・メール・ハガキ経由での購買が含まれており、親族・知り合いのために導入している生産者が多かった。イベント出店の主な導入理由は、新規顧客の獲得であったが、売上げ確

保のためであるという回答も散見された。店舗販売を導入した理由としては、売り上げの確保という意見もあったが、趣味で店頭に商品を置いているという回答の方が多かった。

(2) ネット販売とその他通販の関係性

表 5-5 ネット通販・その他通販の導入の関係性

両方を導入	片方のみを導入
2	13

(単位：人)

出所：調査票より筆者作成 (n=15)

ネット通販とその他通販の両方を導入している生産者は 2 人のみだったのに対し、片方のみを導入している生産者は 13 人であった。(表 5-5)

(3) 通販とイベント出店の関係性

表 5-6 通販とイベント出店の導入の関係性

	通販を導入している	通販を導入していない
イベント出店をしている	10	2
イベント出店をしていない	5	6

(単位：人)

出所：調査票より筆者作成 (n=23)

通販を導入有無とイベント出店の導入有無でクロス集計を行なった結果を表 5-6 に示した。イベント出店をしている生産者 12 人のうち、8 割以上を占める 10 人が通販を導入していた。同様に、通販を導入している 15 人の生産者のうち、2/3 を占める 10 人がイベント出店を行っていた。

4. 考察

1) 生産者の属性と、直接販売を開始する動機の関係性

(1) 生産規模と取引価格の安定性に対する期待値の関係性

3. 1) (1) より、生産規模が小さい生産者は、取引価格安定に対する期待値が高いという仮説 I は支持される結果となった。この結果より、茶の市場において、生産規模が小さいことが原因で、市場取引における価格交渉力が弱くなることが示唆される。

また、年間生葉総生産量が 20 トン以下だが、取引価格安定をメリットとして認識していなかった生産者が 2 人おり、直接販売実施後には共にこのメリットを強く実感していると回答したことは特筆すべき点である。このことより、「取引が小口でも、茶葉の取引額が安定している」という直接販売のメリットは必ずしも生産規模が比較的小さい生産者に認識されているわけではなく、生産者属性に応じたメリットも認識されていない場合が存在することが明らかになった。

(2) 有機栽培の実践有無と差別化への期待値の関係性

3.1) (2) より、有機栽培を実践している生産者が特段、直接販売においてブレンドせずに販売することで差別化できると考えているわけではないと読み取ることができる。しかし、仮説Ⅱを棄却するためには、消費者への直接販売を開始した時期が、有機栽培導入後であるという前提条件が成立していなければならない。本調査では、有機栽培導入時期と直接販売開始時期の前後関係については調査できていないため、仮説Ⅱを十分に棄却することは難しいと言える。

(3) 茶業以外の収入有無とリスク分散に対する期待値

3.1) (3) より、仮説Ⅲは期待値が高い場合には支持されないが、期待値が比較的低い場合には支持される結果となった。このような結果となったのは、茶業以外の収入の有無に関わらず、直接販売によってリスク分散になるほどに儲かるかどうかに対しては懐疑的であるが、茶業以外の収入がない場合は一定のリスク分散になって欲しいという希望を込めて回答したからではないかと考えられる。

消費者への直接販売がリスク分散に繋がることに懐疑的であるのは、販売先が個人消費者であるため、安定して売り上げを出すことが難しいと考えられているのではないだろうか。消費者への直接販売でなく、スーパーやレストランといった大口顧客に自販をする方が、結果的に儲かり、リスク分散になると考えられている可能性がある。

2) 消費者への直接販売を行っていない理由

サンプル数が4人と非常に限られたデータではあるが、得られた回答の中では労働力不足が直接販売を行っていない理由として最も多く挙げられており、仮説Ⅳは支持される結果となった。

他の理由として、「性分に合わない」「販売は問屋の仕事」「茶の評価をつけるのは問屋である」といった回答が得られたことより、あえて直接販売を行っていない生産者と、労働力不足によって直接販売を行うことができない生産者の両方が存在することが示唆された。

3) 直接販売に対する期待値・実感値の差と、直接販売の維持・拡大意思との関係性

3.3) (3) より、直接販売を行うメリットに対する期待値を実感値が大きく上回っている農家では、直接販売の維持・拡大意志が大きいという仮説Ⅴは支持された。直接販売によって得られるメリットに対する期待値が一定以下である場合、自主的に直接販売を開始するとは考え難いが、同時に直接販売を実際に行った時に期待値以上のメリットが感じられることが直接販売を維持・拡大する意欲には影響することが示唆された。

直接販売を行った結果、各メリットを実感できるとは限らないが、行政の施策によって、各メリットに対する期待値を変化させることは可能である。そのため、直接販売のメリットとして何が過大評価・過小評価される傾向にあるのかを把握し、実感値が期待値を十分に超えるように期待値を調整することが重要である。

そこで本調査の結果を利用し、質問にあった6つのメリットのうち、どれが過大評価され、どれが過小評価される傾向にあるのかを調べた。この際、4段階評価における期待値が実感値を上回っていれば過大評価とし、下回っていれば過小評価としている。その結果、最も過

大評価されていたのは、「ブレンドせずに販売することで、市場に出回っているありふれた茶製品と差別化できる」というメリットであり、15人中3人がそれに該当した。対して、最も過小評価されていたメリットは、「消費者のニーズ・嗜好を把握し、お茶作りに活かすことができること」と「ブレンドせずに自分の茶葉を消費者に届けられることで、自分の茶葉に対する消費者からのフィードバックを得てモチベーションに繋がる」というものであり、15人中7人がそれに該当した。

4) 販売チャネル間の関係性

3.4)(2)において、ネット販売とその他の通販の両方を活用している生産者の割合が低かったことから、ネット販売とその他通販は代替関係にある可能性が考えられる。各チャネルを導入した理由についての聞き取り調査(表5-4)によると、ネット通販は遠方客を含めた顧客の定期購入用、その他の通販は縁者や知人用の定期購入チャネルとしての側面を持つことが読み取れる。これは、リピーターを購入客として持つという点で共通している。そのため、定期購入者が親戚などの親しい関係である場合は電話などを、知り合い以外の一般顧客も多くいる場合はネット通販をそれぞれ導入しているのではないかと考えられる。

また、ネット通販を導入した理由として「顧客とやりとりをする手間を減らすため」という回答があったことから、定期購入者が親しい関係であるか以外にも、どの程度定期購入者の数が存在するかにも依存していると考えられる。つまり、電話やメールで対処することが難しくなった時に、ネット通販を導入するのだろう。

他にも、電話などの通販をやめ、ネット通販を開始するかどうかは、生産者が顧客とやりとりをすることが好きかや、どうかにも依存していると考えられる。

次に、3.4)(3)で指摘した、イベント出店と通販の両方を導入している生産者が多いことの原因を考察する。各チャネルを導入した理由についての聞き取り調査(表5-4)によると、イベント出店を直接販売チャネルとして導入し理由は主に新規顧客の獲得であったことが明らかになった。先ほどの、通販がリピーターの購買チャネルとしての側面を持つことを考慮すると、イベント出店で新規顧客を獲得し、通販で定期的に購入してもらうという生産者の収益モデルが存在すると推察できる。

チャネル間シナジーが存在する場合は複数の直接販売チャネルを導入している場合が多く、逆に代替関係にあるような2チャネルの場合はどちらかのみを導入している場合が多いことから、仮説VIは支持される結果となった。

5. 結論と今後の課題

1) 結論

本調査の結果、以下の三点が明らかになった。

一つ目は、直接販売を始める動機は生産者の属性によって変化しうるが、そもそも直接販売を労働力不足で始められない場合と、始めることはできてもポリシーや性分であえてそうしていない生産者がいることである。

二つ目は、直接販売を既に行い、その維持・拡大に積極的である農家では、直接販売を行うことで得られたメリットが期待値をやや大きく上回っていたことである。これより、直接販売を維持・拡大する意欲を高めるためには、直接販売開始前の期待値が実感値を下回るよ

うに、期待値を調整する必要性が示唆された。また、生産者に直接販売開始を促す際に、期待値を高めて自主的に開始してもらうのではなく、期待値を上げずに一度体験してもらうように外部から働きかけることが有効なのではないだろうか。

三つ目は、直接販売のチャンネルとしては、相補関係にあるようなチャンネルを導入する傾向にあることである。特に、新規顧客獲得のためのイベント出店と、定期購入用の通販は相補関係にあり、どちらかを導入している生産者は両方導入している場合が多いことが確認された。このことから、イベント出店等を通して、定期購入の希望客を増やすことが、通販チャンネルを自主的に導入する契機になると考えられる。

2) 今後の課題

今後の課題は以下の三つである。

まず、期待値の大きさが、直接販売についての情報源が何であるかによって左右される可能性については本調査で調べられていない。例えば、直接販売についての情報を行政から手に入れている場合と、実践者から直接聞いている場合では、期待値の大きさが異なる可能性が考えられる。

次に、直接販売を開始する意思決定をするためには、各メリットに対する期待値がどの程度の必要なのかを調べる必要がある。これは、直接販売を行っていない生産者と行っている生産者の間で、直接販売に対する期待値に有意差が存在するかを調べることで確認できる。もし、直接販売を行っている生産者の期待値の方が有意に高い場合、直接販売を開始するという意思決定をするためには、直接販売に対する期待値が一定以上必要であると言える。

最後に、直接販売に対する実感値が期待値を上回っていた生産者が自主的に直接販売を始めたのか、外部要因で始めたのか明らかになっていない。自主的に直接販売を開始した場合に比べ、行政や周辺農家からの申し出などの外部要因で始めた方が、期待値が低い状態で直接販売を開始することになり、実感値が期待値を上回る結果になるのではないかと考えられる。

参考文献

- 飯田耕久・高橋強・林直樹 (2004) 「農産物直売施設による営農意欲向上と地域の活性化効果」『農村計画学会誌』23 巻別冊：215-116
- 荏開津典生・鈴木宣弘 (2015) 『農業経済学』岩波書店：140-148
- 益崎慈子・山崎永司 (2010) 「直売所への参加が農家の生産と今後の意向に与える影響」『農村計画学会誌』：28 巻別冊：333-338
- 佐々木功二 (1995) 「埼玉県における製茶農家の経営モデルとその成立条件」『茶研法』81:25-42
- 島田市ウェブサイト「第2次島田市茶業振興基本計画」：
https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/1/1/2/2/1/7/_/keikakuhonbun.pdf (2019年1月10日閲覧)

第6章 島田市の農業経営における ふるさと納税返礼品の提供の決定要因

山下智也

1. 研究の背景と目的

本章では、島田市内の農業経営がふるさと納税の返礼品（お礼の品）の提供を行うか否かの意思決定をどのような観点から行っているかについて論じる。

近年、ふるさと納税制度への注目度は自治体と寄附者の双方で高まっている。過疎の進行や経済基盤の脆弱性といった理由で税収の減少に悩んでいる自治体にとって、ふるさと納税は返礼品を充実させるなどの工夫により、多くの税収を得られる点で魅力的な制度である。寄附者においては、少ない自己負担で各自治体の特産品等の魅力がある商品を手に入れることができる「お得な仕組み」としてふるさと納税の認知度が向上している。2019年6月には、換金性の高い物品や地場産品ではない豪華な物品を返礼品として提供した4つの自治体がふるさと納税制度の対象から除外される出来事もあり、ふるさと納税の名前を報道で目にする機会も増えている。

制度の骨子が定まった2007年頃からふるさと納税に関する研究は盛んになされているが、税の公平性や地域創生についての論点が中心であった。ふるさと納税において、返礼品を提供し自治体と寄附者を結ぶ役割を果たしている事業者の存在には注目すべきであるが、これらの事業者を対象とした統計調査が少ないこともあり返礼品の提供事業者に目を向けた研究は依然として少ない。保田・久保（2019）の研究ではふるさと納税の返礼品の提供事業者の属性分析が行われており、その多くを地域の中小企業が占め、返礼品市場によるビジネスチャンスが発生している可能性を指摘しているが、これらの事業者はどのような理由から返礼品の提供を行うのかという分析はなされていない。どのような要因で各々の事業者が返礼品の提供を行うのか、行わないのかということは、返礼品を活用して寄附金を集めている自治体にとっても重要な視点であり、本章において最重要のテーマである。

島田市は農林水産物、加工食品、日用品、カバンや衣服など様々な種類の返礼品を提供しているが、今回は農業経営の従事者が主な調査対象であるため、本章で扱う返礼品は茶などの農産物がメインである。茶業は島田市の代表的な産業であるため、今回調査対象とした農業経営を通して島田市のふるさと納税の現状を把握することには意義があると考えられる。

本章の目的は、各農業経営の返礼品提供に関する意思決定の要因、自治体の働きかけがこれらの意思決定に及ぼす影響等を考察することである。本章が島田市をはじめとした自治体のふるさと納税に関する政策形成の一助となれば幸いである。

2. ふるさと納税制度の概要と島田市のふるさと納税

1) ふるさと納税制度の概要

(1) ふるさと納税制度の仕組み

ふるさと納税制度とは、任意の自治体（居住地や生まれ故郷である必要はない）への寄附を行った場合に住民税と所得税が控除される制度である。「納税」という言葉がつくものの、制度上は従来の寄附金控除（国や地方公共団体、特定の法人などに寄附をした場合に、確定申告を行うことで所得税が還付される場合がある）を特例的に運用するものである。一般的な寄附金控除では、寄附金控除は所得控除のみに適用される。その一方でふるさと納税では個人住民税の減額控除についての特例控除枠が設けられているため、寄附金額が控除上限額の範囲内であれば、自己負担額の2000円を除いた全額が控除の対象となる。

総務省によって2007年にまとめられた「ふるさと納税研究会報告書」では、多くの国民が地方で生まれその自治体から住民サービスを受けて成長したのにも関わらず、進学や就職等で都市部へ移住した後にはふるさと自治体へ税金を納めないという現実がある中、自らの意思でふるさと自治体へ納税ができる制度があっても良いのではないかという考えが提示された。それを受けて、2008年度よりふるさと納税制度が導入された。

総務省はふるさと納税の意義として、

- ①納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる
- ②生まれ故郷のみならず、お世話になった地域や応援したい地域に貢献できる
- ③自治体が国民にそれぞれの取り組みをアピールすることで、自治体間の競争を促進し地域のあり方の再考につながる

ことをあげている。総務省は、寄附者が納税を行う自治体を選ぶ際には、各自治体がホームページで公開しているふるさと納税に対する考え方や集めた寄附金の使い道などを見て、応援したい自治体を検討することを推奨している。このように、ふるさとへの愛着や寄附金の使い道へ関与できることなどがふるさと納税を行う動機と考えられていた。

しかしながら、総務省が制度設計の際に想定していなかったケースとして、寄附者に対しその寄附金額に応じた返礼品を送付することで、それまでその土地にゆかりの無かった人からも広く寄附金を集めようとする自治体が現れた。自治体側が趣向を凝らした様々な返礼品を揃え、ふるさと納税が寄附者にとって魅力的な仕組みとしてマスコミに取り上げられたことやふるさと納税の申し込みを仲介するポータルサイトが登場したことで、ふるさと納税の寄附金額と寄附件数は一気に増加傾向に転じた。図6-1はふるさと納税の受入額及び受入件数のグラフであるが平成26年（2014年）頃からの顕著な伸びが見て取れる¹。

高橋・要藤・小嶋（2019）はふるさと納税を行う要因として、返礼品が得られるという経済的な要因に加え、一般的な寄附にみられる「互酬性の意識」といった規範的意識要因の存在も指摘している。だが、返礼品の存在がふるさと納税の注目度を高めたこと、そしてふるさと納税を行う大きなインセンティブとなっていることは間違いのないところであろう。

¹ ふるさと納税の受入額及び受入件数が増加した背景には、2015年に、税金控除の上限額の引き上げや一部対象者に対しふるさと納税を行う際の確定申告を不要とする「ワンストップ特例制度」の導入が行われたこともある。

第6章 島田市の農業経営におけるふるさと納税返礼品の提供の決定要因

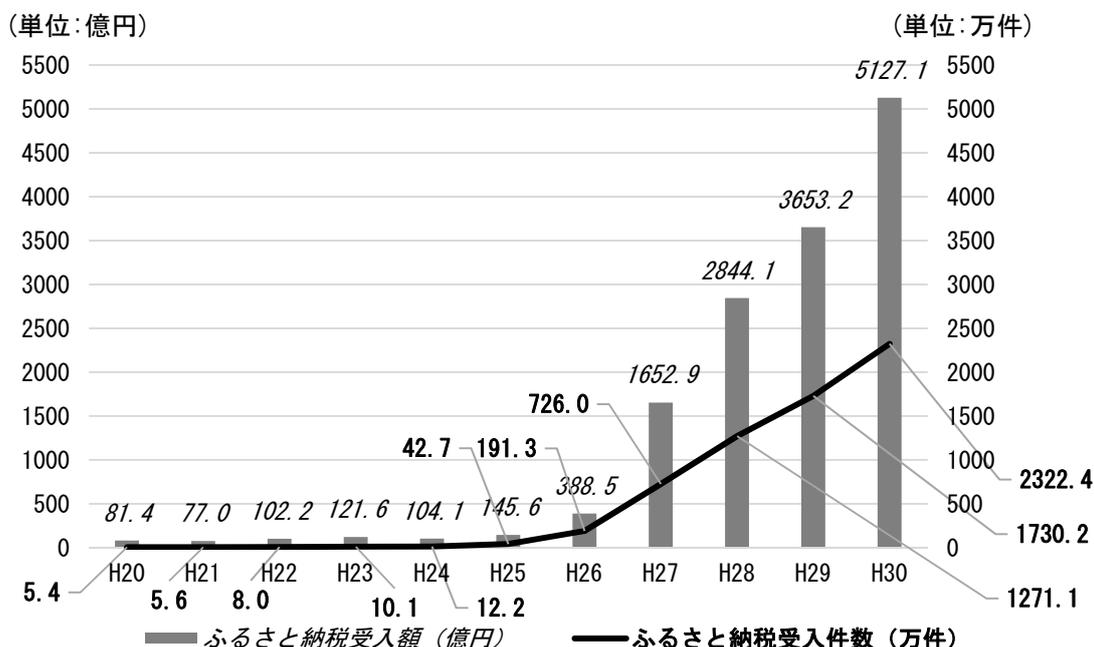


図6-1 ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）

出所) 総務省自治税務局市町村税課 (2019)「ふるさと納税に関する現況調査結果 (令和元年度実施)」より筆者作成

各自治体が返礼品の内容を充実させ寄附金を集めることに注力した結果、返礼品競争が激化し一部の自治体に寄附が集中する状況が生じている。平成30年度のふるさと納税受入額を自治体ごとにみると、受入額の上位20自治体で全体の受入額の約38%、上位100自治体では全体の受入額の約62%を占めている。(図6-2)

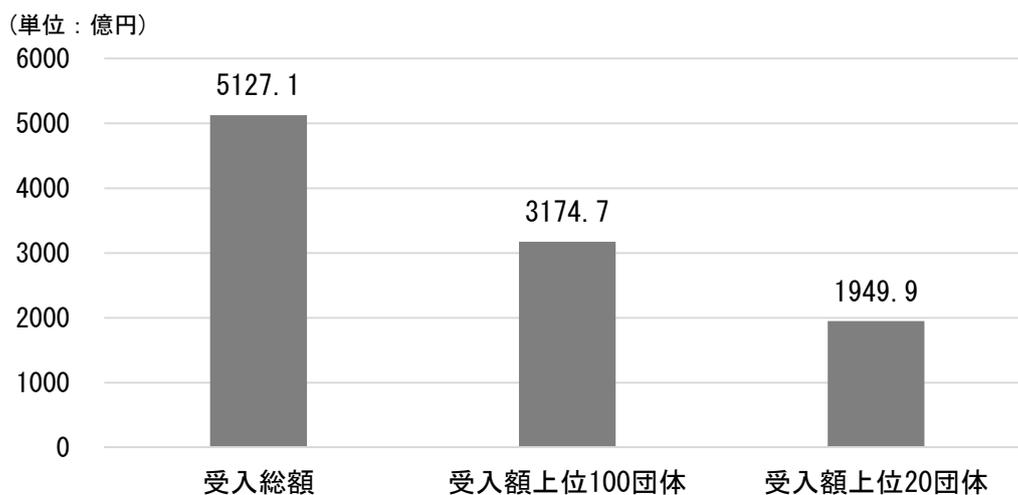


図6-2 平成30年度のふるさと納税の受入総額（全国計）と受入額上位自治体の受入総額
出所) 総務省自治税務局市町村税課 (2019)「ふるさと納税に関する現況調査結果 (令和元年度実施)」より筆者作成

多くの寄附金を集めた自治体の中には、商品券や電子マネーといった換金性の高い返礼品を提供したり、返礼割合が5割を超えるような返礼品を提供したりする例があった。総務省は、これらの事例はふるさと納税の趣旨に反するとして、2017年4月と2018年4月の総務大臣通知により返礼品は返礼割合を寄附金額の3割以内に収めた地場産品を用いることを自治体に要請した。

(2) 返礼品の提供方法について

現在多くの自治体ではふるさと納税の受付に際して、ふるさと納税の申し込みを仲介する民間ポータルサイトを活用している。自治体はポータルサイトを通じて寄附者から寄附金額及び希望の返礼品の情報を得て、返礼品提供事業者に返礼品の発送を依頼するケースが多い。寄附の受付や返礼品の発送管理を外部の業者に委託する自治体もあるが、最終的な返礼品の発送は返礼品提供事業者が行う場合が多い。

事業者が返礼品の提供事業者に応募する際には、市の担当部署に申請書類を提出することが必要である。自治体によって違いはあるものの、地元の事業者であることや自治体のPRとなる製品を提供することなどの要件を満たしていれば、個別の審査等は経ずに提供事業者として認められる。ポータルサイトへの手数料や返礼品の送料などは自治体が負担するため、返礼品を提供する事業者は返礼品を用意するのみでよい。

(3) 返礼品に関する議論について

ふるさと納税の返礼品は、総務省が当初想定していなかった「副産物」である。そのため、返礼品の功罪について様々な観点で現在でも議論がなされている。

多くの識者によって指摘されている点として、返礼品競争の激化による弊害があげられる。2019年6月には、過度な返礼品を提供して多額の寄附を集めたとして、一部の自治体がふるさと納税制度の対象外となる事態まで起きている²。水田（2017）は、寄附は本来無償の行為であるべきにも関わらず、返礼品の存在により寄附金額を大きく上回る利益を寄附者が得ることのできるふるさと納税制度を大きな欠陥のある制度と指摘し、わが国の寄附文化の発展を妨げるものであると論じている。また土居（2014）は、返礼品の発注が一部の業者に集中した場合、自治体が特定の業者の利益を増やすことになり公益性の追求と矛盾する可能性を指摘している。

一方で、返礼品は地方経済の活性化につながるという指摘もある。橋本・鈴木（2016）は北海道増毛町における、ふるさと納税による地域活性化および返礼品提供事業者の所得向上を報告している。保田・久保（2019）は返礼品市場の特徴として、①返礼品は消費者に選ばれることで初めて収益につながる構造のため、市場ニーズに即したビジネスをするインセンティブを地域事業者が持つこと、②返礼品用の市場が予め用意されており、その市場には地域事業者間の適度な競争があること、③地域事業者と自治体が二人三脚で事業改善、商品改善に取り組むことをあげている。そのうえで、返礼品市場が地方の中小事業者にとって

² 静岡県 小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、佐賀県みやき町が制度の対象外となった。

通販の足掛かりを提供している可能性や、一部のB2B企業にとってB2C³へ進出するきっかけとなっている可能性を示唆している。

返礼品を提供することには賛否あるが、制度の是非の議論は他の研究に譲り、本章では返礼品提供事業者の意思決定にフォーカスする。

2) 島田市のふるさと納税の概要

(1) 基礎データ

ここでは、島田市におけるふるさと納税の基礎的なデータについて記す。島田市が受け入れたふるさと納税の寄附金額および寄附件数の推移を示したものが図6-3である。

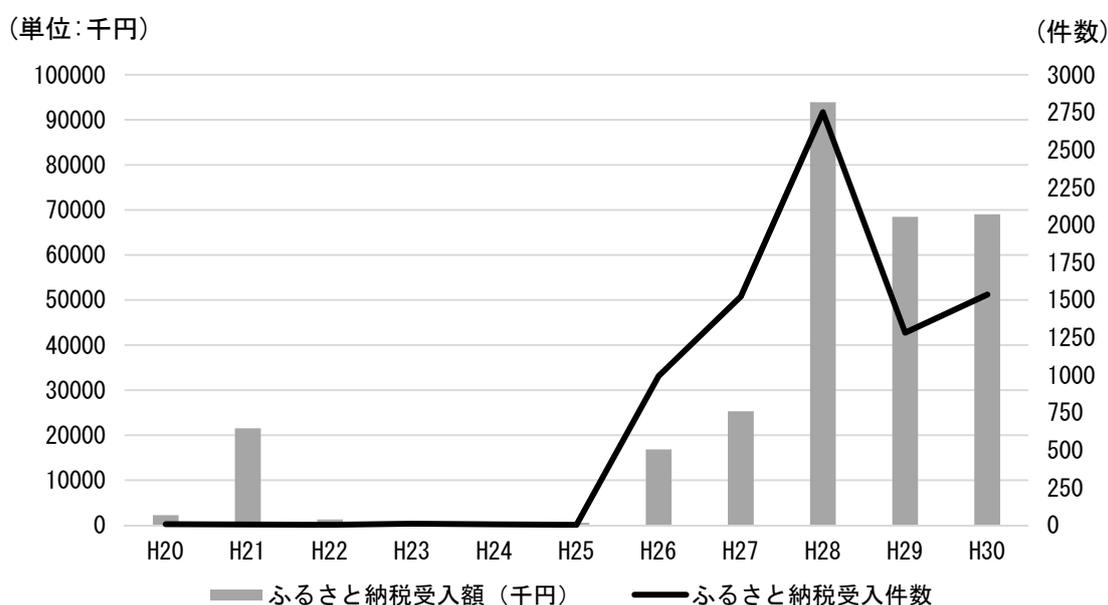


図6-3 島田市のふるさと納税受入額および受入件数の推移

出所) 総務省自治税務局市町村税課 (2019)「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数 (平成20年度～平成30年度)」より筆者作成

島田市は平成26年7月に返礼品の提供を開始した。返礼品の提供開始から平成28年度まではふるさと納税の受入額と受入件数が共に伸びを示したものの、ここ2年はどちらも大きな増加は見せていない。

続いて、ふるさと納税の受入額と受入件数について、島田市とその周辺自治体との比較を行う。島田市に隣接する11自治体との比較を平成30年度のデータを用いて行ったものが図6-4である。

³ B2B (Business to Business) は企業間の取引を、B2C (Business to Customer) は企業と一般消費者の取引を意味している。

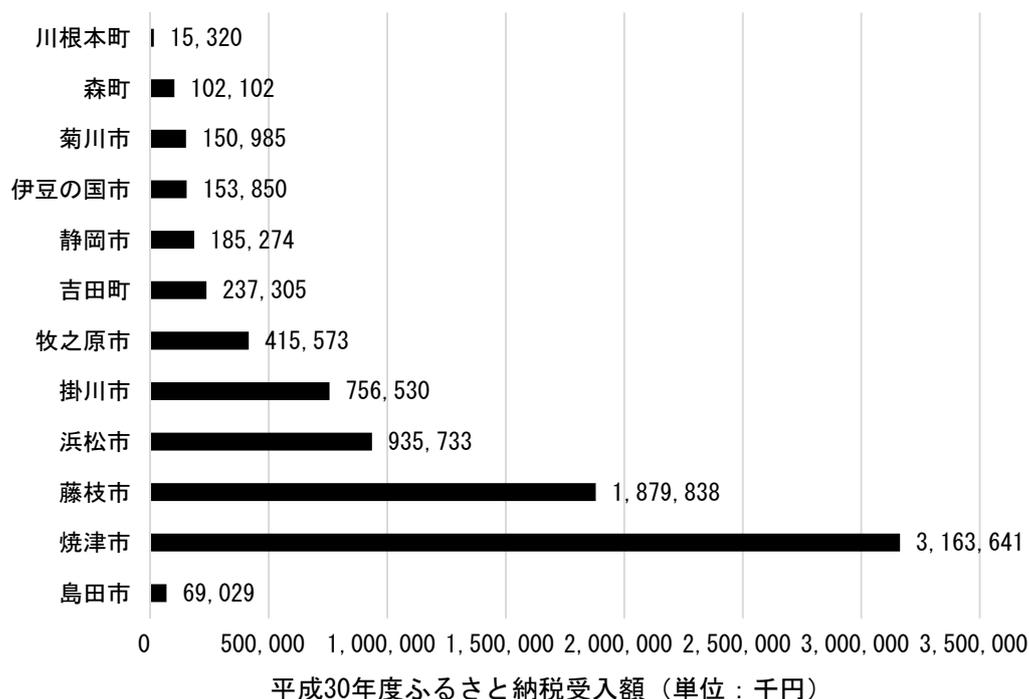


図6-4 島田市と隣接自治体のふるさと納税受入額の比較 (平成30年度)

出所) 総務省自治税務局市町村税課 (2019)「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数 (平成20年度～平成30年度)」より筆者作成

各自治体の経済規模の違いや特産品の有無によって受入額は異なるため単純な比較はできないものの、島田市のふるさと納税受入額は周辺自治体に比べて少ないといえる。しかし島田市の市民協働課への聞き取り調査⁴によれば、島田市は過度な返礼品競争による受入額の増加を目指さず、地元産品を用いた返礼品の取り揃えを行ってきたという背景があり、この点には留意する必要がある。

(2) ふるさと納税に関する島田市の取り組み

島田市は、ふるさと納税の寄附者に対し平成26年7月に返礼品の提供を開始した。前述した通り、島田市は過度な返礼品競争には反対の立場であり、返礼品提供の開始当初から地場産品にこだわった返礼品の提供を行ってきた。また、島田市は寄附金の使い道について①福祉政策の充実、②子育て支援の充実、③保育施策の充実、④学校教育の充実、⑤環境施策の推進、⑥市民病院の整備、⑦自治体におまかせ、⑧その他から寄附者が選択できる仕組みとなっている。市民協働課によると、寄附金の使い道の項目は市長の意向を反映して選定されているとのことである。

また、島田市は「ふるさと寄附金」という名称を用いたふるさと納税に関する広報を行っている。具体的には、特設ホームページにて人気の返礼品の紹介、寄附金の使途の説明、申し込みフォームの掲載などが行われている。特徴のある取り組みとして、返礼品の協力事業

⁴ 聞き取り調査は、島田市役所にて2019年8月9日の9:30～10:30に実施した。

者を紹介する「島田市ふるさとレポ部」というブログが2017年から運営されている。2019年12月現在では3事業者の紹介に留まっているが、返礼品を通して市の特産物をPRしようとする島田市の姿勢がうかがえる。

島田市は、ポータルサイトの新規導入や新たな返礼品の開拓も順次行っている。ポータルサイトについては以前から「ふるさとチョイス」を活用していたが、2018年に「さとふる」、2019年には「ふるなび」の活用も開始した。提供する返礼品数も2017年度当初は229品目だったが、2018年当初には318品目、2019年当初には445品目に増加している。市民協働課によると、今後はWEB広告の活用や島田市のシティプロモーションである「島田市緑茶化計画」との連携により、市への共感や応援を喚起し、ふるさと納税の受入額を増やす取り組みを進める予定である。

3. 調査結果

1) 仮説の設定

(1) 仮説

ふるさと納税の研究は広くなされているが、事業者の返礼品提供に関する意思決定について調査したものは少ない。したがって、事業者の意思決定に関し以下の3つの仮説を設定して考察を進めることとした。

仮説①「事業者が返礼品提供を始める理由として、返礼品市場への参入コストの低さや心理的なハードルの低さがあげられる」

仮説②「返礼品を提供していない事業者は、情報不足や関心の低さなどの理由から、返礼品市場の特徴やメリットを把握していないため提供を行っていない」

仮説③「返礼品を提供していない事業者に対し自治体がアプローチすることで、返礼品提供の協力事業者は増加する」

の3つである。

(2) 仮説の確認

現在ふるさと納税制度においては返礼品を提供しない自治体はほとんど存在しないほど、返礼品が定着している。総務省の通達により地場産品が改めて注目される中、自治体には返礼品提供の協力事業者を募るインセンティブがある。そのためには、事業者がどのような理由から返礼品の提供を行うか否かを決定するのかが明らかにする必要がある。

ネット通販と比較した場合に、ふるさと納税の特徴として、すでに返礼品市場が用意されており自治体間の適度な競争が存在する点があげられることは既に述べた（保田・久保、2019）。その他にも、返礼品の送料は自治体が負担すること、ふるさと納税の仲介サイトへの登録料は発生しないこと、返礼品市場が厳選された商品が集まる場として消費者に認識されていることなどが特徴といえる。事業者にとって返礼品を提供することによる金銭的なデメリットは皆無であるため⁵、返礼品の提供については、明確な目標や目的を持って開始するというよりはリスクやデメリットの少なさを理由に「とりあえず」開始する事業者が

⁵ ただし、ポータルサイトに掲載される返礼品の写真の準備などが負担に感じられている可能性はある。

多いのではないか。このような考えから一つ目の仮説を設定した。一方、返礼品の提供にデメリットがほとんどないにもかかわらず返礼品提供を行っていない事業者が存在する理由として、ふるさと納税や返礼品に対する情報が浸透していないことがあるのではないかと考えた。そのため、返礼品を提供していない事業者に対して自治体から何らかのアプローチを行うことで、返礼品の協力事業者となってもらえるという仮説も設定した。

2) 分析手法

筆者らは本調査で茶農家を中心とした島田市の農業経営36戸に聞き取り調査を行い、ふるさと納税関連の質問については27戸から回答を得た（完全回答でないものを含む）。また、何らかの自販を行っていてかつ返礼品を提供していない農業経営26戸を対象に補足調査を行い、24戸から回答を得た⁶。

調査対象となった農業経営は、多くが自販や六次産業化の取り組みを積極的に行っており、自販を行っている経営は一定数存在したものの、ふるさと納税の返礼品を何らかの形で提供している経営は6戸、提供していない経営は30戸であった。

本調査の具体的な質問項目は、返礼品の提供を行っている経営に対しては、提供を始めた経緯、提供開始時期、提供を始めた理由、提供を行ったことによる製品認知度の向上および一般の販売ルートでの売上げの変化である。返礼品の提供を行っていない経営に対しては、提供の検討の有無、提供を行っていない理由を質問した。また、全農家に対し、ふるさと納税制度について島田市から説明を受けたことや島田市発行の資料を読んだことがあるか、ふるさと納税制度に関する島田市の取り組みへの評価を尋ねた。補足調査では、自販を行いかつ返礼品の提供を行っていない農家に対し、「自治体から提供依頼があった場合」「返礼品提供に関し自治体の支援があった場合」の返礼品の提供意向を質問した。分析にあたっては、単純集計、クロス集計、およびt検定を実施した。

なお、自販チャネル等のデータは共通調査のデータを用いている。また、総務省が発表したふるさと納税関連のデータも活用している。

3) 返礼品を提供している事業者についての分析

(1) 提供を開始した経緯

はじめに、事業者が返礼品提供を開始した経緯について表6-1にてまとめた。返礼品提供を行っている6戸のうち4戸が、市の依頼を受けて返礼品提供を開始したという回答であった。島田市は特設サイト上で協力事業者を募集しているが、自主的に申し込む事業者は少ないということがうかがえる。

⁶補足調査は2019年の10月23日から11月20日にかけて実施した。補足調査用の質問表を郵送し、回答はFAX（一部電話）にて回収する形式をとった。

表6-1 返礼品提供を開始した経緯

自主的に申し込んだ	1戸
市の説明会等に参加した後申し込んだ	1戸
市の依頼を受けて申し込んだ	4戸

出所) 質問票より筆者作成

(2) 提供を開始した理由

事業者が返礼品の提供を開始した理由として、①売り上げが増える、②低コストで自社の宣伝ができる、③新規顧客の確保につながる、④自治体に協力することで製品の信頼性を高める、⑤地域振興に寄与する、⑥寄附者からの声が届く、⑦消費者のニーズの把握、⑧新たな商品の開発につながる、⑨周囲の企業・農家が提供を行っていた、⑩新たな制度への好奇心という回答を用意した。それぞれの理由に対し、大いに当てはまる場合は1、やや当てはまる場合は2、やや当てはまらない場合は3、まったく当てはまらない場合は4として回答を求めた。それぞれの理由について、回答を得られた5戸の回答の平均値を比較したものが図6-5である。

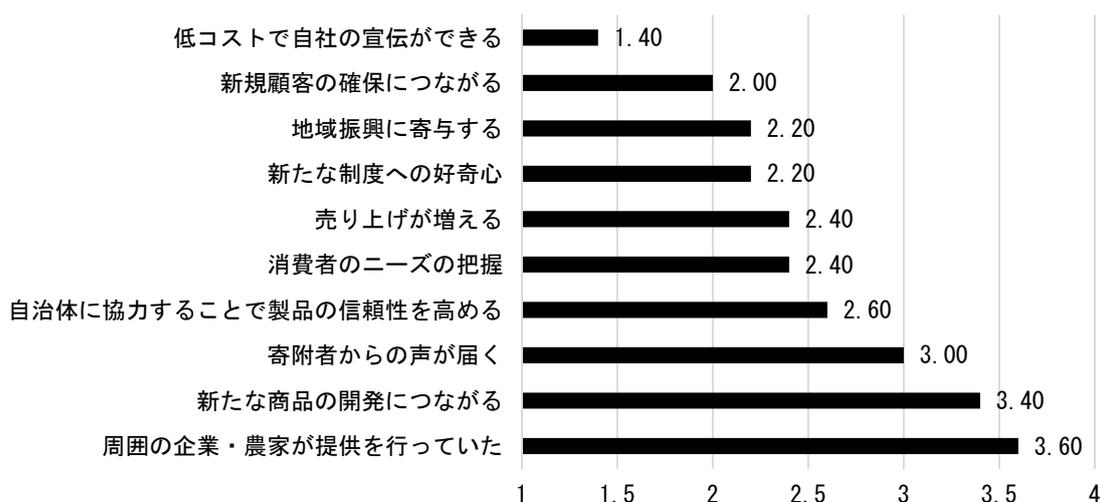


図6-5 返礼品提供を開始した理由

出所) 質問票より筆者作成

平均値が小さい回答ほど、提供を開始した理由として強い。したがって、「低コストで自社の宣伝ができる」ことは有力な理由であると考えられる。一方で、「新たな商品の開発につながる」ことや「周囲の企業・農家が提供を行っていた」ことは提供開始の理由としては弱いことが示唆される。

(3) 提供を開始したことによる影響

返礼品の提供を開始したことは、事業者の認知度や販売促進に何らかの影響を与えたのだろうか。①返礼品を提供したことによる製品認知度の変化、②返礼品提供以後の返礼品以外の販売ルートの上げの変化の2点についてどれほどの実感があるか回答を得た。(表6-2、6-3)

表6-2 返礼品を提供したことによる製品認知度の変化

とても高まった	1戸
少し高まった	1戸
変わらない	3戸
分からない	1戸

出所) 質問票より筆者作成

表6-3 返礼品提供以後の返礼品以外の販売ルートの上げの変化

6割以上増加	0戸	1割未満増加	0戸
3~5割程度増加	0戸	変化なし	5戸
1~2割程度増加	1戸	減少	0戸

出所) 質問票より筆者作成

認知度の変化については、「とても高まった」「少し高まった」という回答がそれぞれ1件あったものの、売上げの変化はないという回答がほとんどであった。島田市内の他業者において返礼品を提供したことによる販促効果が表れている可能性はあるが、今回調査した農業経営に関しては目に見える効果はないという結果となった。

だが、ある生産者からは「利率(原文ママ)が悪くないため、出して損はない。安心を顧客が感じられる市場に出させてもらえるから。」というコメントがあった。自分の手間や負担が少ない分、返礼品を提供することへのメリットを感じやすいということがあるのではないか。

4) 返礼品を提供していない事業者の分析

(1) 提供の検討有無

返礼品を提供していない事業者に対して、返礼品の提供を検討しているか(検討したことがあるか)質問した。回答を得た20戸のうち、検討したことがあるという回答が3件、検討したことはないという回答が17件であった。大多数の農家が返礼品の提供を検討したことがないという結果である。検討したことがあるという回答の中には、返礼品用の新商品の開発を行ったが価格が折り合わず提供を断念したという声があった。

(2) 提供を行っていない理由

返礼品の提供を行っていない理由として、①提供する方法が分からない、②手続きを行うのが面倒、③宣伝効果が低い・効果を感じない、④ネット販売やアンテナショップでの販売・宣伝を既に行っている、⑤提供を行う人手が足りない、⑥現在の収入・販売量に満足、⑦トラブルにつながる、⑧ふるさと納税制度自体に懐疑的であるという8つの回答を用意した。

返礼品の提供事業者と同じく、それぞれの理由に対し大いに当てはまる場合は1、やや当てはまる場合は2、やや当てはまらない場合は3、まったく当てはまらない場合は4として回答を求めた。図6-6に回答の平均値を示す。

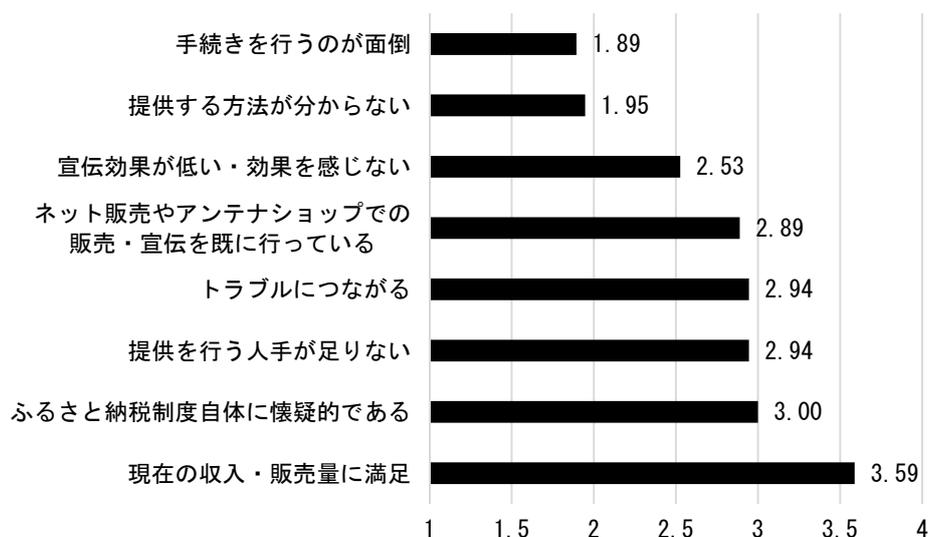


図6-6 返礼品提供を行わない理由

出所) 質問票より筆者作成

返礼品を提供しない要因として、「手続きを行うのが面倒」「提供する方法が分からない」といった理由が主にあげられた。

(3) 自治体のアプローチがあった場合 (補足調査)

続いて補足調査の結果を述べる。返礼品を提供していない事業者のうち自販を行っている26戸の生産者に対し補足調査を行い、24戸から回答を得た。補足調査では、「自治体から返礼品提供の依頼を直接受けた場合に返礼品の提供を行うかどうか」「自治体からの依頼の有無は問わず、サイトに掲載する商品の写真撮影や発送作業の代行といった自治体からの支援体制がある場合に返礼品の提供を検討するかどうか」という質問を行った。それぞれの場合について、「前向きに検討する」「どちらかといえば検討する」「どちらかといえば検討しない」「検討しない」の4段階で回答を得た。結果は図6-7、6-8の通りである。

自治体からの直接依頼あり (n=24)

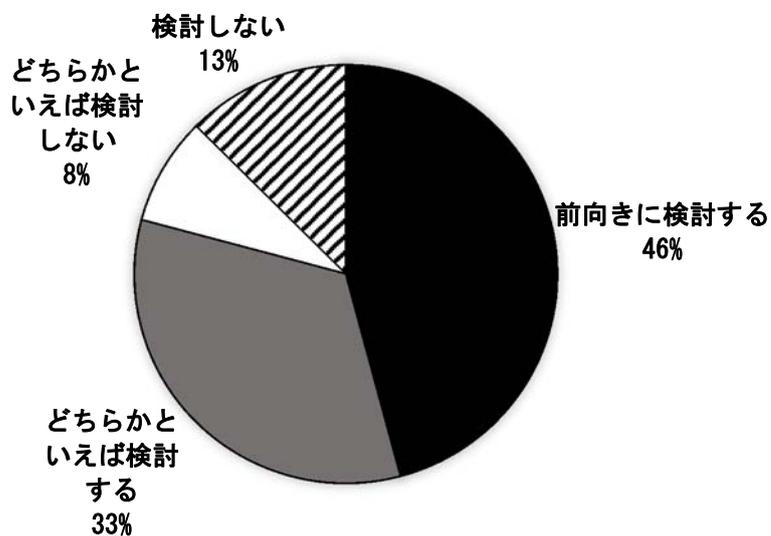


図6-7 自治体から直設依頼を受けた場合の返礼品提供意思
出所) 質問票より筆者作成

自治体の支援体制あり (n=24)

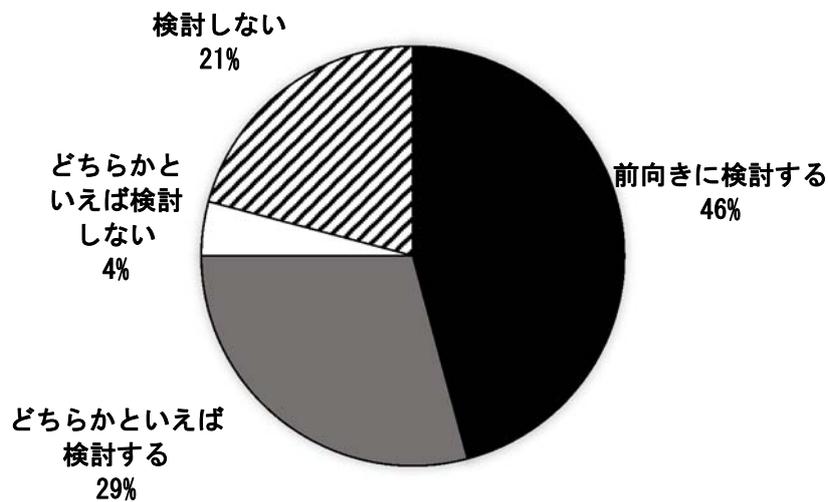


図6-8 自治体の支援体制がある場合の返礼品提供意思
出所) 質問票より筆者作成

どちらの質問に対しても、約8割の生産者が「前向きに検討」「どちらかといえば検討」と回答した。多くの事業者が自治体からの依頼や支援といったアプローチを受けた場合、返礼品提供を拒む理由は無いと考えていることが明らかとなった。

4. 考察

1) 仮説①「事業者が返礼品提供を始める理由として、返礼品市場への参入コストの低さや心理的なハードルの低さがあげられる」の検証

アンケートの結果から、返礼品提供を行っている事業者が提供を始めた理由としてコストの低さが最も強いことが示された。売り上げの増加や消費者（寄附者）との交流といった理由がそれほど支持されなかったことを考慮すれば、返礼品の提供開始は生産者の積極的な取り組みというよりは、やって損はないという比較的消極的な認識のもとで行われたのではないかと考えられる。返礼品提供を開始した経緯として、6戸中4戸が市からの依頼をあげていることもこの考察を裏付けるものである。

2) 仮説②「返礼品を提供していない事業者は、情報不足や関心の低さなどの理由から、返礼品市場の特徴やメリットを把握していないため提供を行っていない」の検証

現在返礼品を提供していない事業者からは、提供を行っていない理由として、「申請の方法を知らない」「申し込みの手続きを行うのが面倒である」という趣旨の回答が複数寄せられた。「説明を受けたことがないので実態が分からない」というコメントが複数見られたことを考えると、島田市内の事業者にはふるさと納税の情報はあまり浸透していないことがうかがえる。ふるさと納税の協力事業者となることへの情報不足が提供を行わない大きな要因であると考えられる。

3) 仮説③「返礼品を提供していない事業者に対し自治体がアプローチすることで、返礼品提供の協力事業者は増加する」の検証

図6-7、6-8が示す通り、自治体からのアプローチを受けることで多くの事業者が返礼品提供に協力する可能性が示された。

また、クロス集計を行うことによって、どのような属性の事業者に対して自治体のアプローチが有効であるかということを示した。表6-4は分散が等しくないと仮定した2標本による検定（t検定）を、インターネット販売のチャンネルの有無と自治体のアプローチについて行った結果について平均、分散、t値を示したものである。

表6-4 インターネット販売の有無と自治体のアプローチとの関係

	あり(n=10)		なし(n=14)		t 値
	平均	SD	平均	SD	
自治体の直接依頼	1.3	0.48	2.29	1.14	2.89*
自治体の支援	1.2	0.42	2.57	1.22	3.89*

*p<.01

出所) 質問票より筆者作成

自治体からの依頼と支援の両方の場合において、 $P < 0.01$ となり有意差が見られた。すなわち、インターネット販売を既に行っている事業者ほど、返礼品の協力事業者になりやすいという傾向が示唆される。この背景には、既に商品撮影や発送のノウハウがあるため、返礼品市場にも参入しやすいことが考えられる。自治体が返礼品の協力事業者を募る場合には、インターネット販売を行っている事業者を中心に声を掛けることが効果的であると推察される。

4) 自治体が返礼品のラインアップ数を増やすことの意義

返礼品提供を行う協力事業者を増やすことは、自治体が提供可能な返礼品の種類を増やすことにつながる。ここにどのような意義があるのかについて最後に考察する。

総務省自治税務局市町村税課が発表している「平成30年度受入額の実績等」のデータには、各自治体の返礼品数がふるさと納税の寄附金額および寄附件数とともに示されている。このデータを用いて自治体の返礼品数と寄附金額および寄附件数の相関係数を計算した。返礼品数と寄附金額の相関係数は約0.38、返礼品数と寄附件数の相関係数は約0.36という値となった。表6-5で示す通り、 $p < 0.01$ であり有意な正の相関が確認された。

表 6-5 寄附金額・寄附件数と返礼品数の関係

	相関係数	t 値
寄附金額(n=1788)	0.38	17.53**
寄附件数(n=1788)	0.36	16.30**

** $p < 0.01$

出所) 総務省自治税務局市町村税課 (2019)「平成30年度受入額の実績等」より筆者作成

返礼品の内容に力を入れる自治体ほど用意する返礼品の数も多くなるといった一般的な傾向や、返礼品を提供していない自治体の存在もあるため一概には言えないものの、取り扱う返礼品数を増やすことがふるさと納税の受入額と受入件数の増加につながる可能性が見て取れる。

5. 結び

本章では、ふるさと納税の返礼品を提供する際に、事業者がどのような要因で意思決定を行っているかについて検証を行った。また、協力事業者を増やすためには、どのような属性を持つ事業者に対してアプローチをするべきかどうかについても考察した。その結果、返礼品に関する情報が浸透していないことから提供を行っていない事業者が多いこと、一方で返礼品の提供は参入コストが低いこともあり自治体からのアプローチを契機に返礼品提供の協力事業者が増えることが示された。また、インターネット販売を行っている事業者は自治体のアプローチによって返礼品提供を開始する可能性が高いことが明らかとなった。

本章では触れられなかった点だが、寄附者の感覚として、返礼品市場は「自治体のお墨付き」を受けた商品を取り揃えているというイメージがある。「返礼品＝自治体が公認している商品」という認識は正しいものではないが、返礼品に対し肯定的なイメージが浸透してい

ることは、返礼品提供を始める企業や生産者の動機付けにつながる可能性がある。

返礼品提供に関する事業者の意思決定や返礼品提供の協力事業者数を増やす取り組みについては一定の考察ができたが、それがふるさと納税の受入額を増やす取り組みに直接結びつくのかはさらに検討する余地があると考えられる。今回調査した島田市においては、茶が返礼品の中心を占めているが、単に選べる茶の種類や事業者を今まで以上に増やすことが受入額の向上にどれほど結び付くのかは不明瞭である。

ふるさと納税の受入額を向上させるためには、返礼品のバラエティを充実させるだけではなく、現在多くの自治体で導入が進んでいるクラウドファンディング型のふるさと納税⁷を取り入れることも一案である。また、生産方法や製品の特徴などをよりアピールすることで、返礼品の質の高さや地域性を実感した人々がそれを魅力に感じ寄附を行うという可能性もある。これらの点については今後各自自治体の取り組みを注視していきたい。

ふるさと納税や返礼品については自治体、事業者、寄附者といった様々な観点から考察が可能のため、今後も活発な研究や意見交換がなされることが予想される。そのうえで、各自自治体が節度を持ったうえで地域の活性化やPRに結び付く長期的な市場として返礼品市場を認識し活用すること、そしてふるさと納税が有益な制度としてさらに発展していくことが期待される。

参考文献

総務省（2007）「ふるさと納税研究会報告書」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf（2019年12月17日閲覧）。

総務省自治税務局市町村税課（2019）「各自自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～平成30年度）」。

総務省自治税務局市町村税課（2019）「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和元年度実施）」。

総務省自治税務局市町村税課（2019）「平成30年度受入額の実績等」。

高橋勇介・要藤正任・小嶋大造（2019）「ふるさと納税制度の利用者の属性と要因分析——一般的な「寄附」との比較からの検証——」『経済政策ジャーナル』16(1)：14-27。

土居丈朗（2014）「謝礼品合戦の『ふるさと納税』をどうする？—地方創生の「目玉政策」の問題点と解決策—」：<http://toyokeizai.net/articles/50954>（2019年12月15日閲覧）。

橋本恭之・鈴木善充（2016）「ふるさと納税制度の現状と課題」『会計検査研究』62:13-38。

保田隆明・久保雄一郎（2019）「ふるさと納税における返礼品提供事業者の属性分析」『Venture Review』33：57-61。

水田健一（2017）『「ふるさと納税」制度とその問題点—寄附金税制のあるべき姿』『名古屋学院大学論集社会科学篇』53(4)号：57-80。

⁷ 寄附金の使い道を具体的に示して支援を募る制度であり、返礼品が受け取れるかどうかはプロジェクトによる。複数自治体が連携して寄附を募る場合もある。

第7章 島田市の茶生産における有機農法導入の要因分析

竹田 駆

1. 背景

1) 茶生産の現状と有機栽培

序章で述べられているように、リーフ茶の国内消費量は減少傾向で、それに伴い茶価も低下し続けており、茶産業は厳しい状況にある。国内市場の拡大が望めない中で茶産業は外国に目を向け、輸出を増加させている。農林水産省（2016）によると、2015年までの10年間で茶の輸出量は4倍に増加し、輸出額は100億円を突破した（表7-1）。主な輸出先は欧米で、茶のうち抹茶の輸入割合が高く、また、食の安全への高い関心から残留農薬基準が厳しいため、有機抹茶がその需要に応えた。国内第二の茶産地である鹿児島県では、2018年にかごしま有機抹茶輸出促進基本構想が制定され、2025年に県内産有機抹茶の輸出量を400トン、輸出額を16億円に拡大することを目標に設定し、生産拡大や加工施設の整備などの施策を進めている。国内第一の茶産地である静岡県でも、2017年までの8年間で有機茶の栽培面積が60ha増加している。特に、島田市は、第二次島田市茶業振興基本計画の中で2025年までに有機栽培茶の茶園面積を120haに増加させるという目標を設定し、有機栽培への転換を推進すると発表している。実際、茶は他の品目に比べ、有機格付割合が高い（表7-2）。このように、茶産業においては、国内市場の停滞と輸出の増進によって、付加価値の高い有機栽培への転換が全国的に進んでいる。

表7-1 日本の緑茶輸出状況の変化

(年)	2005	2007	2009	2011	2013	2015
輸出量(t)	1,096	1,625	1,958	2,387	2,942	4,127
輸出額(百万円)	2,111	3,222	3,422	4,716	6,610	10,106

出所) 農林水産省(2016)をもとに筆者作成

表7-2 2015年度の国内生産量と格付け数量

品目	総生産量(百 t)	格付数量(国内)	有機の割合
野菜	11,909,000	42,386	0.36%
果実	2,945,000	2,398	0.08%
米	8,429,000	8,831	0.10%
麦	1,181,000	1,037	0.09%
大豆	243,000	1,201	0.49%
緑茶(荒茶)	76,400	2,608	3.41%
その他	138,000	2,223	1.61%
計	24,921,400	60,684	0.24%

出所) 農林水産省(2018)をもとに筆者作成

2) 先行研究

有機農業に関する先行研究として、NPO 法人 MOA 自然農法文化事業団 (2011) では、有機 JAS を取得していないが有機農業を実践している農家 600 軒を対象にして有機農業を始めたきっかけを明らかにしている。その調査では最も多かった要因が「他からの勧め・助言、他の有機農業実施者の影響」で 13.8%、次に多かったのが「安全・安心な農作物を作りたい」で 13.5%、同率で「(自分、家族、消費者の)健康のため」と続き、他に、「親が有機農業をやっていて、それを継いだ」(7%)、「農薬による健康被害、農薬が嫌い」(7%)、「環境保全に関心がある」(5.2%)、「前から興味があった」(1.9%)などがあった。

また、藤田・波多野 (2017) は、アンケート調査の結果をもとに有機農業への新規参入者の参入のきっかけを分析しており、「安全・安心な農産物を作りたい」と答えたものが 66.4% (うち、第1位のきっかけとして選んだ割合が 86.4%) と最も多く、「(自分、家族、消費者の)健康のため (41.8%、うち、第2位のきっかけとして選んだ割合が 66.7%)」、「環境保全に関心がある (39.3%)」、「自給自足するなら有機で、自分も食べたいから (27.9%)」が続いた(表 7-3)。同様に、転換参入者の参入のきっかけについては、「安全・安心な農産物を作りたい」が 67.6% (うち、第1位が 76.1%) で最多で、「(自分、家族、消費者の)健康のため (41.2%、うち、第2位が 57.1%)」、「環境保全に関心がある (36.8%)」、「他からの勧め・助言、他の有機農業実施者の影響 (30.9%)」が続いた(表 7-4)。

表 7-3 新規参入者の有機農業参入の要因

安全・安心な農作物を作りたい	66.4%
(自分、家族、消費者の)健康のため	41.8%
環境保全に関心がある	39.3%
自給自足するなら有機で、自分も食べたいから	27.9%

出所) 藤田・波多野(2017)より筆者作成

注) 複数回答

表 7-4 転換参入者の有機農業参入の要因

安全・安心な農作物を作りたいから	67.6%
(自分、家族、消費者、の)健康のため	41.2%
環境保全に関心がある	36.8%
他からの勧め・助言、他の有機農業実施者の影響	30.9%

出所) 藤田・波多野(2017)より筆者作成

注) 複数回答

3) 本研究の目的

以上にあげた先行研究は全品目を対象としており茶に絞った分析は行われておらず、近年、有機栽培への転換が全国的に進んでいるという茶業の状況を踏まえたものであるとはいえない。よって本研究では特に茶業に絞り、有機農業導入の要因を探ることを目的とする。

ここで、大石（2013）は茶の流通構造について「緑茶は加工を前提とする作物であり」、生葉から荒茶へ、さらに荒茶から仕上げ茶へと加工され、仕上げ茶加工の段階で、複数の荒茶工場から購入した荒茶を混合して作られていて、「荒茶の買い手である茶商は、複数の荒茶工場から品質の異なる荒茶を購入している」と述べている。また、「茶商は多様な荒茶工場から荒茶を購入する必要があることから、緑茶流通においては荒茶流通段階で多くの流通業者が介在して」おり、「売り手である荒茶工場は多様な流通形態を選択して買い手である茶商と取引を行うことが一般的」だとしている。事例として、2008年の牧之原市東萩間地区における荒茶の販売経路が、農協への販売(共販)が全販売量のうちの27%に限られ、その他73%は斡旋業者などを介した取引と直接取引によって茶商に販売され、その後小売店等に販売されていることが示された。以上のように、茶の流通は消費者の手に届く前に加工を必要とするという点と、荒茶加工を行う茶工場と茶商との市場を介さない直接的取引、または、斡旋業者を通じた間接的取引によって一般に出回るという点で、他の作物と大きく異なるということが分かる。本研究では、これまでの研究では十分検討されてこなかった、茶業特有の産業構造が有機農業導入にどのような影響を与えているかという点に関して分析の対象とする。

2. 調査内容と仮説の設定

1) 調査内容

今回は島田市で茶生産を行っている茶生産者(茶農協を除く)に質問票を配布し、有機農業を導入している、もしくは導入していない要因を四段階(非常に当てはまる、当てはまる、ほぼ当てはまらない、当てはまらない)で評価してもらった(有効回答数32)。有機農業を導入している人に対する選択肢については、NPO法人MOA自然農法文化事業団(2011)及び藤田・波彦野(2017)のアンケート項目を参考に、以下の15の選択肢を設定した。

- ・「環境保全への関心があったから」(以下、図や表では環境)
- ・「従業員や自分への農薬の健康被害を心配したから」(同、健康)
- ・「個人的に安全な農作物を作りたいと感じたため」(同、安全)
- ・「茶商からの要請があったから」(同、茶商)
- ・「消費者からの要望があったから」(同、消費者)
- ・「収益を改善しようと思ったから」(同、収益)
- ・「事業規模を拡大、もしくは多角化する手段の一つとして」(同、多角化)
- ・「慣行栽培茶との差別化を図り、売り上げを伸ばすため」(同、差別化)
- ・「以前から興味があって、やってみたかったから」(同、興味)
- ・「何か新しいことにチャレンジしてみたかったから」(同、挑戦)
- ・「現在の茶園を引き継ぐ前の耕作者がやっていたから」(同、継承)
- ・「知り合いの農家に勧められたから」(同、農家の勧め)
- ・「自治体に勧められたから」(同、自治体)
- ・「所属している農協・法人の方針でやることになったら」(同、農協・法人)
- ・「近隣の農家でない人々に農薬の影響を不安視されたから」(同、非農家の不安)

加えて、有機農業導入時点での販路の有無や、今後、有機農業を拡大するとした場合に必要制度の改善点、行政等への要望も調査した。

有機農業を現在は導入していない人については、有機農業を導入しようと思うかどうかを四段階で(とても思う、少し思う、あまり思わない、全く思わない)回答してもらい、また、有機農業を導入していない要因についてもそれぞれの選択肢を四段階(大きく影響している、影響している、それほど影響していない、影響していない)で評価してもらった。選択肢については、以下の10の選択肢を設定した。

- ・「有機栽培茶を扱ってくれるような販路を有していないから」(以下、図や表では販路)
- ・「有機農業導入にはコストがかかってしまうから」(同、コスト)
- ・「工場の共同利用者が導入に消極的だから」(同、共同利用者)
- ・「有機農業に関する知識が無いから」(同、知識)
- ・「労働力が不足しているから」(同、労働力)
- ・「減収など転換する際にリスクがあるから」(同、リスク)
- ・「現在の生産で手一杯で余裕がないから」(同、多忙)
- ・「現在の生産に満足しており、転換の必要性がないと感じるから」(同、満足)
- ・「自分の農地では他家の農薬が飛来してきて有機栽培が困難だから」(同、飛散)
- ・「有機栽培茶を扱ってくれる販路を開拓するのが大変だから」(同、開拓)

さらに、有機農業を過去に実践していたが現在はやめたという人には、その理由を自由記述で回答してもらった。

2) 仮説の設定

事前の予備調査や大石(2013)の研究から、茶業は茶商との相対取引が多く農協出荷が少ないという独自性があることがわかり、このことから、販路が有機農業導入にも大きな影響を与えていることが予想される。つまり、有機茶を取り扱っている販路がある場合は有機農業導入は容易であるが、ない場合は新たに販路を見つけなければならないと考えられる。また、他の品種よりも比較的有機栽培の割合が高い茶業において意欲がありながらも有機農業を導入できない経営体が存在するのは、大石(2013)が言及したような茶工場での加工や茶商との関係といった茶産業の特殊な構造等が要因となっていると考えられる。以上を踏まえて、以下の二つの仮説を設定した。

仮説Ⅰ：有機栽培茶を取り扱ってくれる販路が元からあった生産者となかった生産者で有機農業導入の要因が異なっている。

仮説Ⅱ：有機農業導入の意思があるにもかかわらず有機農業導入が難しいと考える生産者が存在するのは、茶業特有の産業構造に起因する場合がある。

3) 分析方法

仮説Ⅰは、質問票のうち有機農業を行っている茶生産者に回答してもらった有機農業導入の要因に着目し、それぞれの生産者をグループ分けすることによって、仮説の検証を行っ

た。仮説Ⅱは有機農業を行っていない、もしくは、やめた生産者に回答した有機農業を導入しない要因の分析に加えて、補完的に、聞き取り調査の結果を踏まえた分析も行った。

3. 結果

1) 有機農業導入に与えた要因

調査対象のうち、有機農業を導入していた生産者は14件だった。図7-1は有機農業導入に影響を与えた要因についての14件の茶生産者による回答をまとめたものである。「非常に当てはまる」、「当てはまる」と答えた件数の合計が最も多かったのが「環境」で11件、次に多かったのが「差別化」と「安全」で10件だった。逆に「継承」と「農協・法人」は1件のみで、「自治体」、「非農家の不安」を回答した者はいなかった。

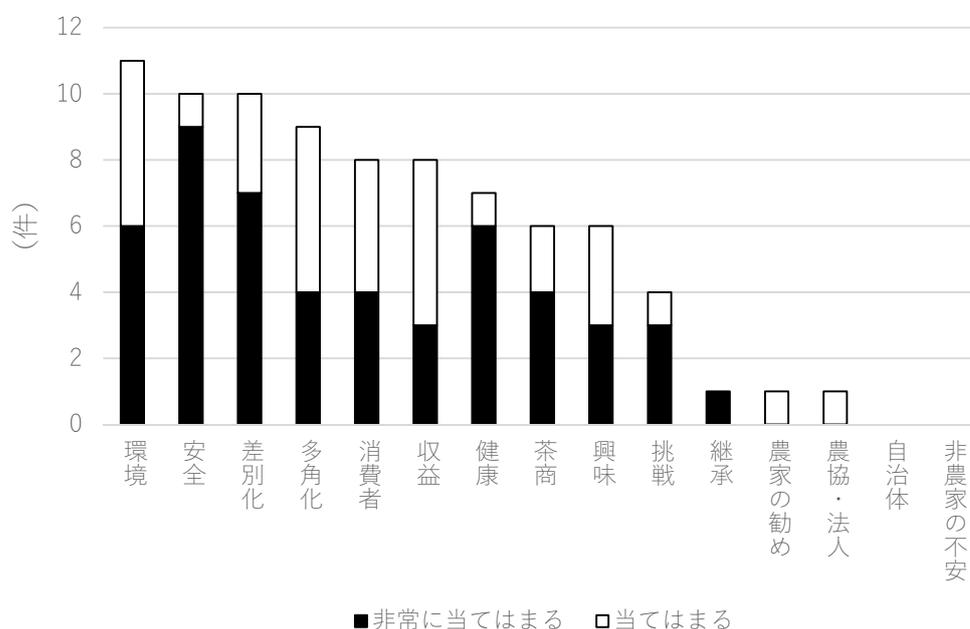


図7-1 有機農業導入に影響を与えた要因

出所) 質問票より筆者作成

2) 販路の有無と有機農業導入の要因にもとづいた生産者のグループ分け

仮説Ⅰは「販路の有無が有機農業導入の要因の違いに関わっている」というものであったが、販路の有無等によって、表7-5のように有機農業を導入した生産者を3グループに類型化出来ると考えられる、それぞれのグループの詳細は以下の通りである。

(1) 販路無し型

販路無し型は、有機農業導入以前には有機栽培茶を取り扱ってくれる販路が存在せず、有機農業開始とともに販路を開拓した生産者のグループである。このグループは、「環境」や「健康」、「安全」といった有機の栽培法に関わる要因と、「収益」や「多角化」、「差別化」といった経営に関する要因が主だっている。そして一部の経営体では、「挑戦」と「興味」で示される経営者の意欲が有機農業導入の大きな要因となっている場合もある。

(2) 販路茶商型

茶商型は、有機栽培を導入する時点ですでに有機栽培茶を取り扱っている茶商とのコネクションが存在していて、その茶商の要請により有機農業を開始したグループである。このグループは、「茶商」と「消費者」という外部の需要と、「収益」などの経営に関することが主な要因になっている。一方で、「健康」と「安全」といった生産に関わる要因と、「挑戦」と「興味」で示される生産者の意欲に関する要因は導入に影響をほとんど与えていないと考えられる。

(3) 販路非茶商型

収益度外視型は、有機農業導入時点から茶商ではない販路を有していたグループである。「収益」をその要因としておらず、「茶商」と「消費者」もその要因ではなく、「環境」と「安全」をその主な要因として有機農業を導入しているという傾向がみられる。

表 7-5 有機農業実践農家の類型化

類型	経営 体	販路	要因①			要因②		要因③		要因④		
			環 境	健 康	安 全	茶 商	消 費 者	収 益	多 角 化	差 別 化	挑 戦	興 味
販路 無し 型	A	なし	◎	◎	◎			○	◎	○	◎	◎
	B	なし	◎		◎	◎		◎	◎	◎		
	C	あり +開拓	◎	◎	◎		○	○	◎		◎	◎
	D	なし	○	◎	◎		○	◎	○	◎	◎	○
	E	なし		◎	◎		◎					
	F	なし	◎	◎	◎	○	◎	○		◎		
	G	なし	○	◎	◎		◎	○	◎	◎		○
販路 茶商 型	H	あり	○	○		◎		◎	○	◎		
	I	あり				◎	◎	○	○	○		
	J	あり	○			○	◎			◎		
	K	あり				◎	○		○			
販路 非茶 商型	L	あり	◎		◎							
	M	あり	◎		◎						◎	○
	N	不明	○		○				○	○	○	○

出所) 質問票より著者作成

注1) 表中で、◎は「非常に当てはまる」、○は「当てはまる」を表す。

注2) 要因①～④の区分については、後述の考察および表 7-8 を参照。

3) 有機農業を導入しない要因

調査対象のうち有機農業を導入していない生産者は18件あり、その中で「有機農業導入を導入しようと思うか」という質問について「とても思う」と答えたものはなく、「少し思う」と答えたものが4件、「あまり思わない」と答えたものが8件、「全く思わない」と答え

たものが6件だった。

図7-2は、有機農業を導入しない要因を示している。「非常に当てはまる」と「当てはまる」の合計数が最も多かったのが「販路」で14件、次が「リスク」で11件、その次が「多忙」で10件であった。また、選択肢にはなかったもので、「茶園が小規模で有機の認証が取れず、実質的に有機にチャレンジできない」、「平地などで他の畑から農薬が飛散してきて、有機栽培の適地でない」、「茶工場の方針に従う」といった理由もあった。そして、「以前は有機をやっていたがやめた」と回答した生産者が3件あり、その理由は、「収量が激減した」、「協同組合だったので一部だけやる意味がなかった」、「値段に反映されなかったから」であった。

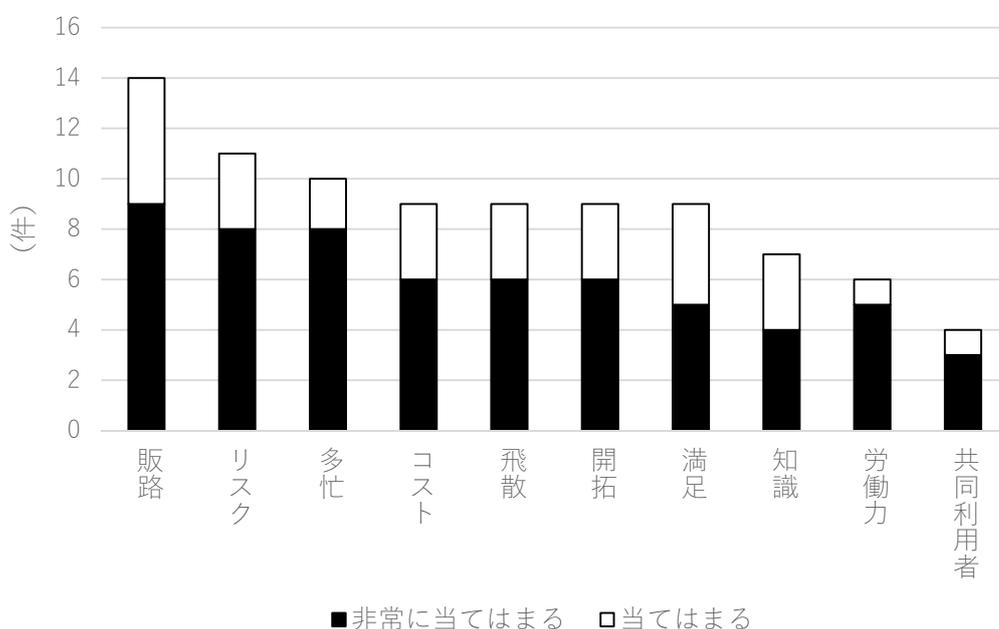


図7-2 有機農業を導入しない要因

出所) 質問票より筆者作成

4) 有機農業を導入できない要因

仮説Ⅱについて、表7-6に有機農業を導入できない決定的な理由を示した。

表7-6 有機農業を導入できない決定的な理由

経営体	各経営体が有機農業を導入できない理由
0	茶園が小さくて有機認証が取れず、実質的にチャレンジできない
P, Q, R	茶工場の方針
S	平地が有機栽培に向かないため
T	自社保有の茶工場扱っていないから

出所) 質問票より著者作成

有機農業を導入できない決定的な要因としては、①有機農業の基準を満たすことができないというもの、②茶工場の方針の2つがある。前者は他の品目に関しても言えることで、自分の茶園が平地などにあって慣行栽培をしている茶園と接している場合、周囲の農地で使用している農薬が飛散してきて、有機農業の基準を物理的に満たせないというものである。一方で、後者は茶業の産業構造によって生じた茶業特有のもので、生葉を荒茶に加工してから出荷するという慣習があるために、加工を担う茶工場が有機栽培茶を扱っていない限り有機農業を導入しても売り先がないという問題が発生してしまい、単独での有機農業導入が不可能となってしまっている。

4. 考察

1) 有機農業導入要因の相互の関係

表7-7は、有機農業導入のそれぞれの要因について、ある要因を「非常に当てはまる」、もしくは、「当てはまる」と回答した経営体が、同時に選んでいる要因について、そのような選択をした経営体の数を示している。例えば、1行2列の「環境」と「健康」で示される6という数字は、「環境」を選んだ経営体の中で、「健康」も選んでいたものは6つあったということを示している。

表7-7 要因選択の組み合わせごとの経営体の数

	環境	健康	安全	茶商	消費者	収益	多角化	差別化	挑戦	興味
環境		6	9	4	5	7	7	8	4	5
健康	6		6	2	5	6	5	5	3	4
安全	9	6		2	5	6	6	6	4	6
茶商	4	2	2		4	4	3	4	0	0
消費者	5	5	5	4		5	5	5	2	1
収益	7	6	6	4	5		7	7	3	4
多角化	7	5	6	3	5	7		7	3	4
差別化	8	5	6	4	5	7	7		3	4
挑戦	4	3	4	0	2	3	4	3		5
興味	5	4	6	0	1	4	5	4	5	

出所) 質問票より 著者作成

注) 表中のグレーのセルの値は行の中で最大のものを、数字が□で囲われた値は最小のものを示す。

表7-7より、「環境」と「安全」は同時に選ばれやすいことや、「収益」と「差別化」と「多角化」が同時に選ばれやすいこと、「挑戦」と「興味」が同時に選ばれやすいことが分かる。一方で、「茶商」および「消費者」と「挑戦」、「興味」が同時に選ばれていないということも分かる。これは有機農業導入生産者の3類型化にも見られる(表7-8)。例えば、「環境」と「安全」は販路無し型、販路非茶商型で同時に選ばれている。また、「収益」と「差別化」、

「多角化」は販路無し型、販路茶商型で選ばれている。さらに、「挑戦」と「興味」は販路無し型、販路非茶商型では選ばれているが、販路茶商型では選ばれていない。以上の様に、要因の相互の関係からも先程の類型化が行えることが分かる。

表 7-8 販路にもとづく経営体の類型と選択された要因の組み合わせとの関係

	「環境」「安全」 (要因①)	「収益」「多角化」「差別化」 (要因③)	「挑戦」「興味」 (要因④)
販路無し型	○	○	○
販路茶商型	×	○	×
販路非茶商型	○	×	○

出所) 質問票より著者作成

2) 産業構造と有機農業導入要因の関係

これまでの議論を茶業の構造という観点から整理する。まず、茶の流通においては、茶工場と茶商の取引が総取引量に占める割合が大きいことから、有機農業を導入したいと考える生産者は、有機栽培茶を扱っている茶商と取引を行うか、もしくは、個人で消費者に直接販売したり、小売店に卸売りしたりする必要性が出てくる。また、生産者及び茶工場は茶商が荒茶の主な買い手であるため、茶商の要求になるべく答えようとするという構造がある。そのため、茶商型の有機農業導入生産者は、「環境」や「安全」といった理由はあまり有機導入の要因とはしておらず、単に取引相手である茶商の要請があったから有機栽培への転換を実行したと考えることができる。一方で、そのような要請がない中で自発的に有機栽培を始める場合は、「個人などの販売先を持ち収益を度外視して自然環境への配慮や農作物の安全性の追求といった理念を実現しようとする販路非茶商型」と、「販路は持っていないが高付加価値で他との差別化もでき、収益性を高めてくれる可能性のある有機栽培の導入を経営戦略として決定した販路無し型」に分けられると考えられる。

また、同様に有機農業を導入しない要因についても茶業の構造が大きく影響を与えている。茶業には複数の生産者から持ち寄られた生葉を茶工場に加工してから茶商に出荷するという形態があり、有機栽培茶を慣行栽培茶と混ぜ合わせてしまったら有機認定が得られなくなるために、独自で加工工場を持たない生産者は茶工場の方針に従わざるを得ないという現状がある。実際に、今回の調査でも、一度有機を導入したが、「協同組合に属しており荒茶加工時に慣行栽培茶と自分の茶を混ぜることになって、自分のところだけで有機農業をやるのは意味がなかったので結局やめてしまった」という生産者もいた。有機農業を導入しない要因について最も回答の多かった「販路」についても、導入要因についての考察と同様のことが言える、つまり、有機栽培茶を扱ってくれる茶商との取引がない場合、新たに自分で販路を開拓しなければならなくなるため、「販路」がないことが有機農業を導入することの足かせとなっていることが考えられる。

5. おわりに

1) 小括

他の品目の農産物における有機栽培導入の理由と茶における有機栽培導入の理由を比較

すると、環境問題への関心や安全な農作物への意識が有機栽培の導入に大きな影響を与えている点は茶においても同様であった。しかし、収穫された生葉が荒茶の状態に加工されてから茶工場と茶商によって取引されるという茶業特有の流通構造により、「茶商の要請」という茶業独特の有機農業の導入要因を生じさせていることが分かった。また、同様に、流通構造の中で販路の有無や茶工場の制約といった要素が茶業特有の有機農業導入への足かせとなっている場合があることも判明した。一方で、本研究では生産者それぞれの栽培面積や年齢といった特性が有機栽培の導入理由にどのように影響を与えているかという点や、有機栽培茶を取り扱っている茶商の特性、茶商と農家の有機栽培茶の取引の詳細に関する調査は不足している。また、生産者及び茶工場と茶商との取引におけるそれぞれのパワーバランスも明らかにはなっておらず、これらが有機栽培の導入に対して与える影響の分析は今後の課題としたい。

2) 有機農業拡大の展望

最後に、以上の議論を踏まえて、今後、島田市が目指す茶の有機栽培の拡大を実現するにあたっての論点を整理したい。まず、「茶工場の方針」と「販路がないこと」が「有機農業をやりたくてもできない理由」として存在しており、有機農業をしたい生産者と有機栽培茶の加工が行える茶工場、有機栽培茶を扱っている茶商とのマッチングをすることが必要だと思われる。また、有機栽培に対する認識のギャップについても考える必要があると思われる。現地調査の中では、有機栽培を行っていない生産者から「収量が減少するリスクを恐れ導入しない」という回答が多く得られた。一方、有機農業を実践している生産者からは、「転換後すぐに有機栽培茶として売り出すことはできないが、3年経てば有機栽培茶としての売りだしが可能で、有機栽培においても使用が認められている肥料や農薬を使用すれば収益は維持できる」という話が得られた。このように、有機農業の実践者と非実践者の間に認識の差が存在しており、現在は有機農業を導入していない生産者にも有機農業の導入を検討していただくにあたっては、このような情報ギャップを改善していくということも重要だと思われる。

他にも、現地調査の中で聞かれたこととして、日本におけるオーガニックに対する消費者の意識の向上の必要性があった。さらには、茶業は季節産業で、規模拡大をしようとしても正社員を雇うことができず季節雇用になってしまうために、他品目の農産物生産や他産業との労働力の交換制度を通じて雇用の拡大を期待する声もあった。現存の行政による経済的な援助に対しては好意的な意見が見られたが、上記のような問題も解決することで、より一層有機農業を拡大させていくことができると考えられ、こういった点の分析についても今後の課題としたい。

参考文献

- 大石貴之 (2013) 「荒茶工場の経営形態からみた荒茶供給構造—静岡県牧之原市東萩間地区を事例として—」『地理学評論 SeriesA』 86(3): 248-269。
- 藤田正雄・波彦野豪 (2017) 「有機農業への新規および転換参入のきっかけと経営状況：実施農家へのアンケート調査結果をもとに」『有機農業研究』 9(2): 53-63。
- NPO 法人 MOA 自然農法文化事業団 (2011) 「有機農業基礎データ作成事業報告書」

第7章 島田市の茶生産における有機農法導入の要因分析

https://moaagri.or.jp/manage/wp-content/themes/moaagri/pdf/hojojigyo/H22_yukikiso_houkokusho.pdf (2019年12月17日閲覧)

鹿児島県 (2018) 「かごしま有機抹茶輸出促進基本構想」

https://www.pref.kagoshima.jp/ag06/documents/64999_20180327123259-1.pdf (2019年12月7日閲覧)

静岡県 (2018) 「静岡県茶業の現状」

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-340/documents/chagyonogenjo30.pdf> (2019年12月17日閲覧)

島田市 (2018) 「第2次島田市茶業振興基本計画」

https://www.city.shimada.shizuoka.jp/fs/1/1/2/2/1/7/_/keikakuhonbun.pdf (2019年12月17日閲覧)

農林水産省 (2013) 「茶の輸出戦略」<https://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/pdf/cha.pdf> (2019年12月17日閲覧)

農林水産省 (2016) 「茶をめぐる情勢」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/cha/pdf/cha_meguji_h2805.pdf (2019年12月17日閲覧)

農林水産省 (2018) 「平成27年度有機農産物等の格付実績」

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki_old_jigyosya_jisseki_hojyo-41.pdf (2019年12月17日閲覧)

第8章 島田市茶生産者における茶草場農法の選択要因について

近藤諒一郎

1. 背景

本章では、島田市茶生産者における茶草場農法の選択要因について論じる。島田市と近隣の3市1町では茶の栽培において、伝統農法である「茶草場農法」が継承されている。2013年には、この茶草場農法が「高品質な茶生産」と「生物多様性の保全」が両立されているとして、FAOにより世界農業遺産（GIAHS）に認定された。

しかし近年では、生活習慣の変化による一番茶の価格低迷、担い手の高齢化と人材不足など茶業をとりまく環境は厳しく、茶草場での作業に重労働が要求される茶草場農法の維持が困難なものとなっている。また、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会が茶草場農法実践者認定制度を制定し、茶草場農法を実施している生産者を認定し、茶草場農法を推進している。しかし、島田市内での認定取得は16件に留まっており、筆者による事前調査における島田市役所での聞き取りでは、現在、認定制度による単価上昇は確認されず、ブランド化には至っていないといえる。田中ら(2017)によると、消費者は生きものを保全するというよりも生きものを保全するために無農薬や減農薬という環境に配慮した栽培方法を採用していることを評価している。つまり、食の安全という直接的なメリットを消費者に提示できない茶草場農法による茶製品のブランド化の成功には、長い時間と不断の販売努力を要すると思われ、茶草場農法を取り巻く環境は厳しい。

今後、茶草場農法を維持していくためには有効な支援策を打ち出す必要があるが、それには生産者の茶草場農法に対する選択要因及び非選択要因を知る必要がある。しかし現在、茶草場農法そのものに対する研究も、茶草場農法の担い手である生産者の研究もあまり行われていない。よって本章では、茶草場農法実施者と茶草場農法非実施者の選択要因及び属性の違いについて論じる。

2. 先行研究と仮説

1) 先行研究

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会(2018)によると、高品質な茶が高価格で取引される機会が少なくなっている。稲垣・楠本(2016)によると、茶草場農法は茶生産者の良質な茶を作ろうとする努力によって生み出された農法である。また、環境に配慮した農法の選択要因として、上西(2018)は、生物多様性技術の導入には、生物多様性や環境保全よりも経済的要因や他商品との差別化に関する動機が大きいことを明らかにした。矢部ら(1995)は、環境保全型農法導入にともなう損失分を補填すれば農家はそのような農法を採用する意向を持つことを明らかにした。このように環境に配慮した農法の導入には、生産者に環境面以外に経済的メリットが必要とされている。しかし、先行研究で取り上げられた農法と違い、茶草場農法は静岡県において茶生産者が品質を改良するために古くから行ってきた伝統的な農法である。稲垣・楠本(2016)によると、生物多様性などの効果は2008年に初めて

茶草場が植物の多様性に富んでいることが明らかになっており、それが生産者に広く知れわたるようになったのもその後だと思われる。そのため、現在の実施者の選択要因には先行研究をそのまま当てはめることはできないと思われる。

2) 仮説

茶草場農法の普及時期とその生物多様性効果の普及時期との時間的乖離から、茶草場農法が世界農業遺産に認定された2013年を境に実施者の選択要因は変化していると考えられる。つまり、2013年以前は茶草場農法が確立される契機となった「品質の良化」が選択要因に大きな影響を持ち、2013年以降は先行研究のように経済的メリットが選択要因に大きく影響する。また、茶業の現状を考えると「品質の良化」は生産者にとって単価を上昇させる経済的メリットとしてはかなり弱いものとなっている。これらの生物多様性保全農法の中での茶草場農法の特異性を考慮し、本調査では以下の仮説を設定した。

仮説Ⅰ：茶草場農法実施者の選択要因は「品質の良化」である。

仮説Ⅱ：茶草場農法非実施者は、経済的メリットの少ない茶草場農法の導入意向を持たない。

なお、「茶草場農法を開始した時期」という質問において、回答率が29%と低いものの、回答者の中では100%が2013年以前からの実施者であったため、仮説と分析において実施者を開始時期で分類せず同一グループとする。

3. 調査対象と分析方法

1) 調査対象

調査対象は静岡県島田市内の29の茶生産者である。これらを以下の2グループに分けた。

A:茶草場農法を実施している、もしくは実施したことがある生産者(20生産者)

B:茶草場農法を一度もしたことがない生産者(9生産者)

また、Aを現在茶草場農法を実施している生産者と、実施していないグループに分け、後者のグループを以下のように呼ぶこととした。

C:過去に茶草場農法を実施していたものの、現在はやめた生産者(8生産者)

2) 分析手法

分析に用いるデータは、2019年8月6日から8日にかけて、A・B・Cそれぞれに個別の自作の質問票によるアンケート調査により収集した。調査内容はAに該当する経営体では、①茶草場農法を始めた理由、②茶草場農法への満足度とその理由、③今後の茶草場農法の継続意向とその理由、④認定の有無とその理由、⑤認定への満足度とその理由の5項目、Bに該当する経営体では、①茶草場農法の新規実施意向とその理由、②導入するとしたら存在する障害の2項目、Cに該当する経営体では、①茶草場農法をやめた理由、②やめた現状の満足度とその理由の2項目である。これらは理由を問うものは主に複数回答可の選択肢式アン

ケートを用いており、Aの「認定への満足度の理由」、Bの「導入するとしたら存在する障害」、Cの「やめた現状の満足度の理由」に関しては自由記述式となっている。得られたデータについては、A, B, C共に回答ごとの回答率を比較した。

4. 調査結果

1) 茶草場農法実施農家について

(1) 茶草場農法を始めた理由

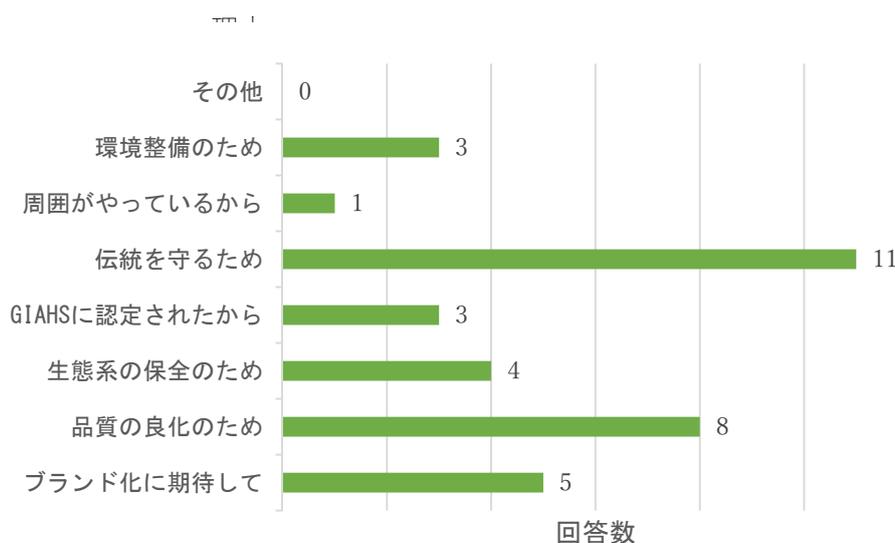


図8-1 茶草場農法を始めた理由(n=20) (複数回答可)
出所) 質問票より筆者作成

図8-1は茶草場農法を実施している、もしくは実施したことがある20生産者が回答した茶草場農法を始めた理由をまとめたものである。上位の回答は「伝統を守るため」が11生産者(55%)、「品質の良化のため」が8生産者(40%)となり、特に伝統農法として始める、もしくは親から伝統な農法として継承するのが最も一般的であるという傾向がみられた。

(2) 茶草場農法への満足度とその理由

茶草場農法を実施している、もしくは実施したことがある16生産者が回答した。満足度は1(とても満足)が0生産者(0%)、2(概ね満足)が10生産者(63%)、3(やや不満)が5生産者(31%)、4(とても不満)が1生産者(6%)となり、やや茶草場農法に満足している人が上回った。

第8章 島田市茶生産者における茶草場農法の選択要因について

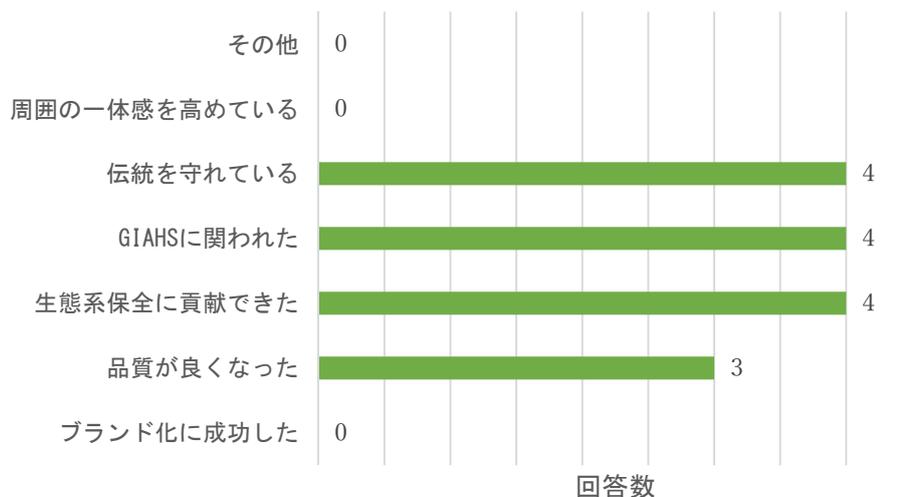


図 8-2 茶草場農法に満足している理由 (n=10) (複数回答可)
出所) 質問票より筆者作成

図 8-2 は満足度を測定する質問において 1 (とても満足) もしくは 2 (概ね満足) を選択した 10 生産者が回答した茶草場農法に満足している理由をまとめたものである。上位の回答は「伝統を守れている」が 4 生産者 (40%)、「世界農業遺産に関われた」が 4 生産者 (40%)、「生態系保全に貢献できた」が 4 生産者 (40%) となった。開始理由の時と同様に「伝統を守れている」が一位となったが、開始理由では 20%以下だった「生態系保全に貢献できた」と「世界農業遺産に関われた」が共に 40%と大幅に上昇した。



図 8-3 茶草場農法に不満を感じる理由 (n=4) (複数回答可)
出所) 質問票より筆者作成

図 8-3 は満足度を測定する質問で、3 (やや不満) もしくは 4 (かなり不満) を選択した 6

生産者の内 4 生産者が回答した茶草場農法に不満を感じる理由をまとめたものである。サンプル数は少ないが、「労働が負担になっているから」が 4 生産者(100%)、「単価が変わらないから」が 2 生産者(50%)となっており、この二つが比率の高い回答である。後述するが、この「労働」は後の B・C の結果でも茶草場農法を選択しない理由への質問に対して、100%の回答率となっており、茶草場農法における労働負担の問題は生産者に広く共通する問題といえる。

(3) 今後の茶草場農法の継続意向とその理由

茶草場農法を現在、実施している 13 生産者が回答した。継続意向は 1 (継続したい) が 5 生産者(38%)、2 (どちらかといえば継続したい) 6 生産者(46%)、3 (どちらかといえばやめたい) が 1 生産者(8%)、4 (やめたい) が 1 生産者(8%)となり、9 割近くの茶草場農法実施者が茶草場農法の継続意向を持っていることが確かめられた。



図 8-4 茶草場農法を継続しようと思う理由 (n=10) (複数回答可)
出所) 質問票より筆者作成

図 8-4 は茶草場農法実施者である 10 生産者が回答した茶草場農法を継続しようと思う理由をまとめたものである。上位の回答は「伝統を守るため」が 6 生産者(60%)、「生態系保全のため」が 5 生産者(50%)、「品質の良化のため」が 3 生産者(30%)、「ブランド化に期待して」が 3 生産者(30%)となった。開始理由、満足理由と同様に「伝統」が過半数からの支持を得た。

(4) 認定の有無と認定制度への満足度及びその理由

茶草場農法実施者である 10 生産者が回答し、登録していると回答したのが 6 生産者となった。島田市内の認定制度取得件数は 16 件(島田市、2019)であることを考えると、サンプル数は少ないが貴重な認定実施者からの声である。認定取得の理由については、「ブランド化のため」が 3 生産者(50%)、「環境保全の啓発」が 2 生産者(33%)、「イベントに参加するた

め」が1生産者(17%)となり、販売努力の一環として取得している人が多かった。しない理由としては、「よくわからない」という意見が多く、そもそもあまり興味を持っていない人が多くみられた。

満足度に関しては、茶草場農法認定実施者6生産者からの回答が得られた。1(とても満足している)が0生産者(0%)、2(概ね満足している)が3生産者(50%)、3(あまり満足していない)が2生産者(33%)、4(全く満足していない)が1生産者(17%)となった。また、満足している理由として1生産者が「期待値が低かったから」と回答した。一方の不満の理由については3生産者が回答した。全員が認定取得の理由について「ブランド化に期待して」を選択しており、不満の理由についても「ブランド化が成功しておらず効果がない」を選択していた。

2) 茶草場農法非実施農家について

(1) 茶草場農法の新規実施意向とその理由

茶草場農法を実施したことがない9生産者からの回答が得られた。1(始めようと思っている)が0生産者(0%)、2(予定はないがやってみたい)が1生産者(11%)、3(特にやってみたいと思わない)が6生産者(67%)、4(始めることはない)が2生産者(22%)となった。今後の新規導入に対して、9割近くの茶草場農法非実施者が否定的であることが確かめられた。新規導入に前向きな唯一の生産者についてその理由を尋ねると、労働力不足によって実施は困難であるが茶の品質良化のために茶草場農法を実施したいとの回答が得られ、Aグループの回答傾向と大きな相違はなかった。



図8-5 茶草場農法の導入に否定的な理由(n=8)(複数回答可)
出所) 質問票より筆者作成

図8-5は茶草場農法の新規導入意向を尋ねた質問に対して、3(特にやってみたいと思わない)、もしくは4(始めることはない)を選択した8生産者が回答した茶草場農法の導入に否定的な理由をまとめたものである。上位の回答は、「労働力の不足」が8生産者(100%)、「地理的に厳しい」が4生産者(50%)、「単価が上昇しなさそう」4生産者(50%)となった。

導入に好意的な1生産者を含め、今回調査した非実施生産者の100%が労働量の増加から来る負担を導入にあたる障害として挙げている。

3) 過去に茶草場農法を実施していたものの現在はやめた生産者について

(1) 茶草場農法をやめた理由

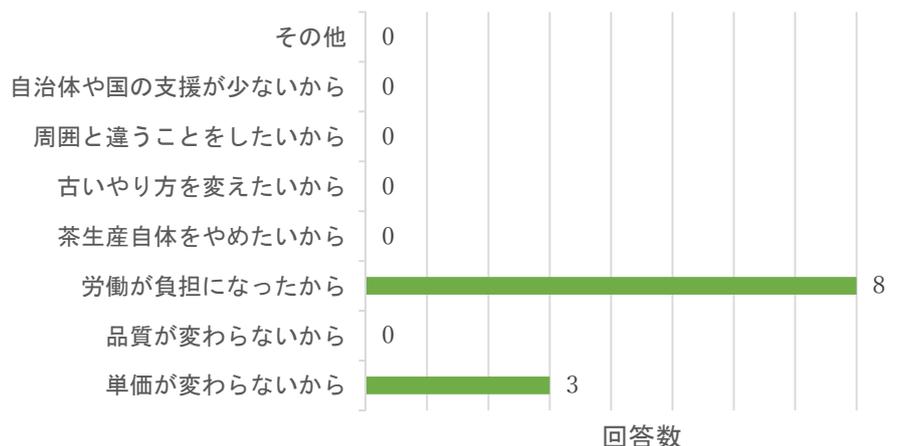


図 8-6 茶草場農法をやめた理由 (n=8) (複数回答可)

出所) 質問票より筆者作成

図 8-6 は、過去に茶草場農法を実施していたものの、現在はやめた 8 生産者が回答した茶草場農法をやめた理由をまとめたものである。回答は二種類のみで、「労働が負担だったから」が 8 生産者(100%)、「単価が変わらないから」が 3 生産者(38%)となり、前述の B と回答の傾向がほぼ同じであった。

(2) やめた現状への満足度とその理由

先ほどの 8 生産者のうち 6 生産者からの回答が得られた。やめた現状への満足度は、1(とても満足)が 0 生産者、2(概ね満足)が 3 生産者、3(やや不満)が 2 生産者、4(かなり不満)が 1 生産者となり、満足度に偏りは見られなかった。その理由については、やめた現状への満足度について 2(概ね満足)と答えた 3 生産者のうち 1 生産者はもともと小規模で茶草場農法を実施していたため、特に気にならないと回答した。残りの 2 生産者は、労働量が減ったことで負担が軽減されたからと回答し、「労働」の減少が満足度の上昇をもたらしていることを確かめられた。一方のやめた現状に 3(やや不満)を選択した 2 生産者と 4(かなり不満)を選んだ 1 生産者については、全員が本当は茶草場農法を実施したいのだが、労働力不足でやむを得ず実施をやめてしまったため、現状に不満を抱いていた。茶草場農法を実施したい理由については、1 生産者が品質を良化させるためと答えた以外は「茶草場農法を実施したい」とのみ述べて詳細には記述していなかった。

5. 考察

1) 茶草場農法実施者について

(1) 各理由の比較

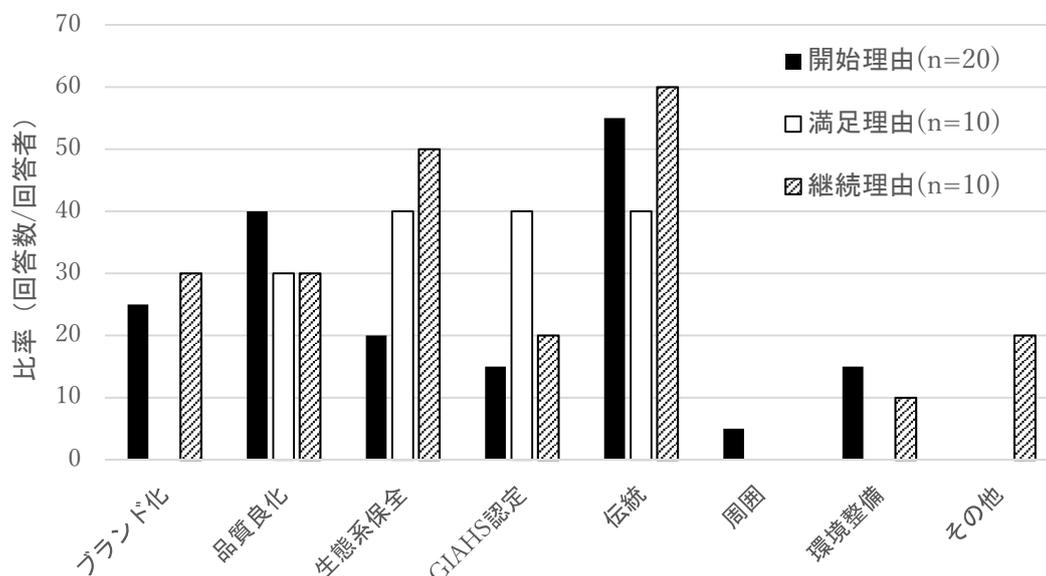


図 8-7 各理由の比較

出所) 質問票より筆者作成

図 8-7 は、「開始理由」、「満足理由」、「継続理由」の回答率を比較したもので、この図から 4 つの特徴が読み取れることができた。

- ① 「ブランド化」に満足している生産者はいないが、開始、継続の要因として一定の評価がある
- ② 「生態系保全」は始める動機にはなっていないが、今は満足度、継続度共にプラスの要因となっている
- ③ 「世界農業遺産認定」は満足度を高める効果があるものの、開始、継続の要因としては弱い
- ④ 「伝統維持」と「品質良化」は選択率が高く、かつ比率に差が少ない

これらの特徴をもとに、茶草場農法の選択要因について考察していく。

第 1 には、「ブランド化」は達成されていないため、現在の満足度は 0% になっているものの、将来的な達成への期待は十分に選択要因となっている。各団体によるブランド化を目指す運動はその費用対効果を考慮する必要はあるものの、実施者の増加に良い効果を与えている可能性を秘めている。

第 2 には、「生態系保全」は農法の選択において強い動機を形成している。「生態系保全」は仮説設定時点で考察したように、生産者が茶草場農法を開始した時点ではまだその効果はあまり知られていなかったため、開始理由にあまり選ばれていなかった。世界農業遺産認定によってその効果が広く認定された今では満足度・継続度は共に高い比率となっており、

生産者が農法を選択する動機を形成しているため、今後も継続してこれらの効果をPRしていくことが必要であろう。しかし、上西(2018)はこうした生物多様性効果は農法選択において後押し程度にはなるものの、決定的な動機にはなりえないと指摘している。個人の中で特にどの要因に価値を見出して導入動機が形成されたかについては今後の課題となる。

第3には、「世界農業遺産認定」は選択要因とはなっていないことである。グラフで確認できるように、「世界農業遺産認定」の満足度と継続度の間には大きな乖離がある。満足度と継続度との間にはある程度相関関係があるのが一般的コンセンサスであろう。「ブランド化」のように、満足度が低くても継続要因として大きな役割を果たしている項目には未来への期待という解釈ができるが、満足度が高いにもかかわらず継続要因としては認識されない原因は、現状では不明である。今回の研究では、地域での各要因の影響度については調査したものの、個人の中での具体的な影響力については調べられていない。そのため「世界農業遺産認定」は生産者の満足度を高める効果があるものの、その影響力は小さく、多少後押しする程度に留まっており、選択要因までにはなっていない可能性がある。これも「生態系保全」と同様に、各要因が持つ個人間での影響度の大きさを調べる必要があり今後の課題となる。なお、生産者の世界農業遺産への認識については第11章を参考にされたい。

第4には、「伝統維持」と「品質良化」は生産者に古くから認知されてきた。「周囲」がほとんど選択されていないことから、ここでいう「伝統維持」とは親の農法を継承して家の伝統を維持するというパターンが大半であると考えられる。そのため、「開始理由」として選択されてきたが、「満足理由」「継続理由」としても大きな役割を果たしている。また、仮説どおり「品質良化」はその効果が茶生産者に高く認知されており、ゆえに「満足理由」「継続理由」だけではなく「開始理由」としても高く評価されている。これらのことから、「伝統維持」と「品質良化」は各理由の選択率の差が小さくなっていると思われる。

これらのことを総合的に考慮すると、茶草場農法の選択要因として現在最大のものは「伝統維持」であり、「生態系保全」がそれに次ぐと言えるだろう。「品質良化」は選択率の観点から広範に認められる選択要因ではなく、仮説は否定された。先祖からの伝統的農法を維持することが最大の目的であり、化学肥料など技術が進展した今では品質良化という面茶草場農法に求める生産者は多くはないことが示唆される。

(2) 認定制度について

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会(2018)によると、認定制度は認定によって付加価値を証明し、ブランド化による茶価の向上を目指しているものである。しかし、茶草場農法の選択要因として「ブランド化」を期待している生産者は30%程度であり、それゆえ認定取得の条件を満たし、手続きを行おうとするものは少ないと考えられる。

現状はどうしても取得条件や取得までの手続きの過程で敬遠してしまう生産者が多いため、厳密な認定制度と並行して、地域を包含した緩いくくりで茶草場農法そのものを盛り上げていく取り組みが必要だと思われる。

2) 茶草場農法非実施者について

上記の調査結果から、生産者の主観的な認識による茶草場農法非選択要因として、その影響が大きいものは以下の3点にまとめることができる。

- ①労働量の増加に見合った単価の上昇がなく、機会費用の面で経済的メリットが少ない
- ②そもそも茶草場農法を実施できるだけの労働力がない
- ③茶草場が近隣に存在せず地理的に実施が困難である

以上の分析は茶草場農法の非選択要因を部分的ではあるにせよ明らかにしたものであり、①に関しては仮説Ⅰと合致している。②、③は（①とは違い、）たとえ導入意向を持っているとしても、実施できない要因であり、このような要因の存在も明らかになった。これらの結果は、効果的な茶草場農法の担い手維持策を考えるうえで特に「労働力」の問題の重要性を示している。

6. まとめと今後の展望

(1) まとめ

仮説とは違い今回の調査では、「伝統維持」が最大の選択要因になっていたが、それでも55%であり、継続要因における「生態系保全」以外は他のどれも大半の生産者が選択したものはなかった。生産者ごとに選択要因は多岐に渡っているが、大まかな傾向としては「伝統維持」や「生態系保全」という地域貢献活動的な要素を評価している生産者が多かった。一方の非選択要因は、生産者の中で労働力というかなり強力な一つの傾向がみられた。

茶草場農法を維持するには、茶草場農法の満足度を上昇させる、もしくは不満度を軽減させるという二通りのアプローチが考えられる。不満については、労働力が問題となっているという広い共通認識を得られているので、そこに焦点を当てた施策が必要である。茶草場農法の実施者を増やすには労働力の問題の解決は必要不可欠であるが、特に茶畑からの茶草場の位置と労働力の増加に関する問題は第9章を参考にしていきたい。一方の満足度の上昇に関しては、今後も各生産者にスポットを当てて選択要因を詳細に調べていく必要があるが、地域貢献活動としての側面を強力にアピールしていくのが有効と思われる。経営的メリットは茶草場農法では現状少ないため、そうではない地域貢献という要素を用いて生産者たちを巻き込んでいくことが実情に即していると言えるだろう。こうした地域貢献活動の面を強くするため、学校での課外活動と連携して教育の一環とするなどの手法が考えられるが、具体的な手法についてはさらなる議論が必要である。

(2) 今後の課題

この研究では茶草場農法の選択要因を探したが、個人の中で特にどの要因に価値を見出して導入動機が形成されたのかに関する分析は不十分である。また、経済分析がなされていないため、不満点として最もよく上げられた労働量についても機会費用の観点から具体的に必要な補償額などは明らかになっていない。これらについては今後の課題としたい。

参考文献

- 稲垣栄洋・楠本良延(2016)「静岡の茶草場農法」『農村計画学会誌』35(3):365-368。
胡柏(2006)「環境保全型稲作の収益形成力と形成条件分析 -九州地域を事例として-」『農業経済研究』73(1):1-15。
稲垣栄洋・大石智広・高橋智紀・松野和夫(2008)「静岡県の茶園地帯に見られる管理された茶草ススキ草地」『雑草研究』53:77-78。

第8章 島田市茶生産者における茶草場農法の選択要因について

- 上西良廣(2018)「生物多様性保全技術の導入動機に関する分析:「コウノトリ育む農法」を導入している家族経営を対象として」『農業経済研究』89(4):312-317。
- 田中淳志・大石卓史(2017)「生物多様性ブランド農産物の販売状況と今後の展望-生き物マーク農産物を中心に-」『農村計画学会』35(4)4:492-495。
- 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会「良質な茶の生産と生物多様性の両立 世界農業遺産(世界農業遺産)「静岡の茶草場農法」第2期アクションプラン」
<https://www.chagusaba.jp/wp/wp-content/uploads/2018/07/actionplan2.pdf>(2019年12月23日閲覧)。
- 矢部光保・合田素行・吉田謙太郎(1995)「低投入農業のための農家補償額の推計」『農業経営研究』33(3):25-34。

第9章 茶草場農法における労働量

—茶草場及び茶園の分散の観点から—

倉部りり子

1. 背景と先行研究

かつては、茶生産において茶園に刈敷を行う農法は全国で行われていたが、現在それが大規模に実施されている地域は静岡県の一部に限られる。稲垣・楠本（2016）の研究で、茶草場では希少な動植物が見られ、茶草場農法の維持継承は地域伝統の継承および生物多様性の保存の観点から重要であると示されており、今後の継続が期待される。

茶草場農法では、主に秋から冬にかけて茶草場でススキやササなどの茶草を刈り取り、乾燥させたのち、小片に切断して茶園の畝間に敷き込むという作業が行われる。茶草の刈り取りや敷き込みの作業は大部分が手作業で行われていて、さらに、傾斜地に立地する茶草場では、他の作業に用いる機械の導入も困難であるため、より作業負担が増大する。このような重労働にもかかわらず茶草場農法が継続されてきたのは、茶草を敷き込むことで茶葉の味や香りの品質向上や土壌の質の改良といった効果をもたらされると茶草場農法実施者が考えていることや、茶園近辺の山林を茶草場として定期的に管理することで獣害を防いできたことなど、茶草場農法は生産者個人だけでなく地域社会に対しても便益をもたらすと考えられているという背景がある。

茶草場農法を将来にわたって維持していくためには、農法の作業負担や労働時間の十分な分析を行い、それを踏まえた適切なサポートを行うことが必要となる。先行研究では、楠本（2010）が掛川市の茶農家に対して行った調査で、11月から3月にかけての労働時間の約6割が茶草施用に利用されていると指摘しており、茶草場農法に関わる労働が冬季労働の大部分を占めることがわかっている。しかし、先行研究では労働の総量を分析対象としており、各作業が総労働時間のうちどの程度を占めているかについては研究の蓄積が少ない。

また、茶草場農法の労働量に関して調査するにあたり、労働量を減らす施策を考えるためには、実際の労働時間に加えて労働量を増大させる要素を分析することも重要となる。実際、水稲作では、農作業の労働負担を増大させる要因の一つとして、圃場の分散があげられており、我が国では労働量を減らし生産性を上げるという目的で長年にわたって農地の集積が進められてきた。川崎（2009）は、米生産費統計のパネルデータを分析し、耕地分散が生産費の増大や要素投入の増大に影響することを明らかにしている。このように、茶草場農法においても、稲作と同様に、茶園および茶草場の分散が茶園と茶草場間の移動、茶草の運搬を煩雑にし、その結果、労働量を増大させている可能性が考えられる。

そこで、本研究では、①茶草場農法に関わる作業・労働の実態を把握すること、および、②茶園と茶草場の分散が労働時間に与える影響を分析することを目的として分析を行う。

2. 調査方法と仮説

静岡県島田市の生産者に質問票を送付し、41 生産者から回答を得た。その中で、茶園に

草を入れていると回答した19生産者を主な調査対象とした。なお、この19生産者には、茶農協が1件含まれている。

質問票では以下の7項目について質問を行った。

- ①茶園の筆数および草を入れている茶園の筆数と面積
- ②茶園と草刈り場の団地数
- ③各草刈り場と草を入れる茶園との移動距離
- ④茶園と草刈り場の傾斜
- ⑤放棄された草刈り場の有無と移動時間
- ⑥茶草場農法に関わる各作業の実施概要
- ⑦作業にかかった費用

また、これとは別に、茶草場農法実践認定者の認定申請時の茶園および茶草場の筆別明細表を、本調査の質問票の回答データの数値確認に使用した。

まず、①から⑦の質問で得られた回答について、本稿における第一の目的である茶草場農法に関わる作業・労働の実態把握のためにそれぞれどのように活用するかを説明する。①②③からは、各茶草場農法実施者が管理する茶園および茶草場の分散状況を把握する。④⑤からは、茶園および茶草場の地理的条件を把握する。また、⑥では、茶草場農法に関わる作業を「草刈り場の見回り、草刈り、乾燥、運搬、切断、敷き込み」の6つに分類し、各作業の実施頻度・時期、作業時間、作業人数とその内訳、使用した道具・機械とその用途を把握する。

さらに、本稿における第二の目的である茶園と茶草場の分散が労働時間に与える影響の分析にあたって、次の2つの仮説を設定する。

仮説Ⅰ 茶草場が分散している茶草場農法実施者は、草刈り作業の作業日数が長い

仮説Ⅱ 茶園が分散している茶草場農法実施者は、敷き込み作業の作業日数が長い

ここで、茶草場の分散は、川崎（2009）に従い、茶園及び茶草場の団地数と、移動距離のそれぞれによって定義する。団地数は、ここでは「地続きの土地であり、かつ、作業単位としてまとまっている茶園または茶草場の数」を意味する。本稿では、団地数が多いほど、また、移動距離が長いほど、農地が分散しているとみなす。なお、茶園の分散が草刈り作業に影響する可能性や、茶草場の分散が敷き込み作業に影響する可能性も考えられるが、今回は直接各作業を行う場所を踏まえて、茶草場と草刈り作業、茶園と敷き込み作業の関係を分析することで、茶園や茶草場の分散が労働に与える影響を最もよく把握することができると考え、上記の仮説を設定した。これらの仮説を検証するために、上記の①・②・⑥のデータを活用して茶草場・茶園の分散と各作業日数についての散布図を作成して分析を行う。

3. 聞き取り調査の分析

1) 茶草場農法における作業の実態

(1) 茶園および茶草場の分散の状況と傾斜度

表 9-1 は茶草場農法実施者が管理している茶園および茶草場の概要を示している。ここで記載した茶園は茶草を入れている茶園に限定している。茶園面積が平均 114.9 a、茶草場面積が平均 90.1 a であるが、ここで対象とした生産者の中には茶草場農法認定実施者が 7 生産者含まれており、大規模に茶草場農法を実施している実施者と小規模で管理している実施者とで管理面積には大きな差異があると考えられる。また、聞き取り調査の結果から、茶草を入れている茶園を数年ごとにローテーションして変えているという実施者や、幼木園にのみ茶草を投入しているという実施者が存在することが明らかになっており、茶草場農法の実施状況は年変動が大きい可能性がある点には留意が必要である。

表 9-1 茶草場農法実施者の茶園と茶草場の概要

	データ数	平均	標準偏差
茶園面積 (a)	10	114.9	116.9
茶園筆数 (筆)	10	13.8	9.2
茶園団地数	11	9.0	6.6
茶草場面積 (a)	12	90.1	72.4
茶草場筆数 (筆)	9	12.1	12.7
茶草場団地数	9	7.4	4.4

出所) 質問票および認定者の筆別明細表より筆者作成

次に、図 9-1 は、茶草場の各団地から茶草を入れている茶園までの移動時間に関する調査結果を示している。全ての茶草場のうち、52%は茶園に隣接しているという回答であった一方で、34%は車での移動を伴う遠隔地に立地していることが明らかになった。なお、この質問に回答した 15 生産者のうち、全ての茶草場が茶園から徒歩圏内の近接地に存在する生産者は 5 件、車での移動を伴う遠隔地の茶草場を所有している生産者は 10 件であった。

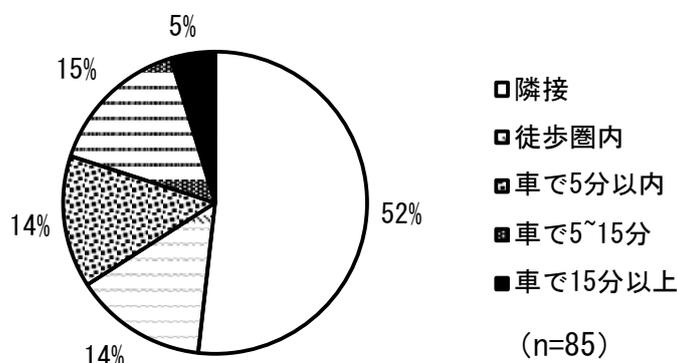


図 9-1 茶園と茶草場の移動時間

出所) 質問票より筆者作成

図9-2は、茶草を入れている茶園および茶草場の平均的な傾斜を示す。調査では、茶園と茶草場のそれぞれの平均的な傾斜度について、摘採機の導入可能性を判断基準とした回答を得た。茶園については乗用型摘採機が使用できる程度の平坦または緩やかな傾斜だという回答が13件あるが、茶草場では3件であり、より傾斜の厳しい斜面が茶草場として利用される事例が多いことがわかる。さらに、摘採機が使用できない程度の急斜面に存在する茶草場は8件存在しており、「より傾斜の厳しい斜面が茶草場として利用される」という予測と合致する結果となっている。

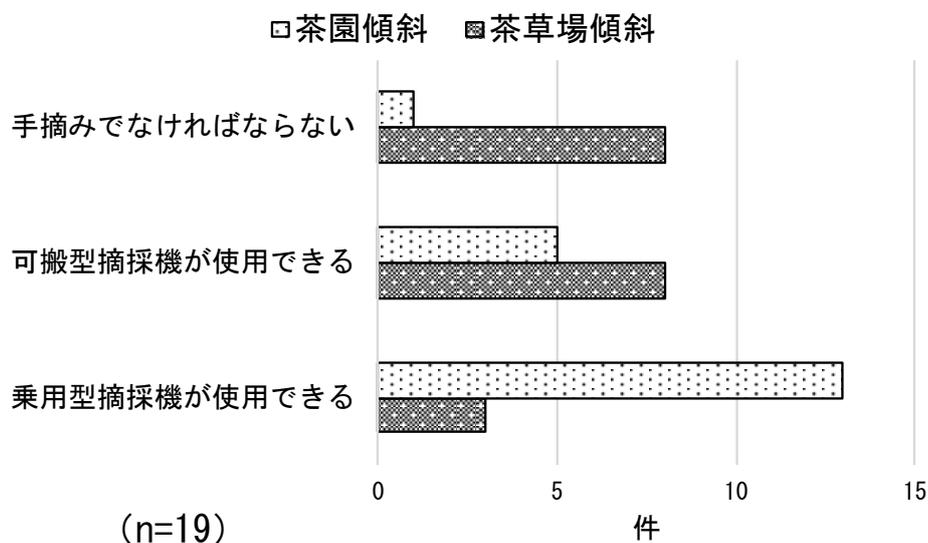


図9-2 茶園と茶草場の平均的な傾斜

出所) 質問票より筆者作成

(2) 茶草場農法の実施状況

表9-2に茶草場農法の各作業の実施時期を示した。表9-2の各セル内の数値は、その月に作業を行うと回答した生産者の数である。最も回答数が多かった月は各数値を太字にした。多くの茶草場農法実施者は、11月頃から草刈りを行い、年明けにかけて茶草場農法を実施していた。また、草刈りについて、夏と秋の年2回行うという回答や、月に1回行うという回答があり、実施者によって草刈りの実施方法に差異があることも明らかになった。次に、茶草場の見回りについては、茶園の近隣にあり日常的に確認が取れることから実施していないという回答が多かった。また、茶草の切断については、切断を行う実施者と行わない実施者が存在した。切断を行う場合の理由としては、茶草を切断せずに茶園に敷き込むと、後に乗用型摘採機を使用する際に長い茶草がタイヤに絡まるからだという回答が見られた。

第9章 茶草場農法における労働量

表 9-2 茶草場農法の各作業の実施時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見回り				1	1		1	2				
草刈り	1	1	2	2	2	1	2	9	8	3	2	1
乾燥	1	1	1	2	1	1	1	4	5	3	1	1
運搬	1	1	1	2	2	1	2	4	5	5	3	1
切断									3	4		
敷き込み	1	1	1	2	2	1	2	4	4	4	5	3

出所) 質問票より筆者作成

表 9-3 に各作業における作業日数の平均をまとめた。全実施者平均について、草の刈り取りに平均 13.3 日、敷き込みに平均 8.1 日が要されていることが示された。なお、実際の作業では、実施者によって、茶草場の見回りや、茶草の乾燥、切断は行わない場合がある。また、切断、運搬、敷き込み作業を同日に行う場合があり、各作業日数の合計が茶草場農法に関わる作業をした期間と一致するわけではない点には留意する必要がある。さらに、表 9-3 では茶草場が茶園の近接地にのみ存在する生産者と、遠隔地の茶草場がある生産者でサンプルを分けて作業日数の分析を行った結果を記載した。見回りを除く各作業において遠隔地を持つ実施者の方が作業日数の平均が大きくなった。特に草刈り、運搬、敷き込みの各作業については、グループ間での作業の平均日数の差が大きい。

表 9-3 各作業における作業日数の平均

	見回り日数	草刈り日数	乾燥日数	運搬日数	切断日数	敷き込み日数
全実施者平均 (日)	4.0	13.3	17.2	13.9	9.9	8.1
近接地のみ (日)	15	8.2	15.8	9.7	7	6.3
データ数	1	5	3	3	2	5
遠隔地あり (日)	0.4	16.9	18.3	16	11.3	9.6
データ数	3	7	4	6	4	6

出所) 質問票より筆者作成

2) 茶草場と茶園の分散が各作業に及ぼす影響

この節では、茶園および茶草場の分散と草刈り、敷き込み作業の日数との関係を議論する。まず、茶草場の管理規模と労働量の相関関係を把握するために、図 9-3 に茶草場の面積と草刈り作業日数をプロットした散布図を示した。この図からは、面積と作業日数の間の正の相関が読み取れる。なお、相関係数は 0.47 であった。また、草刈り作業日数を被説明変数、茶草場面積を説明変数として単回帰分析を行ったところ、茶草場面積の係数は 0.11 となり、これは、茶草場面積の 1a の増加は、草刈り日数の 0.11 日の増加と相関関係があることを示す。ただし、自由度調整済み決定係数は 0.12 であり、回帰式の当てはまりの程度は低い。次に茶草場の分散と草刈り作業日数の相関を検証するため、図 9-4 に茶草場団地数と草刈り作業日数の散布図を示した。ここでも正の相関が見られ、その相関係数は 0.57 であり、茶草場の面積と草刈り作業日数の場合よりも正の相関が強かった。草刈り作業日数を被説明変数、茶草場団地数を説明変数として単回帰分析を行ったところ、茶草場団地数の係数は

1.58 であり、茶草場の団地数の1の増加は、草刈り日数の1.58日の増加と相関関係があるという結果になった。自由度調整済み決定係数は0.25であった。

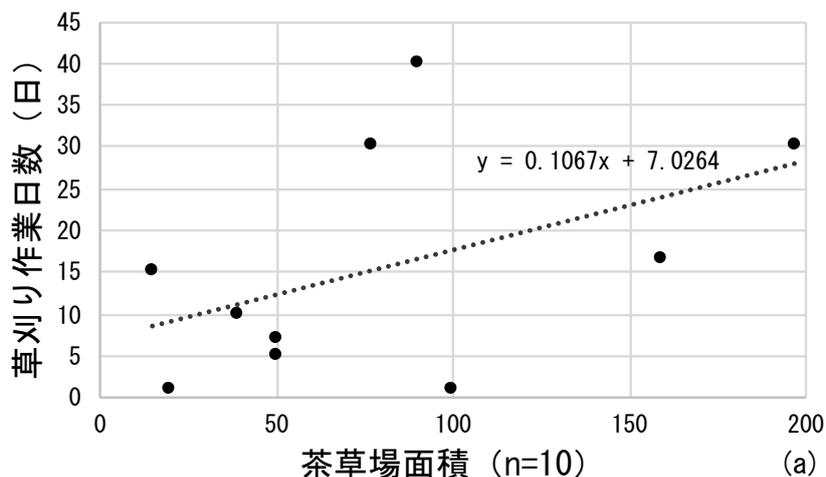


図 9-3 茶草場面積と草刈り作業日数

出所) 質問票より筆者作成

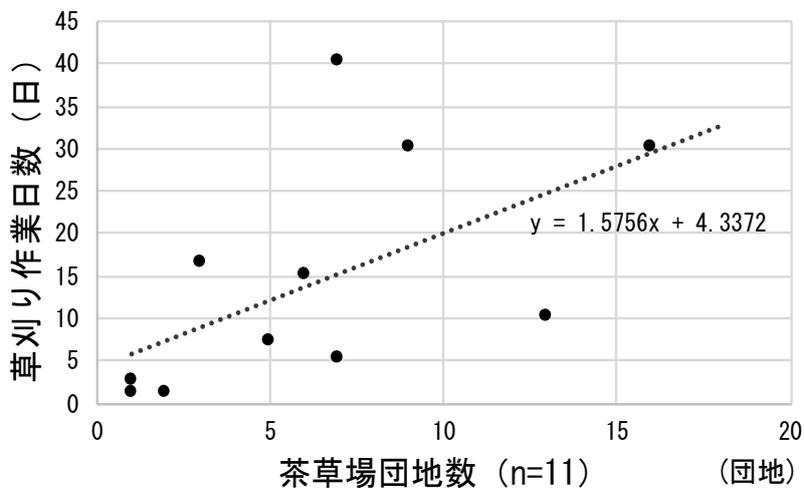


図 9-4 茶草場団地数と草刈り作業日数

出所) 質問票より筆者作成

次に、図 9-5 に茶園面積と敷き込み作業日数の散布図を示した。ここでは、正の相関が見られ、その相関係数は 0.73 となり、茶草場面積と草刈り作業日数の場合よりも強い相関がみられた。敷き込み作業日数を被説明変数、茶園面積を説明変数として単回帰分析を行ったところ、茶園面積の係数は 0.054 であり、茶園の 1a の増加は、敷き込み作業の 0.054 日の増加と相関関係があることがわかる。また、自由度調整済み決定係数は 0.46 となり、茶草場の面積や団地数と草刈り作業日数の単回帰分析よりも、当てはまりがよい結果となった。図 9-6 は茶園団地数と敷き込みの作業日数の関係を示している。相関係数は

0.83 で強い正の相関が見られ、茶園面積と敷き込み作業日数の場合よりも相関が強くなった。敷き込み作業日数を被説明変数、茶園団地数を説明変数として単回帰分析を行ったところ、茶園団地数の係数は0.99 となり、団地数の1の増加と、敷き込み作業の0.99日の増加と相関関係をもつことがわかった。自由度調整済み決定係数は0.66 となった。

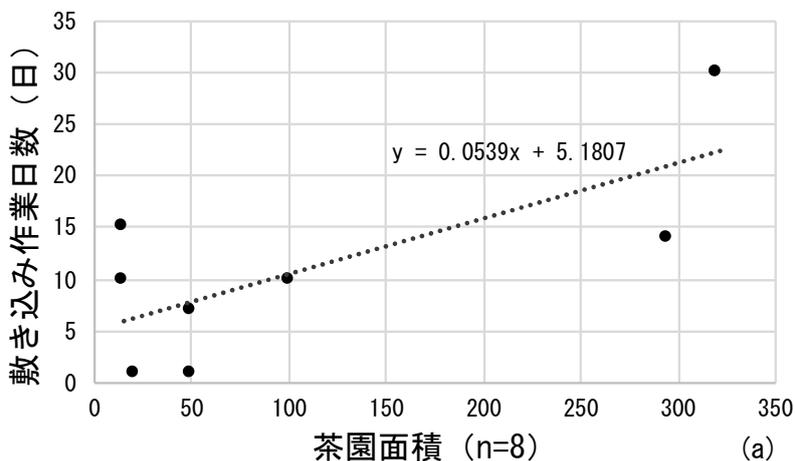


図 9-5 茶園面積と敷き込み作業日数

出所) 質問票より筆者作成

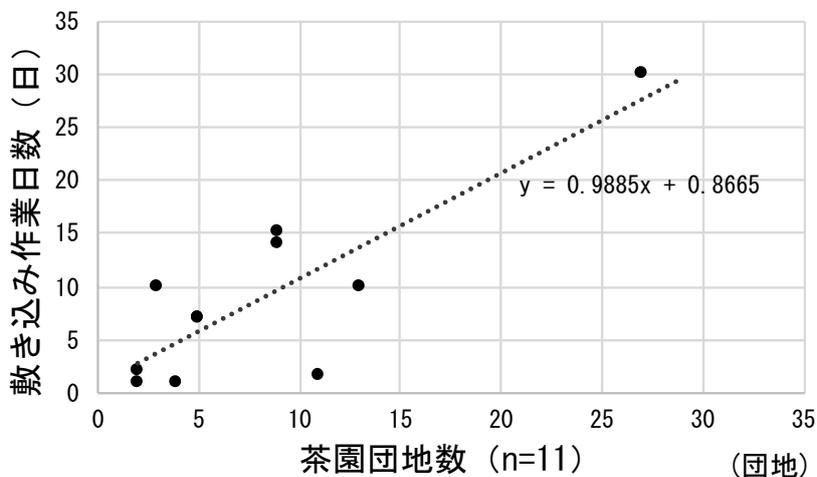


図 9-6 茶園団地数と敷き込み作業日数

出所) 質問票より筆者作成

4. 考察

図 9-1 より、茶草場農法は、茶園脇あるいは近隣の土地を利用している場合と、遠隔地にある草刈り場を利用している場合の大きく 2 つに分けられる。茶園脇に存在する場合は、日頃から茶草場を確認することができ、草刈り、敷き込みや運搬作業が行いやすいと考えられる。また、茶草場が全て遠隔地に存在している実施者や、年ごとに茶草を入れる茶園を変え

る実施者、幼木園でのみ茶草場農法を実施する実施者が存在することが聞き取り調査から明らかになった。したがって、茶草場農法実施者はすべての茶園に対して茶草を入れているわけではなく、さらに、茶草をいれる茶園の選択は、茶草場から最短距離にあるかどうかといった効率性だけでは必ずしも決定されないと推察される。

次に、図9-2より、茶草場は急傾斜地に存在するケースが多いため、作業負荷が大きい上、草刈り機械の導入が制限され作業効率を上げることが困難になると考えられる。実際、聞き取り調査の中では、現在管理を中止している茶草場があるという回答があった。このような回答を得た茶草場は、どのケースにおいても、車での移動を必要とする遠隔地の土地か、傾斜が厳しいという条件の土地であった。このことから、茶園と離れた場所や急傾斜地に存在する茶草場は管理が難しく、今後、茶草場農法を維持していくためには立地条件の悪い茶草場をいかに保護していくかが課題となると思われる。

表9-3から、茶園から離れた茶草場を有しているグループの方が、茶草場が茶園の近接地域に集中しているグループよりも作業日数が多いという結果となった。これについては、茶園と茶草場が離れていると茶草の運搬に往復する時間が増大し、また、ある茶園や茶草場で行う作業を他の茶園や茶草場で行う作業と別日に行う場合が増加し、労働量が増加すると考えられる。ただし、今回の調査では得られたデータ数が少なかったことから、統計的な有意性を明らかにするためにはさらなる調査が必要となる。

図9-3から図9-6までの図より、茶草場の面積及び団地数と草刈り作業日数、茶園の面積及び団地数と敷き込み作業日数との間に正の相関があることが示された。面積と作業日数の相関は、茶草場や茶園の管理規模が大きい実施者は作業日数が長い傾向があることを示す。また、草刈り作業と敷き込み作業の双方で面積よりも団地数の方が強い相関が認められた。すなわち、茶草場や茶園の分散が大きい実施者は、それぞれ草刈りと敷き込み作業の日数が長い傾向があることを示唆しており、概ね仮説と合致する結果となった。ここで、敷き込み作業の方が草刈り作業よりも正の相関が強く、回帰式の当てはまりもよかった。このような結果となった理由としては、茶園と茶草場の地形条件による影響が考えられる。茶草場は各場所に応じて形状や傾斜といった地形条件が大きく異なるため、草刈り作業の作業強度が実施者により大きく異なることが予想される。一方で、茶園は比較的整備が進み、茶草場よりも平坦地にある場合が多い。そのため、敷き込み作業の方が実施者ごとの作業日数のばらつきが小さくなるのではないかと推察される。また、聞き取り調査から、草刈り作業を効率的に行うためには熟練が必要であり、実施者によって作業の効率性に差異があるという指摘があったことも、草刈り作業日数の回帰式との当てはまりが低かったことに影響すると考えられる。

表9-1や図9-3から図9-6までの各図より、茶園および茶草場の管理面積は茶草場農法実施者ごとに大きく異なることがわかる。聞き取り調査から、管理する茶草場が比較的小規模の実施者は家族で全ての作業を行っていたが、茶草場面積が0.5haを超える実施者は、家族以外に社員または雇用労働者が作業を担当していたことが明らかになった。したがって、大規模な茶草場の維持管理を続けるためには、雇用労働費の増大による金銭面での負担の増加が障害となる可能性がある。

5. まとめと今後の課題

本章では、①茶草場農法における労働の実態を把握すること、②茶園および茶草場の分散と労働日数の関係を把握することを目的とし、②については、「茶草場が分散している茶草場農法実施者は、草刈り作業の作業日数が長い」、「茶園が分散している茶草場農法実施者は、敷き込み作業の作業日数が長い」という仮説をそれぞれ検証した。①について、茶草場農法は一部では夏季に行われるが、多くは10月以降の冬季に数ヶ月間に渡って行われ、草刈りや敷き込みといった作業には平均10日前後が要されており、茶生産者の冬季の労働において長時間を占める仕事であることが確認された。また、②について、茶園から離れた茶草場を持っている実施者は草刈りや敷き込み、運搬作業の平均日数が大きい傾向があることや、茶草場団地数と草刈り日数、茶園団地数と敷き込み日数の間に正の相関があることが示された。

加えて、聞き取り調査の中で、遠隔地や急傾斜地での管理が困難になって放棄されている茶草場が存在するという問題や、大規模な茶草場農法実施者は雇用労働者を利用しているという現状が明らかとなり、茶園や茶草場の分散の解消、土地条件の厳しい茶草場の保護は、茶草場農法を今後も維持し続けるにあたって非常に重要な観点になると思われる。

最後に、今後の課題を述べる。第一に、本章では単回帰分析を行なったため、作業者の年齢などの欠落変数バイアスが存在し、団地数と作業日数の間の関係を正確に評価することが困難であった。したがって、今後はさらにデータを集め、統計分析の精度を高めることが必要である。また、データの正確性という観点からは、労働量について、今回は聞き取り調査にもとづく分析に止まったが、圃場上での計測や作業日誌の確認といった手法により、より正確に労働量を把握できると考えられる。また、敷き込み作業に関して、必ずしも全ての茶園に茶草が入れられているわけではなく、これについても、より正確に作業状況が把握できるようなデータの取得が求められる。また、時間的制約に加え、人件費や物財動力費といった金銭的な農法の維持コストを調査することも、茶草場農法の実態を正確に分析し、有効な茶草場の保護対策を考える上で必要だと思われる。

参考文献

- 稲垣栄洋・楠本良延 (2016) 「静岡の茶草場農法」『農村計画学会誌』35(3): 365-368。
川崎賢太郎 (2009) 「耕地分散が米生産費および要素投入に及ぼす影響」『農業経済研究』81(1): 14-24。
楠本良延 (2010) 「農業が育むもう一つの自然『茶草場の生物多様性』」
http://www.naro.affrc.go.jp/archive/niaes/sinfo/sympo/h22/niaes2010_05.pdf
(2020年1月18日閲覧)。

第10章 茶草場農法に対する茶生産者の認識

宇都宮涼

1. 研究の背景

茶草場農法は静岡県で行われている農法の1つであり、2013年には世界農業遺産にも登録された。茶草場農法は生産者が茶の品質を高めるために行ってきた農法であるが、毎年決まった時期に茶草場の草を刈り取るという中規模な人為的攪乱により、生物相の多様性が高まることも楠本(2014)や丹野ら(2017)によって明らかになった。稲垣・楠本(2016)が、茶草場農法は生産者の「農業生産性を高める努力が、生物多様性を保全してきた貴重な例の1つである」と述べており、茶草場農法は今や静岡県を代表する農法であると言える。

島田市でも、世界農業遺産の認定に伴い茶草場農法実践者認定制度(以下、認定制度)を推進してきたが、島田市内の認定制度取得件数は16件(島田市、2019)であり、これは、茶草場農法認定制度による価格プレミアムが不十分だと生産者が認識した結果であると推察される。また、茶草場農法を導入しても収益が増えないことや茶草場農法を実施する際の労働の負担が大きいことが課題として指摘されているものの、茶草場農法の導入が茶生産に与える影響については未だ明らかになっていないことが多い。

茶草場農法を維持していくためには、どのような生産者が茶草場農法を実施したのかを知ってその人たちに適したサポートをすると同時に、茶草場農法を実施していない生産者が実施に前向きになるような働きかけをする必要がある。一方、茶生産者の農法選択には、自然科学的な研究や調査に基づく茶草場農法の客観的な評価よりも、茶生産者自身の茶草場農法に対する主観的な認識が大きく関わっていると考えられる。とりわけ、茶草場農法実施時の生産性に関する情報は生産者の農法選択に影響を与えていると考えられるが、実際に茶草場農法実施者(以下、実施者)と茶草場農法非実施者(以下、非実施者)の間で生産性に対する認識の違いがあるかは明らかになっていない。

環境保全意識など、生産者の意識・思いに関する選択要因については第8章で述べている通りである。よって、本章では、経済学的観点から、茶草場農法が茶生産に与える影響に対する、実施者と非実施者の認識の違いについて論じる。

2. 仮説設定と分析方法

1) 先行研究

浅井・山口(1998)は秋田県および岩手県の米販売農家を対象に、農業観や経営理念についての分析を行った。その中で、「自然環境を大切にしたい農業をしたい」と回答した生産者の割合が最も低かったのに対し、「できるだけ多くの所得を得たい」や「時間と手間をかけない省力的農業をしたい」と回答した生産者の割合が高いことが明らかになった。それに加えて、紺屋ら(2002)が北海道の稲作農家を対象に行った研究により、生産物価格・労働費・固定費が技術選択の主な要因であることが明らかになっている。また、他の環境保全型農法の導入動機についての研究について、上西(2018)は兵庫県の「コウノトリ育む農法」の導入動機は、生物多様性への貢献よりも経済的要因や他商品との差別化であることを明らか

にした。このように、生産者は自然環境よりも利潤増加を目的に農法を選択する傾向があると考えられるが、茶草場農法に関しては、前述の通り茶草場農法認定制度によって茶に価格プレミアムがついているとは言い難い。それに加えて、茶草場農法は古くから伝統的に継承されてきた農法であり、茶草場農法が茶葉生産に与える影響を科学的に示した研究は少ない。これらのことから、実施者は他の農法に取り組む生産者や非実施者と異なる農法選択をしている可能性が考えられる。

2) 仮説の設定

本調査に当たって以下の仮説を設定した。

仮説Ⅰ：非実施者の中で茶草場農法の導入は利潤増加につながると認識している生産者の割合よりも、実施者の中で茶草場農法の導入は利潤増加につながると認識している生産者の割合の方が高い。

仮説Ⅱ：実施者の方が非実施者よりも茶草場農法の導入による影響について肯定的な評価をしている。

仮説Ⅰについて、茶生産者が利潤最大化のために農法を選択しているのであれば、茶草場農法の実施と茶草場農法導入が利益増加をもたらすという認識の間には正の相関関係があると考えられる。さらに、実施者は、茶草場農法導入による価格の増加や収穫量の増加などの利潤の増加に関わる項目では非実施者よりも「増加している」と認識している生産者の割合が高く、労働量の増加や農薬・肥料の使用量の増加などのコストの増加に関わる項目では非実施者よりも「減少している」と認識している生産者の割合が高くなると考えられる。

仮説Ⅱについて、茶草場農法が農業生産に与える影響についての定量的な研究は少なく、生産者に茶草場農法がもたらす影響についての自然科学的な情報が十分に提供されているとは言い難い。そのため、茶草場農法が農業生産にもたらす影響に対する生産者の認識は各生産者によって異なる可能性があると考えられる。特に非実施者よりも実施者の方が茶草場農法をより好意的に認識している可能性が考えられる。

3) 調査の手順

本調査では、茶草場農法の実施が茶葉生産に与える影響の期待値について、「茶草場農法を実施していない生産者が10aの農地で新たに茶草場農法を始めたとき、茶葉生産に起こる変化」について生産者に4段階評価で聞き取り調査を行った。質問は、次頁表10-1に示した9項目である。なお、③から⑨の質問については、変化があると思うと答えた内容については変化の程度について、生産者に定量的な評価を行ってもらい回答を得た。

調査対象は静岡県島田市内の29生産者であり、そのうち茶草場農法を実施している生産者は19生産者、実施していない生産者は10生産者である。得られたデータは実施者と非実施者に分け、①から⑨の質問の4段階評価については回答ごとの割合を、③から⑨の変化の程度に関する定量的な評価に関するデータについては平均を算出して比較した。なお、本章においては、「思う」および「どちらかと思う」と回答した生産者の割合を「思う」と回答した割合、「思わない」および「どちらかと思う」と回答した生産者の割

合を「思わないと回答した割合」と表記している。

表 10-1 調査項目

番号	質問内容	4段階評価	変化の定量評価
①	売上	一番茶の品質が高くなると思うか	○
②		土壌の質が高くなると思うか	○
③		一番茶が高く売れると思うか	○
④		一番茶の収穫量が増えると思うか	○
⑤		一番茶の売れ残りが減ると思うか	○
⑥	費用	農薬の使用回数が増えると思うか	○
⑦		肥料投入量が減ると思うか	○
⑧		雇用労働者を増やすことになると思うか	○
⑨		担当者の労働時間が増えると思うか	○

出所) 筆者作成

質問の項目は①から⑤が生産者の売り上げ増加に関するもの、⑥から⑨が生産者のコスト増大に関するものである。仮説Ⅰが正しい場合、実施者は非実施者よりも、①から⑤の質問には「売り上げが増加する」という方向性で回答する割合が高く、⑥から⑨の質問には「コストが減少する」という方向性で回答する割合が高いと考えられる。仮説Ⅱが正しい場合、定量的な評価が実施者と非実施者で異なると考えられる。

3. 分析結果

1) 4段階評価のデータ分析結果

(1) 茶草場農法と茶葉の品質について

図 10-1 は茶草場農法を導入することで「1 番茶の品質が高くなると思うか」という質問に対する回答について分析した結果を示している。茶草場農法によって1 番茶の品質が高くなると思うと回答した割合は、非実施者では90%だったのに対し、実施者では50%に満たなかったことがわかる。

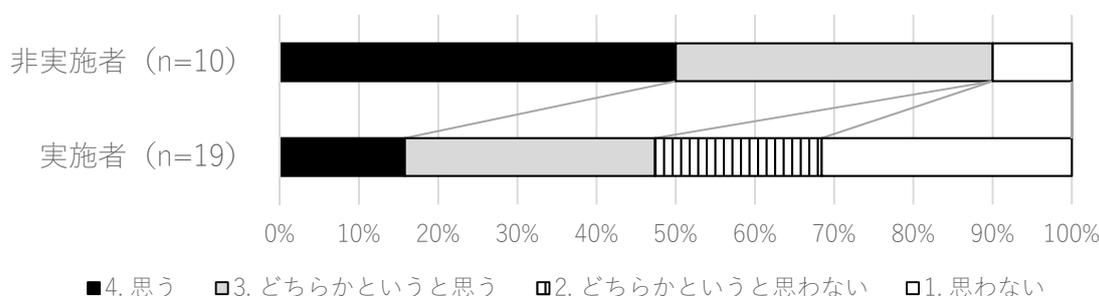


図 10-1 「1 番茶の品質が高くなると思うか」という質問についての分析結果
出所) 質問票より筆者作成

図10-2は「土壌の質が上がると思うか」という質問に対する回答の分析結果を示している。図10-2より、実施者も非実施者も土壌の質が上がると思っている割合が90%以上と大きいことが明らかになった。

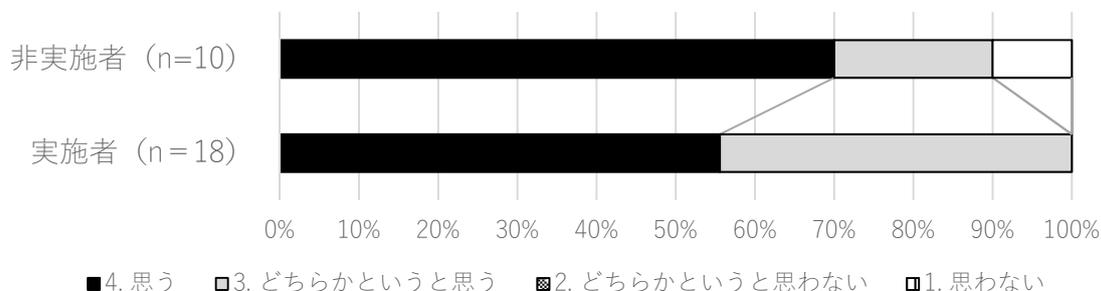


図10-2 「土壌の質が上がると思うか」という質問についての分析結果
出所) 質問票より筆者作成

(2) 茶草場農法と販売額について

図10-3は「1番茶の販売価格が上がると思うか」という質問に対する回答の分析結果を示している。茶草場農法によって1番茶の価格が上がると思っている割合は、実施者で5.2%、非実施者で20%と、共に小さいことが見て取れる。また、図10-4は「1番茶の収穫量が増えると思うか」という質問についての分析結果を、図10-5は「1番茶の売れ残りが減ると思うか」という質問についての分析結果を示している。これらを見ると、茶草場農法によって1番茶の収穫量が増えたり売れ残りが減ったりすると思っている割合も実施者と非実施者ともに30%に満たないほど小さいことがわかる。

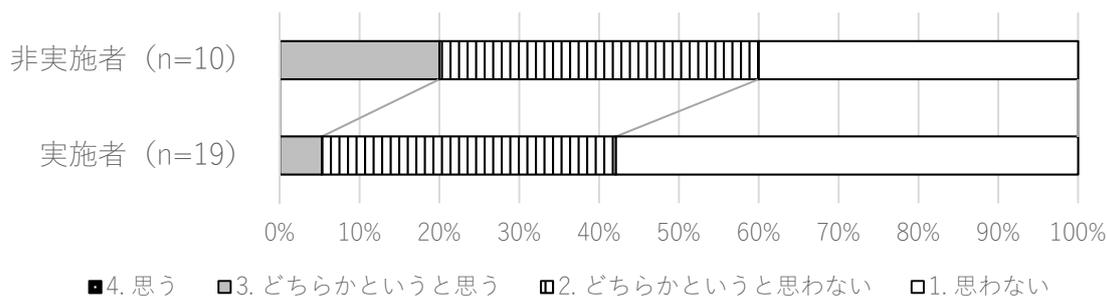


図10-3 「1番茶の販売価格が上がると思うか」という質問についての分析結果
出所) 質問票より筆者作成

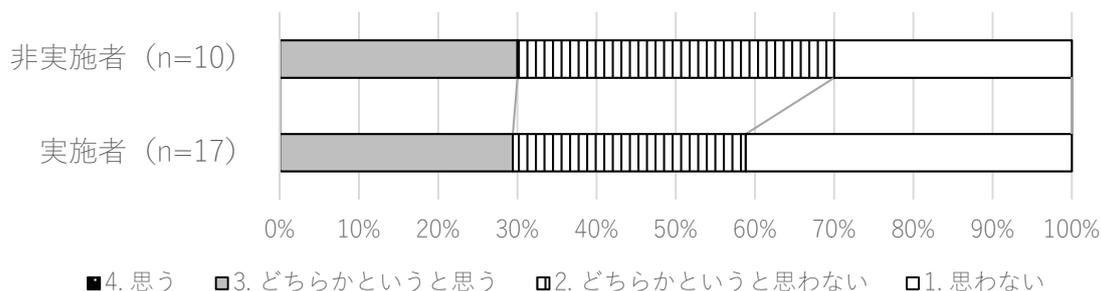


図10-4 「1番茶の収穫量が増えると思うか」という質問についての分析結果 (出所) 質問票より筆者作成

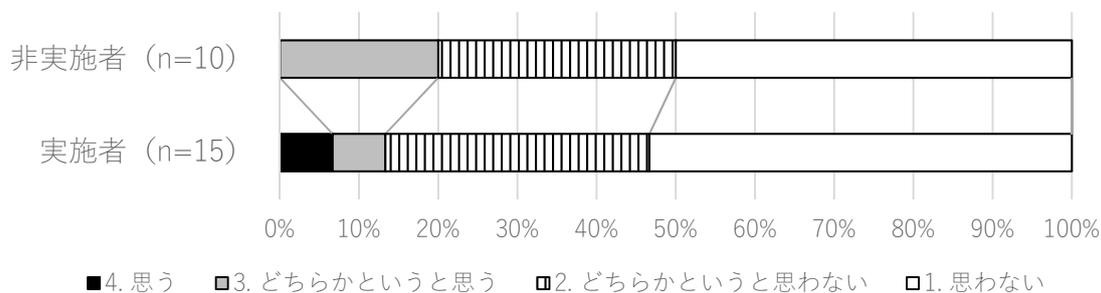


図10-5 「1番茶の売れ残りが減ると思うか」という質問についての分析結果 (出所) 質問票より筆者作成

(3) 茶草場農法と生産要素について

図10-6は「農薬の使用量が増えると思うか」という質問についての分析結果を示している。図10-6より、茶草場農法導入によって農薬の使用回数が増えると思うと回答した割合は実施者と非実施者ともに30%以下と小さかったことがわかる。また、図10-7は「肥料の投入量が増えると思うか」という質問についての分析結果を示している。この項目についても、実施者と非実施者の間で顕著な違いは見られなかった。

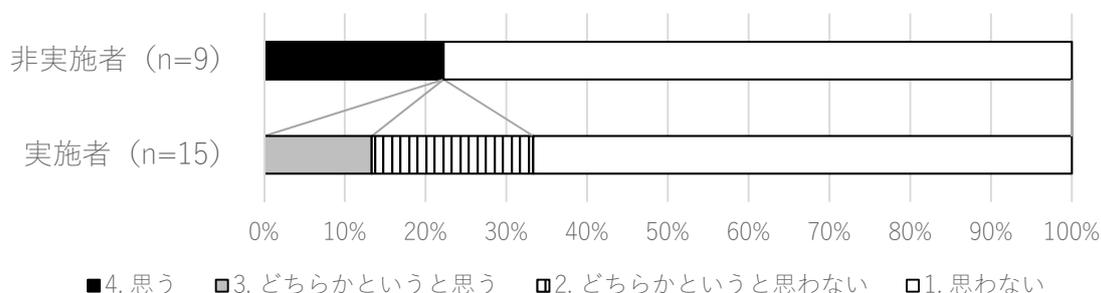


図10-6 「農薬の使用量が増えると思うか」という質問についての分析結果 (出所) 質問票より筆者作成

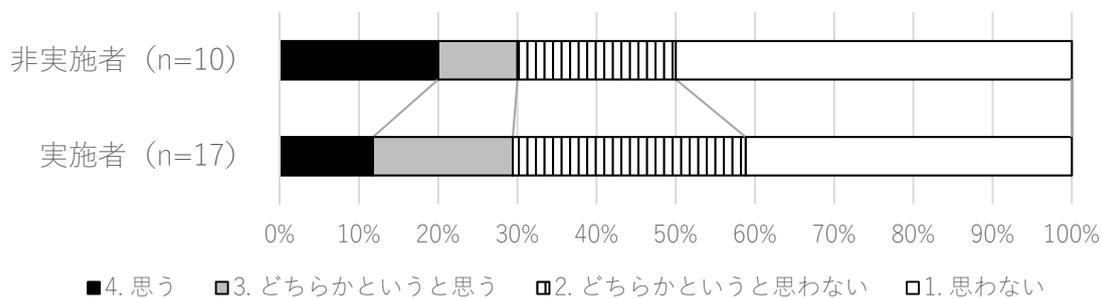


図 10-7 「肥料の投入量が増えると思うか」という質問についての分析結果
出所) 質問票より筆者作成

次に、茶草場農法と労働の関係について分析した結果を示す。図 10-8 は「雇用労働者を増やすことになると思うか」という質問についての分析結果を、図 10-9 は「担当者の労働時間が増えると思うか」という質問についての分析結果を示している。茶草場農法導入によって雇用労働者を増やすことになると思うと回答した割合は実施者と非実施者ともに 60%ほどと大きかった。また、実施者の 1 名を除き回答したほぼ全員が茶草場農法導入によって担当者の労働時間が増えると思うと回答した。

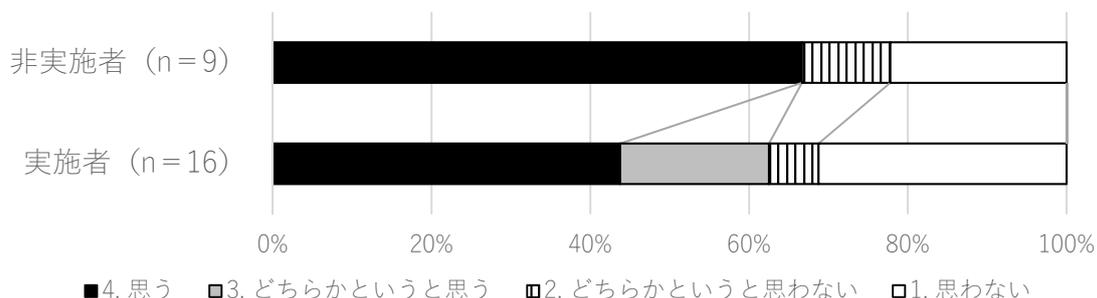


図 10-8 「雇用労働者を増やすことになると思うか」という質問についての分析結果
出所) 質問票より筆者作成

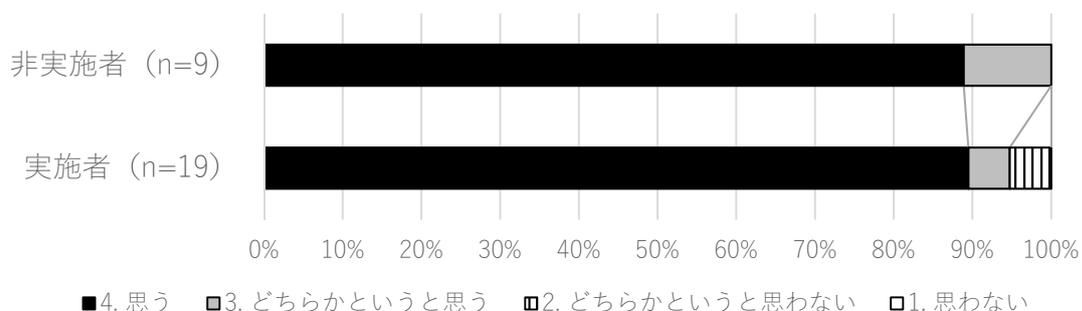


図 10-9 「担当者の労働時間が増えると思うか」という質問についての分析結果
出所) 質問票より筆者作成

2) 生産者による定量的な評価の分析結果

生産者に茶草場農法導入による変化の度合いを定量的に評価してもらったが、③から⑦の項目については、回答した生産者が少なかったため、実施者と非実施者の傾向を十分に反映しているかどうか疑問が残る状態であった。そのため、比較的回答数の多かった⑧雇用労働者を増やすことになるとするか、⑨担当者の労働時間が増えると思うかの2項目について分析を行った。

図 10-10 は、茶草場農法導入によって増加する雇用人数、労働時間、労働日数について、生産者から得られた回答の平均値を示したものである。3つの項目全てにおいて、非実施者の方が実施者よりも増加する労働を小さく認識していることが明らかになった。

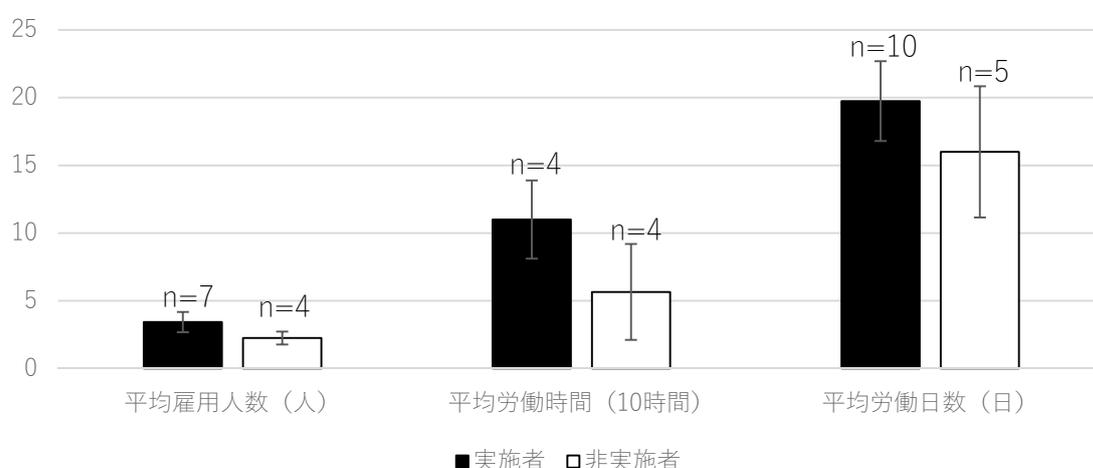


図 10-10 茶草場農法導入によって増加する労働の認識

出所) 質問票より筆者作成、エラーバーは標準誤差

4. 考察

1) 茶草場農法の選択要因 -仮説 I に関する考察-

仮説 I では非実施者の中で茶草場農法の導入が利潤増加につながると認識している生産者の割合よりも、実施者の中で茶草場農法の導入が利潤増加につながると認識している生産者の割合の方が高いと予想した。これについて、「1番茶の品質が高くなると思うか」という質問に対する回答においては、実施者と非実施者の間で大きな差がみられた。しかし、1番茶の販売価格についての質問において、茶草場農法によって1番茶の価格が上がると考えている生産者の割合は実施者と非実施者のどちらにおいても低いことが明らかになった。同様に、1番茶の収穫量が増えると回答した生産者や1番茶の売れ残りが減ると回答した生産者の割合もどちらの生産者グループにおいても低い。このことから、茶草場農法の実施の有無に関係なく、茶草場農法の導入によって茶の販売額が増えると考えている生産者は少ないことが考えられる。さらに、いずれのタイプの生産者グループにおいても9割以上の生産者が担当者の労働時間は増加すると回答している。

以上を踏まえると、生産者が利潤の増加を目的に茶草場農法を選択しているとは必ずしもいえないことがわかる。ここから、茶草場農法の実施と茶草場農法導入が利益増加をもた

らすという認識の間には強い相関関係はなく、利潤の増加ではない他の目的で茶草場農法を実施している生産者も一定数存在するものと考えられる。

また、茶草場農法の導入によって茶葉の品質が上がると回答していても、実際には茶草場農法を導入していない生産者も存在した。これについては茶商との相対取引が多いという茶の流通過程の特徴が関係していると考えられる。ある生産者は、茶草場農法の導入によって茶が「軽い」味わいになると考えており、納品している茶商が「重い」味わいのお茶を好んでいるため導入しないと回答していた。茶の味わいの「軽さ」や「重さ」は主観的な評価であり、成分上の差があるかについては詳細な検討が必要であるものの、茶商との相対取引が多い茶生産者にとって茶の品質が変わったという評価を茶商から受けることはメリットではない場合もあるため、茶草場農法の導入によって茶葉の品質が上がることは必ずしも茶草場農法を選択する理由にならないことが考えられる。

最後に、茶生産者が茶草場農法を選択する要因を包括的に議論したい。聞き取り調査の中で、茶草場農法を行なっている理由として、茶園の近くに生えていた雑草を刈り取り、置く場所がないために茶園に敷いているという回答もあった。さらに、茶の価格が高かった時代には他の生産者から草を買って自身の茶園に入れていた生産者もいたが、茶の価格が低迷した現在ではそのような生産者はほとんどいないという。加えて、現代では有機肥料やコーティング肥料の登場により肥料としての刈敷の必要性がなくなっているとの回答もあった。

以上のことから、実施者は、刈敷による茶葉の品質向上や土壌の改善を目的に茶草場農法を実施している生産者（以下、主産物利用者）と、里山や草地の管理の際に出るススキやササなどの副産物の利用のために副次的に茶草場農法を実施している生産者（以下、副産物利用者）の少なくとも2グループに分けられると考えられる。それに加えて、定量的な分析は行えていないものの、聞き取り調査の結果を踏まえると、主産物利用者の数に比べて副産物利用者の数は少ないと考えられる。そのため、茶草場農法を行うことによって利潤が増加しなくても、大部分の実施者は草地の保全管理のために茶草場農法を続けていると考えられる。

2) 生産者間の認識の相違 -仮説Ⅱに関する考察-

(1) 結果の整理と問題提起

仮説Ⅱでは、非実施者の方が実施者よりも茶草場農法の導入による影響について肯定的な評価をしていると予想した。この仮説について、分析結果と聞き取り調査の結果の両方を踏まえ、各生産者間の認識の違いについて考察していく。

まず、茶草場農法と茶葉の品質に関する認識を示した図10-2および、茶草場農法導入による労働投入量に関する認識を示した図10-11の結果から以下のことが明らかになった。

1. 茶草場農法導入によって茶葉の品質が高まると答えた回答者の割合は、実施者よりも非実施者の方が大きかった。
2. 茶草場農法導入時の労働増加量は、雇用人数・労働時間・労働日数の全ての項目で、非実施者よりも実施者の方が多く見積もっていた。

この2点の結果から、仮説Ⅱの想定とは反対に、非実施者の方が実施者よりも茶草場農法

の導入による影響について肯定的な評価をしていることが明らかになった。このことから、2点の疑問が生じる。第一に、なぜ非実施者の方が実施者よりも茶草場農法の導入による影響について肯定的な評価をしているのか。第二に、非実践者は茶草場農法の導入による影響について肯定的な評価をしているにもかかわらず茶草場農法を導入しないのか。以下では、この2点について考察を加える。

(2) 実施者と非実施者の認識の違い

実施者と非実施者の間で認識の違いが生じた要因については、「計画の錯誤」(Tversky and Kahneman, 1979)が考えられる。「計画の錯誤」についてKahneman(2011/村井訳、2012)は、「ベストケース・シナリオに非現実的なほど近く、「類似のケースに関する統計データを参照すれば改善の余地がある」計画や予測であると定義している。Kahneman(2011/村井訳、2012)によると、「計画の錯誤」は予算や期日の計画についての錯誤であると述べている。たとえば夏休みの宿題が終わらない、などといった日常的な事象にみられるように、人は計画を立てるときに、非現実的にも思えるようなベストケースに近い計画を立ててしまう傾向にある、いいかえれば、作業にかかる時間を短く見積もり過ぎる傾向があることを説明するときにも使われる。このような認知的なバイアスが、品質や労働の評価にも同様の錯誤が起こるかについては論じられていないが、茶草場農法の導入による影響についての評価においても同様の錯誤が起こっていると考えられるのではないだろうか。

その理由として、茶草場農法で生産されるお茶の品質やコストなどについての客観的な評価が定まっていない点が挙げられる。聞き取り調査において、1番茶の品質が高くなると思うと回答した生産者の間でも、品質が高くなると思う理由については生産者によって回答が異なった。「計画の錯誤」は類似のケースに関する統計データが参照できる場合には改善されることが明らかになっているが、茶草場農法についての客観的な評価が定まっていない現状では、各生産者は自らの経験をもとに茶草場農法の導入による影響を評価しなければならない。つまり、実施者は自らの経験にもとづき「ベストでないシナリオ」も考慮しながら評価を行なっている一方で、非実施者は予期しないトラブルを考慮することができずに「茶草場農法が最もうまくいった場合のシナリオ」、つまりベストケース・シナリオを考えることになり、実施者に比べて肯定的な評価を行なったと考えられる。

「計画の錯誤」はバイアスの一種であるため、調査の段階で生産者に茶草場農法についての正確なデータを提供したりベストケース・シナリオの通りに必ずしも計画が進まないこともある点を考慮するように助言したりすれば、実施者と非実施者の認識の差を減らすことは可能であったと考えられる。しかし、現実問題として、茶草場農法を導入するか否かを決定する際に「計画の錯誤」を避けることは、日頃から茶草場農法についての情報を集めていない場合には困難である。それに加えて、茶草場農法が茶葉生産に与える影響は未だに明らかになっていないことも多い。以上のことから、実際に生産者が農法を選択する際に「計画の錯誤」は起こっていると考えられる。

(3) 非実施者が茶草場農法を導入しない理由

非実施者は実施者よりも茶草場農法の導入による影響について肯定的な評価をしているにもかかわらず茶草場農法を導入しない理由について、聞き取り調査の結果から2つの可

能性が考えられる。

第一に、生産者が管理する茶草場の有無によって茶草場農法を導入するか否かが決まるという可能性である。従来、茶草場農法は里山の管理のために刈り取った草を茶園に敷き込む農法であった。肥料が十分になかった時代には肥料として刈敷を行っていたが、現在では里山や草地の管理の際に出るススキやササなどの副産物の利用のために副次的に取り組んでいる生産者が多数派であると考えられる。よって、現在茶草場農法を実施している生産者の多くは、代々受け継いできた里山や茶草場を管理することが目的であり、雑草を刈った際に出た草を副産物的に茶園に敷き込んでいる場合が多いと考えられる。そのため、生産者自身が管理している茶草場がない場合、もしくは茶園の近くに茶草場がない場合には、あえて茶草場農法を導入するインセンティブは働かないと考えられる。また、茶の価格が高かった時代には他の生産者から草を買って敷き込んでいたという回答もあったが、現在の認定制度は経営する茶園面積に対する管理する茶草場の面積の割合を基準にしているため、他の生産者から草を買って敷き込んでも認定を受けることはできない。こういったことが原因となって、管理する茶草場がない場合には、茶草場農法の導入による影響を肯定的に評価していたとしても茶草場農法を導入しないと考えられる。これに関して、今回の調査ではサンプルサイズが小さいため現地での聞き取りの結果にもとづく推論になるが、実施者は山地に位置する伊久美や大代に多く、平地に位置する阪本で少ない傾向が伺える。これは、茶草場が茶園の近くにない平地では、わざわざ茶草場を作って茶草場農法を始めるほどのインセンティブが働いていないことを示唆していると考えられる。

第二に、「損失回避性」(Tversky and Kahneman, 1979)に基づく仮説である。「損失回避性」はプロスペクト理論に含まれる性質の1つであり、Kahneman(2011/村井訳、2012)は「損失と利得を直接比較した場合でも、確率で重みをつけた場合でも、損失は利得より強く感じられる」性質だと述べている。この理論に基づくと、実施者は茶草場農法をやめることによる労働の減少(余暇の増加)よりもやめることによる茶葉の品質低下を強く感じ、非実施者は茶草場農法を導入することによる茶葉の品質向上よりも導入することによる労働の増加(余暇の減少)を強く感じると考えられる。すなわち、実施者は茶草場農法を実施している状態を参照点として茶草場農法を実施していない状態を評価するため茶草場農法をやめず、非実施者は茶草場農法を実施していない状態を参照点として茶草場農法を実施している状態を評価するため茶草場農法を導入しないと考えられる。Kahneman(2011/村井訳、2012)によると、参照点から見た損失の効果は利得の効果の二倍に達する。もちろん、茶草場農法を導入することに損失回避性が無視できるほど大きなメリットがあれば非実施者も茶草場農法を導入すると考えられる。しかし、実態としては、茶草場農法を導入した場合に品質が改善しているとしても、農法の違いが一番茶の価格には反映されないことから、現状では労働を増やしてまで茶草場農法を導入するインセンティブは生まれていないと考えられる。

5. 結論と今後の課題

本稿では茶草場農法についての各生産者の認識について分析を行った。調査の結果は次の2点に整理できる。

1. 生産者が利潤の増加を目的に茶草場農法を選択しているとは必ずしもいえない。

2. 非実施者の方が実施者よりも茶草場農法の導入による影響について肯定的な評価をしている。

これらを受けて、今後の課題として以下の2点が挙げられる。第一に、生産者が茶草場農法を選択する理由についてである。聞き取り調査の結果、生産者が利潤の増加を目的に茶草場農法を選択しているとは必ずしもいえないことが明らかになったが、実施者がなぜ茶草場農法を選択したのかは経済学的な観点からは依然として明らかになっていない。更なる調査や他の農法との比較によって、生産者の農法選択要因をより明らかにできると考えられる。

第二に、実施者と非実施者の間で認識の差が生じた原因についてである。非実施者の方が実施者よりも茶草場農法の導入による影響について肯定的な評価をしているという結果が得られたが、その理由については、解釈の可能性を述べたにとどまっており、実証的には明らかになっていない。茶草場農法導入時の収穫量や労働の増加を定量的に分析することで、茶草場農法の導入による影響について生産者の認識と実際のデータとの乖離が明らかになれば、認識の差が生じた理由を明らかにできると考えられる。

参考文献

- 浅井悟・山口誠之 (1998) 「農業経営者の意識にみる新技術導入の動機と規定要因」『農業経営研究』36(1): 1-13。
- 稲垣栄洋・楠本良延 (2016) 「静岡の茶草場農法」『農村計画学誌』35(3): 365-368。
- 上西良廣 (2018) 「生物多様性保全型技術の導入動機に関する分析」『農業経済研究』89(4): 312-317。
- 紺屋直樹・合崎英男・近藤巧 (2002) 「稲作農家による環境調和型技術の選択要因分析」『農業経営研究』40(1): 43-48。
- 島田市 (2018) 「世界農業遺産「静岡の茶草場農法」実践者が認定されました」
<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/ninteisya.html> (2020年1月23日閲覧)
- 丹野夕輝・山下雅幸・澤田均 (2017) 「管理方法や環境条件の空間的な不均一性が伝統的な半自然草地における植物種の多様性を維持する」『保全生態学研究』22(1): 75-89。
- Inagaki, H., & Kusumoto, Y. (2014). Assessment of GIAHS in Shizuoka: The traditional tea-grass integrated system. *Journal of resources and ecology*, 5(4): 398-402.
- Kahneman, D., & Tversky, A. (1979). Prospect theory: An analysis of decisions under risk. *Econometrica*, 47(2): 263-291.
- Kahneman, D. (2011). *Thinking, fast and slow*. New York: Farrar, Straus and Giroux.
- (村井章子訳 (2012) 『ファスト&スロー あなたの意思はどのように決まるか? 下』早川書房)。

第 1 1 章 世界農業遺産に対する茶生産者の認識と期待

松原秀平

1. 背景

2013 年に島田市を含む静岡県掛川市周辺地域は茶草場農法の実施地として世界農業遺産に認定された。世界農業遺産は、地域の伝統的な農業システムを維持することや農業の作る環境が育む生物多様性の保全などを目的に、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を含む地域を、国際連合食糧農業機関 (FAO) が認定するシステムである。稲垣・楠本 (2016) では、静岡県掛川市周辺地域の世界農業遺産認定の経緯とともに中心地域での茶草場農法実施者の取り組みの実態を解説しているが、非認証生産者を含めた地域全体を対象としての、世界農業遺産に対する理解や期待を分析した研究はこれまでなかった。そこで本研究では、世界農業遺産に登録されたことを現地の茶生産者や茶加工業者がどのように受け止めているか、世界農業遺産に対してどのように関わっていこうとしているかということをも明らかにすることを目的とした。

世界農業遺産に認定されたことを活かす取り組みとして茶草場農法実践者認定制度があるが、農業経営への貢献や地域経済の活性化という観点からは十分な活用が進んでいないと考えられる。例えば、この制度の認定生産者と非認定生産者の茶葉をブレンドした商品に対して認証マークを適用することが難しい問題、さらには、認証が生物多様性への貢献度に依拠して一つ葉から三つ葉の三段階に分かれているため認定生産者間で格差が生じてしまうなどといった問題が調査対象の茶生産者から聞かれた。また、茶草場農法を体験するイベントなども行われているが、茶草場農法について及び茶草場農法が世界農業遺産に認定されたことについての広報はまだ不十分であるとの声も上がった。以上の点を踏まえると、世界農業遺産に対する理解や評価は必ずしも地域で統一的なものであるとは限らず、認定による効果に対する期待も経営によって様々であることが推察される。さらに、世界農業遺産に登録されたことをどう活かして茶草場農法を継承していくかについても考察したい。

2. 調査方法

1) 質問項目

聞き取り調査に用いる質問票において、世界農業遺産に関する個別質問票では質問 1 から質問 5 までの 5 つの質問を設けて順に回答してもらった。まず、質問 1 では世界農業遺産への理解度を測るために世界農業遺産の認定制度の目的に関する理解について質問した。複数選択可の選択式とし選択肢には世界農業遺産の本来の直接的な目的に含まれないものも設定した。質問 2 では世界農業遺産に登録されることに対して積極的・消極的のどちらに感じたかを認定の検討時点 (2010 年～2013 年) と現時点 (2019 年) の二時点について質問した。質問 3 では、質問 2 のいずれかの時点で積極的の選択肢を選んだ回答者に対して、その時点で世界農業遺産の認定に期待していることを質問した。選択肢は質問 1 のものと同じものとし回答は優先度の高いものから順位付けしてもらった。質問 4 では、質問 2 のいずれかの時点で消極的の選択肢を選んだ回答者に対して、その時点で世界農業遺産に認定さ

れることに消極的な理由・懸念を質問した。選択肢として想定される懸念点を挙げ、回答は優先度の高いものから順位付けももらった。質問 5 では、世界農業遺産の認定時点(2013 年)で茶草場農法を実施していなかった生産者に対して、世界農業遺産の認定によって茶草場農法を始めようと思ったかどうかについて質問した。

2) 調査対象

主に茶生産者・茶加工業者・茶農協からなる 36 生産者の調査対象に対して質問票を配布し聞き取り調査を行った。全ての調査対象生産者において、質問 1 から質問 5 のうち少なくとも一つの項目で回答が得られた。そのうち、調査対象の限られる質問 5 を除いた質問 1 から質問 4 について、必要な項目に全て回答している回答者数は 25 生産者であった。

3. 調査結果の分析

1) 世界農業遺産の目的についての理解

質問 1 の集計結果は図 11-1 のようになった。回答者数は 35 生産者であった。選択者の多い選択肢は順番に③環境の保全、②生物多様性の保全、①伝統農法の実施となった。これらの選択肢は 20 以上の回答者が選択したのに対して、これら以外の選択肢の回答者数は 5 前後となった。①、②、③の選択肢は世界農業遺産の認定制度の目的にも含まれるものであり、これら以外は本来の目的には含まれないものである。したがって、調査対象者の世界農業遺産の認定の目的への理解度の高さが示唆された。

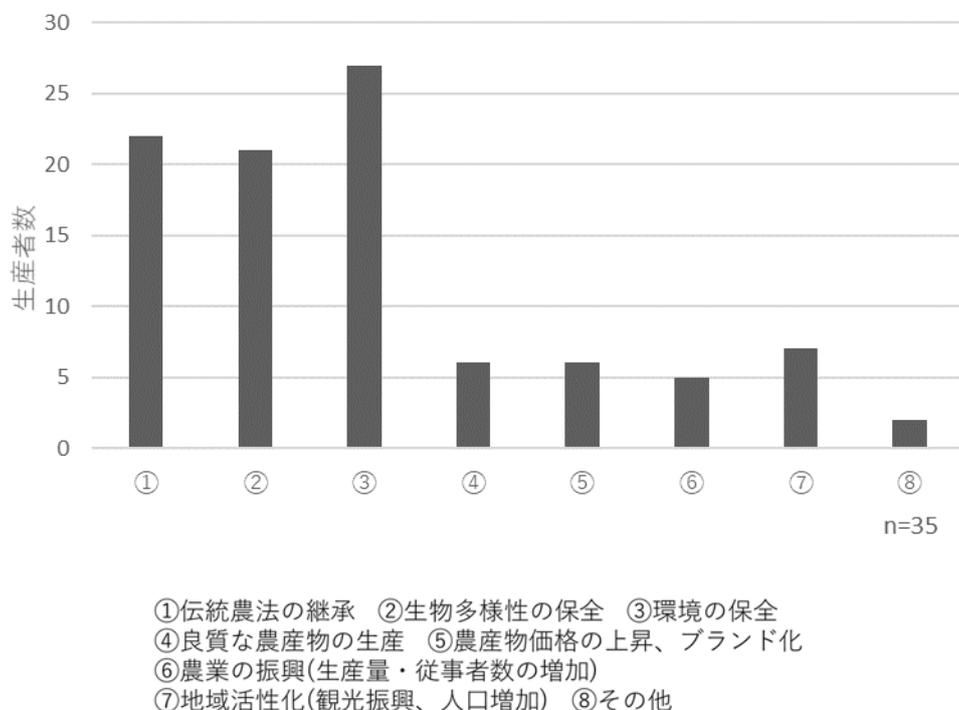


図 11-1 世界農業遺産の目的についての理解
 出所) 質問票より筆者作製

2) 世界農業遺産の認定に対する認識

質問 2 の集計結果は図 11-2 のようになった。世界農業遺産の認定の検討時点では「どちらかというと積極的」を選んだ回答が多いのに対して、現時点では「どちらかというと消極的」が多くなるという変化が見られた。「積極的」「どちらかというと積極的」を積極的、「消極的」「どちらかというと消極的」を消極的として二時点間での認識の推移は表 11-1 のようになった。「積極的→積極的」および「消極的→消極的」に分類される認識に変化がなかった生産者が多くを占めているが、「積極的→消極的」と変化している回答が 6 生産者に対して、「消極的→積極的」と変化している回答は 1 生産者しかいなかった。以上のことから、検討時点と現時点との間で全体的に「積極的→消極的」となる傾向になっている。ただし今回の調査では現時点の調査で認定時点の感じ方を振り返って回答してもらっているため、検討時点の回答がその当時の正確な認識とは異なっている可能性があることは注意する必要がある。

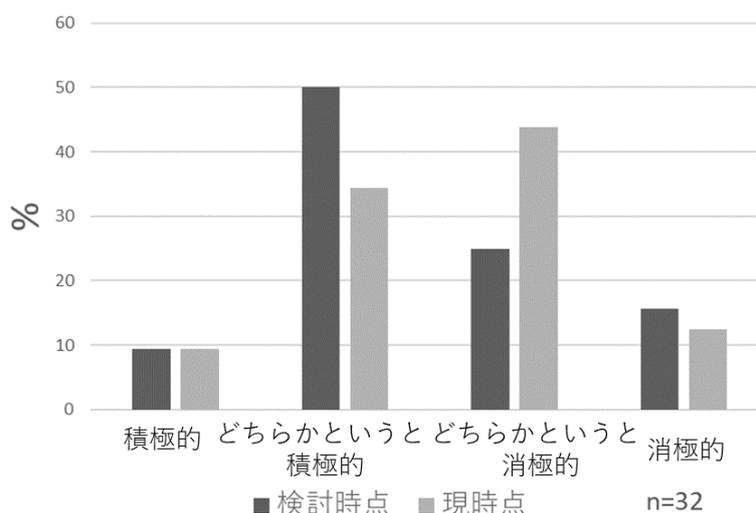


図 11-2 世界農業遺産認定に対する認識

出所) 質問票より筆者作製

表 11-1 世界農業遺産認定に対する認識の推移 (n=32)

検討時点→現時点	回答数
積極的→積極的	13
積極的→消極的	6
消極的→積極的	1
消極的→消極的	12
計	32

出所) 質問票より筆者作製

3) 世界農業遺産認定への期待

質問3の集計結果は図11-3のようになった。この集計では優先度の高さの順位付けは考慮せず選択されているものを単純集計した。また、検討時点の回答者数は16生産者、現時点での回答者数は15生産者であるが、質問2の各時点で積極的を選んだ回答者がこの質問の対象である上に、検討時点および現時点の回答に欠損があるため、時点の前後で回答者の一部が異なる。質問3の選択肢は質問1と同じものであるが、世界農業遺産の本来の目的である「①伝統農法の継承」、「②生物多様性の保全」、「③環境の保全」は、検討時点で50%から70%、現時点で40%から60%の生産者が選択しており、回答者が世界農業遺産の目的を理解した上で認定を積極的に感じていると考えられる。しかしながら、検討時点でもっとも多く80%の回答者が選択したのは「⑤農産物価格の上昇、ブランド化」であり、こちらに関しては現時点で50%程度にまで減少している。これは世界農業遺産への期待には生産者への経済的効果に関するものも含まれており、この経済的効果への期待は検討時点の方が強かったということを示している。現時点で経済的効果への期待が減少している理由としては、世界農業遺産の認定が農産物の価格に与える影響は期待していたほど大きくないということが生産者の間で認識されつつあることが推察される。

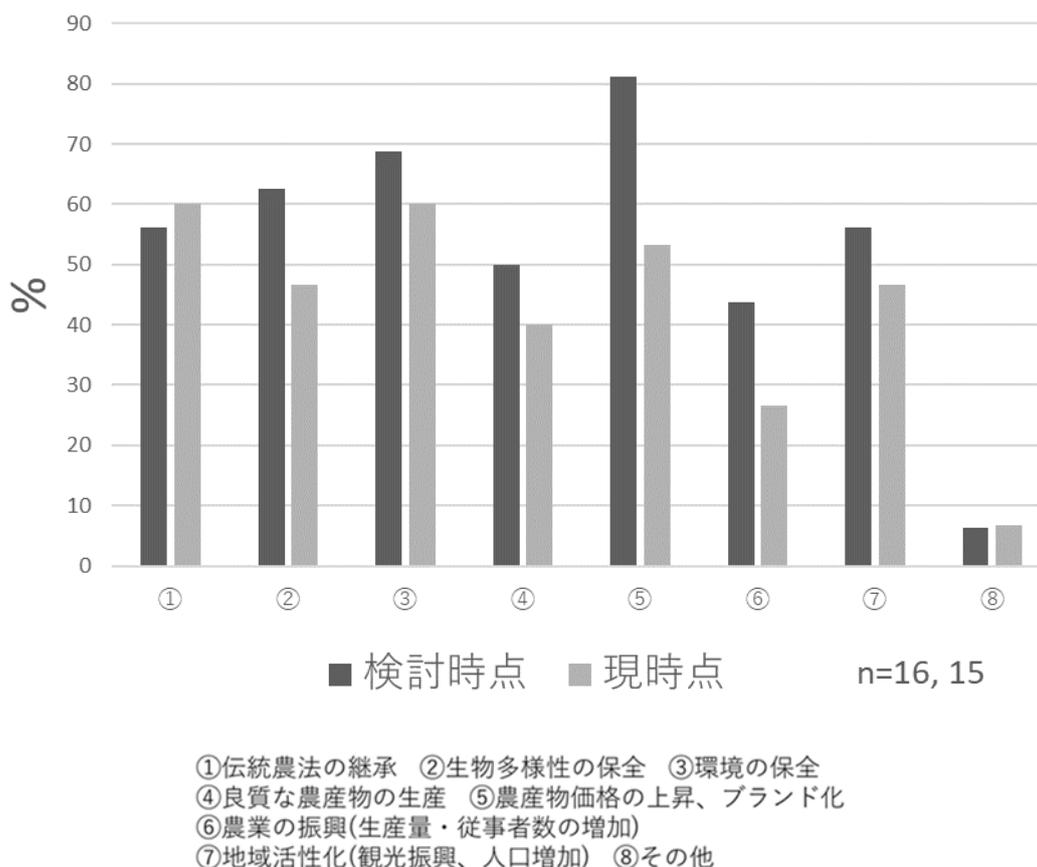


図 11-3 世界農業遺産認定への期待

出所) 質問票より筆者作製

4) 世界農業遺産認定に消極的となる理由

質問4の集計結果は図11-4のようになった。各選択肢の選択率の分布は検討時点と現時点の間でおおよそ等しくなった。最も選ばれた選択肢は「⑥認定される必要性・利益がない」、次に選ばれた選択肢は「⑤自分は茶草場農法をしていないから」であった。これらの選択肢が選ばれたことから、世界農業遺産に地域が認定されることに無関心であること、また、地域が世界農業遺産に認定されたことによる経済的な利益が個々の生産者には見込めないことが消極的に感じる要因であるということが推察できる。

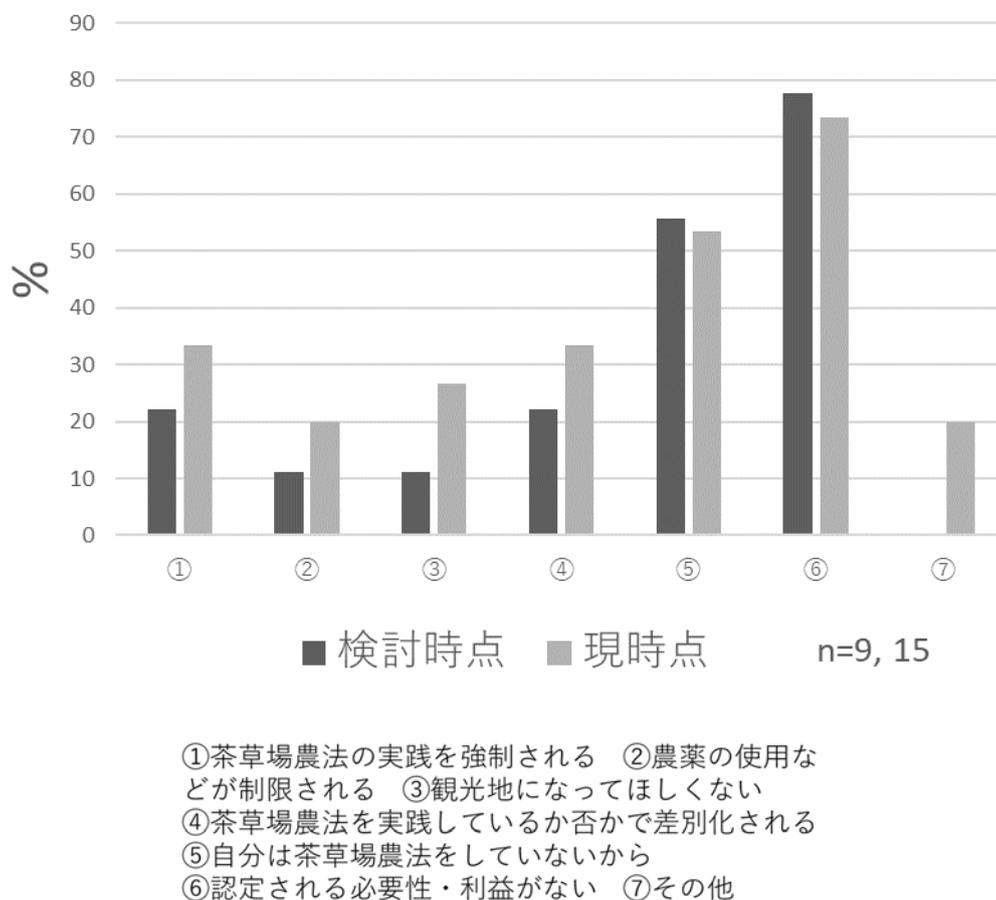


図11-4 世界農業遺産認定に消極的となる理由
 出所) 質問票より筆者作製

5) 認定による茶草場農法開始の動機付け

質問5での集計結果は11生産者の回答に対して「①始めた」が0生産者、「②始めたいと思った」が1生産者、「③始めたいとは思わない」が10生産者であった。茶草場農法を始めない理由としてはコスト面などの様々な理由が考えられるが、地域の世界農業遺産への認定自体には、生産者に新たに茶草場農法を始めさせる動機を与えることはほぼないということが示唆された。

4. 茶草場農法の実施の有無による認識の違い

1) 世界農業遺産の認定に対する認識

茶草場農法実施者と非実施者の質問 2 の集計結果は図 11-5、図 11-6 のようになった。実施者では検討時点では「②どちらかというとき積極的」を選んだ回答者が最も多いのに対して、現時点では「③どちらかというとき消極的」を選んだ回答者が最も多くなっている。非実施者では「①積極的」を選択した回答者がいないことが特徴的であり、検討時点では「②どちらかというとき積極的」を選んだ回答者が最も多いのに対して、現時点では「③どちらかというとき消極的」を選んだ回答者が最も多くなっているが、実施者と比較すると積極的から消極的への推移は小さい。

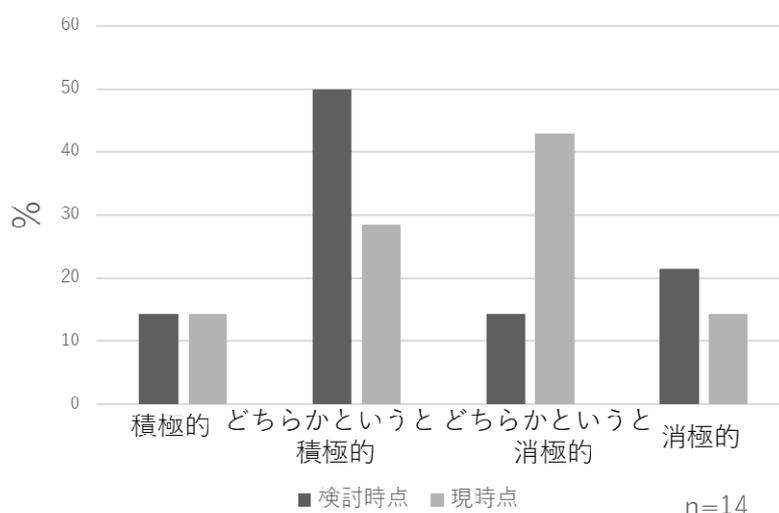


図 11-5 茶草場農法実施者の世界農業遺産認定に対する認識
出所) 質問票より筆者作製

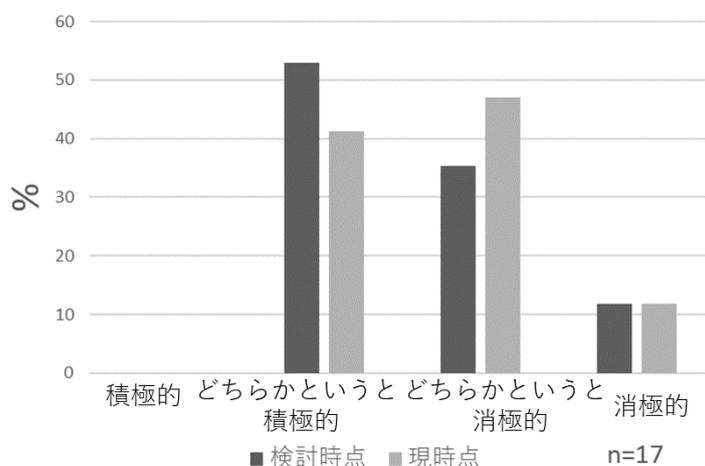


図 11-6 茶草場農法非実施者の世界農業遺産認定に対する認識
出所) 質問票より筆者作製

2) 世界農業遺産認定への期待

茶草場農法実施者と非実施者の質問3の集計結果は図11-7、図11-8のようになった。実施者では検討時点での「⑤農産物価格の上昇、ブランド化」の選択率は100%であり、他の選択肢と比較しても高い選択率となっている。非実施者では「⑤農産物価格の上昇、ブランド化」の選択率は60%程度であり、また「④良質な農産物の生産」「⑥農業の振興(生産量・従事者数の増加)」が他の選択肢よりも低い選択率となっている。「⑤農産物価格の上昇、ブランド化」は実施者、非実施者ともに検討時点と現時点の間で選択の割合が減少している。茶草場農法実施者の方が非実施者よりも経済的効果への期待が高く、実施者、非実施者ともに検討時点から現時点の間でその期待が低くなっていることを示す結果と考えられる。ただし、回答者を積極的・消極的で分割した上で実施者・非実施者で再度分割しているため標本数が少なくなっていることには注意が必要である。

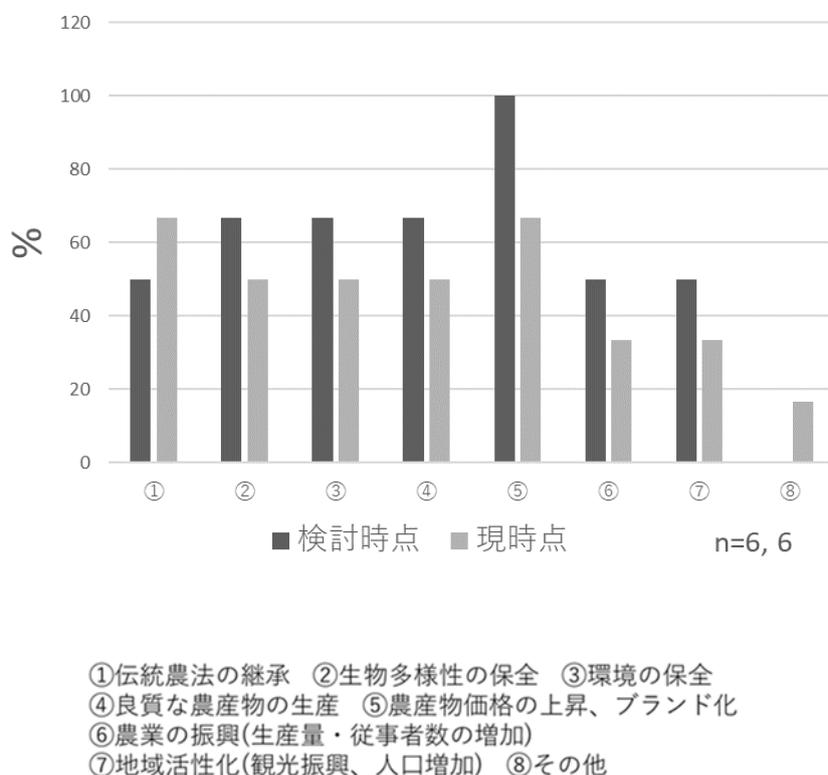


図11-7 茶草場農法実施者の世界農業遺産認定への期待
 出所) 質問票より筆者作製

第11章 世界農業遺産に対する茶生産者の認識と期待

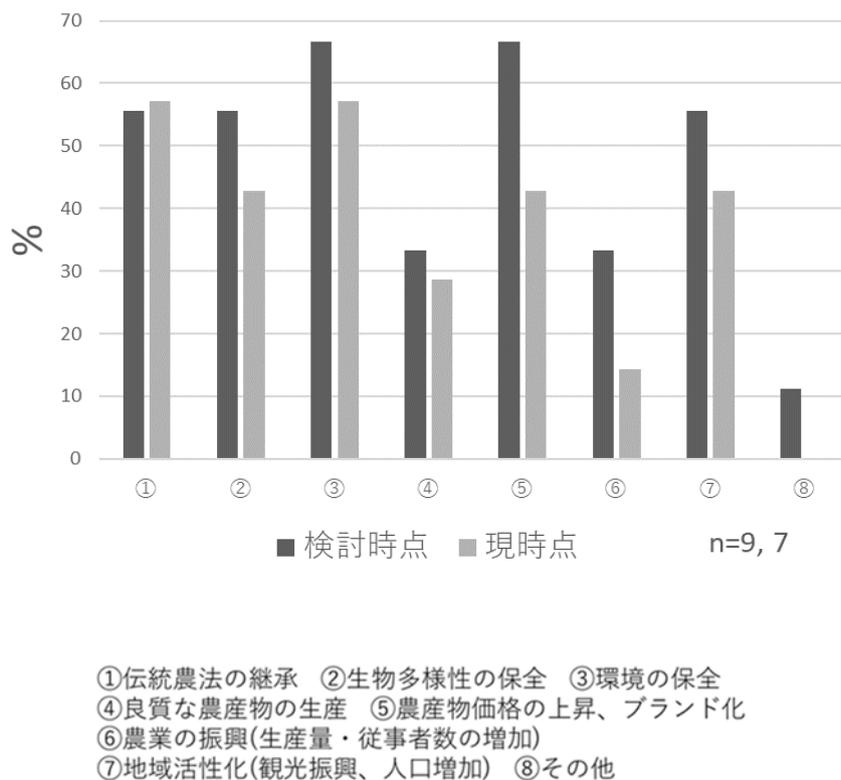


図 11-8 茶草場農法非実施者の世界農業遺産認定への期待
 出所) 質問票より筆者作製

3) 世界農業遺産認定に消極的となる理由

茶草場農法実施者と非実施者の質問4の集計結果は図11-9、図11-10のようになった。実施者では検討時点・現時点ともに、「⑥認定される必要性・利益がない」の選択率が100%となっていることが特徴である。世界農業遺産認定による経済的効果のないことが、認定を消極的に感じる理由となっていると考えられる。非実施者でも「⑥認定される必要性・利益がない」の選択率は60%程度あるがもっとも選択率が高いのは「⑤自分は茶草場農法をしていないから」となっている。ただし質問3と同様に標本数が少ないことには注意が必要である。

第 1 1 章 世界農業遺産に対する茶生産者の認識と期待

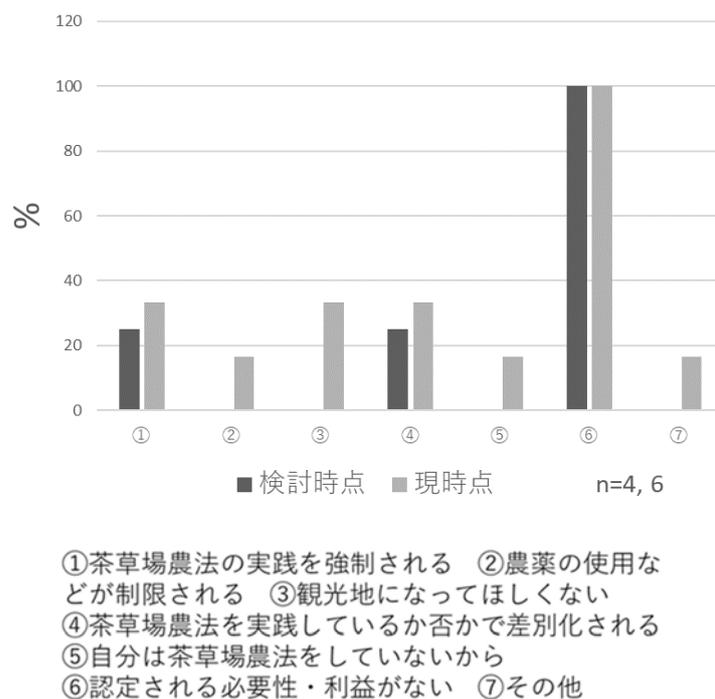


図 11-9 茶草場農法実施者の世界農業遺産認定に消極的となる理由 (出所) 質問票より筆者作製

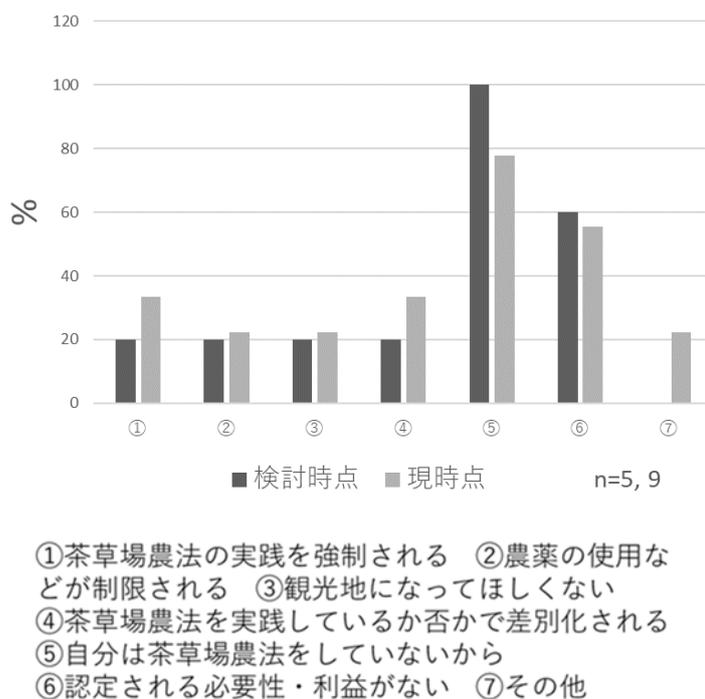


図 11-10 茶草場農法非実施者の世界農業遺産認定に消極的となる理由 (n=5, 9) (出所) 質問票より筆者作製

5. 結論

世界農業遺産の目的についての質問からは多くの生産者が世界農業遺産の本来の目的を正しく理解していることが確認できた。一方で世界農業遺産への地域の認定に期待していることとしてはその本来の目的の他に農産物の価格上昇のような経済的効果も含まれていることが示された。世界農業遺産に地域が認定されることへの生産者の認識は、検討時点と現時点の間で積極的から消極的へと変化している傾向があるが、この要因としては期待していた経済的効果が見込めないことが生産者の間で明らかとなったことが考えられる。また世界農業遺産の認定自体には茶草場農法を新たに始めたいと思わせる効果はない可能性が示唆された。

世界農業遺産への認定の目的は伝統的な農法の維持や生態系の保全、環境保全であるが、認定された茶草場農法を継続していくためにはその実施者が茶草場農法を継続していく動機や新たな実施者を増やすような動機を形成する必要がある。しかしながら世界農業遺産に認定されたというだけではこうした動機付けをすることは難しいということが示唆された。世界農業遺産に登録されたことをどう活かしていくか、また茶草場農法を継続していくためにどのような取り組みが必要かを今後検討していく必要がある。

参考文献

- 稲垣栄洋・楠本良延(2016)「静岡の茶草場農法」『農村計画学会誌』35(3) : 365-368.
- 武内和彦(2016)「日本における世界農業遺産 (GIAHS) の意義」『農村計画学会誌』35(3) : 353-356.
- 濱本和孝(2016)「世界農業遺産と日本農業遺産」『農村計画学会誌』35(3) : 357-360.
- 香坂玲・内山愉太(2016)「世界農業遺産認定の効果と課題についての一考察」『農村計画学会誌』35(3) : 361-364

補論 1 島田市茶草場農法体験記

倉部 りり子

島田市は、茶草場農法実践者に認定された協力者と共に、茶草場農法の体験イベントを年2回開催している。2019年11月16日（土）、筆者は戸石准教授の調査補助員として、金谷地区のカネトウ三浦園にて行われた茶草場農法体験イベントに参加した。また、同日に2020年2月の茶草場農法体験イベント協力者である伊久美地区の(株)いくみ村を訪問した。

*

体験イベントは朝9時半から、牧之原市との境にある切山地区の集会所で始まった。参加者は筆者を含めて7名、全員が島田市外からの参加で、筆者と戸石准教授の他にもう1人静岡県外から来た人がいた。最初に、カネトウ三浦園の三浦克暢さんと市の職員の方から、茶草場農法体験の場であるカネトウ三浦園と世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」についての説明があった。三浦家は元禄以前に遡る家系だという。

集会所を出ると、雲一つない晴天の下、一面の緑が広がっていた。4haにもなる広大な茶畑は、1990年代末に静岡空港建設のために整備された土地に新しく作られたという。茶草場は茶畑と道路の間にある緩やかな斜面に広がっていた。三浦さんと三浦さんのご両親の指導のもと、茶草場で草刈りから敷き込みまでを体験した。草刈り体験では背丈を越えるほどのススキやササ類を鎌で刈り集め、さらに紐で束ねていった。参加者は茎が硬くてなかなか刃が通らない茶草に悪戦苦闘しながらも、三浦さんたちからアドバイスをもらいつつ和やかなムードで草刈りを楽しんでいった。また、草刈り機を使った草刈り作業の様子も実演された。茶草が綺麗に並んで束ねやすく倒れるように機械を動かす、三浦さんのお父さんの絶妙な手さばきに皆が見入っていた。

草刈りの後は茶草の切断と敷き込み体験を行なった。刈り取ったばかりの茶草の束を切断機に差し入れると、数センチ程度に細切れされた茶草が取り付けた袋に溜まっていく。いっぱいまで詰めると20キログラム近い重さとなるという。敷き込み作業では袋を抱えて茶畑の畝間に少しずつ茶草を敷いていく。サンタクロースが持つ袋のようにたっぷり入っていた茶草袋も、茶畑に敷いてしまうとほんの4,5メートルほど進んだところでなくなってしまふ。空になったら再び茶草を詰めていき、切断と敷き込みを何度も繰り返しながら、丁寧に茶畑に茶草を入れていった。敷き込み作業は想像以上の重労働で、広い茶畑で茶草場農法を行う茶生産者の大変さを実感した。一方で、畝間に敷いた茶草の上を歩くとふわふわと柔らかく、この作業が茶畑の土を豊かにし、美味しい茶を作るのだと考えると大きな達成感を得られた。

草刈りや敷き込みを体験した後は、切山集会所前において、茶畑で参加者が拾い集めた茶の実を使った相撲大会が開催された。茶の実相撲は昔の子供の遊びで、茶の実をぶつけて実の固さを競い合い、相手の実を割った方が勝ちというゲームである。残念ながら筆者は初戦で敗退したが、お茶どころならではの遊びに触れることができ楽しかった。

補論 1 島田市茶草場農法体験記

その後、集会所の中でお弁当をいただきながらカネトウ三浦園で生産されている茶草場農法のお茶を飲み比べた。カネトウ三浦園では、やぶきたのみならず、つゆひかり、おくみどり、べにふうきなど、多様な品種のお茶が栽培されており、自製のお茶をネットでも販売している。特に、つゆひかりは最近力を入れている品種で、やぶきたからの改植も進んでいるという。今回試飲したものは緑茶、ほうじ茶、紅茶の3種類で、鮮やかな色合いと豊かな風味に驚いた。茶草場農法がお茶の味や香りに与える影響について化学的検証は得られていないが、三浦さんは茶草を入れることにより、奥深く複雑な味わいが生まれるのではないかと感じているようだ。そしてイベントの最後にはお茶が購入でき、それぞれ気に入ったお茶を持ち帰り、大変充実した体験となった。

三浦さんは個人でも申し込みに応じて茶草場農法体験イベントを実施されている。市への協力や、個人での開催の動機を伺うと、「お客さんと話せるのが楽しいから」と笑いながら仰った。



写真 1、2 草刈り作業の様子（以下、写真は全て筆者または戸石准教授撮影）



写真 3 草を敷く三浦さん



写真 4 茶の実相撲大会の開催所
切山地区集会所

*

カネトウ三浦園での体験イベント後、伊久美地区の(株)いくみ村を訪問し、代表の齊藤安彦さんと通販を担当されている西村真弓さんのご案内で、茶畑と茶草場の見学をした。(株)いくみ村は島田市で最初の茶草場農法実践認定者である。また、本専修とも縁が深く、「六次産業化」を提唱した農政学研究室の今村奈良臣元教授が齊藤家を訪問したという。

(株)いくみ村の茶草場はカネトウ三浦園とは対照的に、山の急傾斜地に位置しており、山道の脇にススキが背高く茂る幻想的な風景だ。齊藤さんは急な斜面をゴムサンダルですいすいと登られる。筆者が驚くと、「山育ちだから」と笑われた。冬中かけて、(株)いくみ村の「若い衆」2人が中心になってこの茶草場を刈り取り、茶畑に敷き込んでいくのだという。1年でも刈り取りを行わなければすぐに木が生えてきて茶草場がなくなってしまう。茶草場の管理は収入を求めて行う「稼ぎ」ではなく、ひ孫世代まで山を利用できるように続けなければならない「仕事」であるという話が印象的だった。茶畑は茶草場から少し離れた山の斜面に広がっており、幼木には花が咲いていた。土の保温や保湿のために茶草もたつぷりと敷かれており、茶畑 10a につきおよそ 1t トラック一台分の茶草を入れるそうだ。

(株)いくみ村では緑茶だけでなく、茶生産の技術や知識を柔軟に生かして、ウーロン茶や紅茶、さらに桜葉茶や甘茶（アジサイ）など、多種多様なお茶の生産を行なっている。桜（オオシマザクラ）の畑が茶草場のそばにあり、手で摘んだ桜の葉は茶に加工して販売したり、海外への輸出をしたりするという。

齊藤さんは2月の茶草場農法の体験会だけではなく、積極的に各種イベントを開き、地域の活性化に向けた取り組みを行なっている。齊藤さんは長年子供たちを対象にお茶づくり体験や伊久美地区の自然を生かした体験交流イベントを主催していた方でもあり、お話からはお茶生産に対するこだわりと、伊久美地区に対する深い愛情が感じられた。



写真4 齊藤さんと筆者、(株)いくみ村の茶草場にて



写真5 齊藤さん、茶草を敷いた茶畑にて

*

補論 1 島田市茶草場農法体験記

夏の聞き取りでは茶畑や茶草場に出て農法を体験することはできなかったが、今回の茶草場農法体験といくみ村訪問では、茶草場農法の面白さを実感し、農法を支える茶生産者の方々の熱意に触れることができた。このような機会を提供してくださった三浦さんと切山地区の皆様、齊藤さんと(株)いくみ村の皆様、島田市役所の皆様に感謝したい。そして、今後茶草場農法の素晴らしさがより広く認知され、世代を超えて継承されていくことを願う。

補論2

JA おおいがわにおける部門間のバランスと連携に向けた取り組み

清水里紗

1. はじめに

2019年8月9日午後、島田市を事業区域とするJA おおいがわ（大井川農業協同組合）の藤枝本店にて、理事兼農業振興局長下田吉昭氏、JA 営農経済部部长兼物流センター長鈴木教孔氏、営農経済部農業経営支援課 ASIAGAP 指導員福手裕三氏にインタビュー調査を行った。静岡県は日本における代表的な茶の産地でありながら都市的、工業的な地域も擁しており、JAの事業を利用する組合員の性格は極めて多様である。JA おおいがわはこうした多様な組合員のニーズを反映すべく工夫を重ねてきたが、近年より一層組合員が多様になる中で、部門の枠を超えた一体的な取り組みの必要性が大きくなっている。ここではまずJA おおいがわの概要、さらに各事業・取り組みについて紹介したのち、現在課題となっている部門間連携、そして今後の展望について述べる。

2. 組織の概要

JA おおいがわは静岡県のほぼ中央に位置し、平成5年に3市6町の6JA（岡部町、藤枝市、焼津市、大井川町、島田市、キタハイ）が合併して誕生した。その合併地域は、東西を走る東名高速道路によって南北に大きく分けられる。中山間地域が多くを占める北部は、茶やみかんの生産が盛んで農業を基軸としている。一方でベルト地帯に位置する南部は土地自体の資産価値が高く、北部ほど農業の重要性は高くないものの、水田や施設園芸が営まれている。

このように大きく特徴の異なる地域を合併した目的は、経営状態を安定させること、そして資源を一括して他に群を抜く産地を形成することであった。実際に今から約25年前の合併当時、北部は茶業によって、南部は土地の賃貸によって富裕な組合員が多く、営農経済部門も金融部門もともに安定し、農協全体での経営バランスは理想的な状態にあった。ただし北部の組合員は茶農協単位でまとまっていたのに対し、南部の組合員は個々の家族経営が中心であったため、農協全体で一本の施策を講ずることは当初から困難であり、地域の性格に合わせた施策が必要であった。また、内部留保についても合併前の各農協では大きな差があったため、利用高配当ではなく出資配当にするなどの対策が講じられた。

近年金融を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、経営を統合し安定させたことは現在に至るまで合併の大きなメリットであったといえる。しかしここ数年、茶価の低迷によって北部中山間地域と南部都市地域の組合員の格差が徐々に開いてきており、今までのバランスが崩れてしまう可能性もある。また、合併によって業務の効率化が進む反面、組合員との間に距離ができてしまったことも事実である。

3. 事業・取り組み

① 営農指導事業

合併による支店の減少にともない営農指導員数も減少したが、一方で管内では後継者の育成が大きな課題となっている。そこで若手の指導員が担い手育成塾を開催するなど、新たな試みも多く行われている。さらに指導員が ASIAGAP の指導資格を取得することで、従来の栽培技術を中心とした指導から農家経営全般にかかわるライフアドバイザーのような指導へと、その指導内容も発展してきている。

② 経済事業

近年、後継者不足や耕作放棄地の増加、ホームセンターその他商系業者との資材価格の競争、さらに管内の主要作物であるお茶の価格低迷もあり、農家自身が生産コスト削減を考えなければならない状況の為、組合員の経済事業利用量は減少しており、事業運営は厳しさを増している。そこで、県レベルでのみかん輸出や地元でのマルシェ開催など、多様な売り先を開拓する試みが行われている。

③ 茶の加工事業

茶業の垂直統合の度合いには産地ごとに違いがみられる。例えば埼玉県では茶農家が自園で生産、加工、販売まで行うのが一般的であるのに対し、静岡県では茶農家が生産した生葉を茶農協で荒茶まで加工して茶商に販売するのが一般的である。このように垂直統合が比較的弱い静岡県は日本一の茶の産地として有名ではあるものの、生産地域ごとに銘柄が細分化されておりスケールメリットが発揮しにくいという特徴もある。(例えば埼玉県狭山市の茶が「狭山茶」として有名であるのに対し、静岡県の茶には「川根茶」、「本山茶」など数十種類のブランド銘柄があり、管内で生産されるお茶が個別に有名なわけではない)。そこで、仕上げまで JA で一貫して行うことで産地としての力を発揮することを目的に設置されたのが加工事業である。

④ 信用・共済事業

金融を取り巻く環境が厳しさを増す中、JA おおいがわの信用・共済事業の強みは地域に密着していることにあり、特に南部に多い准組合員、つまり土地持ち非農家の理解を得るといった課題に継続して取り組んできた。JA おおいがわにおいて、信用・共済事業の利益は事業総利益の最も多くを占めている。

⑤ 地域とのかかわり

高齢者福祉に関しては、約 20 年にわたって継続した取り組みが行われている。また JA 改革を機に、女性の就業機会を確保するため保育所も新たに設置した。

4. 現在の課題と今後の展望

現在 JA おおいがわでは、前述した事業・取り組みの間でのバランスと連携が大きな課題となっている。

例えば信用・共済事業が事業総利益に大きく貢献する一方で、営農指導事業など直接収益の見込めない事業もあり、全体として収支の均衡は取れているものの部門別のバランスが良いとは言えない。ただし現在、営農指導事業では技術面から経営面へと指導内容が拡大しつつあることから、農業融資において信用・共済事業との連携が生み出せるのではないかと、というシナジー効果が期待されており、事業間の連携によってバランスの問題を克服でき

る可能性がある。

さらに、ある程度株式会社のように事業の選択と集中を行うことでバランスをとるという方法もある。実際に来年秋オープン予定の賑わい交流拠点「KADODE OOHIGAWA (かどでおおいがわ)」は、あえて株式会社として設立している。今後は組合員の所得向上のため、事業によっては協同組合に限らず最も適した組織形態で運営することを考えている、とのことだった。

今後も正組合員の減少、および准組合員の増加は全国的に続くものと思われ、特に都市的地域を含む JA おおいがわではその傾向が顕著にみられる。従来から准組合員制度を認めるか否か、という議論は繰り返し行われてきたが、JA おおいがわでは「正組合員は作る人、准組合員は食べる人として互いを必要とし合う仕組み」があれば良いのではないかと考えている。これまで組合は組合員が利用してくれるからこそ運営してこられたが、今後も「なくてはならない農協」として地域に認知されるよう、より幅広い取り組みに力を入れていく予定である。

5. むすび

以上のように、JA おおいがわは時代の変化に合わせて組合員の生活向上を第一の目標に様々な工夫を続けてきた。茶の国内需要の減少や金融を取り巻く環境の変化、さらに近年の農協改革の影響もあり、組織の在り方は今後も変化を迫られるものと思われる。その際、組合員のニーズを正確に把握したうえで、前例にとらわれない柔軟な対応を組織として主体的に選択していくことが重要だろう。この報告が今回の調査対象地域における農業の全体像を把握するための一助となれば幸いである。最後に、調査にご協力いただいた方々に心より感謝申し上げたい。

島田市の茶草場農法に関する意識調査 ～世界農業遺産と茶草場農法について～

松原秀平*・近藤諒一郎*・石川清貴**・河原玄**

*東京大学農学部 **東京大学大学院農学生命科学研究科

1. はじめに

● 調査の背景

- ・2013年5月、島田市が隣接する4市町と共に「静岡の茶草場農法」のサイトとしてFAOの世界農業遺産に登録
- ・島田市の生産者が茶草場農法に関してどのような意識を持っているか、不明な部分も多い

● 調査の概要（2019年8月6日～9日）

- ・島田市の41生産者（茶草場農法の実践者・非実践者双方を含む）にアンケートと聞き取りによって意識調査を実施。有効回答を対象に「世界農業遺産」と「茶草場農法」について分析

2. 世界農業遺産に関する意識

① 問題意識

島田市の地域としての世界農業遺産への意識を明らかにする

② 調査内容

- 対象：島田市内の生産者
内容：選択式設問（複数回答可）で回答を依頼
- ① 世界農業遺産の意義の理解
 - ② FAO認定に対して積極的か消極的か
 - ③ 世界農業遺産に対する期待または懸念

③ 調査結果

- ① 生産者は世界農業遺産の理念を正しく理解（図1）
- ② 登録の時点では「積極的」が「消極的」を4ポイント上回るが、現時点では反対に「消極的」が過半
- ③ 登録時点では、世界農業遺産の本来の意義よりも農産物価格の上昇やブランド化に対する期待が大きいですが、現時点ではこうした期待は縮小（図2）

図1 世界農業遺産の理解

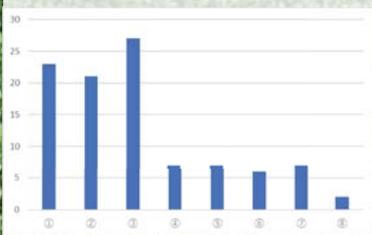
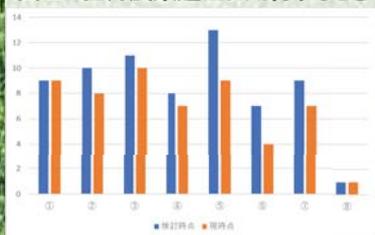


図2 世界農業遺産に期待すること



① 伝統農法の継承 ② 生物多様性の保全 ③ 環境の保全 ④ 良質な農産物の生産、
⑤ 農産物価格の上昇、ブランド化 ⑥ 農業の振興 ⑦ 地域活性化 ⑧ その他

④ 考察

- ・島田市の生産者は、世界農業遺産登録の意義を評価
 - ・茶価の上昇やブランド化に対する期待の縮小に伴い、一部の生産者の間で関心の低下がみられる
- ⇒茶草場農法の保存・継承という観点から世界農業遺産のもつ本来の意義を付加価値に繋げる仕組みが必要

3. 茶草場農法に関する意識

① 問題意識

茶草場農法への島田市の生産者の意識を明らかにする

② 調査内容

- 対象：島田市内の生産者
内容：茶草場農法について*選択式設問で回答を依頼
- ① 始めた理由 *複数回答可
 - ② 満足度およびその理由
 - ③ 今後の継続予定およびその理由

③ 調査結果

- ・回答者を下記の3グループに分け、傾向を分析
 - A 現在実践している
 - B 実践した経験なし
 - C 実践した経験があるが、現在は実践していない
- ・結果
 - ・生産者は「生態系保全」や「伝統」のような地域貢献活動の要素に満足する人が多い（表1）
 - ・多くの生産者が労働時間の長さ、価格上昇に繋がらないことを指摘（表1）

表1 茶草場農法を始めた理由・満足している点・不満な点

	始めた理由			満足している点			不満な点	
	伝統	品質	生態系	伝統	品質	生態系	労働	単価
A(n=11)	8	4	2	6	2	2	3	0
B(n=11)	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	未調査	9	3
C(n=10)	3	2	1	未調査	未調査	未調査	8	4

伝統……伝統ある農法の維持のため（始めた理由）／伝統ある農法を維持できている（満足している点）
品質……品質の良化のため（始めた理由）／品質が良くなった（満足している点）
生態系……生態系の保全に関心があった（始めた理由）／生態系の保全に貢献できた（満足している点）
労働……労働が負担になっている
単価……単価が変わらない

④ 考察

- 茶草場農法の発展的継承には下記の取組が必要
- ① 地域貢献の側面を強くアピールし、多くの生産者を巻き込むこと
 - ② 労働負担の解消・軽減するか、労働に見合った付加価値を与えるといった取組が必要

4. まとめ

- ・島田市の生産者は、茶草場農法の世界農業遺産への登録を地域の伝統文化の保全等の観点から評価するとともに、農法の実践を地域貢献という点から評価
- ・茶草場農法の保存・継承には、世界農業遺産のもつ本来の意義を価値に繋げる仕組みの構築と、地域貢献という側面をより強くアピールすることが必要

島田市の茶草場農法の実態に関する調査

～茶草場と草刈り作業の関係を中心に～

宇都宮涼*・倉部りり子*・中田敢士**

*東京大学農学部 **東京大学大学院農学生命科学研究科

1. はじめに

● 本調査の背景：島田市の茶草場農法実践者と市の取り組み

- ・島田市の茶草場農法の実践者には世界農業遺産認定取得者と非取得者がいる。しかし、認定取得者以外の実践者の実態は未だに不明な部分も多く、島田市の茶草場農法の全貌は謎に包まれている
- ・市は2025年までに茶草場農法認定取得者数を現在の16から23に増やすことを目指し、様々な取り組みを実施

● 本調査の概要（2019年8月6日～9日）

- ・島田市内の41生産者（茶草場農法の実践者・非実践者双方を含む）にアンケートと聞き取りを実施。有効回答をもとに、「茶草場農法と労働についての認識」と「茶草場と草刈り作業」について分析

2. 茶草場農法と労働についての認識

① 問題意識

- ・茶草場農法は茶の品質を高める一方、地域の生物多様性の維持にも貢献
- ・持続可能な農業のモデルとして推進すべき農法だが、労働負担の大きさや収益が増えないことが課題

② 調査内容

対象：茶草場農法の実践者、非実践者

内容：10aの農地で茶草場農法を行なったと仮定し、生産に与える変化について4段階評価で回答。変化については、定量的な調査も実施

③ 調査結果

- ・茶草場農法には販売価格や収穫量を上げる効果はなく、土壌の質を高める効果があるとする生産者が多い
- ・茶草場農法を実践していない生産者の方が、茶草場農法が茶葉の品質を高めると答えた割合は大きく、茶草場農法導入で増加する労働量を過小評価（図1、2）

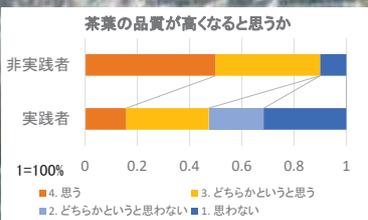


図1 茶草場農法が茶の品質に与える影響の認識

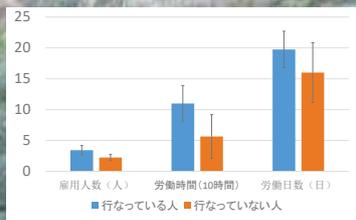


図2 茶草場農法実践時の労働増加量の認識

④ 考察

- ・実践者と非実践者に共通した認識：茶葉の品質が向上
 - ・実践者と非実践者で異なる認識：茶葉の品質や労働は非実践者が実践者よりポジティブに評価
- ⇒茶草場農法の継続と拡大のため、行政は農法の影響を正確に把握し、実践者を支援するのが望ましい

3. 茶草場と草刈り作業

① 問題意識

- ・茶草場農法を継続、拡大する際の課題として草刈りや敷き込みの作業負担が大きいことが考えられるが、実際の作業にかかる時間や労力は不明
- ・茶草場や茶園の分散が負担増加をもたらす可能性

② 調査内容

対象：茶草場農法の実践者

内容：茶園や茶草場の地理情報（数、面積、平均的な傾斜、茶園と茶草場間の移動距離）や、茶草場農法に関わる作業（作業の時期・作業時間等）

③ 調査結果

- ・約66%の茶草場は茶園に隣接または徒歩圏内。一方、約34%の茶草場は車で5分以上離れた場所にある
- ・茶草場農法の作業時間は、平均して草刈りが11.3日、切断が8.75日、敷き込みに8.90日
- ・茶草場団地数と作業日数の間に正の相関（図3、4）

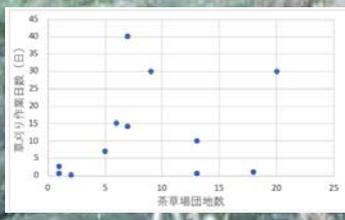


図3 茶草場団地数と草刈り作業日数

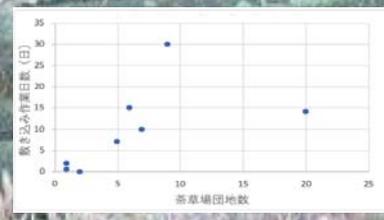


図4 茶草場団地数と敷き込み作業日数

④ 考察

- ・茶園と茶草場の距離には多様性がある
- ・茶草場の団地数の増大は作業時間の増大
- ・茶草場の交換分合は作業負担の軽減につながる
- ・茶草場の傾斜や茶園との距離：作業時間の長さに影響

4. まとめ

- ・茶草場農法は茶の品質を高めるという評価が、島田市の生産者の間で共通する一方で、労働については、実践者の方が非実践者より負担が大きいと感じている。よって、労働負担が茶草場農法拡大の障害となる恐れがある
- ・多くの茶草場は茶園と隣接しているが、そうでないものもある。交換分合による、労働の効率化が可能
- ・茶草場の交換分合を通じた作業の効率化が可能であれば、茶草場農法の継続や拡大は可能である

あとがき

あとがき

ティーチング・アシスタント

学生の皆様、1年を通じた実習お疲れ様でした。また、実習の準備および聞き取り調査に御協力をいただいた島田市の皆様はこの場を借りて御礼を申し上げます。本実習のTAを引き受けるにあたり、適切な指導ができるかどうか不安な面がありましたが、担当した学生の積極的な姿勢と教員の皆様からの的確な助言により、調査票の設計から聞き取り調査の実施、報告書の作成まで、実習の運営を最後までサポートすることができました。

本実習の意義は、卒業論文の執筆を翌年に控え、そこで必要とされるスキルを磨くことにあると考えています。文献レビューや予備調査から自分なりの仮説を設定し、それを学術的に検証する技術には、実際に作業して初めて理解できるものも少なくないと思います。学生の皆様においては、研究の方法を一通り体験することにより、得意とするところ、足りないところを認識できたのではないのでしょうか。また、本年度は茶業の盛んな地域にご協力をいただいたこともあり、多種多様な経営体からお話を伺う中で、誰にでも分かり易い説明や文章を心掛ける、相手の立場に配慮する等、研究に限らず有用なスキルも身に付けられたのではないのでしょうか。

一方、今後の課題として、経営形態の多様さという点では非常に恵まれた調査であったにも関わらず、地域や業種の抱える課題に対する切り口が単調であったという点があります。学内報告での講評でも、個人・法人・協同組合といった組織の違い、自園・自製・自販といった経営範囲の違い、さらには茶工場の生産者コミュニティや茶商との関係など、茶業特有のサプライチェーンを横断的に観察する視点に欠けているという指摘がありました。伝統的に茶業が抱えている協同性や加工工程における連携は、法人化や六次産業化の進展により薄れつつあるとしても、この地域や業種の問題を分析し、有用な示唆を得るために必要な着眼点であったと反省しております。限られた時間の中で調査先の実態や課題を理解し、その本質に接近することは容易ではありませんが、学生の皆様に指導する立場にある者として（また研究者として）、今後もその精度を高めてまいります。

最後に、私の指導において至らなかった点として、学生の多様な関心に対応するための幅広い専門知識、フィールド調査の経験、農林水産業の実態に対する深い洞察を、今後の研鑽を通じて身につけていきたいと思っております。

(石川清貴)

*

3年生の皆さん、1年間に及ぶフィールドワーク実習、本当にお疲れ様でした。この1年間を通してそれぞれの学生が考えることを通して大きく成長してくれたと確信しています。

島田市役所の皆様には、事前調査に始まり、本調査、現地報告会に至るまで、親身にご対応いただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。現地調査会では、お忙しい中市長様にもご出席いただき、質疑応答や交流を通じて学生たちも大

きな刺激を受けたと思います。

また、聞き取り農家の皆様につきましても、聞き取りに際し、調査項目が多岐にわたったこともありお手数、ご迷惑をおかけしたこともあったかと思いますが、懇切丁寧にご対応いただき本当にありがとうございました。本調査最後の夜の懇親会では、普段聞くことのできない農業の実情についてのお話を伺うこともでき、私にとっても非常に貴重な経験になりました。

フィールドワーク実習はたびたび、「卒論の役に立つ」と言われることがあります。しかし、問題意識を持つことから始まり、その問題に対応する参考文献集め、課題や仮説を設定しそれらを踏まえた調査票の作成、その後の聞き取り、分析と一貫した目的意識のもと報告書を作成することは、卒業論文はもちろんのこと、今後の人生に大きな実りになると考えています。

TA として担当する学生の成長は目を見張るものがあり、私自身も担当する学生から刺激を受けることもありました。私も学部 3 年生のときにはフィールドワーク実習を履修していたこともあり、たびたび当時のことを考えながら取り組んでいたのですが、当時の自分と見比べても非常に頼もしい印象を受けました。1 年間 TA としてフィールドワーク実習に関わるにあたって安藤先生、戸石先生、竹田先生には多くのご指導をいただき、大変お世話になりました。

TA として力不足だったこともあり、先生方や学生の方々にもご迷惑をおかけしたことが多々あったこととは思いますが、それらの点を踏まえつつもこの経験を今後の大学院生としての生活、また今後の人生に活かしていけたらと考えております。

(河原玄)

*

学部 3 年生のみなさん、1 年間に渡るフィールドワーク実習、お疲れ様でした。また、調査にご協力いただいた島田市のみなさま、さらに、指導にあたって様々なサポートをしていただいた安藤先生、戸石先生、竹田先生、他の TA のみなさんにこの場を借りて改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回は茶を対象としたフィールドワークで、学科における研究・指導の蓄積が必ずしも十分でない領域において報告書を作成することとなりました。実習の山場の一つである研究テーマの設定においては、「過去の先輩の分析内容を引き継ぐテーマを設定する」というような「技」が使えず、受講者全員が自分自身の関心にもとづきテーマを設定することになりました。このような取り組みを行う際には、「ゼロから何かを生み出す」ことが求められ、いわゆる「試験勉強」では経験したことがない苦しさを感じた人もいたと思います。一方で、今回、試行錯誤して時に「一歩進んで二歩下がる」というようなこともしながら前に進んでいくという経験をしたことで、今後の人生でさらに大きな困難に直面したときに、「フィールドワークで同じようなことを経験したし、なんとかなるだろう」ときっと前向きになることができるのではないのでしょうか。

ところで、実は、私自身も学部時代から東大の農経でお世話になっていますが、当時は諸事情でフィールドワーク実習を履修しておらず、今回は自分が体験していない授業の TA を

あとがき

務めることとなりました。学部3年生を指導する立場で授業に参加させていただきましたが、現地調査のときには私も農家訪問の一部に同行することができ、学部時代の「忘れ物」を回収させていただいた気分です。特に、聞き取り調査の中で自分が持っていた仮説が覆された瞬間は、大きな驚きを感じると同時に好奇心が刺激され、非常に印象深く記憶に残っています。先生方から「いろんな授業を受けたが、今になって覚えているのはフィールドワーク実習（だけ）だ」という話をお聞きすることがありましたが、自分自身で実習に参加してみても、先生方が仰っていたことがなんとなくわかるようになったと思います。

最後に、私の指導には至らぬ点多々あったと思いますが、この授業を履修して下さった学部3年生のみなさんが、研究におけるフィールドワークの重要性、報告書完成のためのノウハウ、さらには今後の人生の糧となる何かをこの授業から学び取ってくれていれば幸いです。

(中田敢士)